CZ-4-3
1200404246545

第四十七回
第四十八回 国会制定法

第四十七回国会会期｛昭和三十九年十一月九日から
昭和三十九年十二月十八日まで｝

第四十八回国会会期｛昭和三十九年十二月二十一日から
昭和四十年六月一日まで｝

参議院法制局

第四十七回国会制定法

会期 昭和三十九年十一月九日から
昭和三十九年十二月十八日まで

参議院法制局

凡例

一、本書は、第四十七回国会（臨時会）｛昭和三十九年十一月九日から 昭和三十九年十二月十八日まで｝を通過成立した法律十三件｛閣法　十二件 衆法　一件｝―昭和三九年法律第一七三号から同第一八五号まで―を収録したものである。

二、収録した法律は、その公布番号の順序に従つて、配列した。

三、目次（法律の公布番号順）、件名索引（五十音順）及び部門別索引を掲載した。

右の目次、索引及び本文の題名の下に「（衆法）」と表示してあるのは、議員提出の法律案中衆議院議員提出のものであることを示し、その他は、すべて内閣提出のものである。

~~320.91 Sa594h~~
CZ
4
3

國立國會
41.1.12
圖書館藏書

684397

目次

法律第百七十三号　石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律（昭和三十九年十二月十七日公布）……一
法律第百七十四号　一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭和三十九年十二月十七日公布）……一
法律第百七十五号　防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律（昭和三十九年十二月十七日公布）……二四
法律第百七十六号　裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十九年十二月十七日公布）……三四
法律第百七十七号　検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和三十九年十二月十七日公布）……三七
法律第百七十八号　国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十九年十二月十七日公布）（衆法）……四〇
法律第百七十九号　特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭和三十九年十二月十七日公布）……四一
法律第百八十号　昭和三十九年度分の地方交付税の特例等に関する法律（昭和三十九年十二月十七日公布）……四四
法律第百八十一号　交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律（昭和三十九年十二月十七日公布）……四七
法律第百八十二号　法務省設置法の一部を改正する法律（昭和三十九年十二月二十一日公布）……四八
法律第百八十三号　農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律（昭和三十九年十二月二十二日公布）……四八
法律第百八十四号　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律（昭和三十九年十二月二十四日公布）……四九
法律第百八十五号　防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律（昭和三十九年十二月二十八日公布）……五〇

件名索引（五十音順）

（注）○印は、第四十七回国会を通過成立した法律を示す。

△印は、右法律によつて改正された法律を示す。

例えば、

△自衛隊法（昭二九—法一六五）の一部改正（昭三九—法一八五）とあるのは、昭和三十九年法律第百八十五号（防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律）によつて、自衛隊法（昭二九—法一六五）が一部改正されたことを示す。

（い）

○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭三九・一二・一七・法一七四）……一

△一般職の職員の給与に関する法律（昭二五—法九五）の一部改正（昭三九—法一七四）……一〇

△一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭三二—法一五四）の一部改正（昭三九—法一七四）……一〇

△一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭三二—法一五四）の一部改正（昭三九—法一七四）……一八

△一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭三八—法六）の一部改正（昭三九—法一七四）……一〇

（け）

○検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律（昭三九・一二・一七・法一七七）……三七

△検察官の俸給等に関する法律（昭二三—法七六）の一部改正（昭三九—法一七七）……三八

△検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（昭三二—法一五七）の一部改正（昭三九—法一七七）……三九

△激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭三七—法一五〇）の一部改正（昭三九—法一八四）……四九

（こ）

○国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律（昭三九・一二・一七・法一七八）（衆法）……四〇

○交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律（昭三九・一二・一七・法一八一）……四七

△国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭二二—法八〇）の一部改正（昭三九—法一七九）……四三

△国家公務員等の旅費に関する法律（昭二五—法一一四）の一部改正（昭三九—法一七四）……二

（さ）

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（昭三九・一二・一七・法一七六）……三四

△裁判官の報酬等に関する法律（昭二三—法七五）の一部改正（昭三九—法一七六）……三五

（し）

○昭和三十九年度分の地方交付税の特例等に関する法律（昭三九・一二・一七・法一八〇）……四四

△自衛隊法（昭二九—法一六五）の一部改正（昭三九—法一八五）……五〇

（せ）

○石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律（昭三九・一二・一七・法一七三）……一

（て）

○天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律（昭三九・一二・二四・法一八四）……四九

（と）

○特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭三九・一二・一七・法一七九）……四一

△特別職の職員の給与に関する法律（昭二五—法二五二）の一部改正（昭三九—法一七九）……四二

（の）

○農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律（昭三九・一二・二一・法一八三）……四八

（ほ）

○防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律（昭三九・一二・一七・法一七五）……二四

△防衛庁職員給与法（昭二七—法二六六）の一部改正（昭三九—法一七五）……二六

△防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭三一—法一五五）の一部改正（昭三九—法一七五）……二六

△防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭三一—法一五五）の一部改正（昭三九—法一七五）……二九

○法務省設置法の一部を改正する法律（昭三九・一二・二一・法一八二）……四八

○防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律（昭三九・一二・二八・法一八五）……五〇

△防衛庁設置法等の一部を改正する法律（昭三七—法一三二）の一部改正（昭三九—法一八五）……五一

部門別索引

（注）一、第四十七回国会を通過成立した法律を、第一国会、第二行政一般、第三地方制度、第四司法・法務、第五財政、第六農林・水産、第七商工、第八建設、第九国防の九部門に分類して掲載した。

二、○印は、同国会を通過成立した法律を示す。

△印は、右法律によつて改正された法律を示す。

例えば、

△自衛隊法（昭二九—法一六五）の一部改正（昭三九—法一八五）とあるのは、昭和三十九年法律第百八十五号（防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律）によつて、自衛隊法（昭二九—法一六五）が一部改正されたことを示す。

第一 国会

○国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律（昭三九・一二・一七・法一七八）（衆法）……四〇

△国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭二二—法八〇）の一部改正（昭三九—法一七九）……四三

第二 行政一般

○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭三九・一二・一七・法一七四）……一

△一般職の職員の給与に関する法律（昭二五—法九五）の一部改正（昭三九—法一七四）……一〇

△一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭三一—法一五四）の一部改正（昭三九—法一七四）……一〇

△一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭三一—法一五四）の一部改正（昭三九—法一七四）……一八

△一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭三八—法六）の一部改正（昭三九—法一七四）……一〇

○特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭三九・一二・一七・法一七九）……四一

△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四—法二五二）の一部改正（昭三九—法一七九）……四二

△国家公務員等の旅費に関する法律（昭二五—法一一四）の一部改正（昭三九—法一七四）……二

第三 地方制度

○昭和三十九年度分の地方交付税の特例等に関する法律（昭三九・一二・一七・法一八〇）……四四

第四 司法・法務

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（昭三九・一二・一七・法一七六）……三四

△裁判官の報酬等に関する法律（昭二三—法七五）の一部改正（昭三九—法一七六）……三五

○検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律（昭三九・一二・一七・法一七七）……三七

△検察官の俸給等に関する法律（昭二三—法七六）の一部改正（昭三九—法一七七）……三八

△検察官の俸給等に関する法律の一部を、改正する法律（昭三一—法一五七）の一部改正（昭三九—法一七七）……三九

○法務省設置法の一部を改正する法律（昭三九・一二・二一・法一八二）……四八

第五　財　　政

○交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律（昭三九・一二・一七・法一八一）……四七

第六　農林・水産

○農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律（昭三九・一二・一三・法一八三）……四八

○天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律（昭三九・一二・二四・法一八四）……四九

第七　商　　工

○石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律（昭三九・一二・一七・法一七三）……一

第八　建　　設

△激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭三七―法一五〇）の一部改正（昭三九―法一八四）……四九

第九　国　　防

○防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律（昭三九・一二・一七・法一七五）……二四

△防衛庁職員給与法（昭二七―法二六六）の一部改正（昭三九―法一七五）……二八

△防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭三二―法一五五）の一部改正（昭三九―法一七五）……二八

△防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭三二―法一五五）の一部改正（昭三九―法一七五）……二九

○防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律（昭三九・一二・二八・法一八五）……五〇

△防衛庁設置法等の一部を改正する法律（昭三七―法一三二）の一部改正（昭三九―法一八五）……五一

△自衛隊法（昭二九―法一六五）の一部改正（昭三九―法一八五）……五〇

法律第百七十三号（昭三九・一二・一七）

◎石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律

石炭鉱山保安臨時措置法（昭和三十六年法律第百九十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「この法律の施行後三年を経過した日に」を「昭和四十三年三月三十一日限り」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第百七十四号（昭三九・一二・一七）

◎一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第一条　一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「附則第二十五項」を「附則第二十四項」に改める。

第六条第一項に次の一号を加える。

八　指定職俸給表（別表第八）

第六条第三項中「職員」の下に「（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）」を加える。

第六条の二を次のように改める。

第六条の二　指定職俸給表の適用を受ける職員のうち事務次官、大学の学長その他の官職を占める職員で人事院規則で指定するものの俸給月額は、同表の甲欄に掲げる俸給月額のうち、その官職に応じて人事院規則で定める号俸の額とする。

2　指定職俸給表の適用を受ける職員のうち前項の規定に基づく人事院規則で指定する職員以外の職員の俸給月額は、同表の乙欄に掲げる俸給月額のうちから、人事院が定める。この場合において、職員が最高の号俸を受けるに至つた時から長期間を経過したときは、その号俸をこえる俸給月額を定めることができる。

第六条の三を削る。

第八条第三項中「俸給表」の下に「（指定職俸給表を除く。）」を加え、同条第四項中「他の職務の等級に移つた場合」の下に「（指定職俸給表の適用を受ける職員が他の俸給表の適用を受けることとなつた場合を含む。）」を加え、同条第六項本文中「職員」の下に「（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）」を加える。

第十二条第二項中「から百円を控除した額」を削り、同項及び同条第三項中「三百円」を「四百円」に、「三百五十円」を「四百五十円」に改める。

第十七条第二項後段を次のように改める。

年末年始等で人事院規則で定める日において勤務した職員についても、同様とする。

第十九条の二第一項中「宿直勤務又は日直勤務」を「宿日直勤務」に、「三百六十円」を「四百二十円」に、「その宿直勤務」を「宿直勤務」に、「四百二十円」を「五百四十円」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、常直的な宿日直勤務にあつては、その額は、月額三千円をこえない範囲内において人事院規則で定める額とする。

第十九条の三第二項各号列記以外の部分中「百分の百」を「百分の百十」に、「百分の二百」を「百分の二百十」に改める。

第十九条の四第二項中「百分の三十」を「、次の各号に掲げる支給日の区分に応ずる割合」に改め、同項に次の各号を加える。

一　三月十五日　百分の四十

二　六月十五日及び十二月十五日　百分の三十

第十九条の五第一項中「第八条、」を削り、「第六条の二」を「第六条の二第一項」に改め、「官職を占める」を削り、同条第二項中「、第十八条及び第十九条の二」を「及び第十八条」に改める。

別表第一から別表第七までを次のように改める。

別表第一　行政職俸給表

イ　行政職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
号　俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	73,300	53,200	44,000	35,400	26,800	21,200	18,100	13,600
2	77,100	56,100	46,300	37,500	28,800	22,800	19,100	14,100
3	80,900	59,000	48,600	39,600	30,800	24,500	20,100	14,600
4	84,700	61,900	50,800	41,700	32,800	26,300	21,200	15,100
5	88,500	64,800	53,000	43,800	34,800	28,100	22,700	15,600
6	92,300	67,700	55,200	45,800	36,800	29,900	24,200	16,300
7	96,100	70,600	57,400	47,800	38,700	31,700	25,700	17,200
8	99,900	73,400	59,600	49,800	40,600	33,500	27,300	18,100
9	103,700	76,200	61,800	51,700	42,300	35,200	28,900	19,000
10	107,200	78,700	64,000	53,600	43,900	36,800	30,500	19,900
11	110,200	80,800	66,200	55,500	45,300	38,400	31,700	20,800
12	112,200	82,900	68,400	57,400	46,700	39,700	32,900	21,800
13	114,200	84,700	70,600	59,300	47,900	41,000	34,100	22,900
14	116,200	86,500	72,600	61,200	48,900	42,000	34,900	23,900
15	118,200	88,300	74,200	63,000	49,900	43,000	35,700	24,500
16			75,800	64,800	50,900	44,000		25,100
17				66,300	51,900	45,000		25,700
18				67,800	52,900	46,000		

備考　この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ　行政職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号　俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	28,400	21,300	18,300	13,800	11,800
2	30,000	22,600	19,300	14,400	12,300
3	31,600	23,900	20,300	15,000	12,800
4	33,200	25,400	21,300	15,700	13,300
5	34,800	26,900	22,300	16,500	13,800
6	36,400	28,400	23,300	17,400	14,300
7	38,000	29,700	24,500	18,300	14,800
8	39,400	31,000	25,700	19,200	15,400
9	40,800	32,300	26,800	20,100	16,200
10	42,200	33,500	27,800	21,000	17,000
11	43,500	34,700	28,800	21,700	17,800
12	44,500	35,900	29,800	22,400	18,500
13	45,500	36,900	30,800	23,000	19,100
14	46,500	37,900	31,500	23,600	19,600
15	47,500	38,900	32,200	24,300	20,100
16	48,500	39,600	32,900	25,000	20,600
17	49,300	40,300	33,600	25,700	21,200
18	50,100	41,000	34,300	26,400	21,800
19	50,900	41,700	35,000	27,100	22,400
20	51,700	42,400	35,600	27,800	23,000
21	52,500	43,000	36,200	28,500	23,600
22	53,300	43,600	36,800	29,200	24,300
23	54,100	44,200	37,400	29,900	25,000
24	54,900	44,800	38,000	30,500	25,700
25	55,700	45,400	38,600	31,100	26,400
26	56,500			31,700	27,000
27					27,600
28					28,200
29					28,800
30					29,400

備考　この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二　税務職俸給表

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号　俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	61,900	53,200	40,600	31,800	24,500	20,100	14,700
2	64,800	56,100	42,700	33,800	26,400	21,200	15,300
3	67,700	59,000	44,800	35,800	28,300	22,700	15,900
4	70,600	61,900	46,900	37,800	30,200	24,200	16,500
5	73,400	64,800	48,900	39,800	32,100	25,700	17,200
6	76,200	67,200	50,900	41,700	33,900	27,300	18,100
7	78,700	69,200	52,800	43,600	35,700	28,900	19,000
8	81,200	71,200	54,700	45,300	37,500	30,500	19,900
9	83,400	73,000	56,600	47,000	39,300	32,000	20,800
10	85,600	74,800	58,500	48,600	40,900	33,500	21,800
11	87,600	76,600	60,400	50,000	42,500	34,800	23,200
12	89,600	78,400	62,300	51,400	43,800	36,000	24,500
13			64,200	52,600	45,100	37,200	25,300
14			66,100	53,600	46,100	38,000	26,000
15			67,900	54,600	47,100	38,800	26,700
16			69,700	55,600			
17			71,300				
18			72,900				

備考　この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三　公安職俸給表

イ　公安職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号　俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	61,900	53,200	40,600	27,800	20,100	17,100	15,400
2	64,800	56,100	42,700	29,800	21,300	18,100	15,900
3	67,700	59,000	44,800	31,800	23,000	19,100	16,400
4	70,600	61,900	46,900	33,800	24.800	20,100	17,100
5	73,400	64,800	48,900	35,800	26,700	21,300	18,100
6	76,200	67,200	50,900	37,800	28,600	22,900	19,100
7	78,700	69,200	52,800	39,900	30,500	24,500	20,100
8	81,200	71,200	54,700	41,800	32,400	26,300	21,300
9	83,400	73,000	56,600	43,700	34,300	28,100	22,900
10	85,600	74,800	58,500	45,600	36,200	29,900	24,500
11	87,600	76,600	60,400	47,500	38,100	31,700	26,300
12	89,600	78,400	62,300	49,100	39,900	33.500	28,100
13			64,200	50,500	41,500	35,300	29,900
14			66,100	51,900	43,100	37,100	31,700
15			67,900	53,100	44,500	38,900	33,400
16			69,700	54,100	45.900	40,600	35,100
17			71,300	55,100	47,100	42,300	36,700
18			72,900	56,100	48,300	43,600	38,300
19				56,900	49,300	44,900	39,800
20				57,700	50,300	46,100	41,300
21				58,500	51,100	47,100	42,500
22				59,300	51,900	47,900	43,700
23				60,100	52,700	48,700	44,700
24					53,500	49,500	45,400
25					54,300	50,300	46,100
26					55,100	51,100	46,800
27						51,900	47,500
28						52,700	48.200
29							48,900
30							49,600

備考　この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ　公安職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
号　俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	61,900	53,200	40,600	31,800	24,500	20,100	15,000	12,900
2	64,800	56,100	42,700	33,800	26,400	21,200	15,600	13,400
3	67,700	59,000	44,800	35,800	28,300	22,700	16,200	13,900
4	70,600	61,900	46,900	37,300	30,200	24,200	17,100	14,400
5	73,400	64,800	48,900	39,800	32,100	25,700	18,000	15,000
6	76,200	67,200	50,900	41,700	33,900	27,300	19,000	15,600
7	78,700	69,200	52,800	43,600	35,700	28,900	20,000	16,200
8	81,200	71,200	54,700	45,300	37,500	30,500	21,100	16,800
9	83,400	73,000	56,600	47,000	39,300	32,000	22,400	17,700
10	85,600	74,800	58,500	48,600	40,900	33,500	23,800	18,700
11	87,600	76,600	60,400	50,000	42,500	34,800	25,200	19,700
12	89,600	78,400	62,300	51,400	43,800	36,000	26,600	20,700
13			64,200	52,600	45,100	37,200	28,000	21,900
14			66,100	53,600	46,100	38,200	29,400	23,200
15			67,900	54,600	47,100	39,200	30,800	24,300
16			69,700	55,600	48,100	40,000	32,000	25,300
17			71,300		49,100	40,800	33,200	26,200
18			72,900			41,600	34,000	27,100
19						42,400	34,800	28,000
20							35,500	28,800
21							36,200	29,600
22							36,900	30,300

備考　この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四　海事職俸給表

イ　海事職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号　俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	54,200	41,000	30,600	22,500	16,100
2	57,200	43,700	33,200	23,800	16,700
3	60,200	46,400	35,700	25,200	17,500
4	63,200	49,100	38,200	26,600	18,600
5	66,300	51,800	40,500	28,500	19,900
6	69,400	54,100	42,800	30,400	21,200
7	72,500	56,400	45,100	32,300	22,500
8	75,600	58,400	47,300	34,200	23,600
9	78,400	60,400	49,300	36,100	24,700
10	81,200	62,400	50,800	37,900	25,900
11	83,500	64,200	52,200	39,400	27,300
12	85,800	65,900	53,500	40,900	28,700
13	88,000	67,300	54,800	42,300	30,000
14	90,000	68,600	56,000	43,600	31,300
15	92,000	69,900	57,200	44,800	32,600
16	94,000			46,000	33,800
17	96,000			47,100	34,900
18	98,000				35,900
19	100,000				36,900
20					37,600
21					38,300

備考　この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ　海事職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号　俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円
1	30,400	22,900	17,700	13,600
2	32,500	24,200	18,700	14,200
3	34,700	25,500	19,700	14,800
4	36,600	26,800	20,700	15,500
5	38,400	28,500	21,800	16,200
6	40,100	30,400	22,900	16,900
7	41,800	32,300	24,000	17,700
8	43,500	34,200	25,200	18,500
9	44,700	35,800	26,400	19,400
10	45,900	37,400	27,800	20,400
11	47,100	38,800	29,300	21,400
12	48,300	40,200	30,700	22,400
13	49,400	41,600	31,900	23,400
14	50,500	42,500	33,100	24,400
15	51,600	43,400	34,300	25,400
16	52,700	44,200	35,500	26,400
17	53,800	45,000	36,600	27,400
18	54,800	45,800	37,600	28,400
19	55,800	46,600	38,400	29,400
20	56,800	47,400	39,200	30,200
21	57,700	48,200	40,000	31,000
22	58,600	49,000	40,700	31,800
23	59,500		41,400	32,600
24				33,300

備考　この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五　教育職俸給表

イ　教育職俸給表(一)

職務の等級	1　等　級	2　等　級	3　等　級	4　等　級	5　等　級
号　俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	50,600	36,900	30,500	20,200	15,600
2	53,600	39,600	32,900	21,500	16,600
3	56,600	42,300	35,400	22,800	17,600
4	59,600	45,100	37,900	24,500	18,600
5	62,700	47,900	40,400	26,300	19,700
6	65,800	50,400	42,900	28,100	20,800
7	68,900	52,600	45,400	29,900	22,100
8	71,900	54,800	47,200	32,000	23,700
9	74,900	57,000	49,000	34,100	25,400
10	77,900	59,200	50,800	36,100	27,200
11	80,900	61,400	52,600	38,100	29,100
12	83,900	63,600	54,300	40,100	31,000
13	86,800	65,700	56,000	42,100	32,900
14	89,700	67,800	57,700	43,600	34,800
15	92,600	69,900	59,400	44,800	36,700
16	95,500	71,800	61,100	46,000	38,600
17	98,400	73,700	62,800	47,100	40,000
18	101,100	75,600	64,500	48,200	41,200
19	103,800	77,200	66,200	49,300	42,400
20	106,500	78,800	67,900	50,400	43,400
21	109,100	80,200	69,400	51,500	44,400
22	111,700	81,600	70,900	52,600	45,400
23	114,200	83,000	72,400	53,700	46,400
24	116,200	84,400	73,600	54,800	47,400
25	118,200		74,800	55,900	48,300
26			76,000	57,000	49,200
27			77,200	58,100	

備考(一)　この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二)　この表の1等級の22号俸から25号俸までの号俸は、大学院を置く大学の教授で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ　教育職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号　俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円
1	42,400	18,800	14,500
2	44,500	20,200	15,000
3	46,600	21,300	15,500
4	48,700	22,400	16,300
5	50,800	23,500	17,300
6	53,000	25,200	18,300
7	55,200	26,900	19,300
8	57,400	28,600	20,400
9	59,600	30,600	21,500
10	61,800	32,600	22,700
11	64,100	34,600	24,300
12	66,400	36,500	26,000
13	68,600	38,400	27,800
14	70,800	40,300	29,600
15	73,000	42,100	31,400
16	75,100	43,900	33,200
17	77,200	45,800	34,900
18	79,200	47,700	36,600
19	81,200	49,600	38,300
20	82,800	51,500	39,500
21	84,400	53,400	40,700
22	85,900	55,300	41,700
23	87,400	57,200	42,700
24	88,900	59,100	43,500
25	90,400	61,000	44,300
26		62,900	45,100
27		64,800	45,900
28		66,700	46,700
29		68,200	47,500
30		69,700	48,300
31		71,000	
32		72,300	
33		73,600	
34		74,900	
35		76,000	
36		77,100	

備考　この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ　教育職俸給表(三)

職務の等級	1　等　級	2　等　級	3　等　級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円
1	33,800	16,300	14,500
2	35,700	17,500	15,000
3	37,600	18,800	15,500
4	39,500	20,200	16,300
5	41,400	21,200	17,300
6	43,300	22,200	18,300
7	45,200	23,200	19,300
8	47,100	24,800	20,300
9	49,000	26,400	21,300
10	50,900	28,000	22,300
11	52,800	29,900	23,700
12	54,700	31,900	25,100
13	56,600	33,800	26,700
14	58,500	35,700	28,300
15	60,400	37,500	29,800
16	62,300	39,300	31,200
17	64,200	41,100	32,500
18	66,100	42,800	33,800
19	67,600	44,500	34,900
20	69,100	46,200	36,000
21	70,500	47,800	36,800
22	71,900	49,400	37,600
23	73,200	50,900	38,400
24	74,500	52,200	39,200
25	75,600	53,500	
26	76,700	54,800	
27	77,800	56,000	
28	78,900	57,100	
29		58,200	
30		59,300	
31		60,400	
32		61,500	
33		62,600	
34		63,700	
35		64,700	
36		65,700	
37		66,700	
38		67,700	

備考　この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ニ　教育職俸給表(四)

職務の等級	1　等　級	2　等　級	3　等　級	4　等　級	5　等　級
号　俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	80,800	42,300	30,500	21,300	16,300
2	83,800	45,000	32,900	22,400	17,500
3	86,700	47,700	35,400	23,500	18,800
4	89,600	50,200	37,900	25,200	20,200
5	92,500	52,700	40,400	26,900	21,300
6	95,400	55,200	42,900	28,600	22,400
7	98,300	57,700	45,400	30,600	23,500
8	101,100	60,200	47,900	32,600	25,200
9	103,800	62,700	50,400	34,600	26,900
10	106,500	65,800	52,600	36,500	28,600
11	109,100	68,900	54,800	38,400	30,500
12	111,700	71,900	57,000	40,300	32,300
13	114,300	74,900	59,200	42,100	34,100
14	116,300	77,900	61,400	43,900	35,900
15	118,300	80,900	63,600	45,800	37,700
16		83,900	65,700	47,700	39,500
17		86,800	67,800	49,600	40,700
18		89,700	69,900	51,500	41,900
19		92,600	71,800	53,400	42,900
20		95,500	73,700	55,300	43,900
21		98,000	75,600	57,200	44,900
22			77,200	59,100	45,900
23			78,800	61,000	46,900
24			80,200	62,900	47,900
25				64,800	48,900
26				66,700	49,900
27				68,200	
28				69,700	
29				71,000	
30				72,300	
31				73,600	
32				74,900	
33				76,000	
34				77,100	

備考　この表は、高等専門学校に勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六　研究職俸給表

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	46,700	29,200	18,500	15,600	13,600
2	49,100	31,500	19,700	16,400	14,100
3	51,500	33,800	20,900	17,400	14,600
4	53,900	36,100	22,300	18,400	15,100
5	56,400	38,300	24,200	19,500	15,600
6	59,000	40,500	26,200	20,600	16,400
7	61,800	42,700	28,200	21,900	17,400
8	64,800	44,700	30,200	23,600	18,400
9	68,000	46,600	32,200	25,300	19,400
10	71,200	48,500	34,200	27,200	20,400
11	74,400	50,300	36,200	29,100	21,400
12	77,800	52,100	38,300	31,000	22,600
13	81,300	53,900	40,400	32,900	23,700
14	85,000	55,700	42,100	34,800	24,800
15	88,700	57,400	43,800	36,700	25,700
16	92,400	59,100	45,500	38,400	26,500
17	95,600	60,800	47,100	39,800	27,300
18	98,600	62,300	48,700	41,000	
19	101,600	63,800	50,300	42,200	
20	104,000	65,300	51,700	43,200	
21	106,300	66,700	53,100	44,200	
22	108,600	68,100	54,300	45,200	
23	110,900	69,500	55,500	46,200	
24	112,900	70,900	56,700	47,200	
25	114,900	72,300	57,700	48,100	
26		73,700	58,700	49,000	
27		75,100	59,700		
28		76,500			

備考　この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七　医療職俸給表

イ　医療職俸給表(一)

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円
1	68,900	47,900	36,900	22,800
2	71,900	50,800	39,600	24,500
3	74,900	53,700	42,300	26,300
4	77,900	56,600	45,100	28,100
5	80,900	59,500	47,900	30,500
6	83,900	62,400	50,400	32,900
7	86,600	65,300	52,700	35,400
8	89,200	68,200	55,000	37,900
9	91,800	71,100	57,300	40,400
10	94,400	74,000	59,600	42,900
11	96,800	76,700	61,900	45,400
12	99,200	79,300	64,200	47,200
13	101,600	81,300	66,500	49,000
14	104,000	83,300	68,300	50,800
15	106,300	84,900	69,800	52,600
16	108,600	86,500	71,200	54,300
17	110,900	88,100	72,600	56,000
18	112,900	89,700	73,900	57,700
19	114,900	91,300	75,200	59,200
20			76,500	60,700
21			77,800	61,900
22				63,100
23				64,300

備考　この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ　医療職俸給表(二)

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	54,900	39,300	24,900	18,100	15,600	14,100
2	58,100	41,600	26,900	19,100	16,300	14,600
3	61,300	43,900	28,900	20,100	17,200	15,100
4	64,400	46,200	30,900	21,200	18,100	15,600
5	67,500	48,400	32,900	22,800	19,000	16,300
6	70,400	50,600	34,900	24,400	20,000	17,200
7	73,300	52,700	36,900	26,100	21,100	18,100
8	75,500	54,700	38,800	27,900	22,500	19,000
9	77,700	56,600	40,700	29,700	24,000	19,700
10	79,600	58,500	42,400	31,600	25,500	20,400
11	81,500	60,400	44,100	33,500	27,100	21,100
12	83,100	61,900	45,600	35,200	28,700	21,800
13	84,700	63,400	47,100	36,800	30,300	22,400
14	86,300	64,900	48,400	38,400	31,700	
15	87,900	66,200	49,700	39,600	32,900	
16		67,500	50,900	40,800	34,100	
17		68,800	51,900	41,800	34,900	
18			52,900	42,800	35,700	
19				43,800	36,400	
20				44,600	37,100	
21				45,400		
22				46,200		

備考　この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ　医療職俸給表(三)

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円
1	32,300	24,300	17,400	14,500
2	34,400	26,100	18,300	15,200
3	36,500	28,100	19,200	15,900
4	38,500	30,100	20,100	16,600
5	40,500	32,100	21,200	17,400
6	42,300	33,900	22,600	18,200
7	44,100	35,700	24,000	19,100
8	45,800	37,500	25,400	20,000
9	47,300	39,300	26,800	21,000
10	48,800	40,800	28,300	22,200
11	50,200	42,300	29,800	23,400
12	51,600	43,400	31,300	24,600
13	53,000	44,300	32,500	25,800
14	54,300	45,200	33,700	26,800
15	55,600	46,100	34,600	27,800
16	56,900	47,000	35,500	28,500
17	58,200	47,900	36,300	29,200
18	59,400	48,800	37,100	
19	60,600	49,700	37,900	
20	61,800	50,600		
21	62,800	51,500		
22	63,800			
23	64,800			
24	65,800			
25	66,800			
26	67,800			

備考　この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規定めるも則でのに適用する。

別表第七の次に次の一表を加える。

別表第八　指定職俸給表

号俸	俸給月額	
	甲	乙
	円	円
1	170,000	101,600
2	180,000	106,100
3	190,000	110,600
4	200,000	115,100
5	210,000	119,600
6	220,000	124,100
7	240,000	128,600
8		133,100
9		137,600

備考　この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

（一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第二条　一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二十一項を削り、附則第二十二項から附則第四十三項までを一項ずつ繰り上げる。

（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第三条　一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第六号）の一部を次のように改正する。

附則第十四項を削り、附則第十五項から附則第二十項までを一項ずつ繰り上げる。

（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第四条　一般職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「附則第二十四項」を「附則第二十三項」に改める。

第十条の三第一項中「三年」を「五年」に、「二年」を「三年」に改める。

別表第一から別表第八までを次のように改める。

別表第一　行政職俸給表

イ　行政職俸給表(一)

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級	8 等級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	75,330	54,750	45,280	36,400	27,570	21,780	18,580	13,930
2	79,240	57,730	47,640	38,560	29,610	23,430	19,610	14,440
3	83,140	60,710	50,010	40,770	31,660	25,170	20,650	14,960
4	87,050	63,690	52,270	42,920	33,760	27,070	21,780	15,480
5	90,950	66,670	54,550	45,080	35,800	28,910	23,330	16,000
6	94,850	69,650	56,830	47,140	37,860	30,760	24,870	16,720
7	98,760	72,630	59,110	49,210	39,870	32,660	26,470	17,650
8	102,660	75,540	61,380	51,270	41,820	34,500	28,110	18,580
9	106,550	78,420	63,650	53,250	43,570	36,260	29,760	19,510
10	110,130	81,000	65,920	55,230	45,210	37,940	31,450	20,450
11	113,200	83,160	68,180	57,210	46,650	39,580	32,680	21,380
12	115,260	85,310	70,440	59,170	48,090	40,910	33,910	22,420
13	117,310	87,160	72,700	61,130	49,330	42,240	35,170	23,550
14	119,360	89,010	74,750	63,080	50,360	43,270	36,000	24,610
15	121,410	90,860	76,390	64,920	51,380	44,290	36,820	25,230
16			78,030	66,760	52,410	45,310		25,860
17				68,280	53,440	46,330		26,480
18				69,810	54,470	47,350		

備考　この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ　行政職俸給表(二)

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	29,210	21,890	18,780	14,140	12,100
2	30,850	23,230	19,810	14,760	12,610
3	32,490	24,560	20,850	15,380	13,120
4	34,170	26,100	21,890	16,100	13,630
5	35,800	27,640	22,930	16,920	14,140
6	37,440	29,210	23,960	17,850	14,660
7	39,120	30,550	25,200	18,780	15,180
8	40,550	31,890	26,440	19,710	15,800
9	41,980	33,270	27,600	20,650	16,620
10	43,440	34,500	28,630	21,580	17,450
11	44,770	35,730	29,660	22,310	18,270
12	45,790	36,990	30,710	23,040	18,990
13	46,810	38,010	31,730	23,660	19,610
14	47,830	39,030	32,450	24,280	20,140
15	48,860	40,070	33,190	25,010	20,660
16	49,880	40,800	33,920	25,750	21,180
17	50,700	41,520	34,640	26,480	21,810
18	51,530	42,250	35,390	27,200	22,430
19	52,350	42,970	36,110	27,940	23,050
20	53,170	43,690	36,730	28,660	23,670
21	53,990	44,300	37,340	29,390	24,290
22	54,810	44,910	37,960	30,130	25,020
23	55,620	45,520	38,580	30,850	25,770
24	56,440	46,140	39,190	31,470	26,490
25	57,250	46,750	39,810	32,100	27,210
26	58,070			32,720	27,850
27					28,470
28					29,090
29					29,730
30					30,340

備考　この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二　税務職俸給表

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	63,690	54,750	41,770	32,660	25,170	20,650	15,060
2	66,670	57,730	43,920	34,760	27,170	21,780	15,690
3	69,650	60,710	46,080	36,800	29,110	23,330	16,310
4	72,630	63,690	48,240	38,860	31,060	24,870	16,930
5	75,540	66,670	50,310	40,970	33,060	26,470	17,660
6	78,420	69,130	52,370	42,920	34,900	28,110	18,590
7	81,000	71,190	54,350	44,880	36,760	29,760	19,520
8	83,560	73,240	56,330	46,640	38,670	31,460	20,450
9	85,810	75,100	58,310	48,400	40,510	33,000	21,380
10	88,060	76,950	60,270	50,040	42,150	34,550	22,430
11	90,110	78,800	62,230	51,480	43,790	35,920	23,870
12	92,160	80,650	64,180	52,930	45,120	37,150	25,250
13			66,120	54,170	46,460	38,380	26,080
14			68,060	55,210	47,490	39,210	26,800
15			69,880	56,240	48,520	40,030	27,510
16			71,710	57,270			
17			73,340				
18			74,970				

備考　この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三　公安職俸給表

イ　公安職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号　俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	63,690	54,750	41,770	28,570	20,650	17,550	15,790
2	66,670	57,730	43,920	30,610	21,880	18,580	16,310
3	69,650	60,710	46,080	32,660	23,630	19,610	16,830
4	72,630	63,690	48,240	34,760	25,470	20,650	17,550
5	75,540	66,670	50,310	36,800	27,470	21,880	18,580
6	78,420	69,130	52,370	38,860	29,410	23,530	19,610
7	81,000	71,190	54,350	41,070	31,360	25,170	20,650
8	83,560	73,240	56,330	43,020	33,360	27,070	21,880
9	85,810	75,100	58,310	44,980	35,300	28,910	23,530
10	88,060	76,950	60,270	46,940	37,260	30,760	25,170
11	90,110	78,800	62,230	48,900	39,250	32,660	27,070
12	92,160	80,650	64,180	50,540	41,090	34,500	28,910
13			66,120	51,980	42,720	36,350	30,760
14			68,060	53,430	44,350	38,230	32,660
15			69,880	54,670	45,790	40,070	34,400
16			71,710	55,710	47,220	41,800	36,150
17			73,340	56,740	48,450	43,530	37,820
18			74,970	57,770	49,680	44,860	39,450
19				58,600	50,720	46,190	40,980
20				59,420	51,740	47,420	42,510
21				60,250	52,560	48,450	43,740
22				61,080	53,380	49,270	44,970
23				61,910	54,200	50,090	45,990
24					55,030	50,920	46,710
25					55,860	51,740	47,430
26					56,690	52,560	48,150
27						53,380	48,880
28						54,200	49,600
29							50,320
30							51,040

備考　この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ　公安職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
号　俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	63,690	54,750	41,770	32,660	25,170	20,650	15,380	13,230
2	66,670	57,730	43,920	34,760	27,170	21,780	16,000	13,730
3	69,650	60,710	46,080	36,800	29,110	23,330	16,620	14,240
4	72,630	63,690	48,240	38,860	31,060	24,870	17,550	14,760
5	75,540	66,670	50,310	40,970	33,060	26,470	18,480	15,380
6	78,420	69,130	52,370	42,920	34,900	28,110	19,510	16,000
7	81,000	71,190	54,350	44,880	36,760	29,760	20,550	16,620
8	83,560	73,240	56,330	46,640	38,670	31,460	21,680	17,250
9	85,810	75,100	58,310	48,400	40,510	33,000	23,030	18,180
10	88,060	76,950	60,270	50,040	42,150	34,550	24,470	19,210
11	90,110	78,800	62,230	51,480	43,790	35,920	25,970	20,250
12	92,160	80,650	64,180	52,930	45,120	37,150	27,400	21,280
13			66,120	54,170	46,460	38,380	28,840	22,530
14			68,060	55,210	47,500	39,410	30,310	23,870
15			69,880	56,240	48,530	40,440	31,740	25,050
16			71,710	57,270	49,560	41,270	32,970	26,080
17			73,340		50,590	42,100	34,230	27,000
18			74,970			42,930	35,070	27,950
19						43,760	35,890	28,880
20							36,620	29,700
21							37,350	30,550
22							38,070	31,270

備考　この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四　海事職俸給表

イ　海事職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号　俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	55,780	42,190	31,440	23,100	16,500
2	58,860	44,950	34,150	24,450	17,120
3	61,930	47,720	36,710	25,900	17,950
4	65,010	50,550	39,260	27,340	19,080
5	68,180	53,320	41,690	29,290	20,420
6	71,360	55,680	44,050	31,240	21,760
7	74,530	58,060	46,420	33,250	23,100
8	77,710	60,130	48,750	35,210	24,250
9	80,580	62,210	50,810	37,160	25,400
10	83,460	64,280	52,350	39,060	26,640
11	85,820	66,140	53,790	40,600	28,090
12	88,180	67,900	55,140	42,140	29,530
13	90,420	69,340	56,480	43,630	30,900
14	92,460	70,680	57,710	44,960	32,240
15	94,500	72,020	58,940	46,200	33,580
16	96,530			47,430	34,850
17	98,570			48,560	35,990
18	100,610				37,030
19	102,650				38,110
20					38,840
21					39,560

備考　この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ　海事職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号　俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円
1	31,240	23,500	18,130	13,930
2	33,430	24,850	19,160	14,530
3	35,680	26,200	20,190	15,150
4	37,630	27,540	21,230	15,870
5	39,520	29,290	22,370	16,590
6	41,270	31,240	23,500	17,310
7	43,010	33,230	24,650	18,130
8	44,780	35,180	25,900	18,960
9	46,010	36,830	27,140	19,890
10	47,240	38,510	28,590	20,930
11	48,470	39,950	30,140	21,970
12	49,700	41,380	31,610	23,000
13	50,830	42,840	32,840	24,050
14	51,970	43,770	34,070	25,100
15	53,100	44,700	35,340	26,130
16	54,220	45,520	36,560	27,170
17	55,350	46,350	37,690	28,200
18	56,380	47,180	38,750	29,260
19	57,400	48,000	39,580	30,290
20	58,430	48,820	40,400	31,110
21	59,350	49,640	41,230	31,960
22	60,280	50,460	41,950	32,790
23	61,200		42,660	33,610
24				34,330

備考　この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五　教育職俸給表

イ　教育職俸給表(一)

職務の等級	1　等　級	2　等　級	3　等　級	4　等　級	5　等　級
号　俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	52,060	37,860	31,350	20,710	16,000
2	55,140	40,690	33,800	22,060	17,020
3	58,210	43,460	36,360	23,400	18,050
4	61,290	46,330	38,990	25,150	19,080
5	64,460	49,280	41,560	27,000	20,210
6	67,640	51,860	44,130	28,840	21,360
7	70,810	54,140	46,770	30,750	22,700
8	73,890	56,410	48,630	32,900	24,350
9	76,960	58,690	50,490	35,050	26,100
10	80,040	60,960	52,350	37,150	27,990
11	83,110	63,220	54,210	39,200	29,950
12	86,190	65,480	55,970	41,260	31,900
13	89,180	67,640	57,730	43,360	33,900
14	92,180	69,800	59,490	44,910	35,840
15	95,150	71,960	61,250	46,160	37,780
16	98,130	73,910	63,010	47,410	39,770
17	101,110	75,860	64,770	48,560	41,210
18	103,880	77,800	66,530	49,710	42,450
19	106,650	79,440	68,270	50,850	43,700
20	109,420	81,090	70,020	51,990	44,740
21	112,090	82,540	71,560	53,130	45,770
22	114,750	83,980	73,090	54,270	46,810
23	117,300	85,420	74,630	55,410	47,850
24	119,350	86,860	75,870	56,540	48,880
25	121,400		77,110	57,670	49,810
26			78,350	58,800	50,730
27			79,590	59,930	

備考(一)　この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二)　この表の1等級の22号俸から25号俸までの号俸は、大学院を置く大学の教授で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ　教育職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号　俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	号　俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円		円	円	円
1	43,660	19,280	14,860	19	83,600	51,090	39,480
2	45,820	20,710	15,380	20	85,240	53,040	40,710
3	47,980	21,860	15,900	21	86,880	55,020	41,940
4	50,130	23,000	16,720	22	88,410	56,990	42,970
5	52,290	24,150	17,750	23	89,940	58,950	44,000
6	54,540	25,900	18,780	24	91,470	60,900	44,830
7	56,820	27,640	19,810	25	93,000	62,860	45,660
8	59,090	29,440	20,960	26		64,810	46,480
9	61,360	31,490	22,100	27		66,770	47,300
10	63,630	33,530	23,350	28		68,720	48,120
11	66,000	35,630	25,000	29		70,260	48,940
12	68,370	37,570	26,740	30		71,800	49,760
13	70,640	39,520	28,640	31		73,140	
14	72,910	41,520	30,490	32		74,480	
15	75,180	43,360	32,330	33		75,820	
16	77,350	45,220	34,230	34		77,150	
17	79,510	47,180	35,970	35		78,280	
18	81,560	49,130	37,710	36		79,410	

備考　この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ　教育職俸給表(三)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号　俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	号　俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円		円	円	円
1	34,800	16,720	14,860	20	71,190	47,600	37,120
2	36,750	17,950	15,380	21	72,630	49,250	37,940
3	38,700	19,280	15,900	22	74,070	50,900	38,750
4	40,690	20,710	16,720	23	75,410	52,440	39,560
5	42,640	21,750	17,750	24	76,750	53,780	40,370
6	44,590	22,780	18,780	25	77,880	55,130	
7	46,550	23,830	19,810	26	79,010	56,480	
8	48,500	25,470	20,850	27	80,140	57,720	
9	50,460	27,120	21,880	28	81,270	58,860	
10	52,420	28,810	22,930	29		60,000	
11	54,370	30,760	24,370	30		61,140	
12	56,330	32,810	25,820	31		62,280	
13	58,290	34,800	27,510	32		63,420	
14	60,240	36,750	29,160	33		64,560	
15	62,200	38,600	30,710	34		65,690	
16	64,170	40,490	32,180	35		66,720	
17	66,140	42,340	33,510	36		67,750	
18	68,100	44,090	34,840	37		68,780	
19	69,650	45,850	35,990	38		69,810	

備考　この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ニ　教育職俸給表(四)

職務の等級	1　等　級	2　等　級	3　等　級	4　等　級	5　等　級
号　俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	83,010	43,460	31,350	21,860	16,720
2	86,090	46,230	33,800	23,000	17,950
3	89,080	49,080	36,360	24,150	19,280
4	92,080	51,660	38,990	25,900	20,710
5	95,050	54,220	41,560	27,640	21,860
6	98,030	56,780	44,130	29,440	23,000
7	101,010	59,340	46,710	31,490	24,150
8	103,880	61,900	49,280	33,530	25,900
9	106,650	64,460	51,860	35,630	27,640
10	109,420	67,640	54,140	37,570	29,390
11	112,090	70,810	56,410	39,520	31,340
12	114,750	73,890	58,690	41,520	33,190
13	117,400	76,960	60,960	43,360	35,040
14	119,450	80,040	63,220	45,220	36,890
15	121,500	83,110	65,480	47,180	38,740
16		86,190	67,640	49,130	40,580
17		89,180	69,800	51,090	41,830
18		92,180	71,960	53,040	43,080
19		95,150	73,910	55,020	44,130
20		98,130	75,860	56,990	45,180
21		100,710	77,800	58,950	46,220
22			79,440	60,900	47,270
23			81,090	62,860	48,320
24			82,540	64,810	49,370
25				66,770	50,420
26				68,720	51,460
27				70,260	
28				71,800	
29				73,140	
30				74,480	
31				75,820	
32				77,150	
33				78,280	
34				79,410	

備考　この表は、高等専門学校に勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六　研究職俸給表

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	47,980	29,970	18,980	16,000	13,930
2	50,440	32,310	20,210	16,820	14,440
3	52,910	34,660	21,450	17,850	14,960
4	55,370	37,060	22,880	18,880	15,480
5	57,950	39,300	24,830	20,010	16,000
6	60,630	41,560	26,870	21,150	16,820
7	63,510	43,870	28,970	22,480	17,850
8	66,590	45,920	31,010	24,230	18,880
9	69,870	47,880	33,060	25,970	19,910
10	73,150	49,840	35,160	27,970	20,950
11	76,540	51,710	37,200	29,910	21,980
12	80,020	53,570	39,360	31,860	23,220
13	83,660	55,450	41,570	33,860	24,350
14	87,410	57,330	43,320	35,800	25,510
15	91,160	59,110	45,080	37,760	26,430
16	94,950	60,870	46,840	39,540	27,260
17	98,240	62,630	48,510	40,980	28,080
18	101,310	64,180	50,170	42,210	
19	104,370	65,740	51,830	43,450	
20	106,830	67,290	53,290	44,480	
21	109,180	68,740	54,740	45,510	
22	111,520	70,200	55,990	46,550	
23	113,860	71,650	57,230	47,580	
24	115,900	73,100	58,470	48,620	
25	117,940	74,550	59,510	49,550	
26		76,000	60,550	50,480	
27		77,450	61,580		
28		78,900			

備考　この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七　医療職俸給表

イ　医療職俸給表(一)

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円
1	70,740	49,210	37,800	23,360
2	73,810	52,180	40,630	25,100
3	76,890	55,160	43,390	26,950
4	79,960	58,140	46,260	28,800
5	83,040	61,110	49,210	31,290
6	86,110	64,090	51,780	33,750
7	88,890	67,060	54,160	36,300
8	91,580	70,040	56,540	38,930
9	94,280	73,010	58,910	41,490
10	96,970	75,990	61,290	44,060
11	99,450	78,760	63,650	46,710
12	101,920	81,420	66,010	48,570
13	104,370	83,480	68,360	50,430
14	106,830	85,520	70,210	52,290
15	109,180	87,180	71,760	54,150
16	111,520	88,830	73,210	55,910
17	113,860	90,480	74,660	57,670
18	115,900	92,130	76,010	59,430
19	117,940	93,780	77,350	60,970
20			78,680	62,520
21			80,020	63,760
22				64,990
23				66,220

備考　この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ　医療職俸給表(二)

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	56,530	40,470	25,570	18,580	16,000	14,440
2	59,810	42,820	27,670	19,610	16,720	14,960
3	63,090	45,180	29,710	20,650	17,650	15,480
4	66,270	47,540	31,760	21,780	18,580	16,000
5	69,450	49,810	33,860	23,430	19,510	16,720
6	72,430	52,070	35,900	25,070	20,550	17,650
7	75,420	54,250	37,960	26,870	21,680	18,580
8	77,690	56,330	39,970	28,710	23,130	19,510
9	79,950	58,310	41,920	30,560	24,670	20,240
10	81,910	60,270	43,680	32,560	26,270	20,970
11	83,860	62,230	45,430	34,500	27,910	21,690
12	85,510	63,780	46,980	36,260	29,560	22,410
13	87,160	65,320	48,520	37,940	31,250	23,030
14	88,810	66,860	49,860	39,580	32,680	
15	90,460	68,200	51,200	40,810	33,910	
16		69,540	52,450	42,040	35,170	
17		70,880	53,490	43,070	36,000	
18			54,530	44,100	36,830	
19				45,130	37,560	
20				45,970	38,280	
21				46,800		
22				47,630		

備考　この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ　医療職俸給表(三)

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円
1	33,270	24,980	17,870	14,870
2	35,410	26,880	18,790	15,590
3	37,560	28,920	19,730	16,310
4	39,650	30,970	20,670	17,040
5	41,700	33,070	21,800	17,870
6	43,550	34,910	23,240	18,690
7	45,400	36,760	24,680	19,630
8	47,160	38,650	26,180	20,570
9	48,710	40,490	27,620	21,600
10	50,250	42,030	29,170	22,840
11	51,680	43,560	30,750	24,070
12	53,110	44,690	32,280	25,340
13	54,550	45,620	33,500	26,570
14	55,880	46,550	34,740	27,590
15	57,210	47,480	35,660	28,630
16	58,530	48,410	36,580	29,360
17	59,860	49,340	37,400	30,080
18	61,090	50,260	38,210	
19	62,320	51,190	39,020	
20	63,540	52,110		
21	64,560	53,030		
22	65,570			
23	66,590			
24	67,610			
25	68,630			
26	69,650			

備考　この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八　指定職俸給表

号俸	俸給月額	
	甲	乙
1	円 170,000	円 104,360
2	180,000	108,970
3	190,000	113,590
4	200,000	118,200
5	210,000	122,810
6	220,000	127,420
7	240,000	132,040
8		136,680
9		141,320

備考　この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

（一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第五条　一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十六項本文中「とされていた地域に在勤する職員（支給地域の区分が一級地とされていた地域に在勤する職員を除く。）」を「の区分（以下この項において「地域区分」という。）が三級地又は四級地とされていた地域に在勤する職員（附則第二十一項の規定の適用を受ける職員を除く。）」に、「当該支給地域の区分」を「当該地域区分」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、昭和三十六年四月一日においてその区域（昭和二十七年十月二日から昭和三十六年四月一日までの間になされた地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条に規定する境界変更により編入された地域（以下「編入地域」という。）を除く。以下この項において同じ。）が地域区分が二級地とされていた地域、三級地とされていた地域又は四級地とされていた地域のいずれか二以上の地域のみで構成されていた市町村の当該区域のうち、昭和三十六年四月一日における地域区分の最も低い地域に在勤する職員には、当該地域の地域区分より一段階高い地域区分の地域に在勤するものとみなし、当該地域の地域区分に応じ、当分の間、月額の暫定手当を、人事院規則の定めるところにより支給する。

附則第十七項を削り、附則第十八項中「附則第十六項」を「前項」に改め、同項を附則第十七項とし、附則第二十項を削り、附則第十九項を附則第十八項とし、附則第二十一項中「当該官署に勤務する職員に係る支給地域の区分が一級地とされている官署を除く。」を削り、同項を附則第十九項とし、附則第二十二項を附則第二十項とし、同項の次に次の一項を加える。

21　一般職の職員の給与に関する法律第六条の二第一項の規定に基づく人事院規則で指定する職員には、従前の例に準じ、人事院規則の定めるところにより、当分の間、月額の暫定手当を支給するものとし、その月額のうち人事院規則で定める額は、寒冷地手当、退職手当又は国家公務員共済組合に関する法令の規定の適用については、俸給とみなす。

附則第二十三項中「暫定手当の月額に達しないこととなるとき」の下に「、又は暫定手当が支給されないこととなるとき」を加え、「附則第十七項」を「前項」に改め、同項を附則第二十二項とし、附則第二十四項から附則第二十六項までを一項ずつ繰り上げ、附則第二十七項後段を削り、同項を附則第二十六項とし、附則第二十八項から附則第四十二項までを一項ずつ繰り上げる。

附　則

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四条及び第五条並びに附則第十六項の規定は、昭和四十年四月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（第二条第六号を除く。）の規定は、昭和三十九年九月一日から適用する。

（指定職俸給表の適用）

3　昭和三十九年九月一日（以下「切替日」という。）の前日においてその者の属する職務の等級（以下「旧等級」という。）が行政職俸給表㈠の一等級、教育職俸給表㈠の一等級、研究職俸給表の一等級又は医療職俸給表㈠の一等級である職員は、切替日において指定職俸給表の適用を受ける職員として定められるものとする。

（職務の等級の切替え）

4　旧等級が附則別表第一に掲げられている職員の切替日における職務の等級は、旧等級に対応する同表に定める職務の等級とし、旧等級が行政職俸給表㈠の四等級である職員の切替日における職務の等級は、人事院の定めるところにより、同表の三等級又は四等級とする。

（号俸の切替え）

5　附則第三項に規定する職員のうち切替日において指定職俸給表の乙欄に掲げる俸給月額を受けることとなる職員（附則第九項に規定する職員を除く。）及び前項に規定する職員（次項、附則第七項及び附則第九項に規定する職員を除く。）の切替日における号俸は、切替日の前日においてその者の受ける号俸（以下「旧号俸」という。）と同じ号数の号俸とする。

6　旧等級が行政職俸給表㈠の三等級、税務職俸給表の二等級、公安職俸給表㈠の二等級又は公安職俸給表㈡の二等級である職員（附則第九項に規定する職員を除く。）の切替日における号俸は、旧号俸の号数

から一を減じた号数の号俸（旧号俸が一号俸である職員にあつては、一号俸）とする。

7　附則第四項の規定により切替日における職務の等級が行政職俸給表㈠の三等級となる職員（附則第九項に規定する職員を除く。）の切替日における号俸は、旧号俸に対応する附則別表第二に定める号俸とする。

（旧号俸を受けていた期間の通算）

8　前三項の規定により切替日における号俸を決定される職員に対する切替日以降における最初の一般職の職員の給与に関する法律第八条第六項の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間（人事院の定める職員にあつては、人事院の定める期間を増減した期間）を切替日における号俸を受ける期間に通算する。

（最高号俸等の切替え等）

9　切替日の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額及びそれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

（昇給期間の短縮）

10　昭和三十七年九月三十日において附則別表第三に掲げられている号俸を受けていた職員及び同表に号俸の掲げられている職務の等級の最高の号俸をこえる俸給月額を受けていた職員でそれぞれ人事院の定めるもの並びに人事院の定めるこれらに準ずる職員に対する切替日（昭和三十九年十月一日において昇給規定（一般職の職員の給与に関する法律第八条第六項又は第八項ただし書の規定をいう。以下同じ。）により昇給した職員にあつては、この法律の施行の日）以降における最初の昇給規定の適用については、当該適用の日までの間に職務の等級を異にする異動をした職員等で人事院の定めるものを除き、昇給規定に定める期間から三月（昭和三十七年九月三十日において同表ロの表に掲げられている号俸を受けていた職員及び同表に掲げられている職務の等級の最高の号俸をこえる俸給月額を受けていた職員でそれぞれ人事院の定めるもの並びに人事院の定めるこれらに準ずる職員（以下「六月短縮職員」という。）にあつては、六月）を減じた期間をもつて昇給規定に定める期間とする。

11　前項の規定の適用により昭和三十九年十月一日に昇給することとなる六月短縮職員のうち、当該昇給前の号俸又は俸給月額を受けていた期間（附則第九項の規定により当該号俸又は俸給月額を受ける期間に通算されることとなる期間を含む。）が前項の規定により短縮された昇給規定に定める期間をこえる職員で人事院の定めるものの昭和三十九年十月二日以降における最初の昇給規定の適用については、昇給規定に定める期間から三月を減じた期間をもつて昇給規定に定める期間とする。

（切替日からこの法律の施行の日の前日までの間の異動者の号俸等）

12　切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち人事院の定める職員の同条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号俸若しくは俸給月額及びそれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

13　昭和三十二年四月一日から切替日の前日までの間において職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びそれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

（旧号俸等の基礎）

14　附則第三項から前項までの規定の適用については、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、同法及びこれに基づく命令に従つて定められたものでなければならない。

（給与の内払）

15　第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて、切替日からこの法律の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、同条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。

（初任給調整手当に関する経過措置）

16　第四条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律第十条の三第一項の規定は、昭和四十年四月一日前に初任給調整手当の支給期間が満了した職員には適用しない。

（人事院規則への委任）

17　この附則に定めるもののほか、この法律（次項及び附則第十九項を除く。）の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正）

18　国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　指定職の職務　一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第八号に規定する指定職俸給表の適用を受ける職員の職務及び各庁の長が大蔵大臣に協議して定めるこれに相当する職務をいう。

第二条第二項中「（昭和二十五年法律第九十五号）」を削る。

第十六条第一項及び第十七条第一項中「内閣総理大臣等及び」の下に「指定職の職務又は」を加え、「二等級以上」を「一等級」に、「三等級」を「二等級」に改める。

第三十二条中「及び三等級」を「及び指定職の職務又は二等級」に、「四等級」を「三等級」に、「又は三等級」を「又は指定職の職務若しくは二等級」に改める。

第三十三条中「一等級以下三等級」を「指定職の職務又は二等級」に、「四等級」を「三等級」に、「又は三等級」を「又は指定職の職務若しくは二等級」に改める。

第三十四条第一項中「及び三等級」を「及び指定職の職務又は二等級」に、「四等級」を「三等級」に、「二等級以上」を「指定職の職務若しくは一等級」に改める。

別表第一の車賃、日当、宿泊料及び食卓料の表区分の欄中「一等級又は二等級」を「指定職の職務又は一等級」に、「三等級」を「二等級」に、「四等級又は五等級」を「三等級以下五等級以上」に改める。

別表第一の移転料の表区分の欄中「一等級」を「指定職」に、「二等級」を「一等級」に、「三等級」

を「二等級」に、

四等級の職務にある者	一六、八〇〇円	一九、六〇〇円	二三、八〇〇円	二六、六〇〇円	三七、八〇〇円	四九、〇〇〇円	六二、六〇〇円	七七、〇〇〇円

を

三等級の職務にある者	一八、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	二五、五〇〇円	二八、五〇〇円	四〇、五〇〇円	五三、五〇〇円	六六、〇〇〇円	八二、五〇〇円
四等級の職務にある者	一六、八〇〇円	一九、六〇〇円	二三、八〇〇円	二六、六〇〇円	三七、八〇〇円	四九、〇〇〇円	六二、六〇〇円	七七、〇〇〇円

に改める。

別表第二の日当、宿泊料及び食卓料の表区分の欄中「一等級又は二等級」を「指定職の職務又は一等級」に、「三等級」を「二等級」に、「四等級又は五等級」を「三等級以下五等級以上」に改める。

別表第二の移転料の表区分の欄中「一等級」を「指定職」に、「二等級」を「一等級」に、「三等級」を「二等級」に、

四等級の職務にある者	二三、一〇〇円	二九、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	五三、四〇〇円	六六、二〇〇円	八二、四〇〇円	八九、七〇〇円	九八、〇〇〇円	一〇六、三〇〇円

を

三等級の職務にある者	二三、五〇〇円	三〇、九〇〇円	四三、六〇〇円	五五、九〇〇円	七〇、六〇〇円	八六、七〇〇円	九五、六〇〇円	一〇四、四〇〇円	一一三、二〇〇円
四等級の職務にある者	二三、一〇〇円	二九、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	五三、四〇〇円	六六、二〇〇円	八二、四〇〇円	八九、七〇〇円	九八、〇〇〇円	一〇六、三〇〇円

に改める。

別表第二の支度料及び死亡手当の表区分の欄中「一等級」を「指定職」に、「二等級」を「一等級」に、「三等級」を「二等級」に、

四等級の職務にある者	六一、九九〇円	七五、二七〇円	八八、五五〇円	一五〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円

を

三等級の職務にある者	六六、〇三〇円	八〇、一八〇円	九四、三三〇円	一六五、〇〇〇円	二四五、〇〇〇円
四等級の職務にある者	六一、九九〇円	七五、二七〇円	八八、五五〇円	一五〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円

に改める。

（国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

19　前項の規定による改正後の国家公務員等の旅費に関する法律の規定は、この法律の施行の日以後に出発する旅行（死亡手当については、同日以後の死亡）から適用し、同日前に出発した旅行（死亡手当については、同日前の死亡）については、なお従前の例による。

附則別表第一　職務の等級の切替表

俸給表	旧等級	切替日における職務の等級
行政職俸給表(一)	2　等　級	1　等　級
	3　等　級	2　等　級
教育職俸給表(一)	2　等　級	1　等　級
	3　等　級	2　等　級
	4　等　級	3　等　級
	5　等　級	4　等　級
	6　等　級	5　等　級
研究職俸給表	2　等　級	1　等　級
	3　等　級	2　等　級
	4　等　級	3　等　級
	5　等　級	4　等　級
	6　等　級	5　等　級
医療職俸給表(一)	2　等　級	1　等　級
	3　等　級	2　等　級
	4　等　級	3　等　級
	5　等　級	4　等　級

附則別表第二　行政職俸給表(一)の三等級となる職員の号俸の切替表

旧号俸	切替日における号俸
1号俸から5号俸までの号俸	1　号　俸
6　号　俸	2　号　俸
7　号　俸	3　号　俸
8　号　俸	4　号　俸
9　号　俸	5　号　俸
10　号　俸	6　号　俸
11　号　俸	7　号　俸
12　号　俸	8　号　俸
13　号　俸	9　号　俸
14　号　俸	10　号　俸
15　号　俸	11　号　俸
16　号　俸	12　号　俸
17　号　俸	13　号　俸

附則別表第三　昇給期間の短縮される号俸の表

イ　3月短縮される号俸の表

職務の等級 俸給表	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
行政職俸給表　(一)		1～13	1～14	4～19	9～19	13～19	16～18	
行政職俸給表　(二)	9～12	15～18	18～21	25～28	32・33			
税務職俸給表	1～10	1～13	2～17	7～17	11～18	14～18		
公安職俸給表　(一)	1～10	1～13	2～17	9～21	14～26	17～28	20～30	
公安職俸給表　(二)	1～10	1～13	2～17	7～17	11～20	14～22	20～25	24・25
海事職俸給表　(一)	1～17	6～17	11～18	16～20	22～24			
海事職俸給表　(二)	11～26	16～25	21～26					
教育職俸給表　(一)		1～23	7～24	10～28	16～28	19～27		
教育職俸給表　(二)	1～23	16～36	22～31					
教育職俸給表　(三)	5～27	19～38	22～25					
研究職俸給表		1～22	9～27	16～30	19～29			
医療職俸給表　(一)		1～16	1～19	7～23	14～26			
医療職俸給表　(二)	1～13	1～16	11～21	16～25	19～23			
医療職俸給表　(三)	6～24	11～24	17～21					

ロ　6月短縮される号俸の表

職務の等級 俸給表	1等級	2等級	3等級	4等級
行政職俸給表　(二)	13～29	19～29	22～29	29・30

備考　これらの表中「1～13」等とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第六号）による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の規定による1号俸から13号俸までの号俸」等を示す。

（内閣総理・各省大臣署名）

◆

法律第百七十五号（昭三九・一二・一七）

◎防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律

（防衛庁職員給与法の一部改正）

第一条　防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「（以下「事務次官」という。）、統合幕僚会議の議長たる自衛官（以下「議長」という。）並びに防衛庁の参事官、」を「、防衛庁の参事官並びに」に改め、同条第二項中「、事務次官、議長」及び「（議長を除く。以下同じ。）」を削り、「別表第一から別表第七まで」を「別表第一、別表第四及び別表第五（ハを除く。）から別表第八まで」に改める。

第四条の二第一項中「事務官等」の下に「（第六条の規定の適用を受ける参事官等及び事務官等を除く。）」を加え、「及び一般職の職員の給与に関する法律別表第一から別表第七まで」を「並びに一般職の職員の給与に関する法律別表第一、別表第四及び別表第五（ハを除く。）から別表第七まで」に改める。

第五条第一項中「参事官等、事務官等及び自衛官をいう。以下本条及び第十一条の三から第十三条までにおいて同じ。」を「次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この条において同じ。」に改め、同項第三号中「第一号に該当する場合を除く。」を「別表第一の指定職の欄又は一般職の職員の給与に関する法律別表第八に定める額の俸給の支給を受けていた職員が別表第一の一等級から四等級までの欄又は同法別表第一、別表第四若しくは別表第五（ハを除く。）から別表第七までに定める額の俸給の支給を受けることとなつた場合を含む。」に改め、同項第四号中「場合」の下に「（別表第二の陸将、海将及び空将の甲欄又は乙欄に定める額の俸給の支給を受けていた職員が同表の陸将、海将及び空将の丙欄に定める額の俸給の支給を受けることとなつた場合を含む。）」を加え、同条第三項を削り、同条第四項中「第六項ただし書中」を「第六項中「職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）」とあるのは「職員」と、」に改め、同項を同条第三項とする。

第六条から第九条までを次のように改める。

第六条　別表第一の指定職の欄、一般職の職員の給与に関する法律別表第八又は別表第二の陸将、海将及び空将の甲欄若しくは乙欄の適用を受ける職員（以下この条において「指定職職員」という。）のうち、防衛事務次官、防衛施設庁長官、統合幕僚会議の議長その他の官職を占める職員で政令で指定するものの俸給月額は、別表第一の指定職の甲欄、一般職の職員の給与に関する法律別表第八の甲欄又は別表第二の陸将、海将及び空将の甲欄に掲げる俸給月額のうち、その官職に応じて政令で定める号俸による額とする。

2　指定職職員のうち前項の規定に基づく政令で指定する職員以外の職員の俸給月額は、別表第一の指定職の乙欄、一般職の職員の給与に関する法律別表第八の乙欄又は別表第二の陸将、海将及び空将の乙欄に掲げる俸給月額のうちから、総理府令で定める。この場合において、職員が最高の号俸による額を受けるに至つた時から長期間を経過したときは、その号俸による額をこえる俸給月額を定めることができる。

第七条から第九条まで　削除

第十条第一項中「（予備自衛官、学生及び非常勤の者を除く。以下本条及び次条において同じ。）」を削る。

第十二条第一項中「職員」の下に「（予備自衛官及び学生を除く。）」を加える。

第十四条第二項中「、第十六条から第十九条の二まで及び第十九条の五第二項」を「及び第十六条から第十九条の二まで」に、「、第十七条第二項及び第十九条の五第二項」を「、第十七条第二項及び第十九条の二」に、「「政令」と、第十九条の五第二項中「第十一条の二第一項」とあるのは「防衛庁職員給与法第十一条の三第一項」」を「、「政令」」に改める。

第十八条第二項中「三千五百八十五円」を「四千百十円」に改める。

第十八条の二を次のように改める。

（期末手当）

第十八条の二　期末手当は、六月十五日及び十二月十五日（これらの日が日曜日に当たるときは、それぞれその前日。以下これらの日について規定している場合について同じ。）に、それぞれその日に在職する職員（予備自衛官を除く。以下この条において同じ。）に支給する。これらの支給日前一月以内に退職し、又は死亡した職員（第二十三条第六項の規定の適用を受ける職員及び政令で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2　期末手当の額は、それぞれその支給日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。以下次条第二項において同じ。）において職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額の合計額（陸曹等にあつては俸給、扶養手当及び営外手当の月額の合計額とし、学生にあつては学生手当の月額とする。）に、六月十五日に支給する場合には百分の百十、十二月十五日に支給する場合には百分の二百十を乗じて得た額に、支給日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一　在職期間が六月の場合　百分の百

二　在職期間が三月以上六月未満の場合　百分の六十

三　在職期間が三月未満の場合　百分の三十

3　前項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

第十八条の二の次に次の一条を加える。

（勤勉手当）

第十八条の三　勤勉手当は、三月十五日（その日が日曜日に当たるときは、三月十四日。以下その日について規定している場合について同じ。）、六月十五日及び十二月十五日に、それぞれその日に在職する職員（予備自衛官及び学生を除く。以下この条において同じ。）に対し、次に掲げる区分に応ずる期間におけるその者の勤務成績に応じて、支給する。これらの支給日前一月以内に退職し、又は死亡した職員（政令で定める職員を除く。）についても、同様とする。

一　三月十五日　同日以前十二月以内の期間

二　六月十五日及び十二月十五日　それぞれその日以前六月以内の期間

2　勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその支給日現在において受けるべき俸給の月額（陸曹等にあつては、俸給及び営外手当の月額の合計額）に、長官又はその委任を受けた者が総理府令で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、長官又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員がそれぞれその支給日現在において受けるべき俸給及び扶養手当の月額の合計額（陸曹等にあつては、俸給、扶養手当及び営外手当の月額の合計額）に、次に掲げる支給日の区分に応ずる割合を乗じて得た額の総額をこえてはならない。

一　三月十五日　百分の四十

二　六月十五日及び十二月十五日　百分の三十

第二十二条の次に次の一条を加える。

（特定の職員についての適用除外）

第二十二条の二　第十一条の二から第十四条まで、第十六条、第十八条の三及び前条の規定は、第六条第一項の規定に基づく政令で指定する職員には適用しない。

2　第十四条の規定中超過勤務手当、休日給及び夜勤手当に係る部分の規定は、第十一条の三第一項の規定に基づく政令で指定する官職を占める職員には適用しない。

第二十三条第二項中「事務次官及び議長にあつては俸給及び期末手当を」を削り、「幹部自衛官にあつては」の下に「その者に係る」を加え、「本条」を「この条」に改める。

第二十四条第二項中「及び第十八条の二」を「、第十八条の二及び第十八条の三」に改める。

第二十五条第二項中「七千四百円」を「八千二百円」に改める。

第二十七条第二項中「事務次官及び議長にあつては俸給とし」を削る。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一　参事官等俸給表

号俸	指定職俸給月額 甲	指定職俸給月額 乙	職務の等級／号俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額
1	円 170,000	円 113,400	1	円 81,800	円 59,400	円 49,100	円 32,100
2	180,000	118,400	2	86,000	62,600	51,600	34,400
3	190,000	123,400	3	90,200	65,800	54,100	36,700
4	200,000	128,400	4	94,500	69,000	56,600	39,400
5	210,000	133,500	5	98,800	72,300	59,100	41,800
6		138,600	6	103,100	75,600	61,600	44,200
7		143,600	7	107,300	78,800	64,100	46,600
8		148,600	8	111,500	82,000	66,600	48,900
9		153,600	9	115,700	85,100	69,100	51,200
			10	119,700	87,900	71,500	53,400
			11	123,000	90,200	73,900	55,600
			12	125,300	92,500	76,300	57,800
			13	127,500	94,600	78,700	59,900
			14	129,700	96,600	81,000	62,000
			15	131,900	98,600	82,800	64,100
			16			84,600	66,200
			17				68,300
			18				70,300
			19				72,300
			20				74,000
			21				75,700

備考　この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で指定するものとする。

別表第二　自衛官俸給表

階級／号俸	陸将 海将 空将			陸将補 海将補 空将補	1等陸佐 1等海佐 1等空佐	2等陸佐 2等海佐 2等空佐	3等陸佐 3等海佐 3等空佐	1等陸尉 1等海尉 1等空尉	2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	陸士長 海士長 空士長	1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士	3等陸士 3等海士 3等空士
	俸給月額 甲	俸給月額 乙	俸給月額 丙	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	円 170,000	円 119,500	円 88,400	円 74,800	円 61,400	円 51,300	円 46,500	円 38,400	円 31,000	円 28,100	円 22,000	円 18,800	円 17,600	円 15,200	円 13,800	円 12,800	円 12,100
2	180,000	124,700	92,700	78,100	64,700	53,700	48,900	40,700	33,100	29,000	24,000	20,000	18,700	16,300	14,400		
3	190,000	129,900	97,000	81,400	68,000	56,100	51,300	43,000	35,400	30,300	26,100	22,000	20,000	17,400	15,000		
4	200,000	135,200	101,400	84,700	71,400	58,400	53,700	45,400	37,700	32,400	28,200	24,000	21,800	18,500	15,700		
5	210,000	140,500	105,800	87,900	74,800	60,600	56,100	47,600	39,900	34,600	30,400	26,100	23,600	19,600			
6		145,800	110,100	91,000	78,100	62,800	58,300	49,800	42,100	36,800	32,600	28,200	25,400	20,700			
7		151,100	114,400	94,000	81,400	65,000	60,400	52,000	44,300	39,000	34,800	30,400	26,600				
8		156,400	118,700	96,900	84,700	67,200	62,400	54,100	46,100	41,100	36,900	32,400	27,600				
9		161,700	122,700	99,400	87,700	69,400	64,300	56,200	47,800	43,200	38,800	33,700	28,600				
10			126,100	101,900	90,100	71,600	66,200	58,300	49,500	45,100	40,600	35,000	29,600				
11			128,400	104,200	92,500	73,800	68,100	60,100	51,000	46,800	42,200	36,200	30,500				
12			130,700	106,300	94,600	75,900	69,900	61,700	52,300	48,500	43,700	37,300	31,400				
13				108,400	96,400	78,000	71,600	63,100	53,600	49,900	45,100	38,400					
14					98,200	80,100	73,200	64,400	54,900	51,200	46,400	39,500					
15						82,100	74,800	65,700	56,100	52,400	47,500	40,400					
16						84,000	76,300	66,900	57,300	53,500	48,600	41,300					
17						85,700	77,800	68,000	58,400	54,600	49,600						
18						87,400	79,200	69,100	59,500	55,700	50,600						
19									60,500	56,700	51,500						
20										57,700	52,400						

備考　この表の陸将、海将及び空将の甲欄又は乙欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、統合幕僚会議の議長その他の官職を占める者で政令で指定するものとする。

（防衛庁職員給与法の一部を改正する法律の一部改正）

第二条　防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十六項中「事務次官及び議長には、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第十六号までに掲げる職員の例に準じ、参事官等及び事務官等」を「参事官等、事務官等並びに新法別表第二の陸将、海将及び空将の甲欄に定める額の俸給の支給を受ける自衛官」に改め、同項後段を削る。

附則第十九項を次のように改める。

（暫定手当を基礎とする給与）

19　参事官等、事務官等並びに新法別表第二の陸将、海将及び空将の甲欄に定める額の俸給の支給を受ける自衛官に暫定手当が支給される間、新法第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第十九条中「俸給の月額」とあるのは「俸給の月額と暫定手当の月額との合計額」と、新法第十八条の二第二項中「及び扶養手当」とあるのは「、扶養手当及び暫定手当」と、新法第十八条の三第二項中「俸給の月額」とあるのは「俸給の月額と暫定手当の月額との合計額」と、「及び扶養手当」とあるのは「、扶養手当及び暫定手当」と、新法第二十三条第二項中「、扶養手当及び」とあるのは「、扶養手当、暫定手当及び」と、新法第二十七条第二項中「及び通勤手当」とあるのは「、通勤手当及び暫定手当」と、「、通勤手当、特殊勤務手当」とあるのは「、通勤手当、暫定手当、特殊勤務手当」と、「、航空手当」とあるのは「、暫定手当、航空手当」とそれぞれ読み替えて、これらの規定を適用する。

（防衛庁職員給与法の一部改正）

第三条　防衛庁職員給与法の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一　参事官等俸給表

号俸	指定職 俸給月額		職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
	甲	乙	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円		円	円	円	円
1	170,000	116,500	1	84,090	61,120	50,550	33,050
2	180,000	121,640	2	88,460	64,440	53,180	35,340
3	190,000	126,800	3	92,810	67,770	55,830	37,690
4	200,000	131,950	4	97,170	71,100	58,350	40,630
5	210,000	137,090	5	101,530	74,420	60,890	43,050
6		142,240	6	105,880	77,750	63,440	45,510
7		147,400	7	110,250	81,080	65,980	47,910
8		152,580	8	114,600	84,330	68,520	50,320
9		157,760	9	118,940	87,540	71,050	52,620
			10	122,940	90,420	73,590	54,930
			11	126,370	92,830	76,110	57,230
			12	128,670	95,230	78,630	59,440
			13	130,950	97,300	81,160	61,650
			14	133,240	99,360	83,440	63,860
			15	135,530	101,430	85,270	66,050
			16			87,110	68,240
			17				70,420
			18				72,470
			19				74,520
			20				76,220
			21				77,930

備考　この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で指定するものとする。

（防衛庁職員給与法の一部を改正する法律の一部改正）

第四条　防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十六項の後段として次のように加える。

この場合において、新法第六条第一項に基づく政令で指定する職員に対する寒冷地手当、退職手当又は国家公務員共済組合に関する法令の規定の適用については、暫定手当の月額のうち政令で定める額は、俸給とみなす。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条及び第四条の規定は、昭和四十年四月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の防衛庁職員給与法及び第二条の規定による改正後の防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（附則第十六項については同項後段を削る改正をしないところによる。）の規定は、昭和三十九年九月一日から適用する。

（指定職俸給表等の適用）

3　昭和三十九年九月一日（以下「切替日」という。）の前日において防衛事務次官であつた者、その者の属する職務の等級が一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）別表第一イの一等級、別表第五イの一等級、別表第六の一等級若しくは別表第七イの一等級であつた者又は統合幕僚会議の議長たる自衛官であつた者若しくは防衛庁職員給与法（以下「法」という。）別表第二の陸将、海将及び空将の甲欄に定める俸給の支給を受けていた自衛官は、切替日においてそれぞれ法別表第一の指定職の欄、一般職給与法別表第八又は法別表第二の陸将、海将及び空将の甲欄若しくは乙欄に定める俸給の支給を受ける職員として定められるものとする。

（俸給の切替え）

4　切替日における職員の俸給月額は、次項から附則第九項まで及び附則第十一項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級（自衛官にあつては、階級をいう。以下同じ。）における俸給の幅のうちのその者が受けていた俸給月額に対応する当該職務の等級における号俸と同一のその者の属する職務の等級における号俸による額とする。

5　附則第三項に規定する職員のうち切替日において法第六条第二項の規定の適用を受けることとなる職員（附則第十一項に規定する職員を除く。）の切替日における俸給月額は、その者の切替日の前日において受けていた俸給月額に対応する号俸（以下「旧号俸」という。）と同一の号俸による額とする。

6　切替日の前日においてその者が属していた職務の等級（以下「旧等級」という。）が附則別表第一に掲げられている職員（附則第十一項に規定する職員を除く。）の切替日における俸給月額は、それぞれ旧等級に対応する同表に定める職務の等級における旧号俸と同一の号俸による額とする。

7　切替日の前日において法別表第二の陸将、海将及び空将の乙欄に掲げる俸給月額を受けていた職員（附則第十一項に規定する職員を除く。）の切替日における俸給月額は、同表の陸将、海将及び空将の丙欄における旧号俸と同一の号俸による額とする。

8　旧等級が法別表第一の二等級、一般職給与法別表第一イの三等級又は法別表第二の陸将補、海将補及び空将補若しくは一等陸佐、一等海佐及び一等空佐であつた職員（附則第十一項に規定する職員を除く。）

の切替日における俸給月額は、その者の属する職務の等級（旧等級が一般職給与法別表第一イの三等級であつた者にあつては、二等級）におけるその者の旧号俸の号数から一を減じた号数の号俸（旧号俸が一号俸であつた者にあつては、一号俸）による額とする。

9 旧等級が法別表第一の三等級又は一般職給与法別表第一イの四等級であつた職員（附則第十一項に規定する職員を除く。）の切替日における俸給月額は、総理府令で定める職員にあつては、それぞれ法別表第一の三等級又は一般職給与法別表第一イの三等級における旧号俸に対応する附則別表第二に定める号俸による額とし、その他の職員にあつては、それぞれ法別表第一の四等級又は一般職給与法別表第一イの四等級における旧号俸と同一の号俸による額とする。

（改正前の俸給月額を受けていた期間の通算）

10 附則第四項及び第六項から前項までの規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の法第五条第三項において準用する一般職給与法第八条第六項の規定の適用については、その者の切替日の前日における俸給月額を受けていた期間（総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間）を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

（最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等）

11 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸による俸給月額又はこれをこえる俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、政令で定める。

（昇給期間の短縮）

12 昭和三十七年九月三十日において附則別表第三又は附則別表第四に掲げられている号俸と同一の号俸による俸給月額を受けていた職員及びこれらの表に号俸の掲げられている職務の等級の最高の号俸による俸給月額をこえる俸給月額を受けていた職員でそれぞれ総理府令で定めるもの並びに総理府令で定めるこれらに準ずる職員に対する切替日（昭和三十九年十月一日において昇給規定（第一条の規定による改正前の法第五条第四項において準用する一般職給与法第八条第六項又は第八項ただし書の規定をいう。）により昇給した職員にあつては、この法律の施行の日）以降における最初の昇給規定（法第五条第三項において準用する一般職給与法第八条第六項又は第八項ただし書の規定をいう。以下同じ。）の適用については、当該適用の日までの間に職務の等級を異にする異動をした職員等で総理府令で定めるものを除き、昇給規定に定める期間から三月（昭和三十七年九月三十日において附則別表第四に掲げられている号俸による俸給月額を受けていた職員及び同表に掲げられている職務の等級の最高の号俸による俸給月額をこえる俸給月額を受けていた職員でそれぞれ総理府令で定めるもの並びに総理府令で定めるこれらに準ずる職員（以下「六月短縮職員」という。）にあつては、六月）を減じた期間をもつて昇給規定に定める期間とする。

13 前項の規定の適用により昭和三十九年十月一日に昇給することとなる六月短縮職員のうち、当該昇給前の俸給月額を受けていた期間（附則第十一項の規定により当該俸給月額を受ける期間に通算されることとなる期間を含む。）が前項の規定により短縮された昇給規定に定める期間をこえる職員で総理府令で定めるものの昭和三十九年十月二日以降における最初の昇給規定の適用については、昇給規定に定める期間から三月を減じた期間をもつて昇給規定に定める期間とする。

（切替日からこの法律の施行の日の前日までの間に異動した職員の俸給月額等）

14 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、第一条の規定による改正前の法の規定により、新たに同法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百七十四号）による改正前の一般職給与法別表第一、別表第四若しくは別表第五（ハを除く。）から別表第七までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち総理府令で定める職員の同条の規定による改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定めるところによる。

（切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整）

15 昭和三十二年四月一日から切替日の前日までの間において職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の切替日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

（改正前の俸給月額の基礎）

16 附則第三項から前項までの規定の適用については、第一条の規定による改正前の法の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた俸給月額は、同法及びこれに基づく命令に従つて定められたものでなければならない。

（給与の内払）

17 第一条の規定による改正前の法の規定に基づいて切替日からこの法律の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、同条の規定による改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

（政令への委任）

18 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

（大蔵大臣との協議）

19 附則第九項から第十五項まで（第十一項を除く。）の規定に基づき総理府令を定める場合には、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。

附則別表第一　職務の等級の切替表

俸給表	旧等級	切替日における職務の等級
行政職俸給表（一）	2　等　級	1　等　級
教育職俸給表（一）	2　等　級	1　等　級
	3　等　級	2　等　級
	4　等　級	3　等　級
	5　等　級	4　等　級
	6　等　級	5　等　級
研究職俸給表	2　等　級	1　等　級
	3　等　級	2　等　級
	4　等　級	3　等　級
	5　等　級	4　等　級
	6　等　級	5　等　級
医療職俸給表（一）	2　等　級	1　等　級
	3　等　級	2　等　級
	4　等　級	3　等　級
	5　等　級	4　等　級

附則別表第二　法別表第一の3等級又は一般職給与法別表第一イの3等級となる職員の号俸の切替表

イ　法別表第一の3等級となる職員

旧号俸	切替日における号俸
1号俸から8号俸までの号俸	1　号　俸
9　号　俸	2　号　俸
10　号　俸	3　号　俸
11　号　俸	4　号　俸
12　号　俸	5　号　俸
13　号　俸	6　号　俸
14　号　俸	7　号　俸
15　号　俸	8　号　俸
16　号　俸	9　号　俸
17　号　俸	10　号　俸
18　号　俸	11　号　俸
19　号　俸	12　号　俸
20　号　俸	13　号　俸

ロ　一般職給与法別表第一イの3等級となる職員

旧号俸	切替日における号俸
1号俸から5号俸までの号俸	1　号　俸
6　号　俸	2　号　俸
7　号　俸	3　号　俸
8　号　俸	4　号　俸
9　号　俸	5　号　俸
10　号　俸	6　号　俸
11　号　俸	7　号　俸
12　号　俸	8　号　俸
13　号　俸	9　号　俸
14　号　俸	10　号　俸
15　号　俸	11　号　俸
16　号　俸	12　号　俸
17　号　俸	13　号　俸

附則別表第三　昇給期間が3月短縮される号俸の表

イ　参事官等についての表

職務の等級 俸給表	1　等　級	2　等　級	3　等　級
事務次官、議長及び参事官等俸給表	1 ～ 13	1 ～ 14	4 ～ 23

ロ　事務官等についての表

職務の等級 俸給表	1　等　級	2　等　級	3　等　級	4　等　級	5　等　級	6　等　級	7　等　級
行政職俸給表㈠		1 ～ 13	1 ～ 14	4 ～ 19	9 ～ 19	13 ～ 19	16 ～ 18
行政職俸給表㈡	9 ～ 12	15 ～ 18	18 ～ 21	25 ～ 28	32・33		
教育職俸給表㈠		1 ～ 23	7 ～ 24	10 ～ 28	16 ～ 28	19 ～ 27	
研究職俸給表		1 ～ 22	9 ～ 27	16 ～ 30	19 ～ 29		
医療職俸給表㈠		1 ～ 16	1 ～ 19	7 ～ 23	14 ～ 26		
医療職俸給表㈡	1 ～ 13	1 ～ 16	11 ～ 21	16 ～ 25	19 ～ 23		
医療職俸給表㈢	6 ～ 24	11 ～ 24	17 ～ 21				

ハ　自衛官についての表

階級 俸給表	陸将 海将 空将 乙	陸将補 海将補 空将補	1等陸佐 1等海佐 1等空佐	2等陸佐 2等海佐 2等空佐	3等陸佐 3等海佐 3等空佐	1等陸尉 1等海尉 1等空尉	2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹
自衛官俸給表	1 ～ 10	1 ～ 12	1 ～ 13	1 ～ 15	2 ～ 15	5 ～ 15	9 ～ 16	12 ～ 19	12 ～ 19	14・15

備考　これらの表中「1～13」等とあるのは、「防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第七号）による改正前の法の規定による1号俸から13号俸までの号俸」等を示す。

附則別表第四　昇給期間が６月短縮される号俸の表

職務の等級／俸給表	１等級	２等級	３等級	４等級
行政職俸給表㈡	13～29	19～29	22～29	29・30

備考　この表中「13～29」等とあるのは、「防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第七号）による改正前の法の規定による13号俸から29号俸までの号俸」等を示す。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第百七十六号（昭三九・一二・一七）

◎裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

第一条　裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の二を削る。

第九条第一項中「特号」を「一号若しくは二号」に、「官職を占める者」を「職員」に改め、「但し」の下に「、報酬の特別調整額」を加え、同条第二項中「特号」を「一号若しくは二号」に改める。

第十五条を次のように改める。

第十五条　判事の報酬月額は、特別のものに限り、当分の間、第二条の規定にかかわらず、二十二万円とすることができる。

別表を次のように改める。

別表

区分		報酬月額
最高裁判所長官		四〇〇、〇〇〇円
最高裁判所判事		三〇〇、〇〇〇円
東京高等裁判所長官		二五〇、〇〇〇円
その他の高等裁判所長官		二四〇、〇〇〇円
判事	一号	二一〇、〇〇〇円
	二号	一九〇、〇〇〇円
	三号	一五〇、〇〇〇円
	四号	一三五、〇〇〇円
	五号	一二〇、〇〇〇円
	六号	一一〇、〇〇〇円
	七号	一〇〇、〇〇〇円
	八号	九〇、〇〇〇円
判事補	一号	八五、〇〇〇円
	二号	七五、〇〇〇円
	三号	六八、〇〇〇円
	四号	六二、〇〇〇円
	五号	五六、〇〇〇円
	六号	五二、〇〇〇円
	七号	四八、〇〇〇円
	八号	四四、〇〇〇円
	九号	四〇、〇〇〇円
	十号	三六、〇〇〇円
	十一号	三四、〇〇〇円
	十二号	三二、〇〇〇円
簡易裁判所判事	一号	一三五、〇〇〇円
	二号	一二〇、〇〇〇円
	三号	一一〇、〇〇〇円
	四号	一〇〇、〇〇〇円
	五号	九〇、〇〇〇円
	六号	八五、〇〇〇円
	七号	七五、〇〇〇円
	八号	六八、〇〇〇円
	九号	六二、〇〇〇円
	十号	五六、〇〇〇円
	十一号	五二、〇〇〇円
	十二号	四八、〇〇〇円
	十三号	四四、〇〇〇円
	十四号	四〇、〇〇〇円
	十五号	三六、〇〇〇円
	十六号	三四、〇〇〇円
	十七号	三二、〇〇〇円

第二条　裁判官の報酬等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十六条中「及び高等裁判所長官」を「、高等裁判所長官及び前条に定める報酬月額の報酬又は一号若しくは二号の報酬を受ける判事」に改める。

別表中判事の項、判事補の項及び簡易裁判所判事の項を次のように改める。

判事	一号	二一〇、〇〇〇円
	二号	一九〇、〇〇〇円
	三号	一五三、七八〇円
	四号	一三八、六五〇円
	五号	一二三、三六〇円
	六号	一一三、〇九〇円
	七号	一〇二、八二〇円
	八号	九二、五八〇円
	一号	八七、四二〇円
	二号	七七、一八〇円
	三号	七〇、〇三〇円
	四号	六三、八一〇円
	五号	五七、六三〇円

判事補	六号	五三、四七〇円
	七号	四九、三六〇円
	八号	四五、二七〇円
	九号	四一、一五〇円
	十号	三六、九三〇円
	十一号	三四、九〇〇円
	十二号	三二、八三〇円
簡易裁判所判事	一号	一三八、六五〇円
	二号	一二三、三六〇円
	三号	一一三、〇九〇円
	四号	一〇二、八二〇円
	五号	九二、五八〇円
	六号	八七、四二〇円
	七号	七七、一八〇円
	八号	七〇、〇三〇円
	九号	六三、八一〇円
	十号	五七、六三〇円
	十一号	五三、四七〇円
	十二号	四九、三六〇円
	十三号	四五、二七〇円
	十四号	四一、一五〇円
	十五号	三六、九三〇円
	十六号	三四、九〇〇円
	十七号	三二、八三〇円

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、昭和四十年四月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定は、昭和三十九年九月一日から適用する。

3　昭和三十九年八月三十一日において第一条の規定による改正前の裁判官の報酬等に関する法律第十五条に定める各報酬月額の報酬又は同法別表に掲げる各号の報酬を受ける判事、判事補及び簡易裁判所判事の同年九月一日における報酬月額又は報酬の号は、次の表に定めるとおりとする。同日以後この法律の施行の日までの間に同表中欄に掲げる各報酬月額又は各号の報酬を受けるに至つた判事、判事補及び簡易裁判所判事のその受けるに至つた日における報酬月額又は報酬の号についても、同様である。

区分	改正前の報酬月額又は報酬の号	改正後の報酬月額又は報酬の号
判事	一七〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円
	特号	一号
	一号	二号
	二号	三号
	三号	四号
	四号	五号
	五号	六号
	六号	七号
	七号	八号
判事補	八二、一〇〇円	一号
	七一、六〇〇円	二号
	一号	三号
	二号	四号
	三号	五号
	四号	六号
	五号	七号
	六号	八号
	七号	九号
	八号	十号
	九号	十一号
	十号	十二号
簡易裁判所判事	一〇九、〇〇〇円	二号
	一〇一、六〇〇円	三号
	一号	四号
	二号	五号
	三号	六号
	四号	七号
	五号	八号
	六号	九号
	七号	十号
	八号	十一号
	九号	十二号
	十号	十三号
	十一号	十四号
	十二号	十五号
	十三号	十六号
	十四号	十七号

4　裁判官が昭和三十九年九月一日以後の分として支給を受けた報酬その他の給与は、第一条の規定による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。この場合において、報酬の特別調整額は、報酬の内払とみなす。

（法務・大蔵・内閣総理大臣署名）

◆

法律第百七十七号（昭三九・一二・一七）

◎検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律

法律

第一条　検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「特号」を「一号又は二号」に、「官職を占める者」を「職員」に改め、「但し」の下に「、俸給の特別調整額」を加え、同条第二項中「特号」を「一号又は二号」に改める。

第二条の二を削る。

第四条中「及び期末手当」を「、期末手当及び寒冷地手当」に改める。

第九条を削る。

別表を次のように改める。

別表

区分	俸給月額
検事総長	三〇〇、〇〇〇円
次長検事	二三〇、〇〇〇円

東京高等検察庁検事長		二四〇、〇〇〇円
その他の検事長		二三〇、〇〇〇円
検事	一号	二一〇、〇〇〇円
	二号	一九〇、〇〇〇円
	三号	一五〇、〇〇〇円
	四号	一三五、〇〇〇円
	五号	一二〇、〇〇〇円
	六号	一一〇、〇〇〇円
	七号	一〇〇、〇〇〇円
	八号	九〇、〇〇〇円
	九号	八五、〇〇〇円
	十号	七五、〇〇〇円
	十一号	六八、〇〇〇円
	十二号	六二、〇〇〇円
	十三号	五六、〇〇〇円
	十四号	五二、〇〇〇円
	十五号	四八、〇〇〇円
	十六号	四四、〇〇〇円
	十七号	四〇、〇〇〇円
	十八号	三六、〇〇〇円
	十九号	三四、〇〇〇円
	二十号	三二、〇〇〇円
副検事	一号	一〇〇、〇〇〇円
	二号	九〇、〇〇〇円
	三号	八五、〇〇〇円
	四号	七五、〇〇〇円
	五号	六八、〇〇〇円
	六号	六二、〇〇〇円
	七号	五六、〇〇〇円
	八号	五二、〇〇〇円
	九号	四八、〇〇〇円
	十号	四四、〇〇〇円
	十一号	四〇、〇〇〇円
	十二号	三六、〇〇〇円
	十三号	三四、〇〇〇円
	十四号	三二、〇〇〇円
	十五号	二七、〇〇〇円
	十六号	二六、〇〇〇円

第二条　検察官の俸給等に関する法律の一部を次のように改正する。

別表中検事の項及び副検事の項を次のように改める。

検事	一号	二一〇、〇〇〇円
	二号	一九〇、〇〇〇円
	三号	一五三、七八〇円
	四号	一三八、六五〇円
	五号	一二三、三六〇円
	六号	一一三、〇九〇円
	七号	一〇二、八二〇円
	八号	九二、五八〇円
	九号	八七、四二〇円
	十号	七七、一八〇円
	十一号	七〇、〇三〇円
	十二号	六三、八一〇円
	十三号	五七、六三〇円
	十四号	五三、四七〇円
	十五号	四九、三六〇円
	十六号	四五、二七〇円
	十七号	四一、一五〇円
	十八号	三六、九三〇円
	十九号	三四、九〇〇円
	二十号	三三、八三〇円
副検事	一号	一〇二、八二〇円
	二号	九二、五八〇円
	三号	八七、四二〇円
	四号	七七、一八〇円
	五号	七〇、〇三〇円
	六号	六三、八一〇円
	七号	五七、六三〇円
	八号	五三、四七〇円
	九号	四九、三六〇円
	十号	四五、二七〇円
	十一号	四一、一五〇円
	十二号	三六、九三〇円
	十三号	三四、九〇〇円
	十四号	三二、八三〇円
	十五号	二七、七八〇円
	十六号	二六、七三〇円

第三条　検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「及び検事長」を「、検事長及び一号又は二号の俸給を受ける検事」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定は、昭和四十年四月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定は、昭和三十九年九月一日から適用する。

3　昭和三十九年八月三十一日において第一条の規定による改正前の検察官の俸給等に関する法律第九条に定める各俸給月額の俸給又は同法別表に掲げる各号の俸給を受ける検事及び副検事の同年九月一日における俸給の号は、次の表に定めるとおりとする。同日以後この法律の施行の日までの間に同表中欄に掲げる各俸給月額又は各号の俸給を受けるに至つた検事及び副検事のその受けるに至つた日における俸給の号についても、同様である。

区分	改正前の俸給月額又は俸給の号	改正後の俸給の号
検事	特号	一号
	一号	三号
	二号	三号
	三号	四号
	四号	五号
	五号	六号
	六号	七号
	七号	八号
	八号	九号
	九号	十号
	十号	十一号
	十一号	十二号
	十二号	十三号
	十三号	十四号
	十四号	十五号
	十五号	十六号
	十六号	十七号
	十七号	十八号
	十八号	十九号
	十九号	二十号

	八二、一〇〇円	三号
	七一、六〇〇円	四号
副検事	一号	五号
	二号	六号
	三号	七号
	四号	八号
	五号	九号
	六号	十号
	七号	十一号
	八号	十二号
	九号	十三号
	十号	十四号
	十一号	十五号
	十二号	十六号

4　検察官が昭和三十九年九月一日以後の分として支給を受けた俸給その他の給与は、第一条の規定による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。この場合において、俸給の特別調整額は、俸給の内払とみなす。

（法務・大蔵・内閣総理大臣署名）

◆

法律第百七十八号（昭三九・一二・一七）

◎国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律（衆法）

国会議員の秘書の給料等に関する法律（昭和三十二年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（給料）

第一条　各国会議員の秘書は、給料月額として、その一人は特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）別表第三に掲げる秘書官の二号俸の俸給月額に相当する額（以下「秘書官相当額」という。）を、他の一人は一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）別表第一イ行政職俸給表㈠の七等級二号俸の俸給月額及び同法第十条の三第一項第二号に掲げる月額の合計額に相当する額（以下「行政職相当額」という。）を受ける。

第二条及び第二条の二第一項中「給料月額三万八千五百円」を「秘書官相当額の給料月額」に、「給料月額一万九千六百三十円」を「行政職相当額の給料月額」に改める。

第三条第二項中「（昭和二十五年法律第九十五号）」を削る。

第四条第二項各号列記以外の部分中「割合」を「割合（三月十五日に在職する者が受けるべき勤勉手当の額については、次に掲げる割合に三分の四を乗じて得た割合）」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十九年九月一日から適用する。

2　一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員に一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百五十四号）附則第十六項に規定する暫定手当が支給される間は、改正後の国会議員の秘書の給料等に関する法律（以下「法」という。）第一条中「七等級二号俸の俸給月額及び同法」とあるのは「七等級二号俸の俸給月額及びその俸給月額を受ける職員のうち一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百五十四号。以下「昭和三十二年改正法」という。）による改正前の一般職の職員の給与に関する

法律第十二条の規定により勤務地手当の支給地域の区分が四級地とされていた地域に在勤する職員が受ける昭和三十二年改正法附則第十六項に規定する暫定手当の月額並びに一般職の職員の給与に関する法律」と読み替えて、改正後の法第一条の規定を適用する。

3　昭和三十九年九月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に、改正前の法の規定に基づいて国会議員の秘書に支払われた給料、期末手当及び勤勉手当は、改正後の法の規定による給料、期末手当及び勤勉手当の内払とみなす。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

◆

法律第百七十九号（昭三九・一二・一七）

◎特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第一条　特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「七千円」を「九千円」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一

官職名	俸給月額
内閣総理大臣	四〇〇、〇〇〇円
国務大臣 会計検査院長 人事院総裁	三〇〇、〇〇〇円
内閣官房長官 総理府総務長官 内閣法制局長官 公正取引委員会委員長 宮内庁長官	二五〇、〇〇〇円
検査官（会計検査院長を除く。） 人事官（人事院総裁を除く。） 政務次官	二四〇、〇〇〇円

内閣官房副長官 総理府総務副長官 侍従長	二三〇、〇〇〇円
国家公安委員会委員 公正取引委員会委員 土地調整委員会委員長 文化財保護委員会委員長 地方財政審議会会長 式部官長	二一〇、〇〇〇円
土地調整委員会委員 首都圏整備委員会の常勤の委員 社会保険審査会の委員長及び委員 労働保険審査会委員 地方財政審議会委員 原子力委員会の常勤の委員 公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員 科学技術会議の常勤の議員 運輸審議会委員 東宮大夫	一九〇、〇〇〇円

別表第二

官職名	俸給月額	
大使	五号俸	二五〇、〇〇〇円
	四号俸	二三〇、〇〇〇円
	三号俸	二一〇、〇〇〇円
	二号俸	一九〇、〇〇〇円
	一号俸	一六〇、〇〇〇円
公使	四号俸	二三〇、〇〇〇円
	三号俸	二一〇、〇〇〇円
	二号俸	一九〇、〇〇〇円
	一号俸	一六〇、〇〇〇円

別表第三

官職名	俸給月額	
秘書官	八号俸	八九、〇〇〇円
	七号俸	八〇、〇〇〇円
	六号俸	七一、〇〇〇円
	五号俸	六三、〇〇〇円
	四号俸	五五、五〇〇円
	三号俸	四八、五〇〇円
	二号俸	四一、五〇〇円
	一号俸	三六、五〇〇円

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第二条　特別職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

別表第三を次のように改める。

別表第三

官職名	俸給月額	
秘書官	八号俸	九一、四〇〇円
	七号俸	八二、二〇〇円
	六号俸	七三、〇〇〇円
	五号俸	六四、七八〇円
	四号俸	五七、〇八〇円
	三号俸	四九、八八〇円
	二号俸	四二、六八〇円
	一号俸	三七、四八〇円

（国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正）

第三条　国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「十八万円」を「政務次官の俸給月額に相当する金額」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、昭和四十年四月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する法律の規定は、昭和三十九年九月一日から適用する。

3　第一条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて昭和三十九年九月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に特別職の職員に支払われた給与は、同条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。

4　政務次官及び内閣官房副長官のうち国会議員から任命されたものの俸給月額は、第一条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する法律第三条の規定及び別表第一並びにこの法律附則第二項の規定にかかわらず、昭和四十年八月三十一日までの間は、なお従前の例による。

5　国会議員の歳費月額は、第三条の規定による改正後の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第一条及び国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第三十五条の規定にかかわらず、昭和四十年八月三十一日までの間は、なお従前の例による。

（内閣総理・各省大臣署名）

法律第百八十号（昭三九・一二・一七）

◎昭和三十九年度分の地方交付税の特例等に関する法律

（昭和三十九年度分の地方交付税の特例）

第一条　昭和三十九年度に限り、当該年度分として交付すべき地方交付税の総額は、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により算定した額に百五十億円を加算した額とする。

2　昭和三十九年度に限り、当該年度分として交付すべき普通交付税の総額は、法第六条第二項の規定により算定した額の百分の九十四に相当する額に百五十億円を加算した額とし、当該年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同項の規定により算定した額の百分の六に相当する額とする。

3　昭和三十九年度分に限り、法別表に定める単位費用は、次の表に定めるものとする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用	
道府県	一　警察費	警察職員数	一人につき　八一〇、〇〇〇円	〇〇銭
	二　土木費 1　道路費	道路の面積	一平方メートルにつき　三二	九〇
		道路の延長	一メートルにつき　一八六	〇〇
	2　橋りよう費	橋りようの面積	一平方メートルにつき　四七一	〇〇
		木橋の延長	一メートルにつき　一一、二〇〇	〇〇
	3　河川費	河川の延長	一メートルにつき　四一	六〇
	4　港湾費	港湾（漁港を含む。）におけるけい留施設の延長	一メートルにつき　二、二六〇	〇〇
		港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長	一メートルにつき　四、四〇〇	〇〇
	5　その他の土木費	人口	一人につき　二二九	〇〇
		面積	一平方キロメートルにつき　一、四五九、〇〇〇	〇〇
		海岸保全施設の延長	一メートルにつき　三五六	〇〇
	三　教育費 1　小学校費	教職員数	一人につき　三五四、六〇〇	〇〇
		学校数	一校につき　八七、〇〇〇	〇〇
	2　中学校費	教職員数	一人につき　三四三、三〇〇	〇〇
		学校数	一校につき　八七、〇〇〇	〇〇
	3　高等学校費	教職員数	一人につき　六〇六、六〇〇	〇〇
		生徒数	一人につき　五、六五〇	〇〇
	4　その他の教育費	人口	一人につき　一一四	〇〇
		盲学校、聾（ろう）学校及び養護学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき　一〇八、〇〇〇	〇〇
	四　厚生労働費 1　生活保護費	町村部人口	一人につき　三三九	〇〇
	2　社会福祉費	人口	一人につき　一四五	〇〇
	3　衛生費	人口	一人につき　三四五	〇〇
	4　労働費	工場事業場労働者数	一人につき　四四六	〇〇
		失業者数	一人につき　三七、一〇〇	〇〇
	五　産業経済費 1　農業行政費	耕地の面積	一町歩につき　二、九三〇	〇〇
		農家数	一戸につき　四、五三〇	〇〇
	2　林野行政費	林野の面積	一町歩につき　二、四六〇	〇〇
	3　水産行政費	水産業者数	一人につき　一五、二〇〇	〇〇
	4　商工行政費	商工業の従業者数	一人につき　八七七	〇〇
	六　その他の行政費 1　徴税費	道府県税の税額	千円につき　一二三	〇〇
	2　恩給費	恩給受給権者数	一人につき　三九、四〇〇	〇〇
	3　その他の諸費	人口	一人につき　五〇六	〇〇
		面積	一平方キロメートルにつき　一八〇、〇〇〇	〇〇
	七　災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	千円につき　九五〇	〇〇
	八　特定債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき　二五〇	〇〇
市町村	一　消防費	人口	一人につき　四六六	〇〇
	二　土木費 1　道路費	道路の面積	一平方メートルにつき　一四	七〇
		道路の延長	一メートルにつき　一三	六〇
	2　橋りよう費	橋りようの面積	一平方メートルにつき　四五四	〇〇
		木橋の延長	一メートルにつき　七八四	〇〇
	3　港湾費	港湾（漁港を含む。）におけるけい留施設の延長	一メートルにつき　二、二三〇	〇〇
		港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長	一メートルにつき　四、四〇〇	〇〇
	4　都市計画費	都市計画区域における人口	一人につき　二一三	〇〇
		土地区画整理事業の施行地区の面積	一坪につき　一一	九〇
	5　その他の土木費	人口	一人につき　一三七	〇〇
	三　教育費 1　小学校費	児童数	一人につき　一、六一〇	〇〇
		学級数	一学級につき　一一八、二〇〇	〇〇
		学校数	一校につき　五五三、〇〇〇	〇〇
	2　中学校費	生徒数	一人につき　一、七五〇	〇〇
		学級数	一学級につき　一二八、七〇〇	〇〇
		学校数	一校につき　五五〇、〇〇〇	〇〇
	3　高等学校費	教職員数	一人につき　六一〇、三〇〇	〇〇
		生徒数	一人につき　五、六四〇	〇〇
	4　その他の教育費	人口	一人につき　二九八	〇〇
	四　厚生労働費 1　生活保護費	市部人口	一人につき　二九八	〇〇
	2　社会福祉費	人口	一人につき　八一	〇〇
	3　保健衛生費	人口	一人につき　一一七	〇〇
	4　清掃費	人口	一人につき　三五一	〇〇
	5　労働費	失業者数	一人につき　三七、一〇〇	〇〇
	五　産業経済費 1　農業行政費	農家数	一戸につき　三、四五〇	〇〇
	2　商工行政費	商工業の従業者数	一人につき　二九三	〇〇
	3　その他の産業経済費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき　二、〇九〇	〇〇

六　その他の行政費				
1　徴税費	市町村税の税額	千円につき	一三一	〇〇
2　戸籍住民登録費	本籍人口	一人につき	五三	〇〇
	世帯数	一世帯につき	二一一	〇〇
3　その他の諸費	人口	一人につき	八二四	〇〇
	面積	一平方キロメートルにつき	三四二、〇〇	〇〇
七　災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	千円につき	九五〇	〇〇
八　特定債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	二五〇	〇〇
九　辺地対策事業債償還費	辺地対策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	五七〇	〇〇

（昭和四十年度分から昭和四十四年度分までの地方交付税の総額の特例）

第二条　昭和四十年度から昭和四十四年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき地方交付税の総額は、法第六条第二項の規定により算定した額から、当該各年度の前年度における借入金の額（交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三号）附則第十四項又は第十五項の規定による借入金の予算で定める額をいう。以下同じ。）に相当する額から当該各年度における借入金の額に相当する額を控除した額を減額した額とする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行前すでに地方団体に交付された昭和三十九年度分の地方交付税のうち普通交付税の額は、昭和三十九年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の概算交付額とみなす。

（大蔵・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百八十一号（昭三九・一二・一七）

◎交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律

交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

附則第十五項中「第十項」の下に「、第十六項」を加え、「又は日本専売公社法」を「、日本専売公社法」に、「納付する金額若しくは第十一項」を「納付する金額又は第十一項、第十四項若しくは第十五項」に、「又は昭和三十年度」を「、昭和三十年度又はその借入れをした年度」に、「若しくは第十一項の規定による借入金の」を「、第十一項、第十四項若しくは第十五項の規定による借入金の」に改め、同項以下を五項ずつ繰り下げ、附則第十四項を附則第十九項とし、附則第十三項中「第十一項」の下に「、第十四項若しくは第十五項」を加え、同項を附則第十八項とし、附則第十二項の次に次の五項を加える。

13　第三条に規定する地方交付税交付金は、昭和三十九年度から昭和四十四年度までの各年度において、昭和三十九年度分の地方交付税の特例等に関する法律（昭和三十九年法律第百八十号）第一条第一項及び第二条の規定による地方交付税の総額の交付金とする。

14　この会計においては、昭和三十九年度において、地方交付税交付金を支弁するため必要があるときは、予算で定めるところにより、この会計の負担において、借入金をすることができる。

15　この会計においては、昭和四十年度から昭和四十三年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するため必要があるときは、前項の規定による借入金の額から毎年度当該金額の五分の一に相当する金額を順次控除して得た額を限り、予算で定めるところにより、この会計の負担において、借入金をすることができる。

16　前二項の規定による借入金の利子の支払に充てるため、必要な金額は、予算の定めるところにより、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

17　第十四項及び第十五項の規定による借入金は、一年内に償還しなければならない。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百八十二号（昭三九・一二・二一）

◎法務省設置法の一部を改正する法律

法務省設置法（昭和二十二年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条の十七の表中「四五、三一一人」を「四五、六九七人」に、「一〇、九〇一人」を「一〇、九九二人」に、「一、八一五人」を「二、〇一五人」に、「四七、一三六人」を「四七、七二二人」に改める。

別表三旭川地方法務局の項中「稚内市」を「稚内市深川市」に改め、「音江村」を削る。

別表四名古屋刑務所の項中「名古屋市」を「愛知県西加茂郡三好町」に改め、同表福岡刑務所の項中「福岡市」を「福岡県粕屋郡宇美町」に改める。

別表五岐阜少年院の項中「岐阜県稲葉郡鵜沼町」を「各務原市」に改める。

別表十二中「

仙台入国管理事務所青森港出張所	青森市

」を「

仙台入国管理事務所青森港出張所	青森市
仙台入国管理事務所八戸港出張所	八戸市

」に、「

神戸入国管理事務所姫路港出張所	姫路市

」を「

神戸入国管理事務所尼崎港出張所	尼崎市
神戸入国管理事務所姫路港出張所	姫路市
高松入国管理事務所坂出港出張所	坂出市

」に改める。

附　則

この法律は、別表四の改正規定を除き、公布の日から施行し、別表四の改正規定は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十三条の十七の表の改正規定は、昭和三十九年四月一日から適用する。

（法務・内閣総理大臣署名）

◆

法律第百八十三号（昭三九・一二・二一）

◎農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律

1　政府は、農業共済再保険特別会計の農業勘定の歳入不足をうめるため、昭和三十九年度において、一般会計から、十八億八千三百万円を限り、この会計の農業勘定に繰り入れることができる。

2　政府は、前項の規定による繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定において決算上の剰余を生じた場合において、農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第十一号）第六条第二項の規定により同会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお残余があるときは、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

◆

法律第百八十四号（昭三九・一二・二四）

◎天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和三十年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第四項第一号中「十五万円（北海道にあつては二十万円、漁具の購入資金として貸し付けられる場合は一千万円）」を「二十万円（北海道にあつては三十五万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は二百五十万円、漁具の購入資金として貸し付けられる場合は一千万円）」に、「加えた額」を「加えた額。以下第六項において「貸付限度額」という。」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　既に経営資金の貸付けを受けている者でその償還期限内に再び被害農林漁業者に該当することとなつたものについての第四項第一号の規定の適用については、同号の規定により算出される貸付限度額にその既に貸付けを受けている経営資金の償還に充てるために必要な資金の額（その額が政令で定める額をこえるときは、当該政令で定める額）を加えた額をもつて貸付限度額とする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十九年七月一日以後の天災及びこれによる災害につき適用する。

2　激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「十五万円（北海道にあつては二十万円、漁具の購入資金として貸し付けられる場合は一千万円）」を「二十万円（北海道にあつては三十五万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は二百五十万円、漁具の購入資金として貸し付けられる場合は一千万円）」に、「二十万円（北海道にあつては二十五万円、政令で定める経営資金として貸し付けられる場合は五十万円、漁具の購入資金として貸し付けられる場合は一千万円）」を「二十五万円（北海道にあつては四十万円、政令で定める経営資金として貸し付けられる場合は五十万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は二百五十万円、漁具の購入資金として貸し付けられる場合は一千万円）」に改め、同条第二項中「第二条第七項」を「第二条第八項」に改める。

（内閣総理・大蔵・農林大臣署名）

◆

法律第百八十五号（昭三九・一二・二八）

◎防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律

（防衛庁設置法の一部改正）

第一条　防衛庁設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二十七号を次のように改める。

二十七　相互防衛援助協定第七条第二項の規定に基づき、円資金をアメリカ合衆国政府に提供し、又は同協定附属書G第二項の規定に基づき、不動産、備品、需品及び役務を同国政府の使用に供すること。

第七条第一項中「二十七万三千五百七十八人」を「二十七万六千五百十八人」に、「二十七万百九十一人」を「二十七万三千百二十三人」に改め、同条第二項中「三万三千二百九十一人」を「三万四千九百六十三人」に、「三万九千五十七人」を「三万九千五百五十三人」に、「二十四万三千九百二十三人」を「二十四万六千九十四人」に改める。

第四十三条第三項中「第二十号」を「第二十一号」に改める。

第四十四条中第二十二号を第二十三号とし、第十七号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十六号の次に次の一号を加える。

十七　相互防衛援助協定第七条第二項の規定に基づくアメリカ合衆国政府に対する円資金の提供に関すること。

附則中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とし、第七項から第十七項までを二項ずつ繰り上げる。

（自衛隊法の一部改正）

第二条　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条第四項中「飛行隊」を「飛行群」に改める。

第二十五条第二項中「技術者」を「外国人及び技術者」に改める。

第三十三条中「自衛官」の下に「、予備自衛官」を加える。

第六十六条第二項中「一万九千人」を「二万四千人」に改める。

第六十九条の次に次の一条を加える。

（予備自衛官の呼称及び制服の着用）

第六十九条の二　予備自衛官は、その指定に係る自衛官の階級名に予備の文字を冠した呼称を用いることができる。

2　予備自衛官は、第七十一条に規定する訓練招集命令を受けて訓練に従事する場合においては、長官の定めるところに従い、制服を着用しなければならない。

3　前項に規定するもののほか、予備自衛官は、次の場合には、長官の定めるところにより、制服を着用することができる。

一　自衛隊の行なう儀式その他公の儀式に参加する場合

二　自衛隊の行なう行事その他長官の定める行事に参加する場合

第百条の二第一項中「相当と認めるとき」の下に「、自衛隊の学校において外国人について教育訓練を実施することの委託を受けた場合において相当と認めるとき」を加える。

第百条の三の次に次の一条を加える。

（南極地域観測に対する協力）

第百条の四　自衛隊は、長官の命を受け、国が行なう南極地域における科学的調査について、政令で定める輸送その他の協力を行なう。

別表第一中「守山市」を「名古屋市」に改める。

別表第三中「宇都宮市」を「浜松市」に、「第七航空団｜第七航空団司令部｜埼玉県入間郡武蔵町」を

「第七航空団｜第七航空団司令部｜埼玉県入間郡武蔵町
第八航空団｜第八航空団司令部｜福岡県築上郡椎田町」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（定員に関する経過規定）

2　改正後の防衛庁設置法第七条第一項に規定する職員の定員及び防衛施設庁の定員は、同項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から昭和四十年三月三十一日までの間は、それぞれ二十七万六千五百八十人及び三千四百五十七人とする。

（防衛庁設置法等の一部を改正する法律の一部改正）

3　防衛庁設置法等の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第五項を削り、附則第六項を附則第五項とし、附則第七項を附則第六項とし、附則第八項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を附則第七項とし、附則第九項から第二十九項までを一項ずつ繰り上げる。

（内閣総理大臣署名）

第四十八回国会制定法

会期（昭和三十九年十二月二十一日から
昭和四十年六月一日まで）

参議院法制局

凡　例

一、本書は、第四十八回国会（常会）（昭和三十九年十二月二十一日から昭和四十年六月一日まで）を通過成立した法律百三十九件（閣法　百二十五件　衆法　十件　参法　四件）―昭和四〇年法律第一号から同第一三九号まで―を収録したものである。

二、収録した法律は、その公布番号の順序に従つて、配列した。

三、目次（法律の公布番号順）、件名索引（五十音順）及び部門別索引を掲載した。

右の目次、索引及び本文の題名の下に「（衆法）」または、「（参法）」と表示してあるのは、議員提出の法律案中衆議院議員または、参議院議員提出のものであることを示し、その他は、すべて内閣提出のものである。

目　次

法律第　一　号　昭和三十九年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（昭和四十年二月十三日公布）……一
法律第　二　号　製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十年三月十九日公布）……二
法律第　三　号　治山治水緊急措置法の一部を改正する法律（昭和四十年三月二十六日公布）……三
法律第　四　号　相続税法の一部を改正する法律（昭和四十年三月二十六日公布）……五
法律第　五　号　郵便貯金法の一部を改正する法律（昭和四十年三月二十六日公布）……六
法律第　六　号　市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年三月二十九日公布）……七
法律第　七　号　鉄道敷設法の一部を改正する法律（昭和四十年三月三十日公布）……一四
法律第　八　号　日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十年三月三十日公布）……一五
法律第　九　号　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十年三月三十日公布）……一六
法律第　十　号　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭和四十年三月三十日公布）……一九
法律第十一号　所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十年三月三十日公布）……二一
法律第十二号　国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十年三月三十一日公布）（衆法）……二四
法律第十三号　国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十年三月三十一日公布）（衆法）……二四
法律第十四号　科学技術庁設置法の一部を改正する法律（昭和四十年三月三十一日公布）……二四
法律第十五号　国立学校設置法等の一部を改正する法律（昭和四十年三月三十一日公布）……二五
法律第十六号　国立養護教諭養成所設置法（昭和四十年三月三十一日公布）……二七
法律第十七号　通商産業省設置法の一部を改正する法律（昭和四十年三月三十一日公布）……二九
法律第十八号　北海道開発法の一部を改正する法律（昭和四十年三月三十一日公布）……三〇
法律第十九号　国立学校特別会計法の一部を改正する法律（昭和四十年三月三十一日公布）……三〇
法律第二十号　国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十年三月三十一日公布）……三一
法律第二十一号　航空機工業振興法の一部を改正する法律（昭和四十年三月三十一日公布）……三六

法律第二十二号　競馬法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭和四十年三月三十一日公布）（衆法）……三六
法律第二十三号　港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律（昭和四十年三月三十一日公布）……三六
法律第二十四号　法務省設置法の一部を改正する法律（昭和四十年三月三十一日公布）……三七
法律第二十五号　文部省設置法の一部を改正する法律（昭和四十年三月三十一日公布）……三八
法律第二十六号　労働省設置法の一部を改正する法律（昭和四十年三月三十一日公布）……三九
法律第二十七号　裁判所法の一部を改正する法律（昭和四十年三月三十一日公布）……三九
法律第二十八号　裁判所職員定員法の一部を改正する法律（昭和四十年三月三十一日公布）……四〇
法律第二十九号　住宅金融公庫法の一部を改正する法律（昭和四十年三月三十一日公布）……四一
法律第三十号　関税定率法等の一部を改正する法律（昭和四十年三月三十一日公布）……四三
法律第三十一号　物品税法の一部を改正する法律（昭和四十年三月三十一日公布）……五三
法律第三十二号　租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十年三月三十一日公布）……五六
法律第三十三号　所得税法（昭和四十年三月三十一日公布）……七二
法律第三十四号　法人税法（昭和四十年三月三十一日公布）……二三五
法律第三十五号　地方税法の一部を改正する法律（昭和四十年三月三十一日公布）……三〇五
法律第三十六号　所得税法及び法人税法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律（昭和四十年三月三十一日公布）……三二四
法律第三十七号　国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十年四月一日公布）……三八〇
法律第三十八号　地方行政連絡会議法（昭和四十年四月一日公布）……三八七
法律第三十九号　地方交付税法の一部を改正する法律（昭和四十年四月一日公布）……三八八
法律第四十号　交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律（昭和四十年四月一日公布）……三九一
法律第四十一号　物品管理法の一部を改正する法律（昭和四十年四月一日公布）……三九一
法律第四十二号　会計法の一部を改正する法律（昭和四十年四月一日公布）……三九三
法律第四十三号　酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十年四月一日公布）……三九四
法律第四十四号　郵便振替貯金法の一部を改正する法律（昭和四十年四月五日公布）……三九五
法律第四十五号　オリンピック記念青少年総合センター法（昭和四十年四月九日公布）……三九七
法律第四十六号　財政法の一部を改正する法律（昭和四十年四月十二日公布）……四〇三
法律第四十七号　銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律（昭和四十年四月十五日公布）……四〇四
法律第四十八号　電力用炭代金精算株式会社法の一部を改正する法律（昭和四十年四月二十日公布）……四〇七
法律第四十九号　公職選挙法の一部を改正する法律（昭和四十年四月三十日公布）（衆法）……四一〇
法律第五十号　自治省設置法の一部を改正する法律（昭和四十年四月三十日公布）……四一一

法律第五十一号　農林省設置法の一部を改正する法律（昭和四十年五月一日公布）……四一二
法律第五十二号　高圧ガス取締法の一部を改正する法律（昭和四十年五月一日公布）……四一三
法律第五十三号　中小企業信用保険法の一部を改正する法律（昭和四十年五月一日公布）……四一四
法律第五十四号　外務省設置法の一部を改正する法律（昭和四十年五月四日公布）……四一七
法律第五十五号　在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十年五月四日公布）……四一九
法律第五十六号　臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律（昭和四十年五月四日公布）……四二一
法律第五十七号　石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律（昭和四十年五月四日公布）……四二一
法律第五十八号　中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律（昭和四十年五月四日公布）……四二二
法律第五十九号　中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律（昭和四十年五月四日公布）……四二三
法律第六十号　森林開発公団法の一部を改法する法律（昭和四十年五月四日公布）……四二三
法律第六十一号　日本国有鉄道法の一部を改正する法律（昭和四十年五月四日公布）……四二四
法律第六十二号　訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律（昭和四十年五月六日公布）……四二五
法律第六十三号　運輸省設置法の一部を改正する法律（昭和四十年五月十日公布）……四二六
法律第六十四号　山村振興法（昭和四十年五月十一日公布）（衆法）……四二七
法律第六十五号　消防法及び消防組織法の一部を改正する法律（昭和四十年五月十四日公布）……四三〇
法律第六十六号　漁港法の一部を改正する法律（昭和四十年五月十五日公布）……四三五
法律第六十七号　著作権法の一部を改正する法律（昭和四十年五月十八日公布）……四三六
法律第六十八号　公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律（昭和四十年五月十八日公布）……四三六
法律第六十九号　国家公務員法の一部を改正する法律（昭和四十年五月十八日公布）……四三八
法律第七十号　地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律（昭和四十年五月十八日公布）……四四八
法律第七十一号　地方公務員法の一部を改正する法律（昭和四十年五月十八日公布）……四五〇
法律第七十二号　大蔵省設置法の一部を改正する法律（昭和四十年五月十八日公布）……四五六
法律第七十三号　新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十年五月二十日公布）……四五六
法律第七十四号　産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律（昭和四十年五月二十日公布）……四五九
法律第七十五号　日本自動車ターミナル株式会社法（昭和四十年五月二十日公布）……四六二
法律第七十六号　皇室経済法及び皇室経済法施行法の一部を改正する法律（昭和四十年五月二十二日公布）……四六六
法律第七十七号　石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律（昭和四十年五月二十二日公布）……四六七
法律第七十八号　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十年五月二十二日公布）……四六八

法律第七十九号　造船法の一部を改正する法律(昭和四十年五月二十二日公布)……四七二
法律第八十号　港則法の一部を改正する法律(昭和四十年五月二十二日公布)……四七二
法律第八十一号　特許法等の一部を改正する法律(昭和四十年五月二十四日公布)……四七四
法律第八十二号　恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十年五月二十五日公布)……四七八
法律第八十三号　昭和四十年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律 (昭和四十年五月二十五日公布)……四八六
法律第八十四号　石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律(昭和四十年五月二十五日公布)……四九三
法律第八十五号　閉鎖機関令等の規定によつてされた信託の処理に関する法律(昭和四十年五月二十六日公布)(参法)……四九三
法律第八十六号　行政監理委員会設置法(昭和四十年五月二十七日公布)……四九四
法律第八十七号　八郎潟新農村建設事業団法(昭和四十年五月二十七日公布)……四九七
法律第八十八号　原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十年五月二十八日公布)……五〇六
法律第八十九号　私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十年五月二十八日公布)……五〇七
法律第九十号　証券取引法の一部を改正する法律(昭和四十年五月二十八日公布)……五一〇
法律第九十一号　医療金融公庫法の一部を改正する法律(昭和四十年五月二十八日公布)……五一八
法律第九十二号　九州横断自動車道建設法(昭和四十年五月二十八日公布)(衆法)……五一八
法律第九十三号　国民年金法等の一部を改正する法律(昭和四十年五月三十一日公布)……五二〇
法律第九十四号　経済企画庁設置法の一部を改正する法律(昭和四十年六月一日公布)……五二七
法律第九十五号　公害防止事業団法(昭和四十年六月一日公布)……五二八
法律第九十六号　道路交通法の一部を改正する法律(昭和四十年六月一日公布)……五三五
法律第九十七号　海上運送法の一部を改正する法律(昭和四十年六月一日公布)……五四二
法律第九十八号　戦傷病者特別援護法の一部を改正する法律(昭和四十年六月一日公布)……五四四
法律第九十九号　戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十年六月一日公布)……五四五
法律第百号　戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十年六月一日公布)……五四八
法律第百一号　昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和四十年六月一日公布)……五五〇
法律第百二号　小規模企業共済法(昭和四十年六月一日公布)……五六一
法律第百三号　地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十年六月一日公布)……五七七
法律第百四号　厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和四十年六月一日公布)……五八五
法律第百五号　船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年六月一日公布)……六二四

法律第百六号　厚生省設置法の一部を改正する法律(昭和四十年六月二日公布)……六三六
法律第百七号　開拓融資保証法の一部を改正する法律(昭和四十年六月二日公布)……六三七
法律第百八号　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び開拓営農振興臨時措置法の一部を改正する法律 (昭和四十年六月二日公布)……六三八
法律第百九号　砂糖の価格安定等に関する法律(昭和四十年六月二日公布)……六三九
法律第百十号　沖縄産糖の政府買入れに関する特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十年六月二日公布)……六五五
法律第百十一号　酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律(昭和四十年六月二日公布)……六五六
法律第百十二号　加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年六月二日公布)……六六二
法律第百十三号　農地開発機械公団法の一部を改正する法律(昭和四十年六月二日公布)……六六九
法律第百十四号　電波法の一部を改正する法律(昭和四十年六月二日公布)……六七一
法律第百十五号　新東京国際空港公団法(昭和四十年六月二日公布)……六七三
法律第百十六号　憲法調査会法の廃止及び臨時司法制度調査会設置法等の失効に伴う関係法律の整理に関する法律(昭和四十年六月三日公布)……六八一
法律第百十七号　総理府設置法の一部を改正する法律(昭和四十年六月三日公布)……六八二
法律第百十八号　地方公共団体の議会の解散に関する特例法(昭和四十年六月三日公布)(衆法)……六八三
法律第百十九号　清掃法の一部を改正する法律(昭和四十年六月三日公布)……六八三
法律第百二十号　港湾労働法(昭和四十年六月三日公布)……六八五
法律第百二十一号　農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律(昭和四十年六月三日公布)……七〇一
法律第百二十二号　製造たばこ定価法(昭和四十年六月三日公布)……七〇五
法律第百二十三号　日本育英会法の一部を改正する法律(昭和四十年六月三日公布)……七〇六
法律第百二十四号　地方住宅供給公社法(昭和四十年六月十日公布)……七〇七
法律第百二十五号　下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律(昭和四十年六月十日公布)……七一七
法律第百二十六号　積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法等の一部を改正する法律(昭和四十年六月十日公布)(衆法)……七一八
法律第百二十七号　医療法の一部を改正する法律(昭和四十年六月十一日公布)(参法)……七一九
法律第百二十八号　優生保護法の一部を改正する法律(昭和四十年六月十一日公布)(参法)……七一九
法律第百二十九号　寄生虫病予防法の一部を改正する法律(昭和四十年六月十一日公布)(衆法)……七二〇
法律第百三十号　労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十年六月十一日公布)……七二〇
法律第百三十一号　日本貿易振興会法及びアジア経済研究所法の一部を改正する法律(昭和四十年六月十一日公布)(参法)……七四二
法律第百三十二号　中国横断自動車道建設法(昭和四十年六月十一日公布)(衆法)……七四三
法律第百三十三号　国有の会議場施設の管理の委託等に関する特別措置法(昭和四十年六月十二日公布)……七四四

法律第百三十四号　海外経済協力基金法の一部を改正する法律（昭和四十年六月十五日公布）……七四五
法律第百三十五号　農業機械化促進法等の一部を改正する法律（昭和四十年六月二十一日公布）……七四六
法律第百三十六号　総合エネルギー調査会設置法（昭和四十年六月二十八日公布）……七四八
法律第百三十七号　理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年六月二十九日公布）……七四九
法律第百三十八号　首都圏整備法及び首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律（昭和四十年六月二十九日公布）……七五三
法律第百三十九号　精神衛生法の一部を改正する法律（昭和四十年六月三十日公布）……七六二

件名索引（五十音順）

（注）○印は、第四十八回国会を通過成立した法律を示す。
△印は、右法律によつて改廃された法令を示す。
例えば、
△印紙税法(明三二―法五四)の一部改正(昭四〇―法四五)とあるのは、昭和四十年法律第四十五号（オリンピック記念青少年総合センター法）によつて、印紙税法（明三二―法五四）が一部改正されたことを示す。

（あ）

△愛知用水公団法(昭三〇―法一四一)の一部改正(昭四〇―法二〇)……三四
△アジア経済研究所法(昭三五―法五一)の一部改正(昭四〇―法一三一)……七四三

（い）

○医療金融公庫法の一部を改正する法律(昭四〇・五・二八・法九一)……五一八
○医療法の一部を改正する法律（昭四〇・六・一一・法一二七)(参法）……七一九
△印紙税法(明三二―法五四)の一部改正(昭四〇―法四五)……四〇二
△印紙税法(明三二―法五四)の一部改正(昭四〇―法五七)……四二三
△印紙税法(明三二―法五四)の一部改正(昭四〇―法八七)……五〇五
△印紙税法(明三二―法五四)の一部改正(昭四〇―法九五)……五三三
△印紙税法(明三二―法五四)の一部改正(昭四〇―法一〇二)……五七〇
△印紙税法(明三二―法五四)の一部改正(昭四〇―法一〇四)……六一五
△印紙税法(明三二―法五四)の一部改正(昭四〇―法一一五)……六八〇
△印紙税法(明三二―法五四)の一部改正(昭四〇―法一二〇)……六九九
△印紙税法(明三二―法五四)の一部改正(昭四〇―法一二四)……七一五

（う）

○運輸省設置法の一部を改正する法律（昭四〇・五・一〇・法六三）……四二六
△運輸省設置法(昭二四―法一五七)の一部改正(昭四〇―法七五)……四六六
△運輸省設置法(昭二四―法一五七)の一部改正(昭四〇―法九七)……五四四
△運輸省設置法(昭二四―法一五七)の一部改正(昭四〇―法一一五)……六八一

（え）

△塩業整備臨時措置法(昭三四―法八一)の一部改正(昭四〇―法三六)……三七一

（お）

○オリンピック記念青少年総合センター法(昭四〇・四・九・法四五)……三九七
○大蔵省設置法の一部を改正する法律（昭四〇・五・一八・法七二）……四五六
△大蔵省設置法(昭二四―法一四四)の一部改正(昭四〇―法六九)……四四五
△大蔵省設置法(昭二四―法一四四)の一部改正(昭四〇―法九〇)……五一七
○恩給法等の一部を改正する法律(昭四〇・五・二五・法八二）……四七八
△恩給法（大一二―法四八）の一部改正(昭四〇―法三六)……三七四
△恩給法（大一二―法四八）の一部改正(昭四〇―法一一六)……六八一
△恩給法の一部を改正する法律（昭二八―法一五五)の一部改正(昭四〇―法八二)……四七九
○沖縄産糖の政府買入れに関する特別措置法の一部を改正する法律（昭四〇・六・二・法一一〇）……六五五
改題―「沖縄産糖の糖価安定事業団による買入れ等に関する特別措置法」
△大阪港及び堺港並びにその臨港地域の整備のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法（昭三六―法一一

三)廃止(昭四〇—法二〇)……三

(か)

○科学技術庁設置法の一部を改正する法律(昭四〇・三・三一・法一四)……二四
○関税定率法等の一部を改正する法律(昭四〇・三・三一・法三〇)……四三
○会計法の一部を改正する法律(昭四〇・四・一・法四二)……三九三
○外務省設置法の一部を改正する法律(昭四〇・五・四・法五四)……四一七
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(昭四〇・五・二二・法七八)……四六八
○海上運送法の一部を改正する法律(昭四〇・六・一・法九七)……五四二
○開拓融資保証法の一部を改正する法律(昭四〇・六・二・法一〇七)……六三七
○加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭四〇・六・二・法一一二)……六六二
○海外経済協力基金法の一部を改正する法律(昭四〇・六・一五・法一三四)……七四五
△海上保安庁法(昭二三—法二八)の一部改正(昭四〇—法八〇)……四七四
△株式会社の再評価積立金の資本組入に関する法律(昭二六—法一四三)の一部改正(昭四〇—法三六)……三六七
△外務公務員法(昭二七—法四一)の一部改正(昭四〇—法六九)……四四七
△会社更生法(昭二七—法一七二)の一部改正(昭四〇—法三六)……三六八
△海岸砂地地帯農業振興臨時措置法(昭二八—法一二)の一部改正(昭四〇—法一二六)……七一九
△関税法(昭二九—法六一)の一部改正(昭四〇—法三〇)……四四
△関税法(昭二九—法六一)の一部改正(昭四〇—法四七)……四〇七
△関税法(昭二九—法六一)の一部改正(昭四〇—法八〇)……四七四
△株式会社以外の法人の再評価積立金の資本組入に関する法律(昭二九—法一一〇)の一部改正(昭四〇—法三六)……三六九
△開拓営農振興臨時措置法(昭三二—法五八)の一部改正(昭四〇—法一〇八)……六三九
△環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律(昭三二—法一六四)の一部改正(昭四〇—法三六)……三七〇
△関税暫定措置法(昭三五—法三六)の一部改正(昭四〇—法三〇)……四六
△割賦販売法(昭三六—法一五九)の一部改正(昭四〇—法六九)……四四七
△外貨公債の発行に関する法律(昭三八—法六三)の一部改正(昭四〇—法三六)……三七三
△甘味資源特別措置法(昭三九—法四一)の一部改正(昭四〇—法一〇九)……六五二
△外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律(昭三七—法一四四)の一部改正(昭四〇—法三六)……三五九

(き)

○漁港法の一部を改正する法律(昭四〇・五・一五・法六六)……四三五
○行政監理委員会設置法(昭四〇・五・二七・法八六)……四九四
○九州横断自動車道建設法(昭四〇・五・二八・法九二)(衆法)……五一八
○寄生虫病予防法の一部を改正する法律(昭四〇・六・一一・法一二九)(衆法)……七二〇
△金融機関再建整備法(昭二一—法三九)の一部改正(昭四〇—法三六)……三六六
△行政管理庁設置法(昭二三—法七七)の一部改正(昭四〇—法八六)……四九六
△行政管理庁設置法(昭二三—法七七)の一部改正(昭四〇—法八七)……五〇六
△行政管理庁設置法(昭二三—法七七)の一部改正(昭四〇—法九五)……五三四
△行政管理庁設置法(昭二三—法七七)の一部改正(昭四〇—法一〇二)……五七一
△行政管理庁設置法(昭二三—法七七)の一部改正(昭四〇—法一〇九)……六五四
△行政管理庁設置法(昭二三—法七七)の一部改正(昭四〇—法一一五)……六八一

△行政管理庁設置法(昭二三—法七七)の一部改正(昭四〇—法一一六)……六八一
△教育公務員特例法(昭二四—法一)の一部改正(昭四〇—法一六)……二八
△教育公務員特例法(昭二四—法一)の一部改正(昭四〇—法六九)……四四六
△教育公務員特例法(昭二四—法一)の一部改正(昭四〇—法七一)……四五四
△教育職員免許法(昭二四—法一四七)の一部改正(昭四〇—法一六)……二八
△旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令(昭二四—政二九一)の一部改正(昭四〇—法三六)……三七六
△旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭二五—法二五六)の一部改正(昭四〇—法一〇一)……五五七
△急傾斜地帯農業振興臨時措置法(昭二七—法一三五)の一部改正(昭四〇—法一二六)……七一八
△漁船乗組員給与保険法(昭二七—法二一二)の一部改正(昭四〇—法三六)……三七四
△企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法(昭二九—法一四二)の一部改正(昭四〇—法三六)……三二七
△機械工業振興臨時措置法(昭三一—法一五四の一部改正(昭四〇—法三六)……三七〇
△旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭三一—法一七七)の一部改正(昭四〇—法八一)……四八一
△漁業協同組合整備促進法(昭三五—法六一)の一部改正(昭四〇—法三六)……三七二

(く)

△空港整備法(昭三一—法八〇)の一部改正(昭四〇—法一一五)……六八〇

(け)

○競馬法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(昭四〇・三・三一・法二二)(衆法)……三六
○原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律(昭四〇・五・一八・法八八)……五〇六
○経済企画庁設置法の一部を改正する法律(昭四〇・六・一・法九四)……五二七
△経済企画庁設置法(昭二七—法二六三)の一部改正(昭四〇—法六四)……四二九
○憲法調査会法の廃止及び臨時司法制度調査会設置法等の失効に伴う関係法律の整理に関する法律(昭四〇・六・三・法一一六)……六八一
△憲法調査会法(昭三一—法一四〇)廃止(昭四〇—法一一六)……六八一
△検察官の俸給等に関する法律(昭二三—法七六)の一部改正(昭四〇—法六九)……四四六
△検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律(昭三一—法一五七)の一部改正(昭四〇—法六九)……四四七
△建設省設置法(昭二三—法一一三)の一部改正(昭四〇—法一二四)……七一六
△建設省設置法(昭二三—法一一三)の一部改正(昭四〇—法一三八)……七六一
△検察審査会法(昭二三—法一四七)の一部改正(昭四〇—法二七)……四〇
△建築基準法(昭二五—法二〇一)の一部改正(昭四〇—法一一九)……六八五
△警察法(昭二九—法一六二)の一部改正(昭四〇—法六九)……四四七
△激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭三七—法一五〇)の一部改正(昭四〇—法五三)……四一六
△激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭三七—法一五〇)の一部改正(昭四〇—法一〇八)……六三九

(こ)

○国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律(昭四〇・三・三一・法一二)(衆法)……二四
○国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律(昭四〇・三・三一・法一三)(衆法)……二四
○国立学校設置法等の一部を改正する法律(昭四〇・三・三一・法一五)……二五
△国立学校設置法の一部を改正する法律(昭三九—法九)の一部改正(昭四〇—

法一五）……二六
○国立養護教諭養成所設置法（昭四〇・三・三一・法一六）……二七
○国立学校特別会計法の一部を改正する法律（昭四〇・三・三一・法一九）……三〇
△国立学校特別会計法（昭三九—法五五）の一部改正（昭四〇—法一六）……二八
○国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律の一部を改正する法律（昭四〇・三・三一・法二〇）……三一
△国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭二八—法五一）の一部改正（昭四〇—法三六）……三六九
○航空機工業振興法の一部を改正する法律（昭四〇・三・三一・法二一）……三六
△航空機工業振興法の一部を改正する法律（昭三四—法四五）の一部改正（昭四〇—法二〇）……三四
○港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律（昭四〇・三・三一・法二三）……三六
○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律（昭四〇・四・一・法三七）……三八〇
○交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律（昭四〇・四・一・法四〇）……三九一
○公職選挙法の一部を改正する法律（昭四〇・四・三〇・法四九）（衆法）……四一〇
△公職選挙法（昭二五—法一〇〇）の一部改正（昭四〇—法六九）……四四六
△公職選挙法（昭二五—法一〇〇）の一部改正（昭四〇—法一一五）……六八〇
○高圧ガス取締法の一部を改正する法律（昭四〇・五・一・法五二）……四一三
○公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律（昭四〇・五・一八・法六八）……四三六
△公共企業体等労働関係法（昭二三—法二五七）の一部改正（昭四〇—法六九）……四四六
○国家公務員法の一部を改正する法律（昭四〇・五・一八・法六九）……四三八
△国家公務員法（昭二二—法一二〇）の一部改正（昭四〇—法一一六）……六八一
△国家公務員法の一部を改正する法律（昭四〇—法六九）の一部改正（昭四〇—法七二）……四五六
○皇室経済法及び皇室経済法施行法の一部を改正する法律（昭四〇・五・二二・法七六）……四六六
△皇室経済法施行法（昭二二—法一一三）の一部改正（昭四〇—法七六）……四六六
○港則法の一部を改正する法律（昭四〇・五・二二・法八〇）……四七二
△港則法（昭二三—法一七四）の一部改正（昭四〇—法七八）……四七一
○国民年金法等の一部を改正する法律（昭四〇・五・三一・法九三）……五二〇
△国民年金法（昭三四—法一四一）の一部改正（昭四〇—法三六）……三七一
△国民年金法（昭三四—法一四一）の一部改正（昭四〇—法一三〇）……七三九
△国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律（昭三九—法八七）の一部改正（昭四〇—法九三）……五二七
○公害防止事業団法（昭四〇・六・一・法九五）……五二八
○厚生年金保険法の一部の改正する法律（昭四〇・六・一・法一〇四）……五八五
△厚生年金保険法（昭一六—法六〇）の一部改正（昭四〇—法一三〇）……七三七
△厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭四〇—法　）の一部改正（昭四〇—法三六）……三七四
○厚生省設置法の一部を改正する法律（昭四〇・六・二・法一〇六）……六三六
△厚生省設置法（昭二四—法一五一）の一部改正（昭四〇—法九五）……五三四
△厚生省設置法（昭二四—法一五一）の一部改正（昭四〇—法一〇〇）……五五〇
△厚生省設置法（昭二四—法一五一）の一部改正（昭四〇—法一〇四）……六一六
△厚生省生省設置法（昭二四—法一五一）一部改正（昭四〇—法一三七）……七五三
△厚生省設置法（昭二四—法一五一）の一部改正（昭四〇—法一三九）……七六七

○港湾労働法（昭四〇・六・三・法一二〇）……六八五
○国有の会議場施設の管理の委託等に関する特別措置法（昭四〇・六・一二・法一三三）……七四四
△公有水面埋立法（大一〇—法五七）の一部改正（昭四〇—法一三八）……七六一
△厚生保険特別会計法（昭一九—法一〇）の一部改正（昭四〇—法一〇一）……五五八
△国有林野事業特別会計法（昭二二—法三八）の一部改正（昭四〇—法三三）……四
△国会法（昭二二—法七九）の一部改正（昭四〇—法六九）……四四六
△国家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律（昭二二—法一二一）の一部改正（昭四〇—法六九）……四四六
△港域法（昭二三—法一七五）廃止（昭四〇—法八〇）……四七四
△港湾法（昭二五—法二一八）の一部改正（昭四〇—法八〇）……四七四
△国家公務員の職階制に関する法律（昭二五—法一八〇）の一部改正（昭四〇—法六九）……四四六
△公庫の予算及び決算に関する法律（昭二六—法九九）の一部改正（昭四〇—法二〇）……三三
△港湾運送事業法（昭二六—法一六一）の一部改正（昭四〇—法八〇）……四七四
△港湾運送事業法（昭二六—法一六一）の一部改正（昭四〇—法一二〇）……七〇〇
△国家公務員災害補償法（昭二六—法一九一）の一部改正（昭四〇—法六九）……四四七
△国民貯蓄債券法（昭二七—法一六四）の一部改正（昭四〇—法九〇）……五一七
△公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭二七—法一八四）の一部改正（昭四〇—法三六）……三六八
△航空法（昭二七—法二三一）の一部改正（昭四〇—法一一五）……六七九
△国際電信電話株式会社法（昭二七—法三〇一）の一部改正（昭四〇—法二〇）……三三
△国際復興開発銀行からの外資の受入について日本開発銀行、日本輸出入銀行、愛知用水公団等が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律（昭二八—法一〇六）廃止（昭四〇—法二〇）……三三
△国家公務員等退職手当法（昭二八—法一八二）の一部改正（昭四〇—法六八）……四三八
△国家公務員等退職手当法（昭二八—法一八二）の一部改正（昭四〇—法六九）……四四五
△国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭三一—法八二）の一部改正（昭四〇—法三五）……三三一
△公共企業体職員等共済組合法（昭三一—法一三四）の一部改正（昭四〇—法八三）……四八九
△公共企業体職員等共済組合法（昭三一—法一三四）の一部改正（昭四〇—法一〇四）……六一七
△高速自動車国道法（昭三二—法七九）の一部改正（昭四〇—法九二）……五一九
△高速自動車国道法（昭三二—法七九）の一部改正（昭四〇—法一三二）……七四四
△公営企業金融公庫法（昭三二—法八三）の一部改正（昭四〇—法二〇）……三四
△国会議員互助年金法（昭三三—法七〇）の一部改正（昭四〇—法三六）……三七四
△国家公務員共済組合法（昭三三—法一二八）の一部改正（昭四〇—法六九）……四四七
△国家公務員共済組合法（昭三三—法一二八）の一部改正（昭四〇—法七一）……四五五
△国家公務員共済組合法（昭三三—法一二八）の一部改正（昭四〇—法一〇一）……五五七
△国家公務員共済組合法（昭三三—法一二八）の一部改正（昭四〇—法一〇四）……六一七
△国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭三三—法一二九）の一部改正（昭四〇—法三六）……三七四
△国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭三三—法一二九）の一部改正（昭四〇—法一〇一）……五五七
△国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭三三—法一二九）の一部改正（昭四〇—法一〇四）……六一八
△国民健康保険法（昭三三—法一九二）の

一部改正（昭四〇—法一三〇）……七三九
△国税徴収法（昭三四—法一四七）の一部改正（昭四〇—法三六）……三五四
△港湾整備特別会計法（昭三六—法二五）の一部改正（昭四〇—法二三）……三六
△港湾整備特別会計法（昭三六—法二五）の一部改正（昭四〇—法六三）……四二六
△国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法（昭三六—法八七）の一部改正（昭四〇—法一五）……二六
△後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭三六—法一一二）の一部改正（昭四〇—法七三）……四五九
△雇用促進事業団法（昭三六—法一一六）の一部改正（昭四〇—法二六）……三九
△国税通則法（昭三七—法六六）の一部改正（昭四〇—法三六）……三五六
△国税通則法（昭三七—法六六）の一部改正（昭四〇—法九〇）……五一八
△工業整備特別地域整備促進法（昭三九—法一四六の）一部改正（昭四〇—法六）……一四

（さ）

○裁判所法の一部を改正する法律（昭四〇・三・三一・法二七）……三九
△裁判所法等の一部を改正する法律（昭二四—法一七七）の一部改正（昭四〇—法二七）……四〇
○裁判所職員定員法の一部を改正する法律（昭四〇・三・三一・法二八）……四〇
△裁判所職員定員法（昭二六—法五三）の一部改正（昭四〇—法二七）……四〇
○財政法の一部を改正する法律（昭四〇・四・一二・法四六）……四〇三
○在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭四〇・五・四・法五五）……四一九
△在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭二七—法九三）の一部改正（昭四〇—法五五）……四一九
○山村振興法（昭四〇・五・一一・法六四）（衆法）……四二七
○産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律（昭四〇・五・二〇・法七四）……四五九
○砂糖の価格安定等に関する法律（昭四〇・六・二・法一〇九）……六三九
△砂糖の価格安定等に関する法律（昭四〇—法一〇九）の一部改正（昭四〇—法一一〇）……六五五
△災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭二二—法一七五）の一部改正（昭四〇—法三六）……三三四
△裁判所職員臨時措置法（昭二六—法二九九）の一部改正（昭四〇—法六九）……四四七
△産業労働者住宅資金融通法（昭二八—法六三）の一部改正（昭四〇—法二九）……四二
△産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律（昭三三—法一七八）の一部改正（昭四〇—法三六）……三七〇
△産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律（昭三八—法一六六）の一部改正（昭四〇—法五三）……四一六

（し）

○昭和三十九年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（昭四〇・二・一三・法一）……一
△昭和三十九年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（昭四〇—法一）の一部改正（昭四〇—法三六）……三五九
○市町村の合併の特例に関する法律（昭四〇・三・二九・法六）……七
○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭四〇・三・三〇・法九）……一六
△所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭三二—法八一）の一部改正（昭四〇—法三六）……三六〇
△所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭三二—法八一）の全部改正（昭四〇—法九）……一六
△所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭四〇—法九）の一部改正（昭四〇—法三五）……三三三
△所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭四〇—法九）の一部改正（昭四〇—法三六）……三六四
○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭四〇・三・三〇・法一〇）……一九
△所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭四〇—法一〇）の一部改正（昭四〇—法三六）……三六五
○所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭四〇・三・三〇・法一一）……二一
△所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭四〇—法一一）の一部改正（昭四〇—法三五）……三三三
△所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭四〇—法一一）の一部改正（昭四〇—法三六）……三六五
○住宅金融公庫法の一部を改正する法律（昭四〇・三・三一・法二九）……四一
○所得税法（昭四〇・三・三一・法三三）……七二
△所得税法（昭二二—法二七）の全部改正（昭四〇—法三三）……七二
△所得税法（昭四〇—法三三）の一部改正（昭四〇—法四五）……四〇三
△所得税法（昭四〇—法三三）の一部改正（昭四〇—法五七）……四二三
△所得税法（昭四〇—法三三）の一部改正（昭四〇—法八七）……五〇五
△所得税法（昭四〇—法三三）の一部改正（昭四〇—法九五）……五三四
△所得税法（昭四〇—法三三）の一部改正（昭四〇—法一〇二）……五七〇
△所得税法（昭四〇—法三三）の一部改正（昭四〇—法一〇四）……六二二
△所得税法（昭四〇—法三三）の一部改正（昭四〇—法一〇九）……六五四
△所得税法（昭四〇—法三三）の一部改正（昭四〇—法一一五）……六八〇
△所得税法（昭四〇—法三三）の一部改正（昭四〇—法一二〇）……七〇一
△所得税法（昭四〇—法三三）の一部改正（昭四〇—法一二四）……七一五
○所得税法及び法人税法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律（昭四〇・三・三一・法三六）……三二四
△所得税法及び法人税法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律（昭四〇—法三六）の一部改正（昭四〇—法一〇四）……六二三
○酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律（昭四〇・四・一・法四三）……三九四
○銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律（昭四〇・四・一五・法四七）……四〇四
　改題—「銃砲刀剣類所持等取締法」
○自治省設置法の一部を改正する法律（昭四〇・四・三〇・法五〇）……四一一

△自治省設置法（昭二七—法二二六）の一部改正（昭四〇—法六）……一三
△自治省設置法（昭二七—法二二六）の一部改正（昭四〇—法七三）……四五九
△自治省設置法（昭二七—法二二六）の一部改正（昭四〇—法八七）……五〇六
○森林開発公団法の一部を改正する法律（昭四〇・五・四・法六〇）……四二三
○消防法及び消防組織法の一部を改正する法律（昭四〇・五・一四・法六五）……四三〇
△消防法（昭二三—法一八六）の一部改正（昭四〇—法六五）……四三四
△消防組織法（昭二二—法二二六）の一部改正（昭四〇—法六五）……四三四
○新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭四〇・五・二〇・法七三）……四五六
○昭和四十年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律（昭四〇・五・二五・法八三）……四八六
○私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭四〇・五・二八・法八九）……五〇七
△私立学校教職員共済組合法（昭二八—法二四五）の一部改正（昭四〇—法一三〇）……七三七
△私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭三六—法一四〇）の一部改正（昭四〇—法八九）……五〇八
○証券取引法の一部を改正する法律（昭四〇・五・二八・法九〇）……五一〇
○昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭四〇・六・一・法一〇一）……五五〇
○小規模企業共済法（昭四〇・六・一・法一〇二）……五六一
○新東京国際空港公団法（昭四〇・六・二・法一一五）……六七三
○下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律（昭四〇・六・一〇・法一二五）……七一七
○首都圏整備法及び首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律（昭四〇・六・二九・法一三八）……七五三
△首都圏市街地開発区域整備法（昭三三—法九八）の一部改正（昭四〇—法一三八）……七五四
改題—「首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律」
△食糧管理特別会計法（大一〇—法三七）の一部改正（昭四〇—法一〇九）……六五三
△食糧管理特別会計法（大一〇—法三七）の一部改正（昭四〇—法一一〇）……六五六
△商工組合中央金庫法（昭一一—法一四）の一部改正（昭四〇—法三六）……三六六
△私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭二二—法一三八）の一部改正（昭四〇—法一〇四）……六一五
△失業保険法（昭二二—法一四六）の一部改正（昭四〇—法一三〇）……七三七
△社会保険診療報酬支払基金法（昭二三—法一二九）の一部改正（昭四〇—法一三九）……七六七
△資産再評価法（昭二五—法一一〇）の一部改正（昭四〇—法三六）……三三五
△司法書士法（昭二五—法一九七）の一部改正（昭四〇—法二七）……四〇
△証券投資信託法（昭二六—法一九八）の一部改正（昭四〇—法九〇）……五一七
△出入国管理令（昭二六—政三一九）の一部改正（昭四〇—法四七）……四〇七
△湿田単作地域農業改良促進法（昭二七—法三五四）の一部改正（昭四〇—法一一六）……七一八
△酒税法（昭二八—法六）の一部改正（昭四〇—法三〇）……五三
△社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭二八—法二〇六）の一部改正（昭四〇—法一〇四）……六一六
△自衛隊法（昭二九—法一六五）の一部改正（昭四〇—法四七）……四〇七
△新市町村建設促進法（昭三一—法一六四）廃止（昭四〇—法六）……一一
△準備預金制度に関する法律（昭三二—法一三五）の一部改正（昭四〇—法三六）……三七〇

△実用新案法（昭三四—法一二三）の一部改正（昭四〇—法八一）……四七五
△商標法（昭三四—法一二七）の一部改正（昭四〇—法八一）……四七五
△首都高速道路公団法（昭三四—法一三三）の一部改正（昭四〇—法二〇）……三四
△所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭三四—法一五二）の一部改正（昭四〇—法三六）……三六〇
△所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭三四—法一五三）の一部改正（昭四〇—法三六）……三六〇
△所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭三四—法一五四）の一部改正（昭四〇—法三六）……三六一
△所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール自治州政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭三六—法一六〇）の一部改正（昭四〇—法三六）……三六一
△児童扶養手当法（昭三六—法二三八）の一部改正（昭四〇—法三六）……三七二
△児童扶養手当法（昭三六—法二三八）の一部改正（昭四〇—法三六）……三七二
△児童扶養手当法（昭三六—法二三八）の一部改正（昭四〇—法九三）……五二〇
△児童扶養手当法（昭三六—法二三八）の一部改正（昭四〇—法一三〇）……七三九
△新産業都市建設促進法（昭三七—法一一七）の一部改正（昭四〇—法六）……一三
△市の合併の特例に関する法律（昭三七—法一一八）廃止（昭四〇—法六）……一一
△商店街振興組合法（昭三七—法一四一）の一部改正（昭四〇—法三六）……三七三
△所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭三八—法二八）の一部改正（昭四〇—法三六）……三六二
△所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭三八—法二九）の一部改正（昭四〇—法三六）……三六二
△所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジーランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭三八—法三〇）の一部改正（昭四〇—法三六）……三六三
△新住宅市街地開発法（昭三八—法一三四）の一部改正（昭四〇—法一二四）……七一四
△所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭三八—法一六一）の一部改正（昭四〇—法三六）……三六三
△所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭三八—法一六七）の一部改正（昭四〇—法三六）……三六三
△自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭三九—法一〇一）の一部改正（昭四〇—法三〇）……五三
△重度精神薄弱児扶養手当法（昭三九—法一三四）の一部改正（昭四〇—法三六）……三七三
△重度精神薄弱児扶養手当法（昭三九—法一三四）の一部改正（昭四〇—法三六）……三七三
△重度精神薄弱児扶養手当法（昭三九—法一三四）の一部改正（昭四〇—法九三）……五二一

△重度精神薄弱児扶養手当法（昭三九—法一三四）の一部改正（昭四〇—法一三〇）……七四一
△食料品総合小売市場管理会法（昭四〇—法　）の一部改正（昭四〇—法三六）……三七六

（す）

△水産業協同組合法（昭二三—法二四二）の一部改正（昭四〇—法三六）……三六六

（せ）

○製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律（昭四〇・三・一九・法二）……二
△製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律（昭二三—法八四）廃止（昭四〇—法一二二）……七〇六
○石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律（昭四〇・五・四・法五七）……四二一
○石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律（昭四〇・五・二二・法七七）……四六七
○石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律（昭四〇・五・二五・法八四）……四九三
△石油資源開発株式会社法（昭三〇—法一五二）の一部改正（昭四〇—法二〇）……三四
○戦傷病者特別援護法の一部を改正する法律（昭四〇・六・一・法九八）……五四四
○戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭四〇・六・一・法九九）……五四五
△戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭二八—法一八一）の一部改正（昭四〇—法九九）……五四六
○戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭四〇・六・一・法一〇〇）……五四八
○船員保険法の一部を改正する法律（昭四〇・六・一・法一〇五）……六二四
△船員保険法（昭一四—法七三）の一部改正（昭四〇—法一三〇）……七三五
○清掃法の一部を改正する法律（昭四〇・六・三・法一一九）……六八三
○製造たばこ定価法（昭四〇・六・三・法一二二）……七〇五
○積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法等の一部を改正する法律（昭四〇・六・一〇・法一二六）（衆法）……七一八
○精神衛生法の一部を改正する法律（昭四〇・六・三〇・法一三九）……七六二
△船員法（昭二二—法一〇〇）の一部改正（昭四〇—法八〇）……四七四
△税理士法（昭二六—法二三七）の一部改正（昭四〇—法三六）……三六七
△税理士法の一部を改正する法律（昭四〇—法　）の一部改正（昭四〇—法三六）……三七四
△接収貴金属等の処理に関する法律（昭三四—法一三五）の一部改正（昭四〇—法三六）……三七一

（そ）

○相続税法の一部を改正する法律（昭四〇・三・二六・法四）……五
△相続税法（昭二五—法七三）の一部改正（昭四〇—法三六）……三三五
○租税特別措置法の一部を改正する法律（昭四〇・三・三一・法三二）……五六
△租税特別措置法（昭三二—法二六）の一部改正（昭四〇—法三六）……三一八
△租税特別措置法（昭三二—法二六）の一部改正（昭四〇—法七五）……四六六
△租税特別措置法（昭三二—法二六）の一部改正（昭四〇—法一一四）……七一五
△租税特別措置法（昭三二—法二六）の一部改正（昭四〇—法一三八）……七六一
○訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律（昭四〇・五・六・法六二）……四二五
△訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律（昭二四—法五五）の一部改正（昭四〇—法六二）……四二五
○造船法の一部を改正する法律（昭四〇・五・二二・法七九）……四七三
○総理府設置法の一部を改正する法律（昭四〇・六・三・法一一七）……六八二
△総理府設置法（昭二四—法一二七）の一部改正（昭四〇—法六四）……四二九
△総理府設置法（昭二四—法一二七）の一部改正（昭四〇—法六九）……四四四
△総理府設置法（昭二四—法一二七）の一部改正（昭四〇—法九二）……五一九
△総理府設置法（昭二四—法一二七）の一部改正（昭四〇—法一一六）……六八一
△総理府設置法（昭二四—法一二七）の一部改正（昭四〇—法一二〇）……六九九
△総理府設置法（昭二四—法一二七）の一部改正（昭四〇—法一二一）……七〇四
△総理府設置法（昭二四—法一二七）の一部改正（昭四〇—法一三二）……七四四
○総合エネルギー調査会設置法（昭四〇・六・二八・法一三六）……七四八

（た）

△炭鉱離職者臨時措置法（昭三四—法一九九）の一部改正（昭四〇—法二六）……三九
△炭鉱離職者臨時措置法（昭三四—法一九九）の一部改正（昭四〇—法一三〇）……七三九

（ち）

○治山治水緊急措置法の一部を改正する法律（昭四〇・三・二六・法三）……三
○地方税法の一部を改正する法律（昭四〇・三・三一・法三五）……三〇五
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭四〇—法三六）……三六七
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭四〇—法四三）……三九四
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭四〇—法四五）……四〇二
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭四〇—法五七）……四二一
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭四〇—法六九）……四四六
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭四〇—法七五）……四六五
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭四〇—法八七）……五〇六
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭四〇—法九五）……五三四
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭四〇—法一〇二）……五七一
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭四〇—法一〇四）……六一六
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭四〇—法一〇九）……六五四
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭四〇—法一一五）……六八〇
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭四〇—法一二〇）……七〇〇
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭四〇—法一二四）……七一五
○地方行政連絡会議法（昭四〇・四・一・法三八）……三八七
○地方交付税法の一部を改正する法律（昭四〇・四・一・法三九）……三八八
△地方交付税法（昭二五—法二一一）の一部改正（昭四〇—法三五）……三二一
○中小企業信用保険法の一部を改正する法律（昭四〇・五・一・法五三）……四一四
○中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律（昭四〇・五・四・法五八）……四二三
○中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律（昭四〇・五・四・法五九）……四二三
○著作権法の一部を改正する法律（昭四〇・五・一八・法六七）……四三六
○地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律（昭四〇・五・一八・法七〇）……四四八
△地方公営企業労働関係法（昭二七—法二八九）の一部改正（昭四〇—法七一）……四五四
○地方公務員法の一部を改正する法律（昭四〇・五・一八・法七一）……四五〇
○地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭四〇・六・一・法一〇三）……五七七
△地方公務員等共済組合法（昭三七—法一五二）の一部改正（昭四〇—法七一）……四五五
△地方公務員等共済組合法（昭三七—法一五二）の一部改正（昭四〇—法一〇四）……六二〇
△地方公務員等共済組合法（昭三七—法一五二）の一部改正（昭四〇—法一三〇）……七四〇
○地方公共団体の議会の解散に関する特例法（昭四〇・六・三・法一一八）（衆法）……六八三
○地方住宅供給公社法（昭四〇・六・一〇・法一二四）……七〇七
○中国横断自動車道建設法（昭四〇・六・一一・法一三二）（衆法）……七四三

△地方自治法(昭二二—法六七)の一部改正(昭四〇—法六)……一三
△地方自治法(昭二二—法六七)の一部改正(昭四〇—法四七)……四〇七
△地方自治法(昭二二—法六七)の一部改正(昭四〇—法一三八)……七六一
△地方自治法の一部を改正する法律(昭二九—法一九三)の一部改正(昭四〇—法六)……一三
△中小企業庁設置法(昭二三—法八三)の一部改正(昭四〇—法一〇二)……五七一
△中小企業等協同組合法(昭二四—法一八一)の一部改正(昭四〇—法三六)……三六七
△地方公営企業法(昭二七—法二九二)の一部改正(昭四〇—法七〇)……四五〇
△中小企業金融公庫法(昭二八—法一三八)の一部改正(昭四〇—法二〇)……三三
△町村合併促進法(昭二八—法二五八)廃止(昭四〇—法六)……一一
△地方道路税法(昭三〇—法一〇四)の一部改正(昭四〇—法三六)……三三七
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇—法一九五)の一部改正(昭四〇—法四五)……四〇二
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇—法一九五)の一部改正(昭四〇—法六〇)……四二四
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇—法一九五)の一部改正(昭四〇—法八七)……五〇五
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇—法一九五)の一部改正(昭四〇—法九五)……五三四
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇—法一九五)の一部改正(昭四〇—法一〇二)……五七一
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇—法一九五)の一部改正(昭四〇—法一〇九)……六五四
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇—法一九五)の一部改正(昭四〇—法一一五)……六八〇
△駐車場法(昭三二—法一〇六)の一部改正(昭四〇—法九六)……五四一
△中小企業の資産再評価の特例に関する法律(昭三二—法一三八)の一部改正(昭四〇—法三六)……三五四
△中小企業団体の組織に関する法律(昭三二—法一八五)の一部改正(昭四〇—法三六)……三七〇
△中小企業退職金共済法(昭三四—法一六〇)の一部改正(昭四〇—法九〇)……五一八
△治水特別会計法(昭三五—法四〇)の一部改正(昭四〇—法三)……四
△畜産物の価格安定等に関する法律(昭三六—法一八三)の一部改正(昭四〇—法二〇)……三四
△地方公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(昭三七—法一五三)の一部改正(昭四〇—法一〇三)……五八〇
△地方公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(昭三七—法一五三)の一部改正(昭四〇—法一〇四)……六三〇

（つ）

○通商産業省設置法の一部を改正する法律(昭四〇・三・三一・法一七)……二九
△通商産業省設置法(昭二七—法二七五)の一部改正(昭四〇—法九五)……五三四
△通商産業省設置法(昭二七—法二七五)の一部改正(昭四〇—法一三六)……七四八
△通算年金通則法(昭三六—法一八一)の一部改正(昭四〇—法一〇四)……六一八
△通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭三六—法一八二)の一部改正(昭四〇—法一〇四)……六一八
△通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭三六—法一八二)の一部改正(昭四〇—法一〇五)……六三五

（て）

○鉄道敷設法の一部を改正する法律(昭四〇・三・三〇・法七)……一四

○電力用炭代金精算株式会社法の一部を改正する法律(昭四〇・四・二〇・法四八)……四〇七
改題—「電力用炭販売株式会社法」
○天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び開拓営農振興臨時措置法の一部を改正する法律(昭四〇・六・二・法一〇八)……六三八
○電波法の一部を改正する法律(昭四〇・六・二・法一一四)……六七一
△帝都高速度交通営団法(昭一六—法五一)の一部改正(昭四〇—法三六)……三六六
△電源開発促進法(昭二七—法二八三)の一部改正(昭四〇—法二〇)……三三
△鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律(昭二八—法一二九)の一部改正(昭四〇—法二〇)……三三

（と）

○特許法等の一部を改正する法律(昭四〇・五・二四・法八一)……四七四
○道路交通法の一部を改正する法律(昭四〇・六・一・法九六)……五三五
△道路交通法(昭三五—法一〇五)の一部改正(昭四〇—法九六)……五三九
△登録税法(明二九—法二七)の一部改正(昭四〇—法四五)……四〇二
△登録税法(明二九—法二七)の一部改正(昭四〇—法五七)……四二三
△登録税法(明二九—法二七)の一部改正(昭四〇—法八七)……五〇五
△登録税法(明二九—法二七)の一部改正(昭四〇—法九五)……五三三
△登録税法(明二九—法二七)の一部改正(昭四〇—法一〇二)……五七〇
△登録税法(明二九—法二七)の一部改正(昭四〇—法一〇九)……六五四
△登録税法(明二九—法二七)の一部改正(昭四〇—法一一五)……六八〇
△登録税法(明二九—法二七)の一部改正(昭四〇—法一二〇)……六九九
△登録税法(明二九—法二七)の一部改正(昭四〇—法一二四)……七一四
△登録税法(明二九—法二七)の一部改正(昭四〇—法一三七)……七五二
△都市計画法(大八—法三六)の一部改正(昭四〇—法一三八)……七六一
△土地改良法(昭二四—法一九五)の一部改正(昭四〇—法一一)……六六〇
△特別職の職員の給与に関する法律(昭二四—法二五二)の一部改正(昭四〇—法六九)……四四六
△特別職の職員の給与に関する法律(昭二四—法二五二)の一部改正(昭四〇—法八六)……四九六
△特別職の職員の給与に関する法律(昭二四—法二五二)の一部改正(昭四〇—法一一六)……六八一
△特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭三二—法一五三)の一部改正(昭四〇—法六九)……四四七
△特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭三九—法一七九)の一部改正(昭四〇—法六九)……四四七
△図書館法(昭二五—法一一八)の一部改正(昭四〇—法一五)……二六
△土地収用法(昭二六—法二一九)の一部改正(昭四〇—法一二四)……七一四
△特定土地改良工事特別会計法(昭三二—法七一)の一部改正(昭四〇—法八七)……五〇五
△東京港港湾区域における土地造成事業等のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法(昭三八—法三六)廃止(昭四〇—法二〇)……三三

（な）

△内閣法(昭二二—法五)の一部改正(昭四〇—法六九)……四四四
△内航海運業法(昭二七—法一五一)の一部改正(昭四〇—法九七)……五四四
△内航海運組合法(昭三二—法一六二)の一部改正(昭四〇—法九七)……五四四

（に）

○日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の

実施に伴う所得税法の特例等に関する法律の一部を改正する法律（昭四〇・三・三〇・法八）……一五
△日本国とアメリカ合衆国との二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭二九—法一九四）の一部改正（昭四〇—法三六）……三六〇
△日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律の一部を改正する法律（昭四〇—法八）の一部改正（昭四〇—法三六）……三六四
○日本国有鉄道法の一部を改正する法律（昭四〇・五・四・法六一）……四二四
△日本国有鉄道法（昭二三—法二五六）の一部改正（昭四〇—法二〇）……三三
△日本国有鉄道法（昭二三—法二五六）の一部改正（昭四〇—法六八）……四三八
○日本自動車ターミナル株式会社法（昭四〇・五・二〇・法七五）……四六二
○日本育英会法の一部を改正する法律（昭四〇・六・三・法一一三）……七〇六
○日本貿易振興会法及びアジア経済研究所法の一部を改正する法律（昭四〇・六・一一・法一三一）（参法）……七四二
△日本専売公社法（昭二三—法二五五）の一部改正（昭四〇—法六八）……四三八
△日本開発銀行法（昭二六—法一〇八）の一部改正（昭四〇—法二〇）……三三
△日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭二七—法一一一）の一部改正（昭四〇—法三六）……三五九
△日本電信電話公社法（昭二七—法二五〇）の一部改正（昭四〇—法二〇）……三三
△日本電信電話公社法（昭二七—法二五〇）の一部改正（昭四〇—法六八）……四三八
△日本航空株式会社法（昭二八—法一五四）の一部改正（昭四〇—法二〇）……三三
△日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の特例に関する法律（昭二九—法一四九）の一部改正（昭四〇—法三六）……三五九
△日本住宅公団法（昭三〇—法五三）の一部改正（昭四〇—法二〇）……三三
△日本道路公団法（昭三一—法六）の一部改正（昭四〇—法二〇）……三四

（の）

○農林省設置法の一部を改正する法律（昭四〇・五・一・法五一）……四一二
△農林省設置法（昭二四—法一五三）の一部改正（昭四〇—法八七）……五〇六
△農林省設置法（昭二四—法一五三）の一部改正（昭四〇—法一〇九）……六五四
△農林省設置法（昭二四—法一五三）の一部改正（昭四〇—法一一〇）……六五六
△農林省設置法（昭二四—法一五三）の一部改正（昭四〇—法一一二）……六六九
○農地開発機械公団法の一部を改正する法律（昭四〇・六・二・法一一三）……六六九
○農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律（昭四〇・六・三・法一二一）……七〇一
○農業機械化促進法等の一部を改正する法律（昭四〇・六・二一・法一三五）……七四六
△農業機械化促進法の一部を改正する法律（昭三七—法九三）の一部改正（昭四〇—法一三五）……七四七
△農林中央金庫法（大一二—法四二）の一部改正（昭四〇—法三六）……三六六
△農業協同組合法（昭二二—法一三二）の一部改正（昭四〇—法三六）……三六六
△農林漁業金融公庫法（昭二七—法三五五）の一部改正（昭四〇—法一一一）……六六二
△農林漁業組合連合会整備促進法（昭二八—法一九〇）の一部改正（昭四〇—法三六）……三六九
△農林漁業団体職員共済組合法（昭三三—法九九）の一部改正（昭四〇—法一〇四）……六一七
△農林漁業団体職員共済組合法（昭三三—法九九）の一部改正（昭四〇—法一三〇）……七三八
△農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭三九—法一一二）の一部改正（昭四〇—法一〇四）……六二三

（は）

○八郎潟新農村建設事業団法（昭四〇・五・二七・法八七）……四九七
△畑地農業改良促進法（昭二八—法二一〇）の一部改正（昭四〇—法一二六）……七一九
△阪神高速道路公団法（昭三七—法四三）の一部改正（昭四〇—法二〇）……三四

（ひ）

△引揚者給付金等支給法（昭三二—法一〇九）の一部改正（昭四〇—法三六）……三七〇

（ふ）

○物品税法の一部を改正する法律（昭四〇・三・三一・法三二）……五三
△物品税法（昭三七—法四八）の一部改正（昭四〇—法三〇）……五三
○物品管理法の一部を改正する法律（昭四〇・四・一・法四一）……三九一
△不正競争防止法（昭九—法一四）の一部改正（昭四〇—法八一）……四七七
△文化財保護法（昭二五—法二一四）の一部改正（昭四〇—法三六）……三六七
△武器等製造法（昭二八—法一四五）の一部改正（昭四〇—法四七）……四〇七

（へ）

○閉鎖機関令等の規定によってされた信託の処理に関する法律（昭四〇・五・二六・法八五）（参法）……四九三
△弁護士法（昭二四—法二〇五）の一部改正（昭四〇—法六九）……四四六

（ほ）

○北海道開発法の一部を改正する法律（昭四〇・三・三一・法一八）……三〇
○法務省設置法の一部を改正する法律（昭四〇・三・三一・法二四）……三七
△法務省設置法（昭二二—法一九三）の一部改正（昭四〇—法一一六）……六八一
○法人税法（昭四〇・三・三一・法三四）……二三五
△法人税法（昭二二—法二八）の全部改正（昭四〇—法三四）……二三五
△法人税法（昭四〇—法三四）の一部改正（昭四〇—法四五）……四〇三
△法人税法（昭四〇—法三四）の一部改正（昭四〇—法五七）……四二三
△法人税法（昭四〇—法三四）の一部改正（昭四〇—法八七）……五〇五
△法人税法（昭四〇—法三四）の一部改正（昭四〇—法九五）……五三四
△法人税法（昭四〇—法三四）の一部改正（昭四〇—法一〇二）……五七〇
△法人税法（昭四〇—法三四）の一部改正（昭四〇—法一〇四）……六二三
△法人税法（昭四〇—法三四）の一部改正（昭四〇—法一〇九）……六五四
△法人税法（昭四〇—法三四）の一部改正（昭四〇—法一一五）……六八〇
△法人税法（昭四〇—法三四）の一部改正（昭四〇—法一二四）……七一五
△保健所法（昭二二—法一〇一）の一部改正（昭四〇—法一三九）……七六七
△北海道防寒住宅建設等促進法（昭二八—法六四）の一部改正（昭四〇—法二九）……四二
△北海道東北開発公庫法（昭三一—法九七）の一部改正（昭四〇—法二〇）……三四

（み）

△未帰還者留守家族等援護法（昭二八—法一六一）の一部改正（昭四〇—法九九）……五四六
△水資源開発促進法（昭三六—法二一七）の一部改正（昭四〇—法一三八）……七六一
△水資源開発公団法（昭三六—法二一八）の一部改正（昭四〇—法二〇）……三四

（も）

○文部省設置法の一部を改正する法律（昭

四〇・三・三一・法二五）……三八
△文部省設置法（昭二四—法一四六）の一部改正（昭四〇—法一六）……二八
△元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭二八—法一五六）の一部改正（昭四〇—法三六）……三六九

（ゆ）

○郵便貯金法の一部を改正する法律（昭四〇・二六・法五）……六
△郵便貯金法（昭二二—法一四四）の一部改正（昭四〇—法三六）……三六六
△郵便貯金法（昭二二—法一四四）の一部改正（昭四〇—法六九）……四四六
△郵便貯金法（昭二二—法一四四）の一部改正（昭四〇—法七一）……四五五
○郵便振替貯金法の一部を改正する法律（昭四〇・四・五・法四四）……三九五
○優生保護法の一部を改正する法律（昭四〇・六・一一・法一二八）（参法）……七一九
△輸出保険法（昭二五—法六七）の一部改正（昭四〇—法一七）……三〇
△輸出入取引法（昭二七—法二九九）の一部改正（昭四〇—法三六）……三六八
△有価証券取引税法（昭二八—法一〇二）の一部改正（昭四〇—法三六）……三三七
△有価証券取引税法（昭二八—法一〇二）の一部改正（昭四〇—法九〇）……五一七
△輸出水産業の振興に関する法律（昭二九—法一五四）の一部改正（昭四〇—法三六）……三七〇

（ら）

○酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律（昭四〇・六・二・法一一一）……六五六

（り）

○臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律（昭四〇・五・四・法五六）……四二一
○理学療法士及び作業療法士法（昭四〇・六・二九・法一三七）……七四九

（れ）

△連合国財産である株式の回復に関する政令（昭二四—政三一〇）の一部改正（昭四〇—法三六）……三七六
△連合国財産の返還等に関する政令（昭二六—政六）の一部改正（昭四〇—法三六）……三七六

（ろ）

○労働省設置法の一部を改正する法律（昭四〇・三・三一・法二六）……三九
△労働省設置法（昭二四—法一六二）の一部改正（昭四〇—法一二〇）……六九九
○労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭四〇・六・一一・法一三〇）……七二〇
△労働者災害補償保険法（昭二二—法五〇）の一部改正（昭四〇—法一三〇）……七二五
△労働者災害補償保険法（昭二二—法五〇）の一部改正（昭四〇—法一三〇）……七二八
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭三五—法二九）の一部改正（昭四〇—法一〇五）……六三五
△労働基準法（昭二二—法四九）の一部改正（昭四〇—法一三〇）……七三四
△労働基準法（昭二二—法四九）の一部改正（昭四〇—法一三〇）……七三六
△労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律（昭二二—法一六七）の一部改正（昭四〇—法六九）……四四六
△労働金庫法（昭二八—法二二七）の一部改正（昭四〇—法六九）……四四七
△労働金庫法（昭二八—法二二七）の一部改正（昭四〇—法七一）……四五五
△労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭三一—法一二六）の一部改正（昭四〇—法一二〇）……七〇〇
△労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭三一—法一二六）の一部改正（昭四〇—法一三〇）……七三八
△労働福祉事業団法（昭三二—法一二六）の一部改正（昭四〇—法一三〇）……七三五

部門別索引

（注）一、第四十八回国会を通過成立した法律を、第一憲法、第二国会、第三行政一般、第四地方制度、第五司法・法務、第六民事法、第七警察・消防、第八教育・文化、第九厚生、第一〇労働、第一一財政、第一二租税・専売、第一三金融、第一四産業一般、第一五農林・水産、第一六商工、第一七運輸、第一八郵政、第一九電気通信、第二〇建設、第二一外事及び第二二国防の二二部門に分類して掲載した。

二、○印は、同国会を通過成立した法律を示す。

△印は、右法律によつて改廃された法令を示す。

例えば、

△公職選挙法（昭二五—法一〇〇）の一部改正（昭四〇—法一一五）とあるのは、昭和四十年法律第百十五号（新東京国際空港公団法）によつて、公職選挙法（昭二五—法一〇〇）が一部改正されたことを示す。

第一 憲法

○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律（昭四〇・四・一・法三七）……三八〇
○公職選挙法の一部を改正する法律（昭四〇・四・三〇・法四九）（衆法）……四一〇
△公職選挙法（昭二五—法一〇〇）の一部改正（昭四〇—法六九）……四四六
△公職選挙法（昭二五—法一〇〇）の一部改正（昭四〇—法一一五）……六八〇
○皇室経済法及び皇室経済法施行法の一部を改正する法律（昭四〇・五・二二・法七六）……四六六
△皇室経済法施行法（昭二二—法一一三）の一部改正（昭四〇—法七六）……四六六

第二 国会

○国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律（昭四〇・三・三一・法一二）（衆法）……二四
○国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律（昭四〇・三・三一・法一三）（衆法）……二四

△国会法（昭二二—法七九）の一部改正（昭四〇—法六九）……四四六
△国会議員互助年金法（昭三三—法七〇）の一部改正（昭四〇—法三六）……三七四

第三 行政一般

○科学技術庁設置法の一部を改正する法律（昭四〇・三・三一・法一四）……二四
○国家公務員法の一部を改正する法律（昭四〇・五・一八・法六九）……四三八
△国家公務員法（昭二二—法一二〇）の一部改正（昭四〇—法一一六）……六八一
△国家公務員法の一部を改正する法律（昭四〇—法六九）の一部改正（昭四〇—法七二）……四五六
○恩給法等の一部を改正する法律（昭四〇・五・二五・法八二）……四七八
△恩給法（大一二—法四八）の一部改正（昭四〇—法三六）……三七四
△恩給法（大一二—法四八）の一部改正（昭四〇—法一一六）……六八一
△恩給法の一部を改正する法律（昭二八—法一五五）の一部改正（昭四〇—法八二）……四七九
○昭和四十年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律（昭四〇・五・二五・法八三）……四八六
○行政監理委員会設置法（昭四〇・五・二七・法八六）……四九四
○経済企画庁設置法の一部を改正する法律（昭四〇・六・一・法九四）……五二七

△経済企画庁設置法（昭二七—法二六三）の一部改正（昭四〇—法六四）……四二九
○昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭四〇・六・一・法一〇一）……五五〇
○憲法調査会法の廃止及び臨時司法制度調査会設置法等の失効に伴う関係法律の整理に関する法律（昭四〇・六・三・法一一六）……六八一
△憲法調査会法（昭三一—法一四〇）廃止（昭四〇—法一一六）……六八一
○総理府設置法の一部を改正する法律（昭四〇・六・三・法一一七）……六八二
△総理府設置法（昭二四—法一二七）の一部改正（昭四〇—法六四）……四二九
△総理府設置法（昭二四—法一二七）の一部改正（昭四〇—法六九）……四四四
△総理府設置法（昭二四—法一二七）の一部改正（昭四〇—法九二）……五一九
△総理府設置法（昭二四—法一二七）の一部改正（昭四〇—法一一六）……六八一
△総理府設置法（昭二四—法一二七）の一部改正（昭四〇—法一二〇）……六九九
△総理府設置法（昭二四—法一二七）の一部改正（昭四〇—法一二一）……七〇四
△総理府設置法（昭二四—法一二七）の一部改正（昭四〇—法一三二）……七四四
○農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律（昭四〇・六・三・法一二一）……七〇一
△内閣法（昭二二—法五）の一部改正（昭四〇—法六九）……四四四
△国家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律（昭二二—法一二一）の一部改正（昭四〇—法六九）……四四六
△労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律（昭二二—法一六七）の一部改正（昭四〇—法六九）……四四六
△行政管理庁設置法（昭二三—法七七）の一部改正（昭四〇—法八六）……四九六
△行政管理庁設置法（昭二三—法七七）の一部改正（昭四〇—法八七）……五〇六
△行政管理庁設置法（昭二三—法七七）の一部改正（昭四〇—法九五）……五三四
△行政管理庁設置法（昭二三—法七七）の一部改正（昭四〇—法一〇二）……五七一
△行政管理庁設置法（昭二三—法七七）の一部改正（昭四〇—法一〇九）……六五四
△行政管理庁設置法（昭二三—法七七）の一部改正（昭四〇—法一一五）……六八一
△行政管理庁設置法（昭二三—法七七）の一部改正（昭四〇—法一一六）……六八一
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四—法二五二）の一部改正（昭四〇—法六九）……四四六
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四—法二五二）の一部改正（昭四〇—法八六）……四九六
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四—法二五二）の一部改正（昭四〇—法一一六）……六八一
△特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭三一—法一五三）の一部改正（昭四〇—法六九）……四四七
△特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭三九—法一七九）の一部改正（昭四〇—法六九）……四四七
△国家公務員の職階制に関する法律（昭二五—法一八〇）の一部改正（昭四〇—法六九）……四四六
△旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭二五—法二五六）の一部改正（昭四〇—法一〇一）……五五七
△国家公務員災害補償法（昭二六—法一九一）の一部改正（昭四〇—法六九）……四四七
△在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭二七—法九三）の一部改正（昭四〇—法五五）……四一九
△元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭二八—法一五六）の一部改正（昭四〇—法三六）……三六九
△国家公務員等退職手当法（昭二八—法一八二）の一部改正（昭四〇—法六八）……四三八
△国家公務員等退職手当法（昭二八—法一八二）の一部改正（昭四〇—法六九）……四四五

△公共企業体職員等共済組合法（昭三一—法一三四）の一部改正（昭四〇—法八三）……四八九
△公共企業体職員等共済組合法（昭三一—法一三四）の一部改正（昭四〇—法一〇四）……六一七
△旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（昭三一—法一七七）の一部改正（昭四〇—法八二）……四八一
△国家公務員共済組合法（昭三三—法一二八）の一部改正（昭四〇—法六九）……四四七
△国家公務員共済組合法（昭三三—法一二八）の一部改正（昭四〇—法七一）……四五五
△国家公務員共済組合法（昭三三—法一二八）の一部改正（昭四〇—法一〇一）……五五七
△国家公務員共済組合法（昭三三—法一二八）の一部改正（昭四〇—法一〇四）……六一七
△国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭三三—法一二九）の一部改正（昭四〇—法三六）……三七四
△国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭三三—法一二九）の一部改正（昭四〇—法一〇一）……五五七
△国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭三三—法一二九）の一部改正（昭四〇—法一〇四）……六一八

第四　地方制度

○市町村の合併の特例に関する法律（昭四〇・三・二九・法六）……七
△町村合併促進法（昭二八—法二五八）廃止（昭四〇—法六）……一一
△新市町村建設促進法（昭三一—法一六四）廃止（昭四〇—法六）……一一
△市の合併の特例に関する法律（昭三七—法一一八）廃止（昭四〇—法六）……一一
○地方税法の一部を改正する法律（昭四〇・三・三一・法三五）……三〇五
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭四〇—法三六）……三六七
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭四〇—法四三）……三九四
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭四〇—法四五）……四〇二
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭四〇—法五七）……四二三
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭四〇—法六九）……四四六
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭四〇—法七五）……四六五
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭四〇—法八七）……五〇六
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭四〇—法九五）……五三四
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭四〇—法一〇二）……五七一
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭四〇—法一〇四）……六一六
△地方税法（昭和二五—法二二六）の一部改正（昭四〇—法一〇九）……六五四
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭四〇—法一一五）……六八〇
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭四〇—法一二〇）……七〇〇
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭四〇—法一二四）……七一五
○地方行政連絡会議法（昭四〇・四・一・法三八）……三八七
○地方交付税法の一部を改正する法律（昭四〇・四・一・法三九）……三八八
△地方交付税法（昭二五—法二一一）の一部改正（昭四〇—法三五）……三二一
○自治省設置法の一部を改正する法律（昭四〇・四・三〇・法五〇）……四一一
△自治省設置法（昭二七—法二六一）の一部改正（昭四〇—法六）……一三
△自治省設置法（昭二七—法二六一）の一部改正（昭四〇—法七三）……四五九
△自治省設置法（昭二七—法二六一）の一部改正（昭四〇—法八七）……五〇六
○地方公務員法の一部を改正する法律（昭四〇・五・一八・法七一）……四五〇
○地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭四〇・六・一・法一〇三）……五七七
△地方公務員等共済組合法（昭三七—法一五二）の一部改正（昭四〇—法七一）……四五五
△地方公務員等共済組合法（昭三七—法

一五二）の一部改正（昭四〇—法一〇四）……六二〇

△地方公務員等共済組合法（昭三七—法一五二）の一部改正（昭四〇—法一三〇）……七四〇

○地方公共団体の議会の解散に関する特例法（昭四〇・六・三・法一一八）（衆法）……六八三

△地方自治法（昭二二—法六七）の一部改正（昭四〇—法六）……一三

△地方自治法（昭二二—法六七）の一部改正（昭四〇—法四七）……四〇七

△地方自治法（昭二二—法六七）の一部改正（昭四〇—法一三八）……七六一

△地方自治法の一部を改正する法律（昭二九—法一九三）の一部改正（昭四〇—法六）……一三

△地方公営企業法（昭二七—法二九二）の一部改正（昭四〇—法七〇）……四五〇

△地方財政再建促進特別措置法（昭三〇—法一九五）の一部改正（昭四〇—法四五）……四〇二

△地方財政再建促進特別措置法（昭三〇—法一九五）の一部改正（昭四〇—法六〇）……四二四

△地方財政再建促進特別措置法（昭三〇—法一九五）の一部改正（昭四〇—法八七）……五〇五

△地方財政再建促進特別措置法（昭三〇—法一九五）の一部改正（昭四〇—法九五）……五三四

△地方財政再建促進特別措置法（昭三〇—法一九五）の一部改正（昭四〇—法一〇二）……五七一

△地方財政再建促進特別措置法（昭三〇—法一九五）の一部改正（昭四〇—法一〇九）……六五四

△地方財政再建促進特別措置法（昭三〇—法一九五）の一部改正（昭四〇—法一一五）……六八〇

△国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭三一—法八二）の一部改正（昭四〇—法三五）……三二一

△後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭三六—法一一二）の一部改正（昭四〇—法七三）……四五九

△地方公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭三七—法一五三）の一部改正（昭四〇—法一〇三）……五八〇

△地方公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭三七—法一五三）の一部改正（昭四〇—法一〇四）……六二〇

第五　司法・法務

○法務省設置法の一部を改正する法律（昭四〇—三・三一・法二四）……三七

△法務省設置法（昭二二—法一九三）の一部改正（昭四〇—法一一六）……六八一

○裁判所法の一部を改正する法律（昭四〇・三・三一・法二七）……三九

△裁判所法等の一部を改正する法律（昭二四—法一七七）の一部改正（昭四〇—法二七）……四〇

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律（昭四〇・三・三一・法二八）……四〇

△裁判所職員定員法（昭二六—法五三）の一部改正（昭四〇—法二七）……四〇

△検察官の俸給等に関する法律（昭二三—法七六）の一部改正（昭四〇—法六九）……四四六

△検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（昭三一—法一五七）の一部改正（昭四〇—法六九）……四四七

△検察審査会法（昭二三—法一四七）の一部改正（昭四〇—法二七）……四〇

△弁護士法（昭二四—法二〇五）の一部改正（昭四〇—法六九）……四四六

△司法書士法（昭二五—法一九七）の一部改正（昭四〇—法二七）……四〇

△裁判所職員臨時措置法（昭二六—法二九九）の一部改正（昭四〇—法六九）……四四七

△出入国管理令（昭二六—政三一九）の一部改正（昭四〇—法四七）……四〇七

第六　民事法

○訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律（昭四〇・五・六・法六二）……四二五

△訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律（昭二四—法五五）の一部改正（昭四〇—法六二）……四二五

△会社更生法（昭二七—法一七二）の一部改正（昭四〇—法三六）……三六八

第七　警察・消防

○銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律（昭四〇・四・一五・法四七）……四〇四
改題—「銃砲刀剣類所持等取締法」

○消防法及び消防組織法の一部を改正する法律（昭四〇・五・一四・法六五）……四三〇

△消防法（昭二三—法一八六）の一部改正（昭四〇—法六五）……四三四

△消防組織法（昭二二—法二二六）の一部改正（昭四〇—法六五）……四三四

○道路交通法の一部を改正する法律（昭四〇・六・一・法九六）……五三五

△道路交通法（昭三五—法一〇五）の一部改正（昭四〇—法九六）……五三五

△警察法（昭二九—法一六二）の一部改正（昭四〇—法六九）……四四七

第八　教育・文化

○国立学校設置法等の一部を改正する法律（昭四〇・三・三一・法一五）……二五

△国立学校設置法の一部を改正する法律（昭三九—法九）の一部改正（昭四〇—法一五）……二六

○国立養護教諭養成所設置法（昭四〇・三・三一・法一六）……二七

○国立学校特別会計法の一部を改正する法律（昭四〇・三・三一・法一九）……三〇

△国立学校特別会計法（昭三九—法五五）の一部改正（昭四〇—法一六）……二八

○文部省設置法の一部を改正する法律（昭四〇・三・三一・法二五）……三八

△文部省設置法（昭二四—法一四六）の一部改正（昭四〇—法一六）……二八

○オリンピック記念青少年総合センター法（昭四〇・四・九・法四五）……三九七

○著作権法の一部を改正する法律（昭四〇・五・一八・法六七）……四三六

○私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭四〇・五・二八・法八九）……五〇七

△私立学校教職員共済組合法（昭二八—法二四五）の一部改正（昭四〇—法一三〇）……七三七

△私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭三六—法一四〇）の一部改正（昭四〇—法八九）……五〇八

○日本育英会法の一部を改正する法律（昭四〇・六・三・法一二三）……七〇六

△教育公務員特例法（昭二四—法一）の一部改正（昭四〇—法一六）……二八

△教育公務員特例法（昭二四—法一）の一部改正（昭四〇—法六九）……四四六

△教育公務員特例法（昭二四—法一）の一部改正（昭四〇—法七一）……四五四

△教育職員免許法（昭二四—法一四七）の一部改正（昭四〇—法一六）……二八

△図書館法（昭二五—法一一八）の一部改正（昭四〇—法一五）……二六

△文化財保護法（昭二五—法二一四）の一部改正（昭四〇—法三六）……三六七

△国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法（昭三六—法八七）の一部改正（昭四〇—法一五）……二六

第九　厚生

○原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律（昭四〇・五・二八・法八八）……五〇六

○医療金融公庫法の一部を改正する法律（昭四〇・五・二八・法九一）……五一八

○国民年金法等の一部を改正する法律（昭四〇・五・三一・法九三）……五二〇

△国民年金法（昭三四—法一四一）の一部改正（昭四〇—法三六）……三七一

△国民年金法(昭三四―法一四一)の一部改正(昭四〇―法三六)……三七一
△国民年金法(昭三四―法一四一)の一部改正(昭四〇―法一三〇)……七三四
△国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律(昭三九―法八七)の一部改正(昭四〇―法九三)……五二七
○公害防止事業団法(昭四〇・六・一・法九五)……五二八
○戦傷病者特別援護法の一部を改正する法律(昭四〇・六・一・法九八)……五四四
○戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭四〇・六・一・法九九)……五四五
△戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭二八―法一八一)の一部改正(昭四〇―法九九)……五四六
○戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭四〇・六・一・法一〇〇)……五四八
○厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭四〇・六・一・法一〇四)……五八五
△厚生年金保険法(昭一六―法六〇)の一部改正(昭四〇―法一三〇)……七三七
△厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭四〇―法　)の一部改正(昭四〇―法三六)……三七四
○厚生省設置法の一部を改正する法律(昭四〇・六・二・法一〇六)……六三六
△厚生省設置法(昭二四―法一五一)の一部改正(昭四〇―法九五)……五三四
△厚生省設置法(昭二四―法一五一)の一部改正(昭四〇―法一〇〇)……五五〇
△厚生省設置法(昭二四―法一五一)の一部改正(昭四〇―法一〇四)……六一六
△厚生省設置法(昭二四―法一五一)の一部改正(昭四〇―法一三七)……七五三
△厚生省設置法(昭二四―法一五一)の一部改正(昭四〇―法一三九)……七六七
○清掃法の一部を改正する法律(昭四〇・六・三・法一一九)……六八三
○医療法の一部を改正する法律(昭四〇・六・一一・法一二七)(参法)……七一九
○優生保護法の一部を改正する法律(昭四〇・六・一一・法一二八)(参法)……七一九
○寄生虫病予防法の一部を改正する法律(昭四〇・六・一一・法一二九)(衆法)……七二〇
○理学療法士及び作業療法士法(昭四〇・六・二九・法一三七)……七四九
○精神衛生法の一部を改正する法律(昭四〇・六・三〇・法一三九)……七六二

△厚生保険特別会計法(昭一九―法一〇)の一部改正(昭四〇―法一〇一)……五五八
△保健所法(昭二二―法一〇一)の一部改正(昭四〇―法一三九)……七六七
△社会保険診療報酬支払基金法(昭二三―法一二九)の一部改正(昭四〇―法一三九)……七六七
△未帰還者留守家族等援護法(昭二八―法一六一)の一部改正(昭四〇―法九九)……五四六
△社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭二八―法二〇六)の一部改正(昭四〇―法一〇四)……六一六
△引揚者給付金等支給法(昭三二―法一〇九)の一部改正(昭四〇―法三六)……三七〇
△環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律(昭三二―法一六四)の一部改正(昭四〇―法三六)……三七〇
△国民健康保険法(昭三三―法一九二)の一部改正(昭四〇―法一三〇)……七三九
△通算年金通則法(昭三六―法一八一)の一部改正(昭四〇―法一〇四)……六一八
△通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭三六―法一八二)の一部改正(昭四〇―法一〇四)……六一八
△通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭三六―法一八二)の一部改正(昭四〇―法一〇五)……六三五
△児童扶養手当法(昭三六―法二三八)の一部改正(昭四〇―法三六)……三七二
△児童扶養手当法(昭三六―法二三八)の一部改正(昭四〇―法三六)……三七二
△児童扶養手当法(昭三六―法二三八)の一部改正(昭四〇―法九三)……五二〇
△児童扶養手当法(昭三六―法二三八)の一部改正(昭四〇―法一三〇)……七三九
△重度精神薄弱児扶養手当法(昭三九―法一三四)の一部改正(昭四〇―法三六)……三七三
△重度精神薄弱児扶養手当法(昭三九―法一三四)の一部改正(昭四〇―法三六)……三七三
△重度精神薄弱児扶養手当法(昭三九―法一三四)の一部改正(昭四〇―法九三)……五二一
△重度精神薄弱児扶養手当法(昭三九―法一三四)の一部改正(昭四〇―法一三〇)……七四一

第一〇　労働

○労働省設置法の一部を改正する法律(昭四〇・三・三一・法二六)……三九
△労働省設置法(昭二四―法一六二)の一部改正(昭四〇―法一二〇)……六九九
○公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律(昭四〇・五・一八・法六八)……四三六
△公共企業体等労働関係法(昭二三―法二五七)の一部改正(昭四〇―法六九)……四四六
○地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律(昭四〇・五・一八・法七〇)……四四八
△地方公営企業労働関係法(昭二七―法二八九)の一部改正(昭四〇―法七一)……四五四
○港湾労働法(昭四〇・六・三・法一二〇)……六八五
○労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭四〇・六・一一・法一三〇)……七二〇
△労働者災害補償保険法(昭二二―法五〇)の一部改正(昭四〇―法一三〇)……七二五
△労働者災害補償保険法(昭二二―法五〇)の一部改正(昭四〇―法一三〇)……七二八
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭三五―法二九)の一部改正(昭四〇―法一〇五)……六三五

△労働基準法(昭二二―法四九)の一部改正(昭四〇―法一三〇)……七三四
△労働基準法(昭二二―法四九)の一部改正(昭四〇―法一三〇)……七三六
△失業保険法(昭二二―法一四六)の一部改正(昭四〇―法一三〇)……七三七
△労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭三一―法一二六)の一部改正(昭四〇―法一二〇)……七〇〇
△労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭三一―法一二六)の一部改正(昭四〇―法一三〇)……七三八
△労働福祉事業団法(昭三二―法一二六)の一部改正(昭四〇―法一三〇)……七三五
△中小企業退職金共済法(昭三四―法一六〇)の一部改正(昭四〇―法九〇)……五一八
△炭鉱離職者臨時措置法(昭三四―法一九九)の一部改正(昭四〇―法二六)……三九
△炭鉱離職者臨時措置法(昭三四―法一九九)の一部改正(昭四〇―法一三〇)……七三九
△雇用促進事業団法(昭三六―法一一六)の一部改正(昭四〇―法二六)……三九

第一一　財政

○交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律(昭四〇・四・一・法四〇)……三九一
○物品管理法の一部を改正する法律(昭四〇・四・一・法四一)……三九一
○会計法の一部を改正する法律(昭四〇・四・一・法四二)……三九三
○財政法の一部を改正する法律(昭四〇・四・一二・法四六)……四〇三
○大蔵省設置法の一部を改正する法律(昭四〇・五・一八・法七二)……四五六
△大蔵省設置法(昭二四―法一四四)の一部改正(昭四〇―法六九)……四四五
△大蔵省設置法(昭二四―法一四四)の一部改正(昭四〇―法九〇)……五一七
○新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭四〇・五・二〇・法七三)……四五六
○閉鎖機関令等の規定によつてされた信託の処理に関する法律(昭四〇・五・二六・法八五)(参法)……四九三
○国有の会議場施設の管理の委託等に関する特別措置法(昭四〇・六・一二・法一三三)……七四四

△鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律(昭二八―法一

二九）の一部改正（昭四〇—法二〇）……三
△公庫の予算及び決算に関する法律（昭二六—法九九）の一部改正（昭四〇—法二〇）……三
△産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律（昭三三—法一七八）の一部改正（昭四〇—法三六）……三七〇
△接収貴金属等の処理に関する法律（昭三四—法一三五）の一部改正（昭四〇—法三六）……三七一
△大阪港及び堺港並びにその臨港地域の整備のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法（昭三六—法一一三）廃止（昭四〇—法二〇）……三
△東京港港湾区域における土地造成事業等のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法（昭三八—法三六）廃止（昭四〇—法二〇）……三
△外貨公債の発行に関する法律（昭三八—法六三）の一部改正（昭四〇—法三六）……三七三

第一二　租税・専売

○昭和三十九年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（昭四〇・二・一三・法一）……一
△昭和三十九年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（昭四〇—法一）の一部改正（昭四〇—法三六）……三五九
○製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律（昭四〇・三・一九・法二）……二
△製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律（昭二三—法八四）廃止（昭四〇—法一二二）……七〇六
○相続税法の一部を改正する法律（昭四〇・三・二六・法四）……五
△相続税法（昭二五—法七三）の一部改正（昭四〇—法三六）……三三五
○日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律の一部を改正する法律（昭四〇・三・三〇・法八）……一五
△日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭二九—法一九四）の一部改正（昭四〇—法三六）……三六〇
△日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律の一部を改正する法律（昭四〇—法八）の一部改正（昭四〇—法三六）……三六四
○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭四〇・三・三〇・法九）……一六
△所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭三二—法八一）の一部改正（昭四〇—法三六）……三六〇
△所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭三二—法八一）の全部改正（昭四〇—法九）……一六
△所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭四〇—法九）の一部改正（昭四〇—法三五）……三三三
△所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭四〇—法九）の一部改正（昭四〇—法三六）……三六四
○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭四〇・三・三〇・法一〇）……一九
△所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭四〇—法一〇）の一部改正（昭四〇—法三六）……三六五
○所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭四〇・三・三〇・法一一）……二一
△所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭四〇—法一一）の一部改正（昭四〇—法三五）……三三三
△所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭四〇—法一一）の一部改正（昭四〇—法三六）……三六五
○関税定率法等の一部を改正する法律（昭四〇・三・三一・法三〇）……四三
○物品税法の一部を改正する法律（昭四〇・三・三一・法三一）……五三
△物品税法（昭三七—法四八）の一部改正（昭四〇—法三〇）……五三
○租税特別措置法の一部を改正する法律（昭四〇・三・三一・法三二）……五六
△租税特別措置法（昭三二—法二六）の一部改正（昭四〇—法三六）……三二八
△租税特別措置法（昭三二—法二六）の一部改正（昭四〇—法七五）……四六六
△租税特別措置法（昭三二—法二六）の一部改正（昭四〇—法一二四）……七一五
△租税特別措置法（昭三二—法二六）の一部改正（昭四〇—法一三八）……七六一
○所得税法（昭四〇・三・三一・法三三）……七三
△所得税法（昭二二—法二七）の全部改正（昭四〇—法三三）……七三
△所得税法（昭四〇—法三三）の一部改正（昭四〇—法四五）……四〇三
△所得税法（昭四〇—法三三）の一部改正（昭四〇—法五七）……四二三
△所得税法（昭四〇—法三三）の一部改正（昭四〇—法八七）……五〇五
△所得税法（昭四〇—法三三）の一部改正（昭四〇—法九五）……五三四
△所得税法（昭四〇—法三三）の一部改正（昭四〇—法一〇二）……五七〇
△所得税法（昭四〇—法三三）の一部改正（昭四〇—法一〇四）……六二三
△所得税法（昭四〇—法三三）の一部改正（昭四〇—法一〇九）……六五四
△所得税法（昭四〇—法三三）の一部改正（昭四〇—法一一五）……六八〇
△所得税法（昭四〇—法三三）の一部改正（昭四〇—法一二〇）……七〇一
△所得税法（昭四〇—法三三）の一部改正（昭四〇—法一二四）……七一五
○法人税法（昭四〇・三・三一・法三四）……二三五
△法人税法（昭二二—法二八）の全部改正（昭四〇—法三四）……二三五
△法人税法（昭四〇—法三四）の一部改正（昭四〇—法四五）……四〇三
△法人税法（昭四〇—法三四）の一部改正（昭四〇—法五七）……四二三
△法人税法（昭四〇—法三四）の一部改正（昭四〇—法八七）……五〇五
△法人税法（昭四〇—法三四）の一部改正（昭四〇—法九五）……五三四
△法人税法（昭四〇—法三四）の一部改正（昭四〇—法一〇二）……五七〇
△法人税法（昭四〇—法三四）の一部改正（昭四〇—法一〇四）……六二三
△法人税法（昭四〇—法三四）の一部改正（昭四〇—法一〇九）……六五四
△法人税法（昭四〇—法三四）の一部改正（昭四〇—法一一五）……六八〇
△法人税法（昭四〇—法三四）の一部改正（昭四〇—法一二四）……七一五
○所得税法及び法人税法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律（昭四〇・三・三一・法三六）……三二四

△所得税法及び法人税法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律（昭四〇—法三六）の一部改正（昭四〇—法一〇四）……六三三
○酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律（昭四〇・四・一・法四三）……三九四
○製造たばこ定価法（昭四〇・六・三・法一二二）……七〇五

△登録税法（明二九—法二七）の一部改正（昭四〇—法四五）……四〇二
△登録税法（明二九—法二七）の一部改正（昭四〇—法五七）……四二三
△登録税法（明二九—法二七）の一部改正（昭四〇—法八七）……五〇五
△登録税法（明二九—法二七）の一部改正（昭四〇—法九五）……五三三
△登録税法（明二九—法二七）の一部改正（昭四〇—法一〇二）……五七〇
△登録税法（明二九—法二七）の一部改正（昭四〇—法一〇九）……六五四
△登録税法（明二九—法二七）の一部改正（昭四〇—法一一五）……六八〇
△登録税法（明二九—法二七）の一部改正（昭四〇—法一二〇）……六九九
△登録税法（明二九—法二七）の一部改正（昭四〇—法一二四）……七一四
△登録税法（明二九—法二七）の一部改正（昭四〇—法一三七）……七五二
△印紙税法（明三二—法五四）の一部改正（昭四〇—法四五）……四〇二
△印紙税法（明三二—法五四）の一部改正（昭四〇—法五七）……四二三
△印紙税法（明三二—法五四）の一部改正（昭四〇—法八七）……五〇五
△印紙税法（明三二—法五四）の一部改正（昭四〇—法九五）……五三三
△印紙税法（明三二—法五四）の一部改正（昭四〇—法一〇二）……五七〇
△印紙税法（明三二—法五四）の一部改正（昭四〇—法一〇四）……六一五
△印紙税法（明三二—法五四）の一部改正（昭四〇—法一一五）……六八〇
△印紙税法（明三二—法五四）の一部改正（昭四〇—法一二〇）……六九九
△印紙税法（明三二—法五四）の一部改正（昭四〇—法一二四）……七一五
△災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭二二—法一七五）の一部改正（昭四〇—法三六）……三三四
△日本専売公社法（昭二三—法二五五）の一部改正（昭四〇—法六八）……四三八
△資産再評価法（昭二五—法一一〇）の一部改正（昭四〇—法三六）……三三五
△株式会社の再評価積立金の資本組入に関する法律（昭二六—法一四三）の一部改正（昭四〇—法三六）……三六七
△税理士法（昭二六—法二三七）の一部改正（昭四〇—法三六）……三六七
△税理士法の一部を改正する法律（昭四〇—法　）の一部改正（昭四〇—法三六）……三七四
△日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭二七—法一一一）の一部改正（昭四〇—法三六）……三五九
△酒税法（昭二八—法六）の一部改正（昭四〇—法三〇）……五三
△有価証券取引税法（昭二八—法一〇二）の一部改正（昭四〇—法三六）……三二七
△有価証券取引税法（昭二八—法一〇二）の一部改正（昭四〇—法九〇）……五一七
△国際復興開発銀行からの外資の受入について日本開発銀行、日本輸出入銀行、愛知用水公団等が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律（昭二八—法一〇六）廃止（昭四〇—法三〇）……三二
△関税法（昭二九—法六一）の一部改正（昭四〇—法三〇）……四四
△関税法（昭二九—法六一）の一部改正（昭四〇—法四七）……四〇七
△関税法（昭二九—法六一）の一部改正（昭四〇—法八〇）……四七四

△株式会社以外の法人の再評価積立金の資本組入に関する法律（昭二九—法一一〇）の一部改正（昭四〇—法三六）……三六九
△企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法（昭二九—法一四二）の一部改正（昭四〇—法三六）……三二七
△日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の特例に関する法律（昭二九—法一四九）の一部改正（昭四〇—法三六）……三五九
△地方道路税法（昭三〇—法一〇四）の一部改正（昭四〇—法三六）……三二七
△中小企業の資産再評価の特例に関する法律（昭三一—法一三八）の一部改正（昭四〇—法三六）……三五四
△塩業整備臨時措置法（昭三四—法八一）の一部改正（昭四〇—法三六）……三七一
△国税徴収法（昭三四—法一四七）の一部改正（昭四〇—法三六）……三五四
△所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭三四—法一五二）の一部改正（昭四〇—法三六）……三六〇
△所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭三四—法一五三）の一部改正（昭四〇—法三六）……三六〇
△所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税のための日本国とパキスタンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭三四—法一五四）の一部改正（昭四〇—法三六）……三六一
△関税暫定措置法（昭三五—法三六）の一部改正（昭四〇—法三〇）……四六
△所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のため日本国政府とシンガポール自治州政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭三六—法一六〇）の一部改正（昭四〇—法三六）……三六一
△国税通則法（昭三七—法六六）の一部改正（昭四〇—法三六）……三五六
△国税通則法（昭三七—法六六）の一部改正（昭四〇—法九〇）……五一八
△外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律（昭三七—法一四四）の一部改正（昭四〇—法三六）……三五九
△所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭三八—法二八）の一部改正（昭四〇—法三六）……三六二
△所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭三八—法二九）の一部改正（昭四〇—法三六）……三六二
△所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジーランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭三八—法三〇）の一部改正（昭四〇—法三六）……三六三
△所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭三八—法一六一）の一部改正（昭四〇—法三六）……三六三
△所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭三八—法一六七）の一部改正（昭四〇—法三六）……三六三
△自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭三九—法一〇二）の一部改正（昭四〇—法三〇）……五三

第一三　金　融

○国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律の一部を改正する法律(昭四〇・三・三一・法二〇)……三一
△国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭二八─法五一)の一部改正(昭四〇─法三六)……三六九
○住宅金融公庫法の一部を改正する法律(昭四〇・三・三一・法二九)……四一
○証券取引法の一部を改正する法律(昭四〇・五・二八・法九〇)……五一〇
○海外経済協力基金法の一部を改正する法律(昭四〇・六・一五・法一三四)……七四五
△金融機関再建整備法(昭二一─法三九)の一部改正(昭四〇─法三六)……三六六
△日本開発銀行法(昭二六─法一〇八)の一部改正(昭四〇─法二〇)……三三
△証券投資信託法(昭二六─法一九八)の一部改正(昭四〇─法九〇)……五一七
△国民貯蓄債券法(昭二七─法一六四)の一部改正(昭四〇─法九〇)……五一七
△産業労働者住宅資金融通法(昭二八─法六三)の一部改正(昭四〇─法二九)……四三
△労働金庫法(昭二八─法二二七)の一部改正(昭四〇─法六九)……四四七
△労働金庫法(昭二八─法二二七)の一部改正(昭四〇─法七一)……四五五
△北海道東北開発公庫法(昭三一─法九七)の一部改正(昭四〇─法二〇)……三四
△公営企業金融公庫法(昭三二─法八三)の一部改正(昭四〇─法二〇)……三四
△準備預金制度に関する法律(昭三二─法一三五)の一部改正(昭四〇─法三六)……三七〇

第一四　産業一般

○中小企業信用保険法の一部を改正する法律(昭四〇・五・一・法五三)……四一四
○臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律(昭四〇・五・四・法五六)……四二二
○中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律(昭四〇・五・四・法五八)……四三三
○中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律(昭四〇・五・四・法五九)……四三三
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(昭四〇・五・二一・法七八)……四六八
○特許法等の一部を改正する法律(昭四〇・五・二四・法八一)……四七四
○下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律(昭四〇・六・一〇・法一二五)……七一七
△不正競争防止法(昭九─法一四)の一部改正(昭四〇─法八一)……四七七
△商工組合中央金庫法(昭一一─法一四)の一部改正(昭四〇─法三六)……三六六
△私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭二二─法一三八)の一部改正(昭四〇─法一〇四)……六一五
△中小企業等協同組合法(昭二四─法一八一)の一部改正(昭四〇─法三六)……三六七
△旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令(昭二四─政二九一)の一部改正(昭四〇─法三六)……三七六
△中小企業金融公庫法(昭二八─法一三八)の一部改正(昭四〇─法二〇)……三三
△中小企業団体の組織に関する法律(昭三二─法一八五)の一部改正(昭四〇─法三六)……三七〇
△実用新案法(昭三四─法一二三)の一部改正(昭四〇─法八一)……四七五
△商標法(昭三四─法一二七)の一部改正(昭四〇─法八一)……四七五
△商店街振興組合法(昭三七─法一四一)の一部改正(昭四〇─法三六)……三七三
△産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律(昭三八─法一六六)の一部改正(昭四〇─法五三)……四一六

第一五　農林・水産

○競馬法の一部を改正する法律(昭四〇・三・三一・法二二)(衆法)……三六
○農林省設置法の一部を改正する法律(昭四〇・五・一・法五一)……四一二
△農林省設置法(昭二四─法一五三)の一部改正(昭四〇─法八七)……五〇六
△農林省設置法(昭二四─法一五三)の一部改正(昭四〇─法一〇九)……六五四
△農林省設置法(昭二四─法一五三)の一部改正(昭四〇─法一一〇)……六五六
△農林省設置法(昭二四─法一五三)の一部改正(昭四〇─法一一二)……六六九
○森林開発公団法の一部を改正する法律(昭四〇・五・四・法六〇)……四二三
○山村振興法(昭四〇・五・一一・法六四)(衆法)……四二七
○漁港法の一部を改正する法律(昭四〇・五・一五・法六六)……四三五
○八郎潟新農村建設事業団法(昭四〇・五・二七・法八七)……四九七
○開拓融資保証法の一部を改正する法律(昭四〇・六・二・法一〇七)……六三七
○天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び開拓営農振興臨時措置法の一部を改正する法律(昭四〇・六・二・法一〇八)……六三八
△開拓営農振興臨時措置法(昭三二─法五八)の一部改正(昭四〇─法一〇八)……六三九
○砂糖の価格安定等に関する法律(昭四〇・六・二・法一〇九)……六三九
△砂糖の価格安定等に関する法律(昭四〇─法一〇九)の一部改正(昭四〇─法一一〇)……六五五
○沖縄産糖の政府買入れに関する特別措置法の一部を改正する法律(昭四〇・六・二・法一一〇)……六五五
改題─「沖縄産糖の糖価安定事業団による買入れ等に関する特別措置法」
○酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律(昭四〇・六・二・法一一一)……六五六
△土地改良法(昭二四─法一九五)の一部改正(昭四〇─法一一一)……六六〇
○加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭四〇・六・二・法一一二)……六六二
○農地開発機械公団法の一部を改正する法律(昭四〇・六・二・法一一三)……六六九
○積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法等の一部を改正する法律(昭四〇・六・一〇・法一二六)(衆法)……七一八
○農業機械化促進法等の一部を改正する法律(昭四〇・六・二一・法一三五)……七四六
△農業機械化促進法の一部を改正する法律(昭三七─法九三)の一部改正(昭四〇─法一三五)……七四七
△食糧管理特別会計法(大一〇─法三七)の一部改正(昭四〇─法一〇九)……六五三
△食糧管理特別会計法(大一〇─法三七)の一部改正(昭四〇─法一一〇)……六五六
△農林中央金庫法(大一二─法四二)の一部改正(昭四〇─法三六)……三六六
△国有林野事業特別会計法(昭二二─法三八)の一部改正(昭四〇─法三二)……四
△農業協同組合法(昭二二─法一三二)の一部改正(昭四〇─法三六)……三六六
△水産業協同組合法(昭二三─法二四二)の一部改正(昭四〇─法三六)……三六六
△急傾斜地帯農業振興臨時措置法(昭二七─法一三五)の一部改正(昭四〇─法一二六)……七一八
△漁船乗組員給与保険法(昭二七─法二一二)の一部改正(昭四〇─法三六)……三七四
△湿田単作地域農業改良促進法(昭二七─法三五四)の一部改正(昭四〇─法一二六)……七一八
△農林漁業金融公庫法(昭二七─法三五五)の一部改正(昭四〇─法一一一)……六六二
△海岸砂地地帯農業振興臨時措置法(昭二八─法二一二)の一部改正(昭四〇─法一二六)……七一九
△農林漁業組合連合会整備促進法(昭二八─法一九〇)の一部改正(昭四〇─法三六)……三六九
△畑地農業改良促進法(昭二八─法二〇五)の一部改正(昭四〇─法一二六)……七一九
△輸出水産業の振興に関する法律(昭二九─法一五四)の一部改正(昭四〇─法

三六)……三七〇
△愛知用水公団法(昭三〇—法一四一)の一部改正(昭四〇—法二〇)……三四
△特定土地改良工事特別会計法(昭三二—法七一)の一部改正(昭四〇—法八七)……五〇五
△農林漁業団体職員共済組合法(昭三三—法九九)の一部改正(昭四〇—法一〇四)……六一七
△農林漁業団体職員共済組合法(昭三三—法九九)の一部改正(昭四〇—法一三〇)……七三八
△農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭三九—法一一二)の一部改正(昭四〇—法一〇四)……六二三
△漁業協同組合整備促進法(昭三五—法六一)の一部改正(昭四〇—法三六)……三七二
△畜産物の価格安定等に関する法律(昭三六—法一八三)の一部改正(昭四〇—法二〇)……三四
△甘味資源特別措置法(昭三九—法四一)の一部改正(昭四〇—法一〇九)……六五二
△食料品総合小売市場管理会法(昭四〇—法　)の一部改正(昭四〇—法三六)……三七六

第一六　商　工

○通商産業省設置法の一部を改正する法律(昭四〇・三・三一・法一七)……二九
△通商産業省設置法(昭二七—法二七五)の一部改正(昭四〇—法九五)……五四三
△通商産業省設置法(昭二七—法二七五)の一部改正(昭四〇—法一三六)……七四八
○航空機工業振興法の一部を改正する法律(昭四〇・三・三一・法二一)……三六
△航空機工業振興法の一部を改正する法律(昭三四—法四五)の一部改正(昭四〇—法二〇)……三四
○電力用炭代金精算株式会社法の一部を改正する法律(昭四〇・四・二〇・法四八)……四〇七
改題—「電力用炭販売株式会社法」
○高圧ガス取締法の一部を改正する法律(昭四〇・五・一・法五二)……四一三
○石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律(昭四〇・五・四・法五七)……四二一
○産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律(昭四〇・五・二〇・法七四)……四五九
○石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律(昭四〇・五・二二・法七七)……四六七
○石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律(昭四〇・五・二五・法八四)……四九三
△石油資源開発株式会社法(昭三〇—法一五二)の一部改正(昭四〇—法二〇)……三四
○小規模企業共済法(昭四〇・六・一・法一〇二)……五六一
○日本貿易振興会法及びアジア経済研究所法の一部を改正する法律(昭四〇・六・一一・法一三一)(参法)……七四二
△アジア経済研究所法(昭三五—法五一)の一部改正(昭四〇—法一三一)……七四二
○総合エネルギー調査会設置法(昭四〇・六・二八・法一三六)……七四八

△中小企業庁設置法(昭二三—法八三)の一部改正(昭四〇—法一〇二)……五七一
△輸出保険法(昭二五—法六七)の一部改正(昭四〇—法一七)……三〇
△電源開発促進法(昭二七—法二八三)の一部改正(昭四〇—法二〇)……三三
△輸出入取引法(昭二七—法二九九)の一部改正(昭四〇—法三六)……三六八
△武器等製造法(昭二八—法一四五)の一部改正(昭四〇—法四七)……四〇七
△機械工業振興臨時措置法(昭三一—法一五四)の一部改正(昭四〇—法三六)……三七〇
△割賦販売法(昭三六—法一五九)の一部改正(昭四〇—法六九)……四四七
△新産業都市建設促進法昭三七—法一一七)の一部改正(昭四〇—法六)……一三
△工業整備特別地域整備促進法(昭三九—法一四六)の一部改正(昭四〇—法六)……一四

第一七　運　輸

○鉄道敷設法の一部を改正する法律(昭四〇・三・三〇・法七)……一四
○港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律(昭四〇・三・三一・法二二)……三六
○日本国有鉄道法の一部を改正する法律(昭四〇・五・四・法六一)……四二四
△日本国有鉄道法(昭二三—法二五六)の一部改正(昭四〇—法二〇)……三三
△日本国有鉄道法(昭二三—法二五六)の一部改正(昭四〇—法六八)……四三八
○運輸省設置法の一部を改正する法律(昭四〇・五・一〇・法六三)……四二六
△運輸省設置法(昭二四—法一五七)の一部改正(昭四〇—法七五)……四六六
△運輸省設置法(昭二四—法一五七)の一部改正(昭四〇—法九七)……五四四
△運輸省設置法(昭二四—法一五七)の一部改正(昭四〇—法一一五)……六八一
○日本自動車ターミナル株式会社法(昭四〇・五・二〇・法七五)……四六二
○造船法の一部を改正する法律(昭四〇・五・二二・法七九)……四七二
○港則法の一部を改正する法律(昭四〇・五・二二・法八〇)……四七三
△港則法(昭二三—法一七四)の一部改正(昭四〇—法七八)……四七一
○海上運送法の一部を改正する法律(昭四〇・六・一・法九七)……五四二
○船員保険法の一部を改正する法律(昭四〇・六・一・法一〇五)……六二四
△船員保険法(昭一四—法七三)の一部改正(昭四〇—法一三〇)……七三五
○新東京国際空港公団法(昭四〇・六・二・法一一五)……六七三

△帝都高速度交通営団法(昭一六—法五一)の一部改正(昭四〇—法三六)……三六六
△船員法(昭二二—法一〇〇)の一部改正(昭四〇—法八〇)……四七四
△海上保安庁法(昭二三—法二八)の一部改正(昭四〇—法八〇)……四七四
△港域法(昭二三—法一七五)廃止(昭四〇—法八〇)……四七四
△港湾法(昭二五—法二一八)の一部改正(昭四〇—法八〇)……四七四
△港湾運送事業法(昭二六—法一六一)の一部改正(昭四〇—法八〇)……四七四
△港湾運送事業法(昭二六—法一六一)の一部改正(昭四〇—法一二〇)……七〇〇
△内航海運業法(昭二七—法一五一)の一部改正(昭四〇—法九七)……五四四
△航空法(昭二七—法二三一)の一部改正(昭四〇—法一一五)……六七九
△日本航空株式会社法(昭二八—法一五四)の一部改正(昭四〇—法二〇)……三三
△空港整備法(昭三一—法八〇)の一部改正(昭四〇—法一一五)……六八〇
△内航海運組合法(昭三二—法一六二)の一部改正(昭四〇—法九七)……五四四
△港湾整備特別会計法(昭三六—法二五)の一部改正(昭四〇—法二三)……三六
△港湾整備特別会計法(昭三六—法二五)の一部改正(昭四〇—法六三)……四二六

第一八　郵　政

○郵便貯金法の一部を改正する法律(昭四〇・三・二六・法五)……六
△郵便貯金法(昭二二—法一四四)の一部改正(昭四〇—法三六)……三六六
△郵便貯金法(昭二二—法一四四)の一部改正(昭四〇—法六九)……四四六
△郵便貯金法(昭二二—法一四四)の一部改正(昭四〇—法七一)……四五五
○郵便振替貯金法の一部を改正する法律(昭四〇・四・五・法四四)……三九五

第一九　電気通信

○電波法の一部を改正する法律(昭四〇・六・二・法一一四)……六七一

△日本電信電話公社法(昭二七—法二五〇)の一部改正(昭四〇—法二〇)……三三
△日本電信電話公社法(昭二七—法二五〇)の一部改正(昭四〇—法六八)……四三八
△国際電信電話株式会社法(昭二七—法三〇一)の一部改正(昭四〇—法二〇)……三三

第二〇　建　設

○治山治水緊急措置法の一部を改正する法律(昭四〇・三・二六・法三)……三
○北海道開発法の一部を改正する法律(昭

四〇・三・三一・法一八）……三〇
○九州横断自動車道建設法（昭四〇・五・二八・法九二）（衆法）……五一八
○地方住宅供給公社法（昭四〇・六・一〇・法一二四）……七〇七
○中国横断自動車道建設法（昭四〇・六・一一・法一三二）（衆法）……七四三
○首都圏整備法及び首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律（昭四〇・六・二九・法一三八）……七五三
△首都圏市街地開発区域整備法（昭三三―法九八）の一部改正（昭四〇―法一三八）……七五四
改題―「首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律」
△都市計画法（大八―法三六）の一部改正（昭四〇―法一三八）……七六一
△公有水面埋立法（大一〇―法五七）の一部改正（昭四〇―法一三八）……七六一
△建設省設置法（昭二三―法一一三）の一部改正（昭四〇―法一二四）……七一六
△建設省設置法（昭二三―法一一三）の一部改正（昭四〇―法一三八）……七六一
△建築基準法（昭二五―法二〇一）の一部改正（昭四〇―法一一九）……六八五
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭四〇―法一二四）……七一四
△公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭二七―法一八四）の一部改正（昭四〇―法三六）……三六八
△北海道防寒住宅建設等促進法（昭二八―法六四）の一部改正（昭四〇―法二九）……四二
△日本住宅公団法（昭三〇―法五三）の一部改正（昭四〇―法二〇）……三三
△日本道路公団法（昭三一―法六）の一部改正（昭四〇―法二〇）……三四
△高速自動車国道法（昭三二―法七九）の一部改正（昭四〇―法九二）……五一九
△高速自動車国道法（昭三二―法七九）の一部改正（昭四〇―法一三二）……七四四
△駐車場法（昭三二―法一〇六）の一部改正（昭四〇―法九六）……五四一
△首都高速道路公団法（昭三四―法一三三）の一部改正（昭四〇―法二〇）……三四
△治水特別会計法（昭三五―法四〇）の一部改正（昭四〇―法三）……四
△水資源開発促進法（昭三六―法二一七）の一部改正（昭四〇―法一三八）……七六一
△水資源開発公団法（昭三六―法二一八）の一部改正（昭四〇―法二〇）……三四
△阪神高速道路公団法（昭三七―法四三）の一部改正（昭四〇―法二〇）……三四
△激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭三七―法一五〇）の一部改正（昭四〇―法五三）……四一六
△激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭三七―法一五〇）の一部改正（昭四〇―法一〇八）……六三九
△新住宅市街地開発法（昭三八―法一三四）の一部改正（昭四〇―法一二四）……七一四

第二一　外　事

○外務省設置法の一部を改正する法律（昭四〇・五・四・法五四）……四一七
○在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭四〇・五・四・法五五）……四一九
△連合国財産である株式の回復に関する政令（昭二四―政三一〇）の一部改正（昭四〇―法三六）……三七六
△連合国財産の返還等に関する政令（昭二六―政六）の一部改正（昭四〇―法三六）……三七六
△外務公務員法（昭二七―法四一）の一部改正（昭四〇―法六九）……四四七

第二二　国　防

△自衛隊法（昭二九―法一六五）の一部改正（昭四〇―法四七）……四〇七

法律第一号（昭四〇・二・一三）

◎昭和三十九年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

1　個人が、その生産した昭和三十九年産の米穀を政府に売り渡す旨を昭和三十九年九月二十一日までに申し込み、その申込みにより締結した契約に基づいて当該米穀を昭和四十年三月一日までに政府に売り渡した場合には、当該個人の昭和三十九年分の所得税については、政令で定めるところにより、当該米穀の売渡しの時期及び数量に応じ次に定めるところにより計算した金額の合計額に相当する金額は、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第七条の二に規定する農業所得に係る同法第九条第一項第四号の総収入金額に算入しない。

一　昭和三十九年九月三十日までに売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、六百八十円

二　昭和三十九年十月一日から同月十日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、六百円

三　昭和三十九年十月十一日から同月二十日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、五百二十円

四　昭和三十九年十月二十一日から昭和四十年三月一日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、四百四十円

2　前項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の中欄に掲げる地域で生産された米穀については、当該地域の区分に応じ同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

九月二十一日	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県及び福井県	八月三十一日
九月三十日	福島県、栃木県、新潟県及び長野県	十月三日
十月一日	福島県、栃木県、新潟県及び長野県	十月四日
同月二十日	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び長野県	同月二十三日
	福島県	同月二十四日
	北海道	同年十一月四日
十月二十一日	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び長野県	十月二十四日
	福島県	十月二十五日
	北海道	十一月五日

3　第一項の場合において、同項第一号から第三号までに規定する米穀が、食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第三条第二項の規定に基づく政府の買入価格につき買入れの時期に応ずる格差が設けられていない米穀であるときは、当該米穀についてのこれらの号に掲げる金額は、これらの号の規定にかかわらず、四百四十円とする。

4　前三項の規定は、農地法（昭和二十七年法律第二百

二十九号）第二条第七項に規定する農業生産法人が、その生産した昭和三十九年産の米穀を政府に売り渡す旨を昭和三十九年九月二十一日までに申し込み、その申込みにより締結した契約に基づいて当該米穀を昭和四十年三月一日までに政府に売り渡した場合について準用する。この場合において、第一項中「当該個人の昭和三十九年分の所得税については」とあるのは「当該農業生産法人のその売渡しの日の属する事業年度分の法人税については」と、「所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第七条の二に規定する農業所得に係る同法第九条第一項第四号の総収入金額に算入しない」とあるのは「当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する」と読み替えるものとする。

5　前項において準用する第一項の規定により損金に算入された金額は、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第十六条第一項の規定の適用については同項に規定する所得の金額に、同法第十七条の二第一項及び第二項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額にそれぞれ含まれるものとする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行前に、本則第四項に規定する売渡しの日の属する事業年度分の法人税につき法人税法第十八条若しくは第二十一条の規定による申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書を含む。）を提出し又は国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十五条の規定による決定を受けた本則第四項の農業生産法人は、同項において準用する本則第一項の規定の適用により、法人税法第十八条又は第二十一条の規定による申告書に記載すべき所得金額若しくは法人税額が過大となる場合又は同法第二十六条の四第一項に規定する欠損金額若しくは同法第二十六条の五から第二十六条の八までの規定による還付金額が過少となる場合には、この法律の施行の日から一月以内に限り、政令で定めるところにより、税務署長に対し、これらの額につき国税通則法第二十三条第一項の規定による更正の請求をすることができる。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第二号（昭四〇・三・一九）

◎製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律（昭和二十三年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第一項の日本専売公社製造たばこ価格表中

フィルター付き紙巻たばこ	ホープ	長さ 内周	七〇ミリメートル 二六ミリメートル	黄色種葉たばこ五五%以上を用い特殊加香を施した上級品	一〇本	四〇円
同	ハイライト	長さ 内周	八〇ミリメートル 二五ミリメートル	黄色種葉たばこ五五%以上を用いた上級品	一〇本	三五円

を

フィルター付き紙巻たばこ	とうきょう64	長さ 内周	八〇ミリメートル 二五ミリメートル	黄色種葉たばこ五〇%以上を用いオリエント葉たばこを配合し特殊加香を施した上級品	一〇本	五〇円
同	ホープ	同		黄色種葉たばこ五五%以上を用い特殊加香を施した上級品	一〇本	四〇円
同	ハイライト	同		黄色種葉たばこ五五%以上を用いた上級品	一〇本	三五円
同	ひびき	同		黄色種葉たばこ五〇%以上を用いた中級品	一〇本	三〇円

に改め、富貴煙の項、日光の項及びアストリアの項を削る。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　改正前の製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律第一項の日本専売公社製造たばこ価格表に掲げるホープについては、同項の規定は、当分の間、なおその効力を有する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第三号（昭四〇・三・二六）

◎治山治水緊急措置法の一部を改正する法律

治山治水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第三条の見出しを「（治山事業五箇年計画及び治水事業五箇年計画）」に改め、同条第一項を次のように改める。

農林大臣は、中央森林審議会の意見をきいて、昭和四十年度以降の五箇年間において実施すべき治山事業に関する計画（以下「治山事業五箇年計画」という。）の案を、建設大臣は、河川審議会の意見をきいて、昭和四十年度以降の五箇年間において実施すべき治水事業に関する計画（以下「治水事業五箇年計画」という。）の案を、それぞれ作成し、閣議の決定を求めなければならない。

第三条第二項中「治山事業前期五箇年計画及び治山事業後期五箇年計画（以下「治山事業十箇年計画」と総称する。）」を「治山事業五箇年計画」に、「治水事業前期五箇年計画及び治水事業後期五箇年計画（以下「治水事業十箇年計画」と総称する。）」を「治水事業五箇年計画」に改め、同項第一号及び第二号中「前期及び後期の各」

を削り、同条第三項から第六項までの規定中「治山事業十箇年計画又は治水事業十箇年計画」を「治山事業五箇年計画又は治水事業五箇年計画」に改める。

第四条（見出しを含む。）中「治山事業十箇年計画及び治水事業十箇年計画」を「治山事業五箇年計画及び治水事業五箇年計画」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

（国有林野事業特別会計法の一部改正）

2　国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「治山事業十箇年計画」を「治山事業五箇年計画」に改める。

附則第七条を次のように改める。

第七条　治山治水緊急措置法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第三号）による改正前の治山治水緊急措置法第三条に規定する治山事業十箇年計画に係る直轄治山事業で既に施行したもの又は当該計画に係る同法第二条の治山事業で都道府県若しくは都道府県知事が施行するものに要する費用について国が交付の決定をした補助金等の交付（昭和三十九年度以前の年度のこの会計の予算で昭和四十年度以後の年度に繰り越したものにより施行する直轄治山事業又は当該繰り越した予算による補助金等の交付を含む。）は、それぞれ第一条第三項第一号に規定する直轄治山事業又は同項第二号に規定する補助金等の交付に含まれるものとする。

（治水特別会計法の一部改正）

3　治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「治水事業十箇年計画」を「治水事業五箇年計画」に改め、同条第二項中第一号を削り、同項第二号中「又は直轄伊勢湾等高潮対策事業」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号中「法第二条第三項第一号に規定する災害復旧事業」の下に「（以下「災害復旧事業」という。）」を、「委託に基づき施行するものの管理」の下に「並びに河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第一項の規定により建設大臣が行なう一級河川の管理（災害復旧事業を除く。）に関する政令で定める事務」を加え、同号を同項第二号とし、同項中第四号を第三号とし、同項第五号を第四号とする。

第四条第一項第二号中「（昭和三十九年法律第百六十七号）」及び「及び昭和三十四年台風第十五号により災害を受けた伊勢湾等に面する地域における高潮対策事業に関する特別措置法（昭和三十四年法律第百七十二号）本則第二項の規定による負担金で直轄伊勢湾等高潮対策事業に係るもの」を削り、同項第三号中「第五号」を「第四号」に改め、同条第二項第一号中「、直轄伊勢湾等高潮対策事業」を削り、同項第二号中「第三号」を「第二号」に、「又は工事」を「、工事又は事務」に改め、同項第三号中「第四号」を「第三号」に改め、同項第四号中「第五号」を「第四号」に改める。

第七条第一項中「又は直轄伊勢湾等高潮対策事業」を削り、「第五号」を「第四号」に、「第三号」を「第二号」に、「又は工事」を「、工事又は事務」に、「第四号」を「第三号」に改め、同条第三項中「又は工事」を「、工事又は事務」に改める。

第九条中「第二号」を「第一号」に改める。

附則第二十四項を附則第二十五項とし、附則第二十一項から附則第二十三項までを一項ずつ繰り下げ、附則第二十項の次に次の一項を加える。

21　治山治水緊急措置法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第三号）による改正前の治山治水緊急措置法第三条に規定する治水事業十箇年計画に係る直轄治水事業及び多目的ダム建設工事で既に施行したもの（昭和三十九年度以前の年度のこの会計の予算で昭和四十年度以後の年度に繰り越したものにより施行する直轄治水事業及び多目的ダム建設工事を含む。）は、第一条第一項に規定する直轄治水事業及び多目的ダム建設工事に含まれるものとする。

（大蔵・農林・建設・内閣総理大臣署名）

法律第四号（昭四〇・三・二六）

◎相続税法の一部を改正する法律

相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「生命保険契約の保険金」の下に「又は損害保険契約の保険金（偶然な事故に基因する死亡に伴い支払われるものに限る。）」を加え、同項第五号中「定期金受取人の生存中」を「定期金受取人に対しその生存中又は一定期間にわたり」に、「継続して定期金」を「定期金又は一時金」に、「定期金受取人となつた場合」を「定期金受取人又は一時金受取人となつた場合」に改め、「当該定期金受取人」の下に「又は一時金受取人」を加える。

第六条第三項中「定期金受取人」の下に「又は一時金受取人」を加える。

第十二条第一項第四号中「五十万円」を「百万円」に改める。

第二十四条第一項に次の一号を加える。

四　第三条第一項第五号に規定する一時金については、その給付金額

第二十六条に次の一項を加える。

2　前項の保険料の合計金額及び保険金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十八条第一項中「二月末日」を「三月十五日」に改める。

第五十九条第一項中「生命保険金」の下に「若しくは第三条第一項第一号に規定する損害保険契約の保険金のうち政令で定めるもの（以下本項において「保険金」という。）」を加え、同項第一号中「生命保険会社」を「保険会社」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

2　改正後の相続税法（以下「新法」という。）第三条、第六条、第十二条及び第二十四条の規定は、昭和四十年四月一日以後に相続若しくは遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）又は贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。）により取得した財産に係る相続税又は贈与税について適用し、同日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

3　新法第二十八条の規定は、昭和四十年分以後の贈与税について適用し、昭和三十九年分以前の贈与税については、なお従前の例による。

4　新法第五十九条第一項第一号の規定は、昭和四十年五月一日以後に支払う同号に規定する保険金について適用し、同日前に支払つた当該保険金については、なお従前の例による。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第五号（昭四〇・三・二六）

◎郵便貯金法の一部を改正する法律

郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十条中「五十万円」を「百万円」に改める。

第二十九条第一項中「又は貯金の現在高の確認のためにする通帳又は貯金証書の提出」を「若しくは貯金の現在高の確認に係る請求、印章の変更に係る届出その他省令で定める請求若しくは届出又は第二十二条の規定による通帳若しくは貯金証書の提出」に改め、「若しくは貯金証書の提出」の下に「（これらを亡失した場合には、第十八条の規定による再交付の請求）」を加える。

第三十四条及び第三十五条を次のように改める。

第三十四条（証券等による預入）　次に掲げる証券又は証書は、省令で定めるところにより、その表示する金額で通常郵便貯金に預入することができる。

一　小切手

二　郵便為替証書

三　郵便振替貯金の払出証書及び支払通知書

四　前三号に掲げるもののほか、手形交換所においてその表示する金額による決済をすることができ、又は郵便局においてその表示する金額による払渡しを受けることができる証券又は証書の種類で省令で定めるものに属する証券又は証書

前項の規定による預入に係る通常郵便貯金については、当該証券又は証書につきその表示する金額による決済又は払渡しがあつた後でなければ、貯金の現在高がその証券又は証書による預入金額を下るような払いもどしをすることができない。

第三十五条（預入された証券等の決済不能等）　通常郵便貯金に預入された証券又は証書につき、郵政省の責に帰することができない事由により、その表示する金額による決済ができなかつたとき、又はその表示する金額による払渡しを受けることができなかつたときは、その預入は、はじめからなかつたものとみなす。

第三十七条に次の一項を加える。

省令で定める郵便局においては、払いもどし金の払渡しにつき、預金者の申出があるときは、現金の交付に代えて、省令で定めるところにより、当該払渡しに係る郵便局を支払人とする小切手を振り出す。

第四十七条第一項中「百円以上二万円以下」を「百円以上四万円以下」に改める。

第五十四条中「又は十万円」を「、十万円又は二十万円」に改める。

第五十五条に次の一項を加える。

定額郵便貯金の払いもどし金の払渡しについては、第三十七条第二項の規定を準用する。

附　則

この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、第三十四条及び第三十五条の改正規定、第三十七条に一項を加える改正規定並びに第五十五条に一項を加える改正規定は、同年七月一日から施行する。

（大蔵・郵政・内閣総理大臣署名）

法律第六号（昭四〇・三・二九）

◎市町村の合併の特例に関する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、市町村行政の広域化の要請に対処し、市町村の合併を円滑にするため、当分の間の措置として、市町村の合併について関係法律の特例を定めるものとする。

（定義）

第二条　この法律において「市町村の合併」とは、二以上の市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市を除く。以下同じ。）の区域の全部若しくは一部をもつて市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。

2　この法律において「合併市町村」とは、市町村の合併により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村をいう。

3　この法律において「合併関係市町村」とは、市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となる市町村をいう。

（議会の議員の定数に関する特例）

第三条　あらたに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第九十一条第一項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行なわれる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する定数の二倍に相当する数をこえない範囲でその議会の議員の定数を増加することができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同項の規定による定数に復帰するものとする。

2　他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、地方自治法第九十一条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域の人口（地方自治法第二百五十四条に規定する人口によるものとする。以下同じ。）を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入

をする合併関係市町村の議会の議員の定数（以下「旧定数」という。）に乗じて得た数（〇・五人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、〇・五人以上一人未満の端数があるときはその端数は一人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村においてその数が〇・五人未満のときも一人とする。）の合計数を旧定数に加えた数をもつてその議会の議員の定数とすることができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

3　前項の場合においては、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十五条第五項及び第七項の規定にかかわらず、編入された合併関係市町村ごとにその編入された区域により選挙区が設けられるものとし、かつ、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、編入された合併関係市町村ごとに前項の規定により算定した数とする。

4　第二項の規定により定数が増加する場合において行なう選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第百十一条第三項中「地方自治法第九十一条第四項《議員の定数の増加》」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律第三条第二項《編入合併の際の議会の議員の定数の増加》」と、「当該条例施行の日」とあるのは「市町村の合併（市町村の合併の特例に関する法律第二条第一項の市町村の合併をいう。）の日」とする。

5　第一項又は第二項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

（議会の議員の在任に関する特例）

第四条　市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第九十一条の規定による定数をこえるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。

一　あらたに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後一年をこえない範囲で当該協議で定める期間

二　他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間

2　前項の規定は、前条第一項又は第二項の協議が成立した場合には適用しない。

3　前条第五項の規定は、第一項の協議について準用する。

（農業委員会の委員の任期等に関する特例）

第五条　市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、あらたに設置された合併市町村にあつては八十をこえず十を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては四十をこえない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を

有することとなるものの数がその定められた数をこえるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

一　あらたに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後一年をこえない範囲で当該協議で定める期間

二　他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間

2　前項の場合においては、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第七条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。

3　合併市町村の区域を二以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第三十四条第二項又は第三項の規定の適用がある場合を除いて、前二項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域としてあらたに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、あらたに設置された合併市町村とみなす。

4　第三条第五項の規定は、第一項の協議について準用する。

（職員の身分取扱い）

第六条　合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

2　合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

（地方税の不均一課税）

第七条　合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたつて均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行なわれた日の属する年度及びこれに続く三年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として不均一の課税をすることができる。

（地方交付税の額の算定の特例）

第八条　国が地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）に定めるところにより毎年度交付する地方交付税の額は、合併市町村については、当該市町村の合併が行なわれた日の属する年度及びこれに続く五年度に限り、同法及びこれに基づく自治省令で定めるところにより、合併関係市町村が当該年度の四月一日においてなお当該市町村の合併の前の区域をもつて存続した場合に算定される額の合算額を下らないように算定した額とする。

（災害復旧事業費の国庫負担等の特例）

第九条　国は、合併市町村が市町村の合併が行なわれた日の属する年及びこれに続く五年以内に生じた災害その他の事由に対する国の財政援助に関し市町村の合併により不利益を受ける結果となるような場合においては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）その他政令で定める法律及

びこれに基づく命令の規定にかかわらず、当該市町村の合併が行なわれなかつたものとして当該合併市町村が不利益とならないように措置しなければならない。

（都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例）

第十条　市町村の合併により郡市の区域の変更を生ずる場合において、都道府県の議会の議員の選挙区に関して必要があるときは、都道府県は、公職選挙法第十五条第一項から第三項までの規定にかかわらず、条例の定めるところにより、市町村の合併が行なわれた日から次の一般選挙により選挙される当該都道府県の議会の議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によることとし、又は合併市町村の区域が従前属していた郡市の区域を合わせて一選挙区を設けることができる。

2　前項の規定により合併市町村の区域が従前属していた郡市の区域を合わせて一選挙区を設けた場合において、当該選挙区において選挙すべき都道府県の議会の議員の数は、公職選挙法第十五条第七項の規定にかかわらず、条例の定めるところにより、それぞれ従前の選挙区の人口に比例して定めた数の合計数とする。

3　第一項の規定により従前の選挙区によることとした場合においては、公職選挙法第十八条第一項の規定にかかわらず、選挙区の区域により市町村の区域を分けて数開票区を設けるものとする。

（衆議院議員の選挙区に関する特例）

第十一条　衆議院議員の二以上の選挙区にわたつて市町村の合併が行なわれることとなつたときは、公職選挙法第十三条及び同法別表第一の規定にかかわらず、同法別表第一が当該市町村の合併が行なわれた日以後最初に更正されるまでの間、なお従前の選挙区による。

2　前条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

（市町村建設計画の作成等）

第十二条　市町村の合併をしようとする市町村は、地方自治法第二百五十二条の二第一項の規定により、合併協議会を置き、市町村建設計画の作成その他市町村の合併に関する協議を行なうものとする。

2　市町村建設計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一　合併市町村の建設の基本方針

二　合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項

三　公共的施設の統合整備に関する事項

四　合併市町村の財政計画

3　合併協議会の会長及び委員は、地方自治法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員並びに長及びその他の職員をもつて充てる。

4　合併協議会には、前項に定めるもののほか、地方自治法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、学識経験を有する者を委員として加えることができる。

（国、都道府県等の協力等）

第十三条　国、都道府県及び公共的団体は、合併市町村の建設に資するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

2　合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性のすみやかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（失効）

第二条　この法律（附則第四条第一項及び第二項、附則第五条第三項、附則第六条、附則第十二条並びに附則第十四条の規定を除く。）は、施行の日から起算して十年を経過した時にその効力を失う。ただし、その時までに行なわれた市町村の合併については、その時以後もなおその効力を有する。

（町村合併促進法等の廃止）

第三条　町村合併促進法（昭和二十八年法律第二百五十八号）、新市町村建設促進法（昭和三十一年法律第百六十四号）及び市の合併の特例に関する法律（昭和三十七年法律第百十八号）は、廃止する。

（町村合併促進法の廃止に伴う経過措置）

第四条　旧町村合併促進法第二条第二項の合併町村（同法第三十五条第一項の規定により同法の規定が適用される市、同法第三十六条の規定により同法の規定が準用される町村及び同法第三十七条第一項の規定により同法の規定が準用される市を含む。以下「合併町村」という。）及び旧新市町村建設促進法第二十八条第四項（同法第二十九条第七項（同条第八項において準用する場合を含む。）若しくは第三十条第二項において準用し、又は同法第三十条の二第二項において適用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用を受けた市町村（以下「旧町村合併促進法適用新市町村」という。）で、この法律の施行の日の前日において、なお旧町村合併促進法第十一条の六、第十九条若しくは第二十条の規定の適用若しくは準用を受け、又はこれらの規定の例によつているものに係るこれらの規定による一部事務組合等に関する特例、水産業協同組合法の特例又は農地法の特例に関しては、なお従前の例による。

2　旧新市町村建設促進法第二十七条第十二項の規定の適用を受けた市町村で、この法律の施行の日の前日において、なお旧町村合併促進法第二十条の規定の準用を受けているものに係る当該規定による農地法の特例に関しては、なお従前の例による。

3　合併町村、旧町村合併促進法第三十四条の規定の適用を受けた市町村及び旧町村合併促進法適用新市町村で、この法律の施行の日の前日において、なお旧町村合併促進法第二十条の二の規定の適用若しくは準用を受け、又はその例によることとなつているものに係る当該規定による国の財政援助の特例に関しては、昭和四十一年六月二十九日までの間に生じた災害その他の事由に対するものに限り、なお従前の例による。

4　昭和三十六年一月一日以後に旧町村合併促進法適用新市町村となつた市町村に係る旧町村合併促進法第二十条の二の規定による国の財政援助の特例に関しては、前項の規定にかかわらず、旧町村合併促進法適用新市町村となつた日の属する年及びこれに続く五年以内に生じた災害その他の事由に対するものに限り、なお従前の例による。

（新市町村建設促進法の廃止に伴う経過措置）

第五条　旧新市町村建設促進法第二条第一項の新市町村（同法第二十八条第五項（同法第二十九条第七項（同条第八項において準用する場合を含む。）において準用し、又は同法第二十九条の二第二項において適用する場合を含む。以下同じ。）、第三十条又は第三十条の二の規定により同法の規定が適用される市町村を含む。以下「新市町村」という。）で、この法律の施行の日の前日において、なお旧新市町村建設促進法第二十二条又は第二十三条及び附則第六項（同法附則第七項において読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の適用を受けているものに係るこれらの規定による地方税法の特例又は地方交付税法の特例に関しては、昭和四十一年度までの年度に限り、なお従前の例による。

2　新市町村で、この法律の施行の日の前日において、なお旧新市町村建設促進法第二十四条又は第二十五条の規定の適用があることになつているものに係るこれらの規定（同法第二十五条第三項から第六項（同条第八項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定を除く。）による国有財産特別措置法の特例又は国有林野法の特例に関しては、昭和四十一年六月二十九日までの間に限り、なお従前の例による。

3　新市町村で、この法律の施行の日の前日までに旧新市町村建設促進法第二十五条第一項の規定により国有林野の売払いを受け、若しくは同条第八項の規定の適用を受けたもの又は前項の規定により従前の例により国有林野の売払いを受けたもの及び合併町村又は旧町村合併促進法第三十四条（同法第三十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた市町村で、旧新市町村建設促進法による改正前の町村合併促進法第十七条第一項の規定により国有林野の売払いを受けたものに係る旧新市町村建設促進法第二十五条第三項から第六項まで（同法附則第八項において適用する場合を含む。）の規定による国有林野の経営の承認等に関しては、なお従前の例による。

4　昭和三十七年四月一日以後に旧新市町村建設促進法第二十八条第五項の規定の適用を受けた新市町村の昭和四十二年度分以降の地方交付税の算定に関しては、当該市町村が新市町村となつた日の属する年度及びこれに続く五年度に限り、同法による改正前の町村合併促進法第十五条の規定の例による。

（市の合併の特例に関する法律の廃止に伴う経過措置）

第六条　旧市の合併の特例に関する法律の適用又は準用を受けた市町村に係る同法第三条（同法附則第五項において準用する場合を含む。）の規定による特例に関しては、なお従前の例による。

（議会の議員の定数の特例に関する経過措置）

第七条　市町村で、この法律の施行の日から当該市町村の議会の議員の一般選挙が行なわれるまでの間において、他の市町村の区域の全部又は一部を編入する市町村の合併をはじめて行なおうとするものが、この法律の施行の日前最近に行なわれた当該市町村の議会の議員の一般選挙の日からこの法律の施行の日の前日までに他の市町村の区域の全部の編入（当該編入に際し、附則第十一条の規定による改正前の新産業都市建設促進法（昭和三十七年法律第百十七号）第二十四条、附則第十三条の規定による改正前の工業整備特別地域整備促進法（昭和三十九年法律第百四十六号）第十三条若しくは旧市の合併の特例に関する法律附則第五項において準用する同法第三条の規定によりその例によることとされる旧町村合併促進法第九条第一項若しくは第二項の規定を適用し、又は地方自治法第九十一条第四項の規定に基づきその議会の議員の定数を増加した場合の編入を除く。以下「旧編入」という。）を行なつた市町村であるときは、当該市町村の合併の際に限り、地方自治法第九十一条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村及び旧編入に係る区域ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域及び旧編入に係る区域の人口を当該編入をする合併関係市町村の人口から旧編入に係る区域の人口を差し引いた人口で除して得た数を旧定数に乗じて得た数（〇・五人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、〇・五人以上一人未満の端数があるときはその端数は一人とする。ただし、その区域の全部が

編入されることとなる合併関係市町村及び旧編入に係る区域においてその数が〇・五人未満のときも一人とする。）の合計数を旧定数に加えた数をもつてその議会の議員の定数とすることができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

2　前項の規定は、第三条第二項又は第四条第一項（第二号に関する部分に限る。）の協議が成立した場合には適用しない。

3　第三条第三項から第五項までの規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「編入された合併関係市町村ごとにその編入された区域により」とあるのは「編入された合併関係市町村の編入された区域及び附則第七条第一項にいう旧編入に係る区域ごとにそれらの区域により」と、「編入された合併関係市町村ごとに前項の規定により」とあるのは「編入された合併関係市町村及び附則第七条第一項にいう旧編入に係る区域ごとに同項の規定により」と、同条第四項中「市町村の合併の特例に関する法律第三条第二項」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律附則第七条第一項」と、同条第五項中「第一項又は第二項」とあるのは「附則第七条第一項」と読み替えるものとする。

（自治省設置法の一部改正）

第八条　自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の二を削り、第二十三条の三から第二十三条の六までを一条ずつ繰り上げる。

附則第六項中「第二十三条の六」を「第二十三条の五」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第九条　地方自治法の一部を次のように改正する。

附則第二十条の三中「同条第一項第一号」を「前条」に改め、同条を附則第二十条の四とする。

附則第二十条の二の次に次の一条を加える。

第二十条の三　第七条第一項の規定による関係市町村の区域の全部若しくは一部をもつて市を設置する処分又は第八条第三項の規定による町村を市とする処分については、昭和四十二年三月三十一日までにその申請がなされたものに限り、同条第一項第一号の規定にかかわらず、市となるべき普通地方公共団体の人口に関する要件は、四万以上とする。ただし、地方自治法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百九十三号）附則第二項の規定によることを妨げるものではない。

（地方自治法の一部を改正する法律の一部改正）

第十条　地方自治法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項第二号中「基いて」の下に「昭和四十一年三月三十一日までに」を加える。

（新産業都市建設促進法の一部改正）

第十一条　新産業都市建設促進法の一部を次のように改正する。

第二十四条及び第二十五条を削り、第二十六条を第二十四条とする。

（新産業都市建設促進法の一部改正に伴う経過措置）

第十二条　この法律の施行の日の前日までに前条の規定による改正前の新産業都市建設促進法第二十四条及び第二十五条の規定の適用を受けた市町村に係るこれらの規定による特例に関しては、なお従前の例による。

2　この法律の施行の日から起算して二年を経過する日までに行なわれる新産業都市建設促進法第二十三条の市町村合併については、前条の規定による改正

前の同法第二十四条及び第二十五条の規定の例による。この場合においては、当該市町村合併については、この法律は適用しない。

（工業整備特別地域整備促進法の一部改正）

第十三条　工業整備特別地域整備促進法の一部を次のように改正する。

第十三条及び第十四条を削り、第十五条を第十三条とする。

（工業整備特別地域整備促進法の一部改正に伴う経過措置）

第十四条　この法律の施行の日の前日までに前条の規定による改正前の工業整備特別地域整備促進法第十三条及び第十四条の規定の適用を受けた市町村に係るこれらの規定による特例に関しては、なお従前の例による。

2　この法律の施行の日から起算して二年を経過する日までに行なわれる工業整備特別地域整備促進法第十二条の市町村合併については、前条の規定による改正前の同法第十三条及び第十四条の規定の例による。この場合においては、当該市町村合併については、この法律は適用しない。

（内閣総理・大蔵・農林・通商産業・自治大臣署名）

法律第七号（昭四〇・三・三〇）

◎鉄道敷設法の一部を改正する法律

鉄道敷設法（大正十一年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第五十号ノ四の次に次の一号を加える。

五十ノ五　東京都国分寺附近ヨリ神奈川県小倉附近ニ至ル鉄道

別表中第五十一号ノ二を削り、第五十三号の次に次の一号を加える。

五十三ノ二　神奈川県塩浜附近ヨリ千葉県木更津附近ニ至ル鉄道

別表第七十七号中「滋賀県浜大津ヨリ高城」を「京都府山科ヨリ滋賀県高城」に改め、同表第七十七号ノ二中「塩津」を「沓掛附近」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（運輸・内閣総理大臣署名）

法律第八号（昭四〇・三・三〇）

◎日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律の一部を改正する法律

日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭和二十九年法律第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「（同法の施行地に恒久的施設を有するものを除く。）」を「のうち、同法の施行地に日米所得税条約第二条第一項(c)に規定する恒久的施設を有しないもの及び同項(c)第三文に規定する恒久的施設のみを有するもの（以下「通常の恒久的施設を有しない合衆国の居住者等」という。）」に、「日米所得税条約第六条又は第七条に規定する利子又は使用料その他の料金で同法の施行地にその源泉があるもの」を「同条約第六条第一項又は第七条第一項に規定する利子又は使用料で同法の施行地にその源泉があるもの（その者が同法の施行地に同条約第二条第一項(c)第三文に規定する恒久的施設を有する場合における当該恒久的施設に帰せられるものを除く。）」に、「同法第十七条、第十八条又は第四十一条」を「同法第十七条第一項、第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項」に、「百分の十五」を「百分の十」に改め、同条第二項を削る。

第五条中「前三条」を「第二条から前条まで」に改め、同条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（配当所得に対する所得税率の特例）

第三条　通常の恒久的施設を有しない合衆国の居住者等が支払を受ける日米所得税条約第六条のA第一項に規定する配当で所得税法の施行地にその源泉があるもの（その者が同法の施行地に同条約第二条第一項(c)第三文に規定する恒久的施設を有する場合における当該恒久的施設に帰せられたものを除く。）に対する同法第十七条第一項、第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十五（当該配当につき同条約第六条のA第一項(b)の規定の適用がある場合には、百分の十）」とする。

附　則

1　この法律は、昭和三十七年八月十四日に署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を修正補足する議定書（以下「議定書」という。）の効力発生の日から施行する。

2　改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（以下「新法」という。）第二条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の属する年の翌年の一月一日以後に支払を受けるべき同条に規定する利子又は使用料について適用し、同日前に支払を受けるべき改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律第二条第一項に規定する利子又は使用料その他の料金については、なお従前の例による。

3　この附則において別段の定めがあるものを除くほ

か、新法第三条の規定は、施行日の属する年の翌年の一月一日以後に支払を受けるべき同条に規定する配当について適用する。

4　新法第三条の規定は、新法第二条に規定する通常の恒久的施設を有しない合衆国の居住者等が施行日の属する年の十二月三十一日以前に取得し、かつ、同日後引き続き所有する所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第一条第五項の規定に該当する法人の株式につき支払を受ける配当（議定書第九条第三項(c)の規定の適用がある場合における当該配当を除く。）のうち、施行日から起算して二年を経過した日の属する年の十二月三十一日以前に支払を受けるべきものについては、適用しない。

5　前項に規定する者が支払を受ける同項に規定する配当のうち施行日から起算して三年を経過した日の属する年において支払を受けるべきものに対する新法第三条の規定の適用については、同条中「百分十五」とあるのは、「百分の七・五」とする。

6　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約第二条第一項(c)第三文に規定する恒久的施設が施行日の属する年の十二月三十一日以前に開設されている場合における新法第二条及び第三条の規定の適用については、当該恒久的施設は、ないものとみなす。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第九号（昭四〇・三・三〇）

◎所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭和三十二年法律第八十一号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条　この法律は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約（以下「条約」という。）を実施するため、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の特例その他必要な事項を定めるものとする。

（使用料、利子等に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例）

第二条　所得税法第一条第二項の規定に該当する個人で条約第二条第一項(d)に規定するスウェーデンの居住者であるもの（以下「スウェーデンの居住者」という。）又は同法第一条第六項の規定に該当する法人で条約第二条第一項(f)に規定するスウェーデンの法人であるもの（以下「スウェーデンの法人」という。）が支払を受ける条約第六条第一項若しくは第四項に規定する使用料若しくは所得又は条約第八条第一項に規定する利子で同法の施行地にその源泉があるもの（その者の同法の施行地にある条約第二条第一項(j)に規定する恒久的施設（以下「恒久的施設」という。）に帰せられるものを除く。以下「使用料及び利子等」という。）に対する同法第十七条第一項、第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十」とする。

2　前項の規定は、使用料及び利子等に対し所得税を課さず、又は使用料及び利子等に対する所得税額をその支払を受けるべき金額の百分の十に相当する金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

（配当に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例）

第三条　スウェーデンの居住者又はスウェーデンの法人が支払を受ける条約第七条第一項に規定する配当で所得税法の施行地にその源泉があるもの（その者の同法の施行地にある恒久的施設に帰せられるものを除く。）に対する同法第十七条第一項、第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十五」とする。ただし、当該配当のうち条約第七条第一項ただし書の規定に該当するものに対する同法第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十」とする。

（使用料、配当、利子等に対する申告納税に係る所得税の軽減）

第四条　所得税法第一条第八項第一号に掲げる事業を有するスウェーデンの居住者が次の各号に掲げる所得を有する場合において、その者の所得税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、第一号に掲げる所得に係る収入金額及び第二号に規定する配当の金額にそれぞれ当該各号に掲げる割合を乗じて計算した金額の合計額をこえるときは、その者の所得税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。

一　使用料及び利子等に係る所得　百分の十

二　前条に規定する配当に係る所得　百分の十五

2　スウェーデンの居住者（前項に規定する者を除く。）が第二条第一項に規定する使用料又は利子で所得税法第一条第三項第一号に掲げる所得に該当するもの（その者の同法の施行地にある恒久的施設に帰せられるものを除く。）に係る所得を有する場合において、その者の所得税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該使用料又は利子の金額の合計額の百分の十に相当する金額をこえるときは、その者の所得税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。

3　前二項に規定する所得税額のうちこれらの規定に規定する所得に対応する部分の金額は、当該所得の生じた年分につき、これらの規定の適用がないものとして計算した場合における所得税額に相当する金額から、当該所得が生じなかつたものとして計算し

た場合における所得税額に相当する金額を控除して得た金額とする。

（使用料、配当、利子等に対する法人税の軽減）

第五条　法人税法第一条第四項第一号に掲げる事業を有するスウェーデンの法人が次の各号に掲げる所得を有する場合において、その者の法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、第一号に掲げる所得に係る収入金額並びに第二号及び第三号に規定する配当の金額に当該各号に掲げる割合を乗じて計算した金額の合計額をこえるときは、その者の法人税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。

一　使用料及び利子等に係る所得　百分の八・八

二　第三条に規定する配当（次号の配当に該当するものを除く。）に係る所得　百分の十三・二

三　第三条ただし書に規定する配当に係る所得　百分の八・八

2　スウェーデンの法人（前項に規定する者を除く。）が前条第二項に規定する使用料又は利子に係る所得を有する場合において、その者の法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該使用料又は利子の金額の合計額の百分の八・八に相当する金額をこえるときは、その者の法人税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。

3　前二項に規定する法人税額のうちこれらの規定に規定する所得に対応する部分の金額は、当該所得の生じた事業年度分につき、これらの規定の適用がないものとして計算した場合における法人税額に相当する金額から、当該所得が生じなかつたものとして計算した場合における法人税額に相当する金額を控除して得た金額とする。

（使用料、配当、利子等に係る法人の道府県民税又は市町村民税の税率の特例）

第六条　スウェーデンの法人に対して課する次の各号に掲げる地方税については、その課税標準である法人税額のうち前条第一項各号に掲げる所得に対応する部分の金額に係る税率は、それぞれ次の各号に掲げる税率とする。

一　道府県民税の法人税割　百分の五・四

二　市町村民税の法人税割　百分の八・一

三　都民税の法人税割　百分の十三・五

2　前項に規定するその課税標準である法人税額のうち前条第一項各号に掲げる所得に対応する部分の金額は、当該法人の法人税額のうち、当該所得に対応する部分の金額として同条第三項の規定により計算した金額から同条第一項又は第二項の規定によつて軽減された金額を控除した金額とする。

3　二以上の都道府県において事務所又は事業所を有する法人でこの条の規定の適用を受けるものが地方税法第五十七条第一項又は第三百二十一条の十三第一項の規定によりその法人税額を関係都道府県又は関係市町村に分割する場合には、当該法人税額をこの条の規定の適用がある部分の金額とその他の部分の金額とに区分して、それぞれ分割するものとする。

（地方税に関する条約第十七条の協議に係る手続）

第七条　大蔵大臣は、地方公共団体が課する租税に関し条約第十七条の協議をする場合には、あらかじめ自治大臣に協議し、その結果に基づいて、同条の協議をするものとする。

2　自治大臣は、前項の規定により大蔵大臣から協議を受けた場合には、必要に応じ、関係地方公共団体の意見をきかなければならない。

（実施規定）

第八条　第二条から前条までに定めるもののほか、条約の実施及びこの法律の適用に関し必要な事項は、大蔵省令、自治省令で定める。

附　則

1　この法律は、昭和三十九年四月十五日に署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を修正補足する議定書の効力発生の日から施行する。

2　第二条及び第三条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の属する年の翌年の一月一日以後に支払を受けるべき使用料及び利子等又は第三条に規定する配当について適用し、同日前に支払を受けるべき改正前の所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律第二条第一項又は第二項に規定する使用料、配当若しくは利子又は所得については、なお従前の例による。

3　第四条の規定は、施行日の属する年の翌年の一月一日以後に支払を受けるべき同条第一項又は第二項に規定する所得について適用する。

4　第五条の規定は、施行日の属する年の翌年の一月一日以後最初に開始する事業年度の開始の日以後に支払を受けるべき同条第一項又は第二項に規定する所得について適用する。

5　第六条の規定は、前項に規定する事業年度の開始の日以後に支払を受けるべき第五条第一項各号に掲げる所得に係る法人税額を課税標準として課する道府県民税、市町村民税及び都民税について適用する。

（大蔵・自治・内閣総理大臣署名）

法律第十号（昭四〇・三・三〇）

◎所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約（以下「条約」という。）を実施するため、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）及び法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の特例その他必要な事項を定めるものとする。

（配当、利子、使用料等に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例）

第二条　所得税法第一条第二項の規定に該当する個人又は同条第六項の規定に該当する法人で条約第二条第一項(d)に規定するカナダの居住者であるもの（以

下「カナダの居住者」という。）が支払を受ける条約第六条第一項に規定する配当、条約第七条第一項に規定する利子、条約第八条第一項に規定する使用料又は同条第四項に規定する所得で同法の施行地にその源泉があるもの（その者の同法の施行地にある条約第二条第一項(k)に規定する恒久的施設（以下「恒久的施設」という。）に帰せられるものを除く。以下「配当等」という。）に対する同法第十七条第一項、第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十五」とする。

2　前項の規定は、配当等に対し所得税を課さず、又は配当等に対する所得税額をその支払を受けるべき金額の百分の十五に相当する金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

（配当、利子、使用料等に対する申告納税に係る所得税等の軽減）

第三条　所得税法第一条第八項第一号又は法人税法第一条第四項第一号に掲げる事業を有するカナダの居住者が配当等に係る所得を有する場合において、その者の所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該配当等の合計金額の百分の十五に相当する金額をこえるときは、その者の所得税額又は法人税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。

2　カナダの居住者（前項に規定する者を除く。）が配当等のうち前条第一項に規定する利子で所得税法第一条第三項第一号に掲げる所得に該当するものに係る所得を有する場合において、その者の所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該利子の金額の百分の十五に相当する金額をこえるときは、その者の所得税額又は法人税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。

3　前二項に規定する所得税額又は法人税額のうちこれらの規定に規定する所得に対応する部分の金額は、当該所得の生じた年分又は事業年度分につき、これらの規定の適用がないものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額から、当該所得が生じなかつたものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額を控除して得た金額とする。

（実施規定）

第四条　前二条に定めるもののほか、条約の実施及びこの法律の適用に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

附　則

1　この法律は、条約の効力発生の日から施行する。

2　第二条中所得税法第十七条第一項及び第十八条第二項の規定に係る部分は、この法律の施行の日の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき配当等について、第二条中所得税法第四十一条第一項及び第二項の規定に係る部分は、同日以後に支払を受けるべき配当等でこの法律の施行の日以後に支払われるものについて適用する。

3　第三条の規定は、この法律の施行の日の属する年の一月一日（同条第一項又は第二項に規定する者が法人である場合には、当該法人の同日以後最初に開始する事業年度の開始の日）以後に支払を受けるべきこれらの規定に規定する所得について適用する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第十一号（昭四〇・三・三〇）

◎所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約（以下「条約」という。）を実施するため、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の特例その他必要な事項を定めるものとする。

（配当に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例）

第二条　所得税法第一条第二項の規定に該当する個人又は同条第六項の規定に該当する法人（同条第七項の規定により法人とみなされる社団又は財団を含む。）で条約第三条第一項(d)に規定するフランスの居住者（条約第二十九条第一項の規定により条約が適用されるフランス共和国の海外領域に係る当該居住者に相当するもの及び条約の追加議定書I第二項の規定によりフランスの居住者とみなされる者を含み、同議定書I第三項に規定する者を除く。）であるもの（以下「フランスの居住者」という。）が支払を受ける条約第十一条第一項に規定する配当で同法の施行地にその源泉があるもの（その者の同法の施行地にある条約第四条に規定する恒久的施設（以下「恒久的施設」という。）に帰せられるものを除く。）に対する同法第十七条第一項、第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十五」とする。

（利子、使用料等に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例）

第三条　フランスの居住者が支払を受ける条約第十二条第一項に規定する利子又は条約第十三条第一項若しくは第四項に規定する使用料若しくは収益で所得税法の施行地にその源泉があるもの（その者の同法の施行地にある恒久的施設に帰せられるものを除く。）に対する同法第十七条第一項、第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十」とする。

2　前項の規定は、同項に規定する利子、使用料又は収益に対し所得税を課さず、又はこれらの所得に対する所得税額をその支払を受けるべき金額の百分の十に相当する金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

（配当、利子、使用料等に対する申告納税に係る所得税の軽減）

第四条　所得税法第一条第八項第一号に掲げる事業を有するフランスの居住者である個人が次の各号に掲げる所得を有する場合において、その者の所得税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、第一号に規定する配当の金額、第二号に掲げる所得に係る収入金額及び第三号に掲げる所得の金額に当該各号に掲げる割合を乗じて計算した金額の合計額をこえるときは、その者の所得税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。

一　第二条に規定する配当に係る所得　百分の十五

二　前条第一項に規定する利子、使用料又は収益に係る所得　百分の十

三　条約第十四条第二項(C)の規定の適用を受ける収益で所得税法の施行地にその源泉があるものに係る所得（同法第九条の規定による総所得金額の計算上所得税の課税標準に含まれる部分に限る。）　百分の二十五

2　フランスの居住者である個人（前項に規定する者を除く。）が次の各号に掲げる所得を有する場合において、その者の所得税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、第一号に掲げる所得に係る収入金額及び第二号に掲げる所得の金額に当該各号に掲げる割合を乗じて計算した金額の合計額をこえるときは、その者の所得税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。

一　前条第一項に規定する使用料（その者の所得税法の施行地にある恒久的施設に帰せられるものを含まない。）で同法第一条第三項第一号に掲げる所得に該当するものに係る所得　百分の十

二　前項第三号に掲げる所得　百分の二十五

3　前二項に規定する所得税額のうちこれらの規定に規定する所得に対応する部分の金額は、当該所得の生じた年分につき、これらの規定の適用がないものとして計算した場合における所得税額に相当する金額から、当該所得が生じなかつたものとして計算した場合における所得税額に相当する金額を控除して得た金額とする。

（配当、利子、使用料等に対する法人税の軽減）

第五条　法人税法第一条第四項第一号に掲げる事業を有するフランスの居住者である法人（同条第二項の規定により法人とみなされる社団又は財団を含む。以下同じ。）が次の各号に掲げる所得を有する場合において、その者の法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、第一号に規定する配当の金額、第二号に掲げる所得に係る収入金額及び第三号に掲げる所得の金額に当該各号に掲げる割合を乗じて計算した金額の合計額をこえるときは、その者の法人税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。

一　第二条に規定する配当に係る所得　百分の十三・二

二　第三条第一項に規定する利子、使用料又は収益に係る所得　百分の八・八

三　条約第十四条第二項(C)の規定の適用を受ける収益で法人税法の施行地にその源泉があるものに係る所得　百分の二十五

2　フランスの居住者である法人（前項に規定する者を除く。）が次の各号に掲げる所得を有する場合において、その者の法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、第一号に掲げる所得に係る収入金額及び第二号に掲げる所得の金額に当該各号に掲げる割合を乗じて計算した金額の合計額をこえるときは、その者の法人税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。

一　前条第二項第一号に掲げる所得　百分の八・八

二　前項第三号に掲げる所得　百分の二十五

3　前二項に規定する法人税額のうちこれらの規定に規定する所得に対応する部分の金額は、当該所得の生じた事業年度分につき、これらの規定の適用がないものとして計算した場合における法人税額に相当する金額から、当該所得が生じなかつたものとして計算した場合における法人税額に相当する金額を控除して得た金額とする。

（配当、利子、使用料等に係る法人の道府県民税又は市町村民税の税率の特例）

第六条　フランスの居住者である法人に対して課する次の各号に掲げる地方税については、その課税標準である法人税額のうち前条第一項各号に掲げる所得に対応する部分の金額に係る税率は、それぞれ次の各号に掲げる税率とする。

一　道府県民税の法人税割　百分の五・四

二　市町村民税の法人税割　百分の八・一

三　都民税の法人税割　百分の十三・五

2　前項に規定するその課税標準である法人税額のうち前条第一項各号に掲げる所得に対応する部分の金額は、当該法人の法人税額のうち、当該所得に対応する部分の金額として同条第三項の規定により計算した金額から同条第一項又は第二項の規定によつて軽減された金額を控除した金額とする。

3　二以上の都道府県において事務所又は事業所を有する法人でこの条の規定の適用を受けるものが地方税法第五十七条第一項又は第三百二十一条の十三第一項の規定によりその法人税額を関係都道府県又は関係市町村に分割する場合には、当該法人税額をこの条の規定の適用がある部分の金額とその他の部分の金額とに区分して、それぞれ分割するものとする。

（地方税に関する条約第二十七条第二項の協議に係る手続）

第七条　大蔵大臣は、地方公共団体が課する租税に関し条約第二十七条第二項の協議をする場合には、あらかじめ自治大臣に協議し、その結果に基づいて、同項の協議をするものとする。

2　自治大臣は、前項の規定により大蔵大臣から協議を受けた場合には、必要に応じ、関係地方公共団体の意見をきかなければならない。

（実施規定）

第八条　第二条から前条までに定めるもののほか、条約の実施及びこの法律の適用に関し必要な事項は、大蔵省令、自治省令で定める。

附　則

1　この法律は、条約の効力発生の日から施行する。

2　第二条及び第三条中所得税法第十七条第一項及び第十八条第二項の規定に係る部分は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき第二条に規定する配当又は第三条第一項に規定する利子、使用料若しくは収益について、第二条及び第三条中所得税法第四十一条第一項及び第二項の規定に係る部分は、同日以後に支払を受けるべき当該配当又は利子、使用料若しくは収益で施行日以後に支払われるものについて適用する。

3　第四条の規定は、施行日の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき同条第一項又は第二項に規定する所得について適用する。

4　第五条の規定は、施行日の属する年の一月一日以後最初に開始する事業年度の開始の日以後に支払を受けるべき同条第一項又は第二項に規定する所得について適用する。

5　第六条の規定は、前項に規定する事業年度の開始の日以後に支払を受けるべき第五条第一項各号に掲げる所得に係る法人税額を課税標準として課する道府県民税、市町村民税及び都民税について適用する。

（大蔵・自治・内閣総理大臣署名）

法律第十二号（昭四〇・三・三一）

◎国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律（衆法）

国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律（昭和二十八年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「三万円」を「四万円」に改める。

附　則

この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

◆

法律第十三号（昭四〇・三・三一）

◎国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律（衆法）

国会議員の秘書の給料等に関する法律（昭和三十二年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（以下「秘書官相当額」という。）」及び「（以下「行政職相当額」という。）」を削る。

第二条中「秘書官相当額の給料月額を受ける者にあつては日額五百五十円、行政職相当額の給料月額を受ける者にあつては日額四百五十円」を「日額六百円」に改める。

第二条の二第一項本文中「秘書官相当額の給料月額を受ける者にあつては月額八千二百五十円、行政職相当額の給料月額を受ける者にあつては月額六千七百五十円」を「月額九千円」に改める。

附　則

この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

◆

法律第十四号（昭四〇・三・三一）

◎科学技術庁設置法の一部を改正する法律

科学技術庁設置法（昭和三十一年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条第四項中「内部組織」の下に「並びに支所の名称、位置及び内部組織」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　内閣総理大臣は、航空宇宙技術研究所の事務を分掌させるため、所要の地に航空宇宙技術研究所の支所を設けることができる。

第二十四条中「千八百十四人」を「千八百六十人」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

2　科学技術庁の定員は、第二十四条の規定にかかわらず、昭和四十年九月三十日までの間は、千八百六十一人とする。

（内閣総理大臣署名）

◆

法律第十五号（昭四〇・三・三一）

◎国立学校設置法等の一部を改正する法律

（国立学校設置法の一部改正）

第一条　国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表北海道大学の項中「医学部」を「医学部 薬学部」に改め、同表弘前大学の項中「文理学部 教育学部」を「人文学部 教育学部 理学部」に改め、同表中

「

東北大学	宮城県	文学部 教育学部 法学部 経済学部 理学部 医学部 工学部 農学部

」を

「

東北大学	宮城県	文学部 教育学部 法学部 経済学部 理学部 医学部 歯学部 工学部 農学部
宮城教育大学		教育学部

」に改め、同表埼玉大学の項中「文理学部 教育学部 工学部」を「教養学部 教育学部 経済学部 理工学部」に改め、同表新潟大学の項中「医学部」を「医学部 歯学部」に改め、同表静岡大学の項中「文理学部 教育学部」を「人文学部 教育学部 理学部」に改め、同表神戸大学の項中「工学部」を「工学部 農学部」に改め、同表鳥取大学の項中「医学部」を「医学部 工学部」に改め、同表島根大学の項中「教育学部」を「教育学部 農学部」に改め、同表広島大学の項中「医学部」を「医学部 歯学部」に改め、同表長崎大学の項中「薬学部」を「薬学部 工学部」に改め、同表鹿児島大学の項中「文理学部 教育学部」を「法文学部 教育学部 理学部」に改める。

第三条の二第一項中「北海道大学」を「北海道大学 室蘭工業大学」に、「東北大学」を「東北大学 秋田大学」に、「東京医科歯科大学」を「東京医科歯科大学 東京農工大学」に、「お茶の水女子大学」を「お茶の水女子大学 電気通信大学」に、「金沢大学」を「金沢大学 福井大学 山梨大学」に、「京都大学」を「京都大学 京都工芸繊維大学」に、「九州大学」を「九州大学 九州工業大学」に改める。

第三条の三第一項の表中宇都宮工業短期大学の項を削る。

第四条第一項の表中金沢大学の項の次に次のように加える。

静岡大学	電子工学研究所	静岡県	電子工学に関する学理及びその応用の研究

第七条の二の表中

「

函館工業高等専門学校 苫小牧工業高等専門学校 旭川工業高等専門学校	北海道

」を

「

函館工業高等専門学校 苫小牧工業高等専門学校 釧路工業高等専門学校 旭川工業高等専門学校	北海道

」に、

「

茨城工業高等専門学校	茨城県

」を

「
茨城工業高等専門学校	茨城県
小山工業高等専門学校	栃木県

」に、

「
群馬工業高等専門学校	群馬県

」を

「
群馬工業高等専門学校	群馬県
東京工業高等専門学校	東京都

」に、

「
富山工業高等専門学校	富山県

」を

「
富山工業高等専門学校	富山県
石川工業高等専門学校	石川県
福井工業高等専門学校	福井県

」に、

「
鈴鹿工業高等専門学校	三重県

」を

「
鈴鹿工業高等専門学校	三重県
舞鶴工業高等専門学校	京都府

」に、

「
久留米工業高等専門学校	福岡県
有明工業高等専門学校	

」を

「
久留米工業高等専門学校	福岡県
有明工業高等専門学校	
北九州工業高等専門学校	

」に改める。

（国立学校設置法の一部を改正する法律の一部改正）

第二条 国立学校設置法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第九号）の一部を次のように改正する。

附則第三項及び第四項を削る。

（国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法の一部改正）

第三条 国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法（昭和三十六年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

（大学への編入学）

第八条の二 養成所を卒業した者は、文部省令で定めるところにより、大学に編入学することができる。

附　則

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、第一条中国立学校設置法第三条第一項の表神戸大学の項及び長崎大学の項の改正規定は、昭和四十一年四月一日から施行する。

2 弘前大学、埼玉大学、静岡大学及び鹿児島大学の各文理学部は、この法律による改正後の国立学校設置法第三条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の際現に当該学部に在学する者が当該学部に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中「図書館職員養成所」を「旧図書館職員養成所」に改める。

（文部・内閣総理大臣署名）

◆

法律第十六号（昭四〇・三・三一）

◎国立養護教諭養成所設置法

（目的）

第一条 この法律は、国立養護教諭養成所の設置等について定め、もつて養護教諭の養成を図ることを目的とする。

（設置）

第二条 養護教諭の養成を行なう教育施設として、国立養護教諭養成所（以下「養成所」という。）を設置する。

2 養成所の名称及び位置は、次の表の上欄及び中欄に掲げるとおりとし、その養成所は、それぞれ同表の下欄に掲げる国立大学に附置されるものとする。

養成所の名称	位置	国立大学の名称
北海道学芸大学養護教諭養成所	北海道	北海道学芸大学
岡山大学養護教諭養成所	岡山県	岡山大学

（修業年限）

第三条 養成所の修業年限は、三年とする。

（入学資格）

第四条 養成所に入学することのできる者は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十六条第一項に規定する者とする。

（職員）

第五条 養成所に、所長を置く。

2 所長は、当該養成所が附置される国立大学の学長の命を受け、所務をつかさどり、所属職員を監督する。

3 養成所に、所長のほか、教授、助教授、助手及び事務職員を置く。

4 第一項及び前項に規定する職員のほか、養成所に、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

（授業料その他の費用の免除及び猶予）

第六条 養成所が附置される国立大学の学長（次項において「学長」という。）は、養護教諭（小学校、中学校、盲学校、聾学校及び養護学校の養護教諭に限る。以下この項において同じ。）の確保のため、養成所における授業料について、政令で定めるところにより、その一部の徴収を猶予することができ、また、当該授業料の一部の徴収を猶予された者が、養成所を卒業した後六月以内に養護教諭となり、かつ、引き続き政令で定める期間養護教諭として在職したときは、政令で定めるところにより、その者に係る猶予された授業料の一部を免除することができる。当該授業料の一部の徴収を猶予された者が養成所を卒業した後において、その者について死亡その他やむを得ない事情が生じたときも、同様とする。

2 前項に規定するもののほか、学長は、経済的理由によつて納付が困難であると認められ、かつ、学業優秀と認めるときその他やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、養成所における授業料その他の費用の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収（前項の規定により徴収を猶予された者に係る授業料にあつては、その猶予された部分を除く部分の徴収）を猶予することができる。

（大学への編入学）

第七条 養成所を卒業した者は、文部省令で定めるところにより、大学に編入学することができる。

（省令への委任）

第八条 この法律に規定するもののほか、養成所の組織、運営その他この法律の実施について必要な事項

は、文部省令で定める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

（教育公務員特例法の一部改正）

2　教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「研究又は教育に従事する者」の下に「、国立養護教諭養成所設置法（昭和四十年法律第十六号）による国立養護教諭養成所の所長、教授、助教授及び助手」を加える。

（文部省設置法の一部改正）

3　文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「国立の学校及び」を「国立学校及び」に改める。

第十六条（見出しを含む。）中「国立の学校」を「国立学校」に改め、「国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）」の下に「、国立養護教諭養成所設置法（昭和四十年法律第十六号）」を加える。

（教育職員免許法の一部改正）

4　教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二の次に次の一条を加える。

（中学校の教員の特例）

第十六条の三　国立養護教諭養成所設置法（昭和四十年法律第十六号）による国立養護教諭養成所（別表第二及び第六において「国立養護教諭養成所」という。）を卒業した者については、第五条第一項本文の規定にかかわらず、保健の教科についての中学校教諭二級普通免許状を授与することができる。

別表第二の二級普通免許状の項のイの次に次のように加える。

イの二　国立養護教諭養成所を卒業すること。			

別表第六の所要資格の項第四欄中「大学」の下に「、国立養護教諭養成所」を加え、同表の備考第二号の次に次の一号を加える。

二の二　二級普通免許状の項に掲げる基礎資格を有する者には、当分の間、これに相当する者として文部省令で定めるものを含むものとする。

（国立学校特別会計法の一部改正）

5　国立学校特別会計法（昭和三十九年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第一項に規定する国立学校」の下に「、国立養護教諭養成所設置法（昭和四十年法律第十六号）第二条第一項に規定する国立養護教諭養成所」を加える。

（大蔵・文部・内閣総理大臣署名）

法律第十七号（昭四〇・三・三一）

◎通商産業省設置法の一部を改正する法律

通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「九局」を「十局」に、「通商局」を「通商局 貿易振興局」に改め、同条第二項中「輸出振興部、国際経済部及び」を「国際経済部を、貿易振興局に」に改める。

第八条第一項第二号中「取極の実施」を「取決めの実施（通商経済上の経済協力に係るものを除く。）」に改め、同項第四号を次のように改める。

四　輸入の増進、改善及び調整を図ること。

第八条第一項第五号を削り、同項第六号中「輸出及び輸入」を「他の内部部局の所掌に係る物質以外の物資の輸出」に改め、同号を同項第五号とし、同項第六号の二を同項第六号とし、同項第七号中「総括すること。」の下に「（貿易振興局の所掌に係ることを除く。）」を加え、同項第八号中「輸出及び」を削り、同項第九号中「通商手続」を「輸入手続」に改め、同項第十号中「通商」を「通商経済上の国際協力」に、「監督を行う」を「監督（通商経済上の経済協力に係るものを除く。）を行なう」に改め、同項第十号の二から第十五号までを削り、同項第十六号を同項第十一号とし、同条第二項を次のように改める。

2　国際経済部においては、前項第六号、第七号及び第十号に掲げる事務並びに同項第二号に掲げる事務のうち多数国間の協定又は取決めに関することをつかさどる。

第八条第三項及び第四項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（貿易振興局の事務）

第八条の二　貿易振興局においては、左の事務をつかさどる。

一　輸出の増進、改善及び調整に関する事務を総括すること。

二　通商に伴う外国為替を管理すること。

三　輸出に関する税関長の指揮監督に関すること。

四　通商手続を監査し、及びその励行を図ること。（通商局の所掌に係ることを除く。）

五　輸出検査に関すること。

六　輸出保険に関すること。

七　輸出保険特別会計の経理を行なうこと。

八　デザインに関する指導及び奨励並びにその盗用の防止に関すること。

九　通商に関する団体の指導及び監督を行なうこと。（通商局の所掌に係ることを除く。）

十　条約に基づいて日本国に駐留する外国軍隊、日本国に在留する外国人等に対する物資の供給及び役務の提供に関する事務を総括すること。（防衛施設庁の所掌に係ることを除く。）

十一　通商経済上の経済協力に関する事務を総括すること。

十二　通商経済上の経済協力に関する協定又は取決めの実施に関すること。

十三　アジア経済研究所に関すること。

十四　通商産業省の所掌に係る事業に関する賠償に関すること。

十五　前各号に掲げるもののほか、通商の振興に関すること。

2　経済協力部においては、前項第十一号から第十四号までに掲げる事務及び同項第九号に掲げる事務のうち通商経済上の経済協力に関することをつかさどる。

第五十条第一項の表中「一一、二三二人」を「一一、二七二人」に、「一、三一五人」を「一、四一四人」に、「一二、七一四人」を「一二、八五三人」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

2　輸出保険法（昭和二十五年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「通商産業省通商局」を「通商産業省貿易振興局」に改める。

（通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第十八号（昭四〇・三・三一）

◎北海道開発法の一部を改正する法律

北海道開発法（昭和二十五年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「一万一千七百六十八人」を「一万一千八百四十八人」に改める。

附　則

この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

（内閣総理大臣署名）

法律第十九号（昭四〇・三・三一）

◎国立学校特別会計法の一部を改正する法律

国立学校特別会計法（昭和三十九年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

附則中第九項以下を一項ずつ繰り下げ、第八項の次に次の一項を加える。

9　この会計においては、第七条第一項の規定によるほか、当分の間、国立学校の移転が人口の過度の集中に対する対策に資することとなると認められる場合において、その移転に要する用地の取得費を支弁するため必要があり、かつ、当該移転に伴い不用となる財産の処分収入をもつて償還することができる見込みがあるときは、政令で定めるところにより、この会計の負担において、同項の借入金の例により借入金をすることができる。

附　則

この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

（大蔵・文部・内閣総理大臣署名）

法律第二十号（昭四〇・三・三一）

◎国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律の一部を改正する法律

国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（外貨債務の保証）

第二条　政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、次に掲げる法人が国際復興開発銀行等からの資金の借入契約に基づき外貨で支払わなければならない債務について、予算をもつて定める金額（法人ごとにその金額を定めることが困難であるときは、保証契約をすることができる金額の総額をもつて定めるものとし、この場合においては当該総額。次項において同じ。）の範囲内において、保証契約をすることができる。

一　日本開発銀行

二　日本輸出入銀行

三　日本国有鉄道

四　日本電信電話公社

五　日本道路公団

六　首都高速道路公団

七　電源開発株式会社

八　その他政令で定める法人

2　政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、次に掲げる法人が発行する債券又は地方債証券のうち外貨で支払われるもの（地方債証券については、政令で定めるものに限る。以下「外貨債」という。）に係る債務について、予算をもつて定める金額の範囲内において、保証契約をすることができる。

一　日本開発銀行

二　日本国有鉄道

三　日本電信電話公社

四　地方公共団体

五　前各号に掲げるもののほか、次に掲げる法人で、政令で定めるもの

イ　法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経なければならない法人

ロ　特別の法律により設立された法人（イに規定する法人を除く。）で、国、イに規定する法人及び地方公共団体以外の者の出資のないもののうち、特別の法律により債券を発行することができるもの

3　政府は、前項の規定によるほか、外貨債を失つた者に交付するため発行される外貨債に係る債務について保証契約をすることができる。

第三条の見出しを「（債券の発行等）」に改め、同条第一項中「日本開発銀行又は日本輸出入銀行は、その」を「第二条第一項各号に掲げる法人は、」に、「基き」を「基づき」に改め、「必要があるときは」の下に「、他の法律の規定による場合のほか」を加え、同条第二項中「外資に関する法律」を「第二条第一項各号に掲げる法人が、国際復興開発銀行等からの外貨資金の借入契約に基づき国際復興開発銀行等に引き渡すための債券（以下「引渡債券」という。）を発行した場合において、外資に関する法律」に、「前項の債券」を「引渡債券」に改め、同条に次の二項を加える。

3　第二条第一項各号及び第二項各号に掲げる法人は、他の法律に定めがある場合を除くほか、政令で

定める主務大臣の認可を受けて、引渡債券又は外貨債（外貨債については、その債務につき、同項又は同条第三項の規定により政府が保証契約をしたものに限る。以下この項において同じ。）の発行、償還、利子の支払その他引渡債券又は外貨債に関する事務の全部又は一部を外国の銀行、信託会社又は証券業者に委託することができる。

4　前項の主務大臣は、同項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

第三条の次に次の二条を加える。

（一般担保）

第四条　第二条第一項各号に掲げる法人の財産について、他の法律において、特定の者が民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次いで他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有することとされているときは、当該法人に対して貸付けをしている国際復興開発銀行及び第三条第一項の規定により発行する債券の債権者は、当該法人の財産について、当該特定の者と同一順位の優先権を有する。

（利子等の非課税）

第五条　第二条第一項各号に掲げる法人が発行する引渡債券のうち国際復興開発銀行からの資金の借入契約に係るもの及び同条第二項各号に掲げる法人が発行する外貨債で当該外貨債に係る債務について同項又は同条第三項の規定により政府が保証契約をしたもの（以下この条において「債券等」という。）の利子及び償還差益（その債券等の償還により受ける金額がその債券等の発行価額をこえる場合におけるその差益をいう。以下この項において同じ。）については、租税その他の公課を課さない。ただし、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第一条第一項に規定する個人、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第一条第一項第一号に掲げる法人又はこれらに準ずるものとして政令で定めるものが支払を受ける当該利子又は償還差益については、この限りでない。

2　所得税法第四十一条第二項の規定は、債券等の利子で前項ただし書に規定する政令で定めるものが支払を受けるものについては、適用しない。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

（関係法律の廃止）

2　次に掲げる法律は、廃止する。

一　国際復興開発銀行からの外資の受入について日本開発銀行、日本輸出入銀行、愛知用水公団等が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律（昭和二十八年法律第百六号）

二　大阪港及び堺港並びにその臨港地域の整備のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法（昭和三十六年法律第百十三号）

三　東京港港湾区域における土地造成事業等のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法（昭和三十八年法律第三十六号）

（関係法律の一部改正）

3　日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第四十二条の二第一項ただし書中「鉄道債券」の下に「及び政令で定めるところにより、外貨鉄道債券（外国通貨をもつて表示する鉄道債券をいう。以下同じ。）を失つた者からの請求によりその者に交付するためにする外貨鉄道債券」を加え、同条第二項中「鉄道債券」の下に「（同項ただし書の政令で定めるところにより、外貨鉄道債券を失つた者からの

請求によりその者に交付するために発行する外貨鉄道債券を除く。）」を加え、同条中第九項を削り、第十項を第九項とし、第十一条を第十項とする。

4　公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第二号中「発行」の下に「（外国通貨をもつて支払われる北海道東北開発債券、公営企業債券又は中小企業債券を失つた者からの請求によりその者に交付するためにするこれらの債券の発行を除く。）」を加える。

5　日本開発銀行法（昭和二十六年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の三及び第三十七条の四を削る。

6　日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第六十二条第五項中「及び公社に対して資金の貸付けをしている国際復興開発銀行」を削り、同条中第八項を削り、第九項を第八項とし、第十項を第九項とし、第十一項を第十項とし、第十二項から第十四項までを削り、第十五項を第十一項とする。

7　電源開発促進法（昭和二十七年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の見出し中「特例等」を「特例」に改め、同条第二項を削る。

第二十五条第一項中「及び会社に対して資金の貸付けをしている国際復興開発銀行」を削る。

第二十七条中「外貨で支払わなければならない債務」の下に「（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）」を加える。

第三十九条第二号中「第二十四条第一項ただし書」を「第二十四条ただし書」に改める。

8　国際電信電話株式会社法（昭和二十七年法律第三百一号）の一部を次のように改正する。

第八条中「債務」の下に「（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）」を加える。

9　鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律（昭和二十八年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

本則中「電信電話債券に係る債務」の下に「（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号。以下「特別措置法」という。）第二条第二項又は第三項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）」を、「外貨をもつて支払われるものに係る債務」の下に「（特別措置法第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）」を加える。

10　中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の三中「債券」の下に「（外国通貨をもつて支払われる債券を除く。）」を加える。

11　日本航空株式会社法（昭和二十八年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第九条中「債務」の下に「（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）」を加える。

12　日本住宅公団法（昭和三十年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第五十一条中「宅地債券に係る債務」の下に「並

びに国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務」を加える。

13　愛知用水公団法（昭和三十年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第三項中「債務」の下に「（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第二項又は第三項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）」を加える。

14　石油資源開発株式会社法（昭和三十年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二中「債務」の下に「（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）」を加える。

15　日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第四項中「及び公団に対して資金の貸付をしている国際復興開発銀行」を削り、同条中第九項を削り、第十項を第九項とする。

第二十八条第一項中「（次項の規定により保証することができる債務を除く。）」を「（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）」に改め、同条第二項を削る。

16　北海道東北開発公庫法（昭和三十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二十八条中「債券」の下に「（外国通貨をもつて支払われる債券を除く。）」を加える。

17　公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第二十六条中「債券」の下に「（外国通貨をもつて支払われる債券を除く。）」を加える。

18　航空機工業振興法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条の二中「債務」の下に「（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）」を加える。

19　首都高速道路公団法（昭和三十四年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第四項中「及び公団に対して資金の貸付けをしている国際復興開発銀行」を削り、同条中第九項を削り、第十項を第九項とする。

第三十八条の二第一項中「（次項の規定により保証することができる債務を除く。）」を「（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）」に改め、同条第二項を削る。

20　畜産物の価格安定等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第四項中「債務」の下に「（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）」を加える。

21　水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第四十一条中「債務」の下に「（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）」を加える。

22　阪神高速道路公団法（昭和三十七年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三十八条中「債務」の下に「（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）」を加える。

（関係法律の廃止又は改正に伴う経過措置）

23　愛知用水公団がこの法律の施行前に愛知用水公団法（昭和三十年法律第百四十一号）第三十四条第二項の規定により国際復興開発銀行と締結した外貨資金の借入契約に基づき同法第三十五条第一項の規定により発行する債券及び農地開発機械公団がこの法律の施行前に農地開発機械公団法（昭和三十年法律第百四十二号）第二十四条第二項の規定により国際復興開発銀行と締結した外貨資金の借入契約に基づき同法第二十五条第一項の規定により発行する債券については、これらの債券を国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第五条第一項に規定する引渡債券とみなして、同条の規定を適用する。

24　この法律の施行前に発行された旧大阪港及び堺港並びにその臨港地域の整備のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法第二条又は旧東京港港湾区域における土地造成事業等のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法第二条に規定する地方債証券、附則第五項による改正前の日本開発銀行法第三十七条の四に規定する外貨債券並びに附則第六項による改正前の日本電信電話公社法第六十二条第十二項及び第十三項に規定する外貨電信電話債券に係るこれらの規定に規定する利子又は差益については、これらの規定は、なおその効力を有する。

25　この法律の施行前に、旧大阪港及び堺港並びにその臨港地域の整備のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法第一条、旧東京港港湾区域における土地造成事業等のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法第一条又はこの附則による改正前の日本開発銀行法第三十七条の三、日本電信電話公社法第六十二条第八項、鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律、日本道路公団法第二十八条第二項、首都高速道路公団法第三十八条の二第二項若しくは電源開発促進法第二十七条の規定により政府がした保証契約については、これらの規定は、なおその効力を有する。

（内閣総理・大蔵・農林・通商産業・運輸・郵政・建設・自治大臣署名）

法律第二十一号（昭四〇・三・三一）

◎航空機工業振興法の一部を改正する法律

航空機工業振興法（昭和三十三年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第二十三条ただし書中「二倍」を「十倍」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第二十二号（昭四〇・三・三一）

◎競馬法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（衆法）

競馬法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

附則第七条中「昭和四十年三月三十一日」を「昭和四十三年三月三十一日」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（農林・自治・内閣総理大臣署名）

法律第二十三号（昭四〇・三・三一）

◎港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律

港湾整備緊急措置法（昭和三十六年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「昭和三十六年度」を「昭和四十年度」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

（港湾整備特別会計法の一部改正）

2　港湾整備特別会計法（昭和三十六年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則中第十四項を第十五項とし、第十三項を第十四項とし、第十二項を第十三項とし、第十一項の次に次の一項を加える。

12　港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第二十三号）による改正前の港湾整備緊急措置法第三条に規定する港湾整備五箇年計画に係る港湾整備事業で国が施行したもの（昭和三十九年度以前の年度のこの会計の予算で昭和四十年度以後の年度に繰り越したものにより国が施行する港湾整備事業を含む。）は、第一条第一項に規定する港湾整備事業で国が施行するものに含まれるものとする。

（内閣総理・大蔵・運輸大臣署名）

法律第二十四号（昭四〇・三・三一）

◎法務省設置法の一部を改正する法律

法務省設置法（昭和二十二年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条の十七の表中「四五、六九七人」を「四五、七九五人」に、「四七、七二二人」を「四七、八二〇人」に改める。

別表三旭川地方法務局の項中「中富良野村」を「中富良野町」に、「山部村」を「山部町」に改める。

別表五中「

鈴蘭台学園	神戸市

」を「

播磨少年院	加古川市

」に、「

盛岡少年院	盛岡市

」を「

盛岡少年院	盛　岡　市
青森少年院	青森県東津軽郡平内町

」に、「

紫明女子学院	歌志内市

」を「

紫明女子学院	歌志内市
帯広少年院	帯　広　市

」に改める。

附　則

この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、別表三の改正規定は公布の日から、別表五の改正規定は公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（法務・内閣総理大臣署名）

法律第二十五号（昭四〇・三・三一）

◎文部省設置法の一部を改正する法律

文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条の二」を「第二十七条」に改める。

第五条第一項第十五号中「及び国民体育館」を削り、同項第十七号の二を削る。

第十条第一号中「国立西洋美術館」の下に「、国立社会教育研修所」を加える。

第十条の二第五号を次のように改める。

五　削除

第十二条第一項第三号の二を削る。

第十三条第一項第四号中「並びに第二十七条の二に掲げる学校法人紛争調停委員」を削る。

第十四条中「、第二十七条及び第二十七条の二」を「及び第二十七条」に、「国立西洋美術館」を「国立西洋美術館、国立社会教育研修所」に改める。

第十五条第一項中「国立西洋美術館」の下に「、国立社会教育研修所」を加える。

第二十条の二の次に次の一条を加える。

（国立社会教育研修所）

第二十条の三　国立社会教育研修所は、社会教育関係職員、社会教育に関する団体の指導者その他社会教育の関係者に対し、社会教育に関する専門的、技術的な研修を行なう機関とする。

2　国立社会教育研修所は、東京都に置く。

3　国立社会教育研修所の内部組織は、文部省令で定める。

第二十七条第一項の表私立大学審議会の項及び高等専門学校審議会の項中「及び学校法人紛争の調停等に関する法律（昭和三十七年法律第七十号）」を削り、同表中教科用図書検定調査審議会の項の次に次のように加える。

臨時私立学校振興方策調査会	文部大臣の諮問に応じて私立学校の振興の方策に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関する事項を文部大臣に建議すること。

第二十七条の二を削る。

第三十一条の表中「八九、八〇〇人」を「九三、六〇九人」に、「八七、五二六人」を「九一、二七六人」に、「五四四人」を「五三九人」に、「九〇、三四四人」を「九四、一四八人」に改める。

附則に次の一項を加える。

11　第二十七条第一項の表に掲げる審議会等のうち、臨時私立学校振興方策調査会は、昭和四十年四月一日から昭和四十二年六月三十日まで置かれるものとする。

附　則

1　この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、第五条第一項第十五号、第十条第一号及び第十条の二第五号の改正規定、第十四条の改正規定（第二十七条の二に係る部分を除く。）、第十五条第一項の改正規定並びに第二十条の二の次に一条を加える改正規定は、昭和四十年七月一日から施行する。

2　文部省本省の定員は、改正後の文部省設置法第三十一条の規定にかかわらず、昭和四十年六月三十日までの間は、「九三、六一三人」とし、同年七月一日から同年九月三十日までの間は、「九三、六一〇人」とする。

（文部・内閣総理大臣署名）

法律第二十六号（昭四〇・三・三一）

◎労働省設置法の一部を改正する法律

労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三款の二　職業安定事務所（第十七条の三）」を削る。

第五条第二項中「労災補償部」を「労災防止対策部、労災補償部」に改める。

第八条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「及び第六号の二に掲げる事務（労働災害防止規程に係るものを除く。）」を「に掲げる事務、同項第六号の二に掲げる事務のうち労働福祉事業団の監督に関するもの」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　労災防止対策部は、前項第二号及び第三号に掲げる事務、同項第六号の二に掲げる事務のうち中央労働災害防止協会及び労働災害防止協会の監督に関するもの、同項第六号の三及び第十号に掲げる事務並びに同項第十一号に掲げる事務のうちじん肺法及び労働災害防止団体等に関する法律の施行に関するものをつかさどる。

第十四条中「職業安定事務所」を削る。

第二章第三節第三款の二を削る。

第二十二条の表中「二四、七八六人」を「二五、〇九六人」に、「二五、〇〇三人」を「二五、三一三人」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、職業安定事務所に係る改正規定は、昭和四十一年三月一日から施行する。

（炭鉱離職者臨時措置法の一部改正）

2　炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法律第百九十九号）の一部を次のように改正する。

第四十一条中「職業安定事務所、」を削る。

（雇用促進事業団法の一部改正）

3　雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項及び第二項中「職業安定事務所、」を削る。

（労働・内閣総理大臣署名）

法律第二十七号（昭四〇・三・三一）

◎裁判所法の一部を改正する法律

裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第六十条の二を削り、第六十条の三を第六十条の二とし、第六十条の四を第六十条の三とする。

第六十五条中「、裁判所書記官補」を削る。

附則に次の四項を加える。

昭和四十一年八月三十一日までの間、最高裁判所に最高裁判所庁舎新営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

審議会は、最高裁判所の諮問に応じて、最高裁判所の庁舎の新営に関する重要事項を調査審議する。

審議会の委員は、国会議員、関係機関の職員及び学識経験のある者の中から、最高裁判所が任命する。

前三項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、最高裁判所が定める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、裁判所法附則の改正規定は、同年九月一日から施行する。

（検察審査会法の一部改正）

2　検察審査会法（昭和二十三年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第六号中「、裁判所書記官補」を削る。

（裁判所法等の一部を改正する法律の一部改正）

3　裁判所法等の一部を改正する法律（昭和二十四年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第三項を削り、附則第四項を附則第三項とする。

（司法書士法の一部改正）

4　司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「、裁判所書記官補」を削る。

附則第三項中「裁判所書記の在職年数は、裁判所書記官補の」を「裁判所書記官又は裁判所書記の在職年数は、裁判所事務官の」に改める。

（裁判所職員定員法の一部改正）

5　裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

（法務・内閣総理大臣署名）

法律第二十八号（昭四〇・三・三一）

◎裁判所職員定員法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「七一五人」を「七三一人」に改める。

附　則

この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

（法務・内閣総理大臣署名）

法律第二十九号（昭四〇・三・三一）

◎住宅金融公庫法の一部を改正する法律

住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第九条中「五人以内」を「六人以内」に改める。

第十七条第一項第三号中「会社その他の法人」を「者（地方公共団体を除く。）」に改め、同項第四号中「会社その他の法人並びにこれらの事業を行う地方公共団体」を「者」に改め、同条第四項後段を次のように改める。

この場合においては、次に掲げる資金をあわせて貸し付けることができる。

一　当該土地の造成とあわせて居住者の利便に供する施設の用に供する土地を造成することが適当であるときは、当該施設の用に供する土地の取得及び造成又はこれらの土地の造成に必要な資金

二　当該事業が新住宅市街地開発事業又はこれに準ずる政令で定める事業であるときは、当該事業により建設される学校施設で政令で定めるもの（以下「学校施設」という。）の建設に必要な資金

第十七条第五項中「改修」を「改良」に改め、同条第十一項第一号中「災害復興住宅、」を「学校施設、災害復興住宅、」に改め、同項第四号中「改修中」を「改良中」に、「災害復興住宅」を「学校施設、災害復興住宅」に、「改修工事」を「改良工事」に改める。

第十八条中「改修」を「改良」に改める。

第十九条を削り、第十九条の二を第十九条とする。

第二十条第一項の表中「建設費が」を「購入の場合にあつては購入価額とし、建設費又は購入価額が」に改め、同条第二項中「第十七条第一項第二号から第四号までの規定に該当する者で土地を所有するもの」を「土地又は借地権を有する者」に、「同条第一項」を「第十七条第一項」に、「土地の取得」を「土地又は借地権の取得」に改め、同条第三項中「又は」を「若しくは」に、「の九割」を「又は学校施設の建設費の九割」に改め、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「中高層耐火建築物等」を「学校施設又は中高層耐火建築物等」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6　第十七条第一項第三号又は第四号の規定に該当する者が同項の規定による貸付けを受けて建設する住宅その他の住宅で政令で定めるもの（以下この項において「公庫の貸付金に係る賃貸住宅等」という。）が中高層耐火建築物等内にある場合においては、当該中高層耐火建築物等内の住宅部分以外の部分のうち、公庫の貸付金に係る賃貸住宅等の床面積（同条第十項に規定する防災建築物にあつては、公庫の貸付金に係る賃貸住宅等の床面積に政令で定める率を乗じて得た面積。以下この項において同じ。）と等しい床面積の部分（住宅部分以外の部分の床面積が公庫の貸付金に係る賃貸住宅等の床面積に満たないときは、その住宅部分以外の部分）に係る同条第十項の規定による貸付金の金額の限度は、前項の規定にかかわらず、当該部分の建設費の八割に相当する金額とする。

7　土地又は借地権を有する者が当該土地に中高層耐火建築物等でその全部が住宅であるものを建設する場合において、当該中高層耐火建築物等内の自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸し、又は譲渡する部分の建設について第十七条第十項の規定による貸付けを受けるときは、その貸付金の金額の限度は、第五項の規定にかかわらず、第二項の例によ

る。当該中高層耐火建築物等内の当該土地又は借地権を有する者が自ら居住するため必要な部分についても、同様とする。

第二十一条の三第三項ただし書中「第七号に該当する場合においては、当該住宅」の下に「、学校施設」を加え、同項第七号中「災害復興住宅」を「学校施設、災害復興住宅」に改める。

第二十三条第一項中「災害復興住宅、」を「学校施設、災害復興住宅、」に、「改修中」を「改良中」に、「改修工事」を「改良工事」に改める。

第二十四条第二項中「災害復興住宅」を「学校施設、災害復興住宅」に、「改修」を「改良」に改める。

第三十四条第二項中「改修」を「改良」に、「災害復興住宅」を「学校施設、災害復興住宅」に改める。

第三十五条第三項に後段として次のように加える。

その者が第二十条第七項の規定による限度において貸付けを受けた者であるときは、賃借人の資格及び選定方法に関しても、同様とする。

第三十五条の二第一項中「土地を住宅又は同項後段」を「土地又は学校施設を住宅若しくは同項第一号」に改め、「土地を必要とする者」の下に「又は学校施設を必要とする者」を加え、同条第三項中「造成」の下に「若しくは学校施設の建設」を、「住宅、」の下に「学校施設、」を加え、同条第四項に後段として次のように加える。

その者が第二十条第七項の規定による限度において貸付けを受けた者であるときは、譲受人の資格及び選定方法に関しても、同様とする。

第四十六条第一項各号列記以外の部分中「会社その他の法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者」を「その違反行為をした会社その他の法人の代表者若しくは人又は会社その他の法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者」に改め、同項第三号及び第四号中「住宅」の下に「、学校施設」を加え、同条第二項中「、代理人」を「又は法人若しくは人の代理人」に改め、「その法人」の下に「又は人」を加える。

第四十八条の二中「役員又は職員」を「代表者若しくは人又は会社その他の法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者」に改める。

第四十九条第四号を削り、同条第五号中「第六項」を「第八項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号中「第八項」を「第十項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第七号及び第八号を一号ずつ繰り上げる。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

（産業労働者住宅資金融通法の一部改正）

2　産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項を削る。

第九条第一項の表中「公庫法第二条第四号」を「住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号。以下「公庫法」という。）第二条第四号」に改め、同条第二項中「第六項」を「第八項」に、「第七項及び第八項」を「第九項及び第十項」に改める。

第十七条第二号を削り、同条第三号中「第六項」を「第八項」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「第八項」を「第十項」に改め、同号を同条第三号とする。

（北海道防寒住宅建設等促進法の一部改正）

3　北海道防寒住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「であつて」を「であり、かつ」に、「であり、且つ、同法第十九条（貸付をすることができる住宅）に規定する住宅でなければならない。ただし、耐火構造の住宅及び簡易耐火構造の住宅以外の住宅の床面積を増加するための建設に係る場合においては、耐火構造の住宅又は簡易耐火構造の住宅であることを要しない。」を「でなければならない。」に改め、同条第二項の表中

「防寒住宅であつて、且つ、耐火構造の住宅及び簡易耐火構造の住宅以外の住宅である住宅の建設並びにこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費又は土地若しくは借地権の価額の八割に相当する金額	年五分五厘	十八年以内」

を削り、同条第五項中「第六項」を「第八項」に、「第七項及び第八項」を「第九項及び第十項」に改める。

第九条第一項中「であつて、融通法第七条第三項において準用する公庫法第十九条に規定する住宅」を削り、同条第二項中「第一項又は第二項」を削り、同条第四項中「第六項」を「第八項」に、「第七項及び第八項」を「第九項及び第十項」に改める。

（経過規定）

4　住宅金融公庫の貸付金額の限度並びに利率及び償還期間に関しては、この法律による改正後の規定は、住宅金融公庫が昭和四十年四月一日以降に資金の貸付けの申込みを受理したものから適用するものとし、住宅金融公庫が同日前に資金の貸付けの申込みを受理したものについては、なお、従前の例による。

5　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

（大蔵・建設・内閣総理大臣署名）

法律第三十号（昭四〇・三・三一）

◎関税定率法等の一部を改正する法律

（関税定率法の一部改正）

第一条　関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「、「船用品」又は「機用品」」及び「、第九号又は第十号」を削る。

第四条第四項中「第十条」を「第十条第一項」に改める。

第十条の見出しを「（変質、損傷等の場合の減税又はもどし税）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　輸入の許可を受けた貨物が、輸入の許可後引き続き、保税地域又は関税法第三十条第二号（許可を受けて保税地域外に置く外国貨物）の規定により税関長が指定した場所に置かれている間に、災害その他やむを得ない理由により滅失し、又は変質し、若しくは損傷した場合においては、政令で定めるところにより、その関税の全部又は一部を払いもどすことができる。

第十四条に次の一号を加える。

十六　身体障害者用に特に製作された器具その他これに類する物品で政令で定めるもの

第十五条第一項第一号中「（新規の発明に係るもの又は本邦において製作することが困難と認められるものに限る。）」の下に「若しくは教育用のフィルム（撮影済みのものに限る。）、スライド、レコード、テープ（録音済みのものに限る。）その他これらに類する物品」を加え、同項中第六号及び第七号を次のように改める。

六及び七　削除

第十五条第二項及び第十六条第二項中「第十条」を「第十条第一項」に改める。

第十九条第一項中「、その輸入の許可の日から二年（第三項の規定により製造されたものについては、一年以内において税関長が指定する期間）以内に」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、関税の軽減又は免除は、当該製品の輸出が、当該原料品の輸入の許可の日から二年（第三項の規定により製造されたものについては、一年以内において税関長が指定する期間）以内にされることを要件とする。

別表第三一〇二号中

「三	カルシウムシアナミド	
	㈠　当該年度における国内需要見込数量から国内供給見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	無税
	㈡　その他のもの	一五%」

を

「三　カルシウムシアナミド　無税」に改め、同表第八七〇九号の税率の欄中「三〇%」を「一〇%」に改める。

（関税法の一部改正）

第二条　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第五号中「第六十三条第一項（保税運送）又は」を「第二十三条第一項（船用品又は機用品の積込み）の規定により積込みの承認を受けて保税地域から引き取られた船用品若しくは機用品で、その指定された積込みの期間内に船舶若しくは航空機に積み込まれないもの又は第六十三条第一項（保税運送）若しくは」に、「運送が」を「積込み又は運送が」に改める。

第十一条中「第四十五条第一項」を「第二十三条第六項（船用品又は機用品についての関税の徴収）、第四十五条第一項」に改める。

第二十三条の見出し中「積込」を「積込み等」に改め、同条第一項を次のように改める。

外国から本邦に到着した外国貨物である船用品又は機用品は、保税地域から本邦と外国との間を往来する船舶（これに準ずる遠洋漁業船その他の船舶で政令で定めるものを含む。）又は航空機に積み込む場合に限り、外国貨物のまま積み込むことができる。この場合においては、当該船用品又は機用品を積み込もうとする者は、政令で定めるところにより、税関（税関が設置されていない場所においては税関職員。以下本条において同じ。）に申告し、その承認を受けなければならない。

第二十三条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　内国貨物である船用品又は機用品を本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機に積み込もうとする者は、政令で定めるところにより、税関に申告し、その承認を受けなければならない。ただし、

遭難その他やむを得ない事故により不開港に入港し、その船用品又は機用品を積み込むことについて緊急な必要がある場合において、税関職員がいないときは、警察官にあらかじめその旨を届け出なければならない。

第二十三条に次の三項を加える。

4　税関は、第一項の承認をする場合においては、相当と認められる積込みの期間を指定しなければならない。この場合において、その指定後災害その他やむを得ない理由により必要があると認めるときは、税関は、その指定した期間を延長することができる。

5　第一項の承認を受けた者は、当該承認に係る船用品又は機用品の積込みを終えたときは、政令で定めるところにより、直ちにその事実を証する書類を税関に提出しなければならない。

6　第一項の承認を受けた船用品又は機用品が第四項の規定により指定された期間内に当該承認に係る船舶又は航空機に積み込まれなかつたときは、当該承認を受けた者から、直ちにその関税を徴収する。ただし、当該船用品又は機用品が保税地域に入れられた場合、災害その他やむを得ない理由により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合は、この限りでない。

第二十六条中「、第二十三条第一項（船用品又は機用品の積込）」を削る。

第七十一条の見出し中「表示」を「表示等」に改め、同条第一項中「直接又は間接に偽つた表示」を「直接若しくは間接に偽つた表示又は誤認を生じさせる表示」に改め、同条第二項中「原産地の表示に偽り」を「原産地について偽つた表示又は誤認を生じさせる表示」に改める。

第七十六条第一項中「表示」を「表示等」に改める。

第七十八条の見出し中「表示」を「表示等」に改め、同条第一項中「直接又は間接に偽つた表示」を「直接若しくは間接に偽つた表示又は誤認を生じさせる表示」に改める。

第八十四条第四項中「表示が」を「表示等が」に、「原産地を偽つた表示」を「原産地について偽つた表示又は誤認を生じさせる表示」に改める。

第八十七条の見出し中「表示」を「表示等」に改め、同条第一項中「表示が」を「表示等が」に、「原産地を偽つた表示」を「原産地について偽つた表示又は誤認を生じさせる表示」に改める。

第九十七条第一項中「第二十三条第一項」を「第二十三条第二項」に改める。

第百五条第一項第五号中「（輸出貨物の製造用原料品の減税又は免税）」を「（輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又はもどし税）」に改め、「免除を受けた貨物」の下に「若しくは同項の規定による関税の払いもどしに係る貨物」を加え、「その製品」を「これらの製品」に改める。

第百十四条第三号中「、第二十三条第一項（船用品又は機用品の積込）」を削り、同条第四号中「第十九条（執務時間外の貨物の積卸）」の下に「、第二十三条第一項、第二項若しくは第五項（船用品又は機用品の積込み等）」を加える。

別表第一中「兵庫　姫路」を「兵庫　姫路　兵庫　相生」に、「大分　佐賀関」を「大分　大分　大分　佐賀関」に改める。

（関税暫定措置法の一部改正）

第三条　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条から第五条までの規定中「昭和四十年三月三十一日」を「昭和四十一年三月三十一日」に改め、第六条中「関税定率法別表第二七一〇号に掲げる重油（以下「重油」という。）のうち、温度十五度における比重が〇・八七五七をこえ、〇・九〇三七以下のもの（温度十五度における比重が〇・九〇三七をこえ、〇・九二七三以下のもので、温度五十度における動粘度が十五・六センチストークス以下のものを含むものとし、引火点が温度百三十度をこえるこれらのものを除く。）で」を「重油（関税定率法別表第二七一〇号の一の(四)に掲げる重油のうち、温度十五度における比重が〇・九〇三七以下のもの及び温度十五度における比重が〇・九〇三七をこえ、〇・九二七三以下で温度五十度における動粘度が十五・六センチストークス以下のもの並びに同号の一の(六)に掲げる石油のうち温度十五度における比重が〇・八五をこえるものに限るものとし、引火点が温度百三十度をこえるこれらのものを除く。）のうち」に、「昭和四十年三月三十一日」を「昭和四十一年三月三十一日」に改める。

第七条の見出し中「免税」の下に「及び肥料製造用揮発油に係る関税の還付」を加え、同条第一項中「昭和四十年三月三十一日」を「昭和四十一年三月三十一日」に改め、同条に次の二項を加える。

5　アンモニア系窒素肥料の製造者が、関税納付済みの原油又は関税定率法別表第二七一〇号に掲げる粗油（以下「関税納付済み原油等」という。）から本邦において製造された同号に掲げる揮発油を税関長の承認を受けた製造工場で昭和四十一年三月三十一日までにアンモニア系窒素肥料の原料として使用した場合には、政令で定めるところにより、その原料として使用した揮発油につき政令で定める率により算出した金額に相当する関税を、当該製造者が当該揮発油の原料となつた関税納付済み原油等につき納付したものとみなして、これをその者に還付する。

6　前項の規定による還付を受けようとする者は、同項の用途に使用した揮発油について、月中の使用数量その他政令で定める事項を記載した届出書を、その使用した月の翌月十五日までに、同項の製造工場を所轄する税関に提出して、当該事項につき確認を受けなければならない。

第七条の二及び第七条の三中「昭和四十年三月三十一日」を「昭和四十一年三月三十一日」に改める。

第七条の四第一項中「関税納付済みの原油又は関税定率法別表第二七一〇号に掲げる粗油（以下「関税納付済み原油等」という。）」を「関税納付済み原油等」に、「同号」を「関税定率法別表第二七一〇号」に、「昭和四十年三月三十一日」を「昭和四十一年三月三十一日」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　第七条第六項の規定は、前項の規定により還付を受けようとする者について準用する。

第七条の五第一項中「関税納付済み原油等から本邦において製造された重油」を「関税定率法別表第二七一〇号に掲げる重油（以下「重油」という。）のうち関税納付済み原油等から本邦において製造されたもの」に、「昭和四十年三月三十一日」を「昭和四十一年三月三十一日」に改め、同条第三項中「前条第二項」を「第七条第六項」に改める。

第七条の六第一項中「昭和四十年三月三十一日」を「昭和四十一年三月三十一日」に、「昭和三十九年四月一日」を「昭和四十年四月一日」に、「昭和三十九年度」を「昭和四十年度」に改め、同条第三項中「昭和三十九年度」を「昭和四十年度」に改め、同条第四項中「第七条の四第二項」を「第七条第六項」に改め、同条第五項及び第六項中「昭和三十九年度」を「昭和四十年度」に改める。

第七条の七第一項中「昭和三十九年度」を「昭和四十年度」に改める。

第七条の八の見出しを「（製造用原料品の減税又は免税）」に改め、同条第一項を次のように改める。

次の各号に掲げる製造用原料品で昭和四十年三月三十一日（第二号に掲げる製造用原料品については、昭和四十一年三月三十一日）までに輸入され、その輸入の許可の日から一年以内において税関長の指定する期間内に、税関長の承認を受けた製造工場で当該各号に掲げる製造が終了するものについては、政令で定めるところにより、その関税を軽減し、又は免除する。

一　農薬用ブラストサイジン・エスの製造又は有機界面活性剤のうちしよ糖脂肪酸エステルの製造に使用するための関税定率法別表第一七〇一号の二の(一)に掲げる砂糖

二　人造黒鉛電極（棒状のもので直径が七十ミリメートル以上のものに限る。）及びその継手の製造に使用するための関税定率法別表第二七一四号に掲げる石油コークス（揮発成分の含有量が全重量の百分の三に満たないものに限る。）

第七条の八第二項中「軽減する」を「軽減し、又は免除する」に改め、同条第三項中「粗糖」を「製造用原料品」に、「軽減した」を「軽減し、又は免除した」に改める。

第七条の九中「昭和四十年三月三十一日」を「昭和四十一年三月三十一日」に改める。

第九条中「関税の軽減」の下に「若しくは免除」を加える。

第十条第一項中「第十条」を「第十条第一項」に改め、同項第二号中「軽減」の下に「又は免除」を加える。

第十一条第一項中「第七条の四」を「第七条第五項、第七条の四」に、「軽減した」を「軽減し、若しくは免除した」に改める。

第十二条第一項中「行為により」の下に「第七条第五項、」を加える。

別表第〇四〇二号から第〇四〇四号まで、第〇七〇五号、第〇八〇一号、第〇九〇一号、第一〇〇一号及び第一〇〇三号の適用期限の欄中「昭和四〇年三月三一日」を「昭和四一年三月三一日」に改め、同号の次に次のように加える。

一〇〇五	とうもろこし（関税定率法第一三条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）		
	(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	一〇%	昭和四二年三月三一日
	(2) その他のもの	二五%	昭和四二年三月三一日

同表第一〇〇六号及び第一二〇一号の適用期限の欄中「昭和四〇年三月三一日」を「昭和四一年三月三一日」に改め、同表第一五〇七号を次のように改める。

一五〇七	植物性油脂		
	一　大豆油	二〇%	昭和四一年三月三一日までにおいて政令で定める日
	二　落花生油	二〇%	昭和四一年三月三一日

			までにおいて政令で定める日
	三　菜種油及びからし種油	一五%	昭和四一年三月三一日までにおいて政令で定める日
	五　綿実油	一キログラムにつき二〇円五〇銭	昭和四一年三月三一日

同表第一五一六号及び第二〇〇六号の適用期限の欄中「昭和四〇年三月三一日」を「昭和四一年三月三一日」に改め、同表第二五〇四号及び第二五〇五号を次のように改める。

二五〇四	黒鉛（天然のものに限る。）		
	二　その他のもののうち粉状のもの		
	(1)　課税価格が一キログラムにつき四五円以下のもの	一〇%	昭和四一年三月三一日
	(2)　課税価格が一キログラムにつき四五円をこえ、四九円五〇銭以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と四九円五〇銭との差額	昭和四一年三月三一日
二五〇五	砂（着色したものを含み、天然のものに限るものとし、金属鉱を除く。）		
	一　けい砂		
	(1)　当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	無税	昭和四一年三月三一日
	(2)　その他のもの	一〇%	昭和四一年三月三一日

同表第二五一三号の税率の欄中「一〇円」を「八円」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和四〇年三月三一日」を「昭和四一年三月三一日」に改める。

同表第二五一九号の適用期限の欄中「昭和四〇年三月三一日」を「昭和四一年三月三一日」に改め、同表第二五二〇号を次のように改める。

二五二〇	石膏（無水のもの及び焼いたものを含む。）及びこれをもととしたプラスター（着色したものを含むものとし、歯科用に調製したものを除く。）		
	一　石膏		
	(一)　焼いてないもの		
	(1)　当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	無税	昭和四一年三月三一日
	(2)　その他のもの	一〇%	昭和四一年三月三一日

同表第二五二四号の適用期限の欄中「昭和四〇年三月三一日」を「昭和四一年三月三一日」に改め、同表第二六〇一号を次のように改める。

二六〇一	金属鉱（精鉱を含むものとし、硫化鉄鉱にあつては、焼いたものに限る。）		
	四　マンガン鉱		
	(1)　当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	無税	昭和四一年三月三一日
	(2)　その他のもの		
	イ　マンガンの含有量が乾燥状態において全重量の三九%をこえるもの	一二・五%	昭和四一年三月三一日
	ロ　その他のもの	乾燥重量一トンにつき二、四〇〇円	昭和四一年三月三一日
	七　アンチモン鉱		
	(1)　当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	無税	昭和四一年三月三一日
	(2)　その他のもの	七%	昭和四一年三月三一日

同表第二六〇一号の次に次のように加える。

二七〇四	コークス及び半成コークス（石炭、亜炭又はでい炭から製造したものに限る。）	無税	昭和四一年三月三一日

同表第二七〇九号の適用期限の欄中「昭和四〇年三月三一日」を「昭和四二年三月三一日」に改め、同表第二七一〇号を次のように改める。

二七一〇	石油（原油を除く。）及び石油製品（石油の含有量が水分を除いた全重量の七〇%以上の製品に限るものとし、他の号に掲げるものを除く。）		
	一　石油（第三八一四号に掲げる石油添加剤以外の物品を加えたもので、その物品の重量が水分を除いた全重量の五%に満たないものを含む。）		
	(一)　揮発油		
	ロ　その他のもののうち政令で定める石油化学製品製造用のもの	一キロリットルにつき二五〇円	昭和四一年三月三一日
	(四)　重油及び粗油		
	イ　温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの		
	(1)　製油の原料として使用されるもの（これらの物品を原料とする製油が関税法第五六条（保税工場の許可）に規定する保税作業により行なわれた場合の製品で、同法第四条第二号（原料課税）の税関長の承認を受けたものを含む。以下この号において同じ。）	一キロリットルにつき六四〇円	昭和四二年三月三一日
	(2)　その他のもの	一キロリットルにつき九五五円	昭和四二年三月三一日

	ロ　温度一五度における比重が〇・九〇三七をこえ、〇・九二七三以下のもの		
	(1)　製油の原料として使用されるもの	一キロリットルにつき六四〇円	昭和四二年三月三一日
	(2)　その他のもの	一キロリットルにつき七三〇円	昭和四二年三月三一日
	ハ　温度一五度における比重が〇・九二七三をこえるもの		
	(1)　製油の原料として使用されるもの	一キロリットルにつき六四〇円	昭和四二年三月三一日
	(2)　その他のもの	一キロリットルにつき六六〇円	昭和四二年三月三一日
	(五)　潤滑油（流動パラフィンを含む。）		
	ロ　その他のもののうち伸展油（温度一五度における比重が〇・八九をこえ、〇・九三以下のものであつて、スチレン及びブタジエンを原料として合成ゴムを製造する際に混入して使用するものに限る。）	無税	昭和四一年三月三一日

同表第二七一四号、第二八〇五号及び第二八一八号の適用期限の欄中「昭和四〇年三月三一日」を「昭和四一年三月三一日」に改め、同表第二八二〇号の税率の欄中「五%」を「無税」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和四〇年三月三一日」を「昭和四一年三月三一日」に改め、同表第二八二八号及び第二八三五号を次のように改める。

二八二八	無機塩基並びに金属の酸化物、水酸化物及び過酸化物（他の号に掲げるものを除く。）並びにヒドラジン、ヒドロキシルアミン及びこれらの無機塩		
	一　二酸化ゲルマニウム	無税	昭和四一年三月三一日
二八三五	硫化物（多硫化物を含む。）		
	一　三硫化アンチモン		
	(1)　当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	無税	昭和四一年三月三一日
	(2)　その他のもの	七%	昭和四一年三月三一日

同表第二八五七号、第二九〇一号及び第二九一一号の適用期限の欄中「昭和四〇年三月三一日」を「昭和四一年三月三一日」に改め、同表第二九一三号の次に次のように加える。

二九一五	多塩基酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化物、スルホン化物、ニトロ化物及びニトロソ化物		
	三　フタル酸、無水フタル酸及びイソフタル酸のうちイソフタル酸	無税	昭和四一年三月三一日

同表第二九一六号、第二九二五号及び第二九二七号の適用期限の欄中「昭和四〇年三月三一日」を「昭和四一年三月三一日」に改め、同表第二九三一号を次のように改める。

二九三一	有機硫黄化合物		
	四　その他のもののうちメチルメルカプタン	無税	昭和四一年三月三一日

同表第二九三七号を削り、同表第二九四二号及び第三二〇五号の適用期限の欄中「昭和四〇年三月三一日」を「昭和四一年三月三一日」に改め、同号の次に次のように加える。

三七〇二	感光性の写真用ロールフィルム及び映画用フィルム（露光してないものに限る。）		
	二　映画用フィルム		
	(一)　天然色用のもの		
	ロ　その他のもののうちフィルムの幅が三〇ミリメートルをこえ、四〇ミリメートル以下のカラーフィルム（撮影用又は複製用のものに限る。）	一五%	昭和四一年三月三一日までにおいて政令で定める日
三八〇五	トールオイル		
	一　粗製のもの	無税	昭和四一年三月三一日

同表第三八一四号、第四四〇三号から第四四〇五号まで及び第四四一三号の適用期限の欄中「昭和四〇年三月三一日」を「昭和四一年三月三一日」に改め、同表第四八〇一号の品名の欄中「（砕木パルプを含むもののうち、一平方メートルの重量が五八グラム以下で、幅が八〇センチメートルをこえるロール状のものに限る。）」の下に「のうち幅が一六一センチメートル以上のもの」を加え、同号の適用期限の欄中「昭和四〇年三月三一日」を「昭和四一年三月三一日」に改める。

同表第四八〇九号、第五八〇九号及び第五八一〇号の適用期限の欄中「昭和四〇年三月三一日」を「昭和四一年三月三一日」に改め、同表第六〇〇一号を削り、同表第六二〇三号及び第六七〇二号の適用期限の欄中「昭和四〇年三月三一日」を「昭和四一年三月三一日」に改め、同表第七一〇三号を削り、同表第七三〇二号の適用期限の欄中「昭和四〇年三月三一日」を「昭和四一年三月三一日」に改め、同表第七四〇一号を削り、同表第七五〇一号から第七五〇五号まで及び第七六〇一号の適用期限の欄中「昭和四〇年三月三一日」を「昭和四一年三月三一日」に改め、同表第七六〇二号から第七六〇四号まで、第七六〇六号及び第七六一二号を次のように改める。

七六〇二	アルミニウムの棒、形材及び線		
	一　棒及び形材	二三%	昭和四一年三月三一日
	二　線	二三%	昭和四一年三月三一日
七六〇三	アルミニウムの板及び帯	二五%	昭和四一年三月三一日
七六〇四	アルミニウムのはく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくのみの厚さが〇・一五ミリメートル以下のものに限る。）	二三%	昭和四一年三月三一日

七六〇六	アルミニウムの管及び中空棒	二三%	昭和四一年三月三一日
七六一二	アルミニウム製のより線、綱、組ひもその他これらに類する物品（電気絶縁をしたものを除く。）のうちより線	二三%	昭和四一年三月三一日

同表第七八〇一号、第七九〇一号、第八〇〇一号及び第八一〇三号の適用期限の欄中「昭和四〇年三月三一日」を「昭和四一年三月三一日」に改め、同表第八一〇四号を次のように改める。

八一〇四	卑金属及びその製品（他の号に掲げるものを除く。） 二　塊、粉、フレーク及びくず ㈢　その他のもののうちアンチモンの塊、粉及びフレーク	一キログラムにつき四〇円	昭和四一年三月三一日

同表第八四四五号の品名の欄中「被加工物の孔の内面のほかその孔軸に直角な端面又は底面を自動的に」を「砥石軸を二本有するもので、被加工物の孔の内面とその孔軸に直角な端面又は底面とを同時に、かつ、自動的に」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和四〇年三月三一日」を「昭和四一年三月三一日」に改め、同表第八四五二号を次のように改める。

八四五二	計算機及び会計機、金銭登録機その他これらに類する計算機構を有する機械（電子計算機械を含むものとし、次号に掲げるものを除く。） 一　電子計算機械 ㈠　計数型電子計算機械（計算機本体、これと電気的に接続して作動する入力機、出力機、入出力機及び記憶機並びに磁気テープコンバーター及び磁気テーププリンターに限るものとし、これらに附属する制御機を含む。）のうちカード式の入力機及び入出力機（読取速度が毎分八〇〇枚以上のものに限る。）、ラインプリンター（四八種類以上の活字を有し、印刷速度が毎分九〇〇行をこえるものに限る。）及び記憶機（磁気テープ式で六ビット以上で構成される字の記録速度が毎秒九〇、〇〇〇字以上のもの、磁気ドラム式で記憶容量が四、〇〇〇、〇〇〇字以上のもの、磁気円板式のもの及び磁気カード式のものに限る。）並びにこれらに附属する制御機	一五%	昭和四一年三月三一日

附　則

1　この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、第一条中関税定率法第二条並びに第十五条第一項第六号及び第七号の改正規定、第二条中関税法第四条第五号、第十一条、第二十三条、第二十六条、第九十七条第一項及び第百十四条の改正規定並びに附則第三項の規定は、昭和四十年七月一日から施行する。

2　改正後の関税定率法第十条第二項の規定は、昭和三十九年六月一日以後災害その他やむを得ない理由により滅失し、又は変質し、若しくは損傷した貨物で同項の規定に該当するものについて適用する。

3　第一項ただし書に定める施行日前に関税定率法第十五条第一項第六号又は第七号の規定により関税の免除を受けた貨物については、なお従前の例による。

4　この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる貨物に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5　酒税法（昭和二十八年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の三第一項中「（変質又は損傷による減税）」を「（変質、損傷等の場合の減税又はもどし税）」に、「同法第十条に規定する」を「これに当該酒類に係る同法第十条第一項の」に改める。

6　物品税法（昭和三十七年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「（変質又は損傷による減税）」を「（変質、損傷等の場合の減税又はもどし税）」に改める。

7　自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和三十九年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第十条」を「第十条第一項」に改める。

◆

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第三十一号（昭四〇・三・三一）

◎物品税法の一部を改正する法律

物品税法（昭和三十七年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第四項を次のように改める。

4　次の各号に掲げる期間内にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる新法別表第二種第十二号に掲げる物品に課されるべき物品税の税率は、新法第十四条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる税率とする。

一　施行日から昭和四十年三月三十一日まで　その価格の百分の十五

二　昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日まで　その価格の百分の十六

三　昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで　その価格の百分の十八

附則第三条に次の二項を加える。

5　次の各号に掲げる期間内にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる新法

別表第二種第十五号に掲げる物品のうち、三原色感光剤を含有し、当該三原色に対応する発色現像を行なうことができる乳剤を単一の支持体に塗布して製造する天然色写真用のフィルム、乾板及び感光紙で、撮影又は焼付けをしてないものに課されるべき物品税の税率は、新法第十四条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる税率とする。

一　施行日から昭和四十年三月三十一日まで　その価格の百分の十

二　昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日まで　その価格の百分の十三

三　昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで　その価格の百分の十六

6　前項の規定は、同項各号に掲げる期間内にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる次に掲げる物品について準用する。

一　新法別表第二種第十八号に掲げる物品のうち、直径が十七センチメートル以下のもの

二　新法別表第二種第二十号に掲げる物品のうち、カラーテレビジョン受像機（カラー放送電波を受信し、その映像の各部に適した色彩を現出させ、かつ、変化させることにより放送電波による色彩映像を再現する受像機をいう。）

附則第五条第一項中「上欄」を「第一欄」に、「中欄」を「第二欄」に改め、「以下この条において同じ。）」の下に「又は租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十八条の二第三項」を、「当該承認に係る新法第十七条第三項」の下に「又は租税特別措置法第八十八条の二第三項」を加え、「下欄」を「第三欄」に、「同項」を「これらの規定」に、「新法第十四条に規定する」を「それぞれ同表の第四欄に掲げる」に改め、同項の表を次のように改める。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
附則第一条第一号に掲げる物品	昭和三十七年十月一日から昭和四十一年九月三十日まで	昭和四十一年十月一日	百分の三十
附則第一条第二号に掲げる物品	昭和三十七年十月一日から昭和四十一年九月三十日まで	昭和四十一年十月一日	百分の二十
附則第三条第一項に規定する物品	施行日から昭和四十一年三月三十一日まで	昭和四十一年四月一日	百分の二十
附則第三条第三項に規定する物品	昭和三十七年十月一日から昭和三十九年九月三十日まで	昭和三十九年十月一日	百分の二十
附則第三条第四項に規定する物品	施行日から昭和四十年三月三十一日まで	昭和四十年四月一日	百分の十六
	昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日まで	昭和四十一年四月一日	百分の十八
	昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで	昭和四十二年四月一日	百分の二十
附則第三条第五項に規定する物品及び同条第六項各号に掲げる物品	施行日から昭和四十年三月三十一日まで	昭和四十年四月一日	百分の十三
	昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日まで	昭和四十一年四月一日	百分の十六
	昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで	昭和四十二年四月一日	百分の二十

附則第五条第二項中「前項の表の上欄」を「前項の表の第一欄」に、「中欄」を「第二欄」に、「同表の下欄」を「同表の第三欄」に、「新法第十四条に規定する」を「それぞれ同項の表の第四欄に掲げる」に改める。

附則第六条中「上欄」を「第一欄」に、「中欄」を「第二欄」に改め、「購入された課税物品」の下に「若しくは当該期間内に租税特別措置法第八十八条の二第一項に規定する機関において同項に規定する合衆国軍隊の構成員等によつて同項に規定する方法により購入された課税物品」を加え、「同表の下欄」を「、同表の第三欄」に、「同条第三項本文」を「新法第二十条第三項本文」に改め、「第五項本文」の下に「（これらの規定を租税特別措置法第八十八条の二第五項において準用する場合を含む。）」を加え、「新法第十四条に規定する」を「それぞれ同表の第四欄に掲げる」に改める。

附則第十二条第一項中「同表の下欄」を「それぞれ同表の下欄」に、

「

附則第三条第四項第一号に掲げる物品	昭和四十年四月一日	五個
附則第三条第四項第二号に掲げる物品	昭和四十年四月一日	二百万円
附則第三条第四項第三号に掲げる物品	昭和四十年四月一日	二百万円
附則第三条第四項第四号に掲げる物品	昭和四十年四月一日	十個

」を

「

附則第三条第四項に規定する物品	昭和四十年四月一日	二十個
	昭和四十一年四月一日	二十個
	昭和四十二年四月一日	二十個
附則第三条第五項に規定する物品	昭和四十年四月一日	六百万円
	昭和四十一年四月一日	六百万円
	昭和四十二年四月一日	六百万円
附則第三条第六項第一号に掲げる物品	昭和四十年四月一日	六百万円
	昭和四十一年四月一日	六百万円
	昭和四十二年四月一日	六百万円
附則第三条第六項第二号に掲げる物品	昭和四十年四月一日	三十個
	昭和四十一年四月一日	三十個
	昭和四十二年四月一日	三十個

」に

改め、同条第二項第二号中「、附則第三条」を「及び附則第三条」に改め、「及び同条第四項第二号から第四号までに掲げる物品」を削り、同項第三号を次のように改める。

三　附則第三条第四項に規定する物品で前項の規定により次に掲げる日にその製造に係る製造場から移出したものとみなされるもの　それぞれ次に掲げる税率

イ　昭和四十年四月一日　その価格の百分の一

ロ　昭和四十一年四月一日　その価格の百分の二

ハ　昭和四十二年四月一日　その価格の百分の二

附則第十二条第二項に次の一号を加える。

四　附則第三条第五項に規定する物品及び同条第六項各号に掲げる物品で、前項の規定により次に掲げる日にその製造に係る製造場から移出したものとみなされるもの　それぞれ次に掲げる税率

イ　昭和四十年四月一日　その価格の百分の三

ロ　昭和四十一年四月一日　その価格の百分の三

ハ　昭和四十二年四月一日　その価格の百分の四

附則第十二条に次の一項を加える。

5　第一項の表の上欄に掲げる物品で同項の規定による物品税額を徴収された、又は徴収されるべきものが当該物品の製造に係る製造場にもどし入れられた場合において、当該物品の製造者（同項の規定の適用がないものとした場合における製造者をいう。）が、政令で定めるところにより、当該物品が当該物品税額を徴収された、又は徴収されるべきものであることにつき当該製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該物品税額は、新法第二十八条の規定に準じて、当該物品につきその者が納付した、又は納付すべき物品税額にあわせて、その者に係る物品税額から控除し、又はその者に還付する。

附　則

この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第三十二号（昭四〇・三・三一）

◎租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三款　技術等海外取引に係る課税の特例（第二十一条―第二十三条）」を「第三款　技術等海外取引に係る課税の特例（第二十一条）　第三款の二　鉱業所得の課税の特例（第二十二条・第二十三条）」に、「（第三十条）」を「（第三十条・第三十条の二）」に、「第五節　貯蓄控除（第四十一条の二―第四十一条の六）」を「第五節　削除」に、「第四十一条の十」を「第四十一条の十一」に、「第三節　技術等海外取引に係る課税の特例（第五十八条）」を「第三節　技術等海外取引に係る課税の特例（第五十八条）　第三節の二　鉱業所得の課税の特例（第五十八条の二・第五十八条の三）」に、「第六十八条」を「第六十八条の二」に改める。

第三条第一項から第三項までの規定中「昭和三十八年四月一日」を「昭和四十年四月一日」に、「昭和四十年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に、「百分の五」を「百分の十」に改め、同条第四項中「昭和三十八年四月一日から昭和四十年三月三十一日まで」を「昭和四十年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで」に改め、同条第五項中「第一項又は第二項の規定の適用を受ける利子所得に該当するものである」を「第七項の規定に該当するものでない」に改める。

第七条の二中「昭和三十七年四月一日から昭和四十年三月三十一日までの間に支払う」を削り、「支払う利子で」を「昭和三十七年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの間に支払う利子で」に、「その発行する」を「昭和四十二年三月三十一日までに発行した」に改める。

第八条の三を第八条の五とし、第八条の二第一項中「昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日まで」を「昭和四十年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで」に、「（昭和三十九年四月一日以後に設定（追加設定を含む。）をされた証券投資信託の収益でその計算期間が一年以上であるものの分配に係る配当所得の金額のうち同日から昭和四十年三月三十一日までの間」を「（当該収益の計算期間が一年以上であるものに係る配当所得（証券投資信託の終了又は証券投資信託契約の一部の解約により支払を受けるものを除く。）で昭和四十二年三月三十一日後に支払期が到来するものの金額のうち同日までの期間」に、「百分の五」を「百分の十」に改め、同条第二項及び第三項中「昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日まで」を「昭和四十年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで」に、「百分の五」を「百分の十」に改め、同条第四項中「昭和三十九年四月一日から昭和四十年四月一日から昭和四十年三月三十一日まで」を「昭和四十年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（配当所得の源泉選択課税）

第八条の三　居住者又は所得税法の施行地に同法第一条第三項第一号に規定する事業を有する非居住者が、昭和四十年五月一日から昭和四十二年四月三十日までの間に同法の施行地において内国法人から配当所得（証券投資信託の収益の分配に係るものを除く。以下この条において同じ。）の支払を受けるべき場合において、当該配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他大蔵省令で定める事項を記載した申告書を当該内国法人を経由して納税地の所轄税務署長に提出したときは、その提出の日後において当該内国法人から支払を受けるべき配当所得については、当該配当所得が次に掲げる配当所得に該当する場合を除き、同法第九条第一項及び第十三条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。

一　その者がその配当所得に係る事業年度終了の日（当該配当所得が所得税法第五条第一項の規定により利益の配当又は剰余金の分配とみなされるものに係る配当所得である場合には、政令で定める日）においてその内国法人の発行済株式の総数又は出資金額の百分の五以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する場合において、当該内国法人から支払を受けるべき配当所得

二　内国法人から支払を受けるべき配当所得で一回に支払を受けるべき金額が二十五万円（当該配当所得の計算の基礎となつた期間が一年以上であるときは、五十万円）以上であるもの

2　前項の規定の適用を受ける者が昭和四十年五月一日から昭和四十二年四月三十日までの間に内国法人から支払を受けるべき配当所得で同項の規定の適用を受けるものに対する所得税法第三十七条又は第四十一条第一項の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十五の税率とする。

3　第一項に規定する申告書は、同項の規定の適用を受けようとする配当所得に係る最初の事業年度終了の日から起算して十五日を経過した日までに提出しなければならない。

4　第一項の場合において、同項に規定する申告書をその提出の際に経由すべき内国法人が受け取つたときは、当該申告書は、その受け取つた日において同項に規定する税務署長に提出されたものとみなす。

5　第三条第五項から第七項までの規定は、第一項及び第二項の規定を適用する場合について準用する。

6　前三項に定めるもののほか、第一項の申告書を提出した居住者又は非居住者が、その提出後、当該申告書の提出の際に経由した内国法人から支払を受ける配当所得につき同項の規定の適用を受けることをやめようとする場合の手続その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（総所得金額に算入しない配当所得）

第八条の四　昭和四十年一月一日から昭和四十一年十二月三十一日までの間に内国法人から支払を受けるべき配当所得（証券投資信託の収益の分配に係るも

のを除く。以下この条において同じ。）で当該内国法人から一回に支払を受けるべき金額が二万五千円（当該配当所得の計算の基礎となつた期間が一年以上であるときは、五万円）以下であるものを有する居住者又は所得税法の施行地に同法第一条第三項第一号に規定する事業を有する非居住者は、昭和四十年分及び昭和四十一年分の所得税については、同法第二十六条、第二十六条の二及び第二十九条第一項から第三項までに規定する合計所得金額、総所得金額若しくはその他の所得の金額又は配当控除額の計算上当該配当所得の金額を除外したところにより、これらの規定を適用することができる。

2　前項に規定する配当所得の支払を受ける者及びその支払をする者については、所得税法第五十九条及び第六十一条から第六十一条の三までの規定中当該配当所得に係る部分は、適用しない。

3　第一項に規定する居住者又は非居住者の昭和四十年分及び昭和四十一年分の所得税について国税通則法第二十五条の規定による決定（当該決定に係る同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を含む。）をする場合におけるこれらの規定の適用については、同項の規定に該当する配当所得の金額及びこれに係る配当控除額は、これらの条に規定する課税標準等及び税額等には含まれないものとする。

第九条第一項中「昭和三十八年四月一日から昭和四十年三月三十一日まで」を「昭和四十年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで」に改め、「収益の分配に係るもの」の下に「及び第八条の三第一項の規定の適用を受けるもの」を加え、「百分の五」を「百分の十」に改める。

第十一条第一項中「次の各号」を「次の表の各号」に、「機械その他の設備及び船舶」を「固定資産」に、「その取得価額の三分の一（第一号に掲げる機械その他の設備（第二号又は第三号に掲げる機械その他の設備にも該当するものについては、それぞれこれらの号に掲げる個人に係るものを除く。）については四分の一とし、第四号に掲げる船舶については十分の一とする。）に相当する金額」を「その取得価額に当該各号に掲げる割合を乗じて計算した金額」に改め、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

個人	資産	割合
一　企業合理化促進法（昭和二十七年法律第五号）第六条に規定する政令で定める重要産業に属する事業を営む個人	当該事業の近代化のため緊急に必要なものとして政令で定める機械その他の設備（次号又は第三号に掲げる機械その他の設備にも該当するものについては、それぞれこれらの号に掲げる個人に係るものを除く。）	四分の一
二　政令で定める中小企業者に該当する個人	当該中小企業者の営む事業の経営の合理化に資するため緊急に必要なものとして政令で定める機械その他の設備	三分の一
三　工業用水法（昭和三十一年法律第百四十六号）第二条第一項に規定する井戸で同法第三条第一項に規定する指定地域内に存するもののうち政令で定めるものに代えて工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第三項に規定する工業用水道又は水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第一項に規定する水道を事業の用に供する個人	当該工業用水又は水道を当該事業の用に供するため必要なものとして政令で定める機械その他の設備	三分の一
四　政令で定める海上運送業を営む個人	当該事業の経営の合理化に資するものとして政令で定める船舶	十分の一

第十三条の二第一項中「又は第十五条から第十七条まで」を「、第十六条又は第十七条」に改める。

第十三条の三第一項中「又は次条から第十七条まで」を「、次条、第十六条又は第十七条」に改め、同条第三項第八号を次のように改める。

八　対外支払手段を対価として行なう船舶の修理のうち通常の修理をこえるものとして政令で定めるもの（第三者を通じて当該取引を行ない、当該第三者が対外支払手段をその対価として受領する場合には、当該第三者を通じて当該取引をした者の当該取引）

第十三条の三第四項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「以下」を「第三者を通じて当該取引を行ない、当該第三者が対外支払手段をその対価として受領する場合には、当該第三者を通じて当該取引をした者の当該取引。以下」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　対外支払手段を対価として行なう著作権（映画フイルムの上映権を含む。）の譲渡又は提供（第三者を通じてこれらの取引を行ない、当該第三者が対外支払手段をその対価として受領する場合には、当該第三者を通じてこれらの取引をした者の当該取引）

第十三条の三第四項に次の一号を加える。

七　対外支払手段を対価として行なう修理、加工又は建設請負（第三者を通じてこれらの取引を行ない、当該第三者が対外支払手段をその対価として受領する場合には、当該第三者を通じてこれらの取引をした者の当該取引とし、前項第八号に掲げる取引及び第四号に掲げる取引に該当するものを除く。）

第十三条の三第五項中「第五号」を「第七号」に、「第四号」を「第五号」に改め、同条第七項第五号を削り、同項第六号中「第四号又は第五号」を「第五号又は第六号」に改め、同号を同項第五号とし、同項に次の一号を加える。

六　第四項第七号に規定する建設請負を行なつた者がある場合において、当該建設請負に係る材料代、人夫賃その他の費用を対外支払手段により支出したときは、当該建設請負による収入金額から当該対外支払手段により支出した金額に相当する金額を控除した金額

第十三条の三第八項第一号中「第五号」を「第七号」に、「修理、加工、建設請負、譲渡若しくは提供であつたこと」を「修理であつたこと、当該取引が第四項第三号に掲げる譲渡若しくは提供であつたこと」に、「又は当該取引が第四項第四号若しくは第五号に掲げる運送」を「、当該取引が同項第五号若しくは第六号に掲げる運送であつたこと又は当該取引が同項第七号に掲げる修理、加工若しくは建設請負」に改める。

第十五条を次のように改める。

第十五条　削除

第十六条第一項中「昭和四十年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改める。

第二十条第九項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第七項中「確定申告書又は損失申告書」とあるのは、「確定申告書等」と読み替えるものとする。

第二十一条第一項中「第三号まで」を「第四号まで」に、「、百分の二十」を「百分の三十とし、同項第四号に掲げる取引によるものについては百分の二十とする。」に改め、同条第二項中「第四号又は第五号」を「第五号から第七号まで」に改め、同条第三項中「第一項に規定する」を「前二項に規定する」に、「第一項の規定」を「前二項の規定」に、「同項の規定」を

「これらの規定」に改め、同条第四項中「第六号」を「第五号及び第六号」に改め、同条第六項中「第一項の規定」を「第一項又は第二項の規定」に、「同項の規定により」を「これらの規定により」に改める。

第二十二条及び第二十三条を削り、第二十一条の次に次の一款を加える。

第三款の二　鉱業所得の課税の特例

（探鉱準備金勘定への繰入金額の必要経費算入）

第二十二条　青色申告書を提出する個人で鉱業を営むものが、昭和四十年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日の属する各年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において、鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第三条第一項に規定する鉱物に係る新鉱床探鉱費の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいずれか低い金額以下の金額を探鉱準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額は、その繰入れをした年分の事業所得の計算上、必要な経費に算入する。

一　当該個人が採掘した当該鉱物の販売によるその年の指定期間内における収入金額として政令で定める金額の百分の十五に相当する金額

二　前号に規定する収入金額に係る所得の金額として政令で定める金額の百分の五十に相当する金額

2　前項に規定する新鉱床探鉱費とは、探鉱のための地質調査、ボーリング又は坑道の掘さくに要する費用その他の探鉱のために要する費用で政令で定めるものをいう。

3　その年の十二月三十一日において、第一項に規定する個人の前年から繰り越された探鉱準備金勘定の金額（同日までに次項の規定により総収入金額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又はその年の前年の十二月三十一日までにこの項の規定により総収入金額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）のうちにその繰入れをした年の翌年一月一日から三年を経過したものがある場合には、その三年を経過した探鉱準備金勘定の金額は、その三年を経過した日の属する年分の事業所得の計算上、総収入金額に算入する。

4　第一項の探鉱準備金勘定を設けている個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日の属する年分の事業所得の計算上、総収入金額に算入する。この場合において、第二号に掲げる場合に該当するときは、同号に規定する探鉱準備金勘定の金額をその繰入れをした年別に区分した各金額のうち、その繰入れをした年が最も古いものから順次総収入金額に算入されるものとする。

一　鉱業を廃止し、又は鉱業に係る事業の全部を譲渡した場合　その廃止し、又は譲渡した日における探鉱準備金勘定の金額

二　前項、前号及び次項の場合以外の場合において探鉱準備金勘定の金額を取りくずした場合　その取りくずした日における探鉱準備金勘定の金額のうちその取りくずした金額に相当する金額

5　第一項の探鉱準備金勘定を設けている個人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出をした日（その届出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日）における探鉱準備金勘定の金額は、政令で定めるところにより、その日の属する年分及びその翌年分の事業所得の計算上、総収

入金額に算入する。この場合においては、当該探鉱準備金勘定の金額については、前二項及び第七項の規定は、適用しない。

6　第十九条第七項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第七項中「確定申告書又は損失申告書」とあるのは、「確定申告書等」と読み替えるものとする。

7　第二十条第十項から第十二項までの規定は、第一項の探鉱準備金勘定を設けている個人が死亡した場合について準用する。

（新鉱床探鉱費の特別控除）

第二十三条　青色申告書を提出する個人で鉱業を営むものが、昭和四十年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日の属する各年において、前条第一項に規定する新鉱床探鉱費の支出を行なつた場合又は事業所得の計算上政令で定める探鉱用機械設備の減価償却費として必要な経費に算入する金額がある場合には、その年分の事業所得の計算上、これらの支出又は償却費に係る必要な経費に算入する金額のほか、次に掲げる金額のうち最も少ない金額に相当する金額は、必要な経費に算入する。

一　その年の指定期間内に支出する当該新鉱床探鉱費の額に相当する金額と、その年の当該探鉱用機械設備についてこの法律及び所得税法並びにこれらの法律に基づく命令の規定により必要な経費に算入した減価償却費の額にその年において事業を営んでいた期間内の指定期間の月数を乗じてこれを当該事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額との合計額

二　その年において前条第四項の規定により総収入金額に算入された、又は算入されるべきこととなつた同条第一項の探鉱準備金勘定の金額に相当する金額

三　その年分の事業所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額にその年において事業を営んでいた期間内の指定期間の月数を乗じてこれを当該事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額

2　前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

3　第二十一条第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

第二十八条第一項中「昭和四十年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改める。

第三十条第四項を次のように改める。

4　第一項の規定により同項に規定する伐採又は譲渡による収入金額に乗ずべき割合は、次の各号に掲げる山林の区分に応じ当該各号に掲げる日における山林の価額として政令で定めるところにより計算した金額及び同日以後において通常要すべき管理費その他の必要な経費の額を基礎として、大蔵省令で定める。

一　昭和四十二年十二月三十一日までの間に伐採し、又は譲渡した山林　昭和二十八年一月一日

二　昭和四十三年一月一日以後に伐採し、又は譲渡した山林　その伐採し、又は譲渡した日の属する年の翌年の十五年前の年の一月一日

第二章第四節第一款中第三十条の次に次の一条を加える。

（山林所得に係る植林費特別控除）

第三十条の二　個人が、昭和四十年一月一日から昭和四十二年十二月三十一日までの間に、政令で定める樹齢に達した山林の伐採（択伐による伐採及び間伐のための伐採を除く。）をし、又は当該山林を譲渡した場合（所得税法第五条の二第一項の規定の適用がある場合を除く。）には、当該伐採又は譲渡の日の属

する年分の山林所得の金額に対する所得税法第九条第一項第七号の規定の適用については、同号に規定する必要な経費を控除した残額は、同号の規定を適用して計算した金額から当該山林に係る植林費特別控除額（当該計算した金額が当該植林費特別控除額に満たないときは、当該計算した金額）を控除した残額に相当する金額とする。

2　前項に規定する植林費特別控除額とは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額を基礎として大蔵省令で定める金額に、同項の個人が同項に規定する伐採又は譲渡をした山林の面積を乗じて計算した金額とする。

一　当該山林の伐採又は譲渡の日の属する年の一月一日において、当該山林の伐採又は譲渡をした面積と同じ面積の植林をするとしたならばその植林に際して通常要すると認められる植林費の山林一ヘクタール当たりの金額

二　当該山林を植林した日の属する年の一月一日において通常要すると認められる植林費（昭和二十八年一月一日前に植林された山林については、当該山林を同日において植林するとしたならばその植林に際して通常要すると認められる植林費）の山林一ヘクタール当たりの金額

3　第一項の規定は、確定申告書等に同項の規定の適用を受ける旨その他大蔵省令で定める事項の記載がない場合には、適用しない。ただし、税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合で政令で定める場合は、この限りでない。

第三十一条第一項第七号中「権利の消滅」を「権利又は鉱業権（租鉱権及び採石権その他土石に採掘し、又は採取する権利を含む。）の消滅」に改める。

第三十三条の二第一項中「昭和四十年十二月三十一日」を「昭和四十二年十二月三十一日」に改め、同条第三項第一号中「一年」を「六月」に改める。

第三十四条第二項中「昭和四十年十二月三十一日」を「昭和四十二年十二月三十一日」に改め、同条第四項中「及び第十四条から第十七条まで」を「、第十四条、第十六条及び第十七条」に改める。

第三十八条の五第二項中「及び第十四条から第十七条まで」を「、第十四条、第十六条及び第十七条」に改める。

第三十八条の六第一項及び第三項中「昭和四十年十二月三十一日」を「昭和四十二年十二月三十一日」に改める。

第三十八条の九中「昭和四十年十二月三十一日」を「昭和四十二年十二月三十一日」に改める。

第三十九条第三項中「及び第十四条から第十七条まで」を「、第十四条、第十六条及び第十七条」に改める。

第二章第五節を次のように改める。

第五節　削除

第四十一条の二から第四十一条の六まで　削除

第四十一条の九第一項中「昭和四十年十二月三十一日」を「昭和四十二年十二月三十一日」に改める。

第二章第六節中第四十一条の十の次に次の一条を加える。

（利付外貨債の償還差益の非課税）

第四十一条の十一　非居住者が昭和四十二年三月三十一日までに発行された利付外貨債（第七条の二第二号に規定する外貨債で確定利率によりその利子が支払われるものをいう。）でその発行日から最終償還日までの期間が五年以上のものにつき支払を受ける償還差益（その利付外貨債の償還により受ける金額がその利付外貨債の発行価額をこえる場合におけるその差益をいう。）については、所得税を課さない。ただし、当該非居住者が所得税法の施行地に同法第一条第三項第一号に規定する事業を有する場合には、当該償還差益で当該事業に帰せられるものその他政令で定めるものについては、この限りでない。

第四十三条第一項中「次の各号」を「次の表の各号」に、「機械その他の設備及び船舶」を「固定資産」に、「その取得価額の三分の一（第一号に掲げる機械その他の設備（第二号から第四号まで又は第六号に掲げる機械その他の設備にも該当するものについては、それぞれこれらの号に掲げる法人に係るものを除く。）については四分の一とし、第五号に掲げる船舶については十分の一とする。）に相当する金額」を「その取得価額に当該各号に掲げる割合を乗じて計算した金額」に改め、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

法人	資産	割合
一　企業合理化促進法第六条に規定する政令で定める重要産業に属する事業を営む法人	第十一条第一項の表の第一号に掲げる機械その他の設備（次号、第四号、第五号又は第七号に掲げる機械その他の設備にも該当するものについては、それぞれこれらの号に掲げる法人に係るものを除く。）	四分の一
二　政令で定める中小企業者に該当する法人	第十一条第一項の表の第二号の政令で定める機械その他の設備で同号に規定する事業に係るもの	三分の一
三　中小企業近代化資金助成法（昭和三十一年法律第百十五号）第三条第三号の二に規定する事業協同組合若しくは事業協同小組合又は同号に規定する法人で小売商業を営むもの	同号に規定する小売商業店舗共同化計画に基づいて設置される建物及び建物附属設備のうち政令で定めるもの	十分の一
四　大型であり、かつ、その製造に高度な生産技術と著しく多額な費用を必要とする機械その他の設備のうちその生産技術を開発することが緊急に必要なもので、法人税法の施行地において最初に製造に着手されたものとして政令で定めるものを事業の用に供する法人	当該機械その他の設備	三分の一
五　工業用水法第二条第一項に規定する井戸で同法第三条第一項に規定する指定地域内に存するもののうち政令で定めるものに代えて工業用水道事業法第二条第三項に規定する工業用水道又は水道法第三条第一項に規定する水道を事業の用に供する法人	第十一条第一項の表の第三号に掲げる機械その他の設備	三分の一
六　政令で定める海上運送業を営む法人	第十一条第一項の表の第四号に掲げる船舶	十分の一
七　農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合（企業組合を除く。）出資組合である商工組合及び商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、出資組合である環境衛生同業組合、塩業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合（森林法第八十六条第二項に規定する生産組合でその事業に従事する組合員に対し俸給、給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。）並びに森林組合連合会	これらの法人の営む協同事業の経営の合理化に資するため緊急に必要なものとして政令で定める機械その他の設備	三分の一

第四十三条第二項中「同項各号」を「同項の表の各号」に改める。

第四十六条第一項中「、第四十八条」を削る。

第四十六条の二第一項中「又は次条から」を「、次条又は第四十九条から」に改め、同条第二項第八号を次のように改める。

八　対外支払手段を対価として行なう船舶の修理のうち通常の修理をこえるものとして政令で定めるもの（第三者を通じて当該取引を行ない、当該第三者が対外支払手段をその対価として受領する場合には、当該第三者を通じて当該取引をした者の当該取引）

第四十六条の二第三項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「以下」を「第三者を通じて当該取引を行ない、当該第三者が対外支払手段をその対価として受領する場合には、当該第三者を通じて当該取引をした者の当該取引。以下」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　対外支払手段を対価として行なう著作権（映画フイルムの上映権を含む。）の譲渡又は提供（第三者を通じてこれらの取引を行ない、当該第三者が対外支払手段をその対価として受領する場合には、当該第三者を通じてこれらの取引をした者の当該取引）

第四十六条の二第三項に次の一号を加える。

七　対外支払手段を対価として行なう修理、加工又は建設請負（第三者を通じてこれらの取引を行ない、当該第三者が対外支払手段をその対価として受領する場合には、当該第三者を通じてこれらの取引をした者の当該取引とし、前項第八号に掲げる取引及び第四号に掲げる取引に該当するものを除く。）

第四十六条の二第四項中「第五号」を「第七号」に、「第四号」を「第五号」に改め、同条第六項第五号を削り、同項第六号中「第四号又は第五号」を「第五号又は第六号」に改め、同号を同項第五号とし、同項に次の一号を加える。

六　第三項第七号に規定する建設請負を行なつた者がある場合において、当該建設請負に係る材料代、人夫賃その他の費用を対外支払手段により支出したときは、当該建設請負による収入金額から当該対外支払手段により支出した金額に相当する金額を控除した金額

第四十六条の二第七項第一号中「第五号」を「第七号」に、「修理、加工、建設請負、譲渡若しくは提供であつたこと」を「修理であつたこと、当該取引が第三項第三号に掲げる譲渡若しくは提供であつたこと」に、「又は当該取引が第三項第四号若しくは第五号に掲げる運送」を「、当該取引が同項第五号若しくは第六号に掲げる運送であつたこと又は当該取引が同項第七号に掲げる修理、加工若しくは建設請負」に改める。

第四十八条を次のように改める。

第四十八条　削除

第四十九条第一項中「昭和四十年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　第一項の規定は、確定申告書等に同項に規定する支出金額の損金算入に関する申告の記載がない場合には、適用しない。

第四十九条に次の一項を加える。

4　第四十三条第六項の規定は、第二項の規定を適用する場合について準用する。

第五十条第一項中「昭和四十年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改め、同条第三項中「第四十八条第八項」を「前条第三項」に改める。

第五十一条第四項及び第五十二条第二項中「第四十八条第八項」を「第四十九条第三項」に改める。

第五十八条第一項中「第三号まで」を「第四号まで」に、「、百分の二十」を「百分の三十とし、同項第四号に掲げる取引によるものについては百分の二十とする。」に改め、同条第二項中「第四号又は第五号」を「第五号から第七号まで」に改め、同条第三項中「第一項」を「前二項」に、「同項の規定」を「これらの規定」に改め、同条第四項中「第六号」を「第五号及び第六号」に改め、同条第六項中「第一項」を「第一項又は第二項」に、「同項の規定により」を「これらの規定により」に改め、同条の次に次の一節を加える。

第三節の二　鉱業所得の課税の特例

（探鉱準備金勘定への繰入金額の損金算入）

第五十八条の二　青色申告書を提出する法人で鉱業を営むものが、昭和四十年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、鉱業法第三条第一項に規定する鉱物に係る新鉱床探鉱費の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいずれか低い金額以下の金額を探鉱準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

一　当該法人が採掘した当該鉱物の販売による当該事業年度の指定期間内における収入金額として政令で定める金額の百分の十五に相当する金額

二　前号に規定する収入金額に係る所得の金額として政令で定める金額の百分の五十に相当する金額

2　前項に規定する新鉱床探鉱費とは、探鉱のための地質調査、ボーリング又は坑道の掘さくに要する費用その他の探鉱のために要する費用で政令で定めるものをいう。

3　第一項に規定する法人の各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された探鉱準備金勘定の金額（同日までに次項の規定により益金に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までにこの項の規定により益金に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）のうちにその繰入れをした事業年度終了の日の翌日から三年を経過したものがある場合には、その三年を経過した探鉱準備金勘定の金額は、その三年を経過した日を含む事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

4　第一項の探鉱準備金勘定を設けている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の計算上、益金に算入する。この場合において、第三号に掲げる場合に該当するときは、同号に規定する探鉱準備金勘定の金額をその繰入れをした事業年度別に区分した各金額のうち、その繰入れをした事業年度が最も古いものから順次益金に算入されるものとする。

一　鉱業を廃止した場合　当該廃止の日における探鉱準備金勘定の金額

二　解散した場合　当該解散の日における探鉱準備金勘定の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）

三　前項、前二号及び次項の場合以外の場合において探鉱準備金勘定の金額を取りくずした場合　その取りくずした日における探鉱準備金勘定の金額のうちその取りくずした金額に相当する金額

5　第一項の探鉱準備金勘定を設けている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその

の届出をした日（その届出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における探鉱準備金勘定の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の計算上、益金に算入する。この場合においては、当該探鉱準備金勘定の金額については、前二項及び第七項の規定は、適用しない。

6　第五十三条第七項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

7　第五十四条第十項及び第十一項の規定は、第一項の探鉱準備金勘定を設けている法人が合併により消滅した場合について準用する。

（新鉱床探鉱費の特別控除）

第五十八条の三　青色申告書を提出する法人で鉱業を含むものが、昭和四十年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（清算中の各事業年度を除く。）において、前条第一項に規定する新鉱床探鉱費の支出を行なつた場合又は政令で定める探鉱用機械設備について償却をした場合には、当該事業年度の所得の計算上、これらの支出又は償却に係る損金に算入される金額のほか、次に掲げる金額のうち最も少ない金額に相当する金額は、損金に算入する。

一　当該事業年度の指定期間内に支出する当該新鉱床探鉱費の額に相当する金額と、当該事業年度の当該探鉱用機械設備の償却額（当該機械設備に係るこの法律及び法人税法並びにこれらの法律に基づく命令の規定により計算される償却範囲額をこえる場合には、当該償却範囲額に相当する金額）に当該事業年度の指定期間の月数を乗じてこれを当該事業年度の月数で除して計算した金額との合計額

二　当該事業年度において前条第三項又は第四項の規定により益金に算入された、又は算入されるべきこととなつた同条第一項の探鉱準備金勘定の金額に相当する金額

三　当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額に当該事業年度の指定期間の月数を乗じてこれを当該事業年度の月数で除して計算した金額

2　前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

3　第五十八条第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

4　第一項の規定の適用を受けた法人の同項の規定により損金に算入された金額は、法人税法第十六条第一項の規定の適用については同項に規定する所得の金額に、同法第十七条の二第一項及び第二項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額にそれぞれ含まれるものとする。

第五十九条第一項中「農業協同組合連合会、」の下に「第四十三条第一項の表の第七号に規定する」を加える。

第六十一条第一項中「農業協同組合連合会」の下に「、森林組合（森林法第七十九条第一項第二号に掲げる事業を行なう組合を除く。）、森林組合連合会」を加える。

第六十二条第一項中「百分の三十」を「百分の五十」に改める。

第六十四条第一項第七号中「権利の消滅（当該権利」を「権利又は鉱業権（租鉱権及び採石権その他土石を採掘し、又は採取する権利を含む。）の消滅（これらの権利」に改め、同条第五項中「及び第四十七条」

を「、第四十七条及び第四十九条」に改める。

第六十五条の三第一項中「昭和四十年十二月三十一日」を「昭和四十二年十二月三十一日」に改め、同条第二項第一号中「一年」を「六月」に改める。

第六十五条の四第一項中「昭和四十一年三月三十一日」を「昭和四十三年三月三十一日」に改め、同条第五項中「及び第四十七条」を「、第四十七条及び第四十九条」に改める。

第六十五条の五第一項及び第六十五条の六第一項中「昭和四十一年三月三十一日」を「昭和四十三年三月三十一日」に改める。

第六十六条第三項中「及び第四十七条」を「、第四十七条及び第四十九条」に改める。

第六十七条の二第一項中「百分の二十八」を「百分の二十六」に改める。

第三章第八節中第六十八条の次に次の一条を加える。

（利付外貨債の償還差益の非課税）

第六十八条の二　法人税法第一条第一項第二号に掲げる法人が昭和四十二年三月三十一日までに発行された利付外貨債（第七条の二第二号に規定する外貨債で確定利率によりその利子が支払われるものをいう。）でその発行日から最終償還日までの期間が五年以上のものにつき支払を受ける償還差益（その利付外貨債の償還により受ける金額がその利付外貨債の発行価額をこえる場合におけるその差益をいう。）については、法人税を課さない。ただし、当該法人が法人税法の施行地に同法第一条第三項第一号に規定する事業を有する場合には、当該償還差益で当該事業に帰せられるものその他政令で定めるものについては、この限りでない。

第七十二条第一項中「昭和四十年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改め、同条第三項中「昭和四十一年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改める。

第七十三条第一項中「昭和四十年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改める。

第七十四条中「日本住宅公団」の下に「、防災建築街区造成組合」を加え、「昭和四十年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改める。

第七十五条第一項中「昭和四十年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改め、同条第二項中「日本住宅公団」の下に「、防災建築街区造成法第四条に規定する防災建築街区造成組合」を加え、「昭和四十年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改める。

第七十八条の次に次の一条を加える。

（中小企業者の取得する土地の取得登記の税率の軽減）

第七十八条の二　昭和四十年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの間に中小企業近代化資金助成法第三条第四号に規定する事業協同組合等の組合員若しくは所属員たる中小企業者で政令で定めるものが、当該事業協同組合等から取得する土地（防災建築街区造成法第三条第一項に規定する土地以外のもので、当該事業協同組合等が中小企業近代化資金助成法第三条第四号イに掲げる資金の貸付けを受けて作成した同号の工場等集団化計画又は店舗集団化計画に基づき取得し、若しくは造成したものに限る。）の所有権の取得の登記については、その登記の登録税の額は、政令で定めるところにより、登録税法第二条第一項第三号の規定にかかわらず、当該土地の価格の千分の六とする。

第七十九条中「外国航路に就航することを目的とする船舶」の下に「及び主として遠洋区域で漁業に従事することを目的とする船舶」を加える。

第九十一条の見出し中「ぶどう糖混和糖水」を「ぶどう糖混和砂糖類」に改め、同条第一項中「混和した糖水」を「混和した砂糖又は糖水」に、「混和糖水」を「混和砂糖類」に、「一キログラムにつき」を「砂糖については一キログラムにつき十一円、糖水については一キログラムにつき」に改め、同条第二項中「受けようとする糖水」を「受けようとする砂糖又は糖水」に、「混和糖水」を「混和砂糖類」に改め、同条第四項中「混和糖水」を「混和砂糖類」に改め、同条に次の一項を加える。

5　第一項に規定する砂糖類の製造者には、砂糖類にぶどう糖を混和する者を含むものとし、同項の承認を受けた場所において砂糖類にぶどう糖を混和するときは、当該混和を製造とみなす。

第九十五条中「昭和四十年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

（所得税の特例に関する経過規定の原則）

第二条　改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和四十年分以後の所得税について適用し、昭和三十九年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（利子所得に関する経過規定）

第三条　昭和四十年四月一日（以下「施行日」という。）前に支払を受けるべきであつた利子所得については、なお従前の例による。

2　改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第三条第一項に規定する公債、社債（特別の法令により設立された法人の発行する債券を含む。）若しくは預金の利子、合同運用信託の利益又は公社債投資信託の収益のうち施行日以後に支払を受けるべきものでその計算期間が一年以上であり、かつ、当該計算期間の初日が同日前であるものに係る利子所得の金額のうち同日までの期間に対応する部分の金額については、なお従前の例による。

（外貨債の利子に関する経過規定）

第四条　新法第七条の二第二号の規定は、施行日以後に支払われるべき同号に規定する利子について適用し、同日前に支払われるべきであつた当該利子については、なお従前の例による。

（配当所得に関する経過規定）

第五条　施行日前に支払を受けるべきであつた配当所得については、新法第八条の四第一項又は第三項の規定の適用に係る場合を除き、なお従前の例による。

2　旧法第八条の二第一項に規定する昭和三十九年四月一日以後に設定（追加設定を含む。）をされた証券投資信託の収益でその計算期間が一年以上であるものの分配に係る配当所得の金額のうち同日から昭和四十年三月三十一日までの間に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額については、なお従前の例による。

（個人の減価償却に関する経過規定）

第六条　昭和四十年分の所得税についての新法第十三条の二第一項及び第十三条の三第一項の規定の適用については、新法第十三条の二第一項中「又は第十七条」とあるのは「若しくは第十七条又は租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第三十二号）附則第六条第三項」と、新法第十三条の三第一項中「又は第十七条」とあるのは「若しくは第十七条又は租税特別措置法の一部を改正する法律附則第六条第三項から第五項まで」と、「、同法」とあるのは「、所得税法」とする。

2　新法第十三条の三の規定は、個人の施行日以後の同条第一項に規定する収入金額で同項に規定する海外取引等によるものについて適用し、同日前の旧法第十三条の三第一項に規定する収入金額で同項に規定する海外取引等によるものについては、なお従前の例による。

3　個人が施行日前に取得し、又は製作した旧法第十五条第一項に規定する探鉱用機械設備を同項に規定する新鉱床の探鉱の用に供した場合における当該探鉱用機械設備の減価償却費の額の計算については、なお従前の例による。

4　個人が施行日前に支出した旧法第十五条第二項に規定する支出金額の必要な経費への算入については、なお従前の例による。

5　個人の旧法第十五条第三項に規定する指定期間内の各年の金属鉱業等に係る鉱業権の減価償却費の額の計算については、なお従前の例による。

（個人の海外市場開拓準備金に関する経過規定）

第七条　個人の昭和三十九年の収入金額のうちにこの法律による旧法第十三条の三第三項の規定の改正により施行日以後新法第十三条の三第一項に規定する海外取引に該当しないこととなつた取引による収入金額がある場合における昭和四十年分の所得税に係る新法第二十条第一項の規定の適用については、同項中「海外取引（以下この条」とあるのは「海外取引（同条第四項第三号又は第七号に掲げる取引を含む。以下この条」と、「金額の合計額に、その年において事業を営んでいた期間内の指定期間の月数を乗じてこれを」とあるのは「金額のうち、当該個人の収入金額で同条第四項第三号又は第七号に掲げる取引によるものに係る金額にその年の一月一日から三月三十一日までの間において事業を営んでいた期間の月数を乗じて計算した金額と、当該個人の収入金額で同項第三号又は第七号に掲げる取引によるもの以外のものに係る金額にその年において事業を営んでいた期間内の指定期間の月数を乗じて計算した金額との合計額を」とする。

（個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過規定）

第八条　新法第二十一条の規定は、施行日以後の同条第一項又は第二項に規定する収入金額について適用し、同日前の旧法第二十一条第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお従前の例による。

（譲渡所得に関する経過規定）

第九条　新法第三十一条（新法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に新法第三十一条第一項又は第三十二条第二項の規定に該当することとなつた個人のこれらの規定に規定する資産の譲渡（消滅及び価値の減少を含む。以下この項において同じ。）に係る所得税について適用し、同日前に旧法第三十一条第一項又は第三十二条第二項の規定に該当することとなつた個人のこれらの規定に規定する資産の譲渡に係る所得税については、なお従前の例による。

2　昭和四十年分の所得税についての新法第三十四条第四項、第三十八条の五第二項（新法第三十八条の八第二項において準用する場合を含む。）及び第三十九条第三項の規定の適用については、これらの規定中「及び第十七条」とあるのは、「及び第十七条並びに租税特別措置法の一部を改正する法律附則第六条第三項から第五項まで」とする。

3　新法第三十三条の二の規定は、昭和四十一年一月一日以後に行なわれた同条第一項の規定に該当する資産の同条第三項第一号に規定する譲渡等に係る所得税について適用し、同日前に行なわれた当該資産の当該譲渡等に係る所得税については、なお従前の例による。

例による。

（貯蓄控除に関する経過規定）

第十条　旧法第四十一条の三第一項の規定による控除を受けた者の所得税については、なお従前の例による。

（法人税の特例に関する経過規定の原則）

第十一条　新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人（法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第一条第二項に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に終了する事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人の減価償却に関する経過規定）

第十二条　新法第四十三条の規定は、法人が施行日以後に取得し、又は製作して事業の用に供した同条第一項に規定する合理化機械等の償却範囲額の計算について適用し、法人が同日前に取得し、又は製作した旧法第四十三条第一項に規定する合理化機械等をその事業の用に供した場合における当該合理化機械等の償却範囲額の計算については、なお従前の例による。

2　施行日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度についての新法第四十六条第一項及び第四十六条の二第一項の規定の適用については、新法第四十六条第一項中「又は第五十一条」とあるのは「若しくは第五十一条又は租税特別措置法の一部を改正する法律附則第十二条第四項」と、新法第四十六条の二第一項中「又は第四十九条から第五十一条まで」とあるのは「若しくは第四十九条から第五十一条まで又は租税特別措置法の一部を改正する法律附則第十二条第四項から第六項まで」とする。

3　新法第四十六条の二の規定は、法人の施行日以後の同条第一項に規定する収入金額で同項に規定する海外取引等によるものについて適用し、同日前の旧法第四十六条の二第一項に規定する収入金額で同項に規定する海外取引等によるものについては、なお従前の例による。

4　法人が施行日前に取得し、又は製作した旧法第四十八条第一項に規定する探鉱用機械設備を同項に規定する新鉱床の探鉱の用に供した場合における当該探鉱用機械設備の償却範囲額の計算については、なお従前の例による。

5　法人が施行日前に支出した旧法第四十八条第二項に規定する支出金額の損金算入については、なお従前の例による。

6　法人の旧法第四十八条第三項に規定する当該事業年度の期間のうち指定期間の金属鉱業等に係る鉱業権の償却範囲額の計算については、なお従前の例による。

（法人の海外市場開拓準備金に関する経過規定）

第十三条　法人の施行日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度に係る新法第四十六条の二第一項に規定する基準年度の総収入金額のうちにこの法律による旧法第四十六条の二第二項の規定の改正により同日以後新法第四十六条の二第一項に規定する海外取引に該当しないこととなつた取引による収入金額がある場合における新法第五十四条第一項の規定の適用については、同項中「以下この条及び次条」とあるのは「同条第三項第三号又は第七号に掲げる取引を含む。以下この条」と、「金額の合計額に、当該事業年度の指定期間の月数を乗じてこれを」とあるのは「金額のうち、当該法人の収入金額で同条第三項第三号又は第七号に掲げる取引によるものに係る金額に当該事業年度開始の日から昭和四十年三月三十一日までの期間の月数を乗じて計算し

た金額と、当該法人の収入金額で同項第三号又は第七号に掲げる取引によるもの以外のものに係る金額に当該事業年度の指定期間の月数を乗じて計算した金額との合計額を」とする。

（法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過規定）

第十四条　新法第五十八条の規定は、施行日以後の同条第一項又は第二項に規定する収入金額について適用し、同日前の旧法第五十八条第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお従前の例による。

（法人の交際費の課税に関する経過規定）

第十五条　新法第六十二条の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度において支出した同条第一項に規定する交際費等について適用し、法人の同日前に開始した事業年度において支出した旧法第六十二条第一項に規定する交際費等については、なお従前の例による。

（法人の資産の譲渡に関する経過規定）

第十六条　新法第六十四条（新法第六十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に新法第六十四条第一項又は第六十五条第三項の規定に該当することとなつた法人のこれらの規定に規定する資産の譲渡（消滅及び価値の減少を含む。以下この項において同じ。）に係る法人税について適用し、同日前に旧法第六十四条第一項又は第六十五条第三項の規定に該当することとなつた法人のこれらの規定に規定する資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2　施行日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度についての新法第六十四条第五項（新法第六十四条の二第六項又は第六十五条第六項において準用する場合を含む。）、第六十五条の四第五項（新法第六十五条の五第七項において準用する場合を含む。）及び第六十六条第三項の規定の適用については、これらの規定中「及び第四十九条から第五十一条まで」とあるのは、「、第四十九条から第五十一条まで及び租税特別措置法の一部を改正する法律附則第十二条第四項から第六項まで」とする。

3　新法第六十五条の三の規定は、昭和四十一年一月一日以後に行なわれた同条第一項の規定に該当する資産の同条第二項第一号に規定する譲渡等に係る法人税について適用し、同日前に行なわれた当該資産の当該譲渡等に係る法人税については、なお従前の例による。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第三十三号（昭四〇・三・三一）

◎所得税法

所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の全部を改正する。

目次

第一編　総則
第一章　通則（第一条―第四条）
第二章　納税義務（第五条・第六条）
第三章　課税所得の範囲（第七条―第十一条）
第四章　所得の帰属に関する通則（第十二条―第十四条）
第五章　納税地（第十五条―第二十条）
第二編　居住者の納税義務
第一章　通則（第二十一条）
第二章　課税標準及びその計算並びに所得控除
第一節　課税標準（第二十二条）
第二節　各種所得の金額の計算
第一款　所得の種類及び各種所得の金額（第二十三条―第三十五条）
第二款　所得金額の計算の通則（第三十六条―第三十八条）
第三款　収入金額の計算（第三十九条―第四十四条）
第四款　必要経費等の計算
第一目　家事関連費、租税公課等（第四十五条・第四十六条）
第二目　資産の評価及び償却費（第四十七条―第五十条）
第三目　資産損失（第五十一条）
第四目　引当金（第五十二条―第五十五条）
第五目　親族が事業から受ける対価（第五十六条・第五十七条）
第五款　資産の譲渡に関する総収入金額並びに必要経費及び取得費の計算の特例（第五十八条―第六十二条）
第六款　事業を廃止した場合等の所得計算の特例（第六十三条・第六十四条）
第七款　収入及び費用の帰属の時期の特例（第六十五条―第六十七条）
第八款　各種所得の範囲及びその金額の計算の細目（第六十八条）
第三節　損益通算及び損失の繰越控除（第六十九条―第七十一条）
第四節　所得控除（第七十二条―第八十二条）
第三章　税額の計算
第一節　税率（第八十三条―第八十五条）
第二節　税額控除（第八十六条―第九十五条）
第四章　税額の計算の特例
第一節　世帯員が資産所得を有する場合の税額の計算の特例（第九十六条―第百一条）
第二節　その他の税額の計算の特例（第百二条・第百三条）
第五章　申告、納付及び還付
第一節　予定納税
第一款　予定納税（第百四条―第百六条）
第二款　特別農業所得者の予定納税の特例（第百七条―第百十条）
第三款　予定納税額の減額（第百十一条―第百十四条）
第四款　予定納税額の納付及び徴収に関する特例（第百十五条―第百十九条）
第二節　確定申告並びにこれに伴う納付及び還付
第一款　確定申告（第百二十条―第百二十三条）
第二款　死亡又は出国の場合の確定申告（第百二十四条―第百二十七条）
第三款　納付（第百二十八条―第百三十条）
第四款　延納（第百三十一条―第百三十七条）
第五款　還付（第百三十八条―第百四十二条）
第三節　青色申告（第百四十三条―第百五十一条）
第六章　更正の請求の特例（第百五十二条・第百五十三条）
第七章　更正及び決定（第百五十四条―第百六十条）
第三編　非居住者及び法人の納税義務
第一章　国内源泉所得（第百六十一条―第百六十三条）
第二章　非居住者の納税義務
第一節　通則（第百六十四条）
第二節　非居住者に対する所得税の総合課税
第一款　課税標準、税額等の計算（第百六十五条）
第二款　申告、納付及び還付（第百六十六条）
第三款　更正の請求の特例（第百六十七条）
第四款　更正及び決定（第百六十八条）
第三節　非居住者に対する所得税の分離課税（第百六十九条―第百七十三条）
第三章　法人の納税義務
第一節　内国法人の納税義務（第百七十四条―第百七十七条）
第二節　外国法人の納税義務（第百七十八条―第百八十条）
第四編　源泉徴収
第一章　利子所得及び配当所得に係る源泉徴収（第百八十一条・第百八十二条）
第二章　給与所得に係る源泉徴収
第一節　源泉徴収義務及び徴収税額（第百八十三条―第百八十九条）
第二節　年末調整（第百九十条―第百九十三条）
第三節　給与所得者の源泉徴収に関する申告（第百九十四条―第百九十八条）
第三章　退職所得に係る源泉徴収（第百九十九条―第二百三条）
第四章　報酬、料金等に係る源泉徴収
第一節　報酬、料金、契約金又は賞金に係る源泉徴収（第二百四条―第二百六条）
第二節　生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収（第二百七条―第二百九条）
第三節　匿名組合契約等の利益の分配に係る源泉徴収（第二百十条・第二百十一条）
第五章　非居住者又は法人の所得に係る源泉徴収（第二百十二条―第二百十五条）
第六章　源泉徴収に係る所得税の納期の特例（第二百十六条―第二百十九条）
第七章　源泉徴収に係る所得税の納付及び徴収（第二百二十条―第二百二十三条）
第五編　雑則
第一章　支払調書の提出等の義務（第二百二十四条―第二百三十一条）
第二章　その他の雑則（第二百三十二条―第二百三十七条）
第六編　罰則（第二百三十八条―第二百四十四条）
附則

第一編　総則

第一章　通則

（趣旨）

第一条　この法律は、所得税について、納税義務者、

課税所得の範囲、税額の計算の方法、申告、納付及び還付の手続、源泉徴収に関する事項並びにその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　国内　この法律の施行地をいう。

二　国外　この法律の施行地外の地域をいう。

三　居住者　国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて一年以上居所を有する個人をいう。

四　非永住者　居住者のうち、国内に永住する意思がなく、かつ、現在まで引き続いて五年以下の期間国内に住所又は居所を有する個人をいう。

五　非居住者　居住者以外の個人をいう。

六　内国法人　国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。

七　外国法人　内国法人以外の法人をいう。

八　人格のない社団等　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。

九　公社債　公債及び社債（会社以外の法人が特別の法律により発行する債券を含む。）をいう。

十　預貯金　預金及び貯金（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）をいう。

十一　合同運用信託　信託会社（信託業務を兼営する銀行を含む。）が引き受けた金銭信託で、共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するものをいう。

十二　貸付信託　貸付信託法（昭和二十七年法律第百九十五号）第二条第一項（定義）に規定する貸付信託をいう。

十三　証券投資信託　証券投資信託法（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第一項（定義）に規定する証券投資信託をいう。

十四　オープン型の証券投資信託　証券投資信託のうち、元本の追加信託をすることができるものをいう。

十五　公社債投資信託　証券投資信託のうち、その信託財産を公社債に対する投資として運用することを目的とするもので、株式又は出資に対する投資として運用しないものをいう。

十六　たな卸資産　事業所得を生ずべき事業に係る商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産（有価証券及び山林を除く。）でたな卸をすべきものとして政令で定めるものをいう。

十七　有価証券　有価証券取引税法（昭和二十八年法律第百二号）第二条（定義）に規定する有価証券その他これに準ずるもので政令で定めるものをいう。

十八　固定資産　土地（土地の上に存する権利を含む。）、減価償却資産、電話加入権その他の資産（山林を除く。）で政令で定めるものをいう。

十九　減価償却資産　不動産所得若しくは雑所得の基因となり、又は不動産所得、事業所得、山林所得若しくは雑所得を生ずべき業務の用に供される建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、鉱業権その他の資産で償却をすべきものとして政令で定めるものをいう。

二十　繰延資産　不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務に関し個人が支出する費用のうち支出の効果がその支出の日以後一年以上に及ぶもので政令で定めるものをいう。

二十一　各種所得　第二編第二章第二節第一款（所得の種類及び各種所得の金額）に規定する利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得をいう。

二十二　各種所得の金額　第二編第二章第二節第一款に規定する利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、退職所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額をいう。

二十三　変動所得　漁獲から生ずる所得、原稿若しくは作曲の報酬に係る所得又は著作権の使用料に係る所得をいう。

二十四　臨時所得　役務の提供を約することにより一時に取得する契約金に係る所得その他の所得で臨時に発生するもののうち政令で定めるものをいう。

二十五　純損失の金額　第六十九条第一項（損益通算）に規定する損失の金額のうち同条の規定を適用してもなお控除しきれない部分の金額をいう。

二十六　雑損失の金額　第七十二条第一項（雑損控除）に規定する損失の金額の合計額がその損失の生じた日の属する年分の第二十二条（課税標準）に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の十分の一に相当する金額をこえる場合におけるそのこえる部分の金額をいう。

二十七　災害　震災、風水害、火災その他政令で定める災害をいう。

二十八　控除対象配偶者　居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもののうち、第七十条（純損失の繰越控除）及び第七十一条（雑損失の繰越控除）の規定を適用しないで計算した場合における第二十二条に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額（以下この条において「合計所得金額」という。）が五万円以下であるものをいう。

二十九　扶養親族　居住者の親族（その居住者の配偶者を除く。）でその居住者と生計を一にするもののうち、合計所得金額が五万円以下であるものをいう。

三十　障害者　心神喪失の常況にある者、失明者その他の精神又は身体に障害がある者で政令で定めるものをいう。

三十一　老年者　年齢六十五歳以上の者をいう。

三十二　寡婦　次に掲げる者で、扶養親族その他その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有し、かつ、老年者に該当しないものをいう。

イ　夫と死別し、又は夫と離婚した後婚姻をしていない者

ロ　夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの

三十三　勤労学生　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条（学校の範囲）に規定する学校の学生、生徒又は児童で、自己の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得を有し、かつ、次に掲げる要件を備えているものをいう。

イ　これらの所得（自己の勤労に基づいて得たものに限る。）以外の各種所得の金額が十万円以下であること。

ロ　合計所得金額が二十五万円以下であること。

三十四　特別農業所得者　その年において農業所得（米、麦、たばこ、果実、野菜若しくは花の生産若しくは栽培又は養蚕に係る事業その他これに類するものとして政令で定める事業から生ずる所得をいう。以下この号において同じ。）の金額が総所得金額の十分の七に相当する金額をこえ、かつ、その年九月一日以後に生ずる農業所得の金額がその年中の農業所得の金額の十分の七をこえる者をい

う。

三十五　予定納税額　第百四条第一項（予定納税額の納付）又は第百七条第一項（特別農業所得者の予定納税額の納付）（これらの規定を第百六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定により納付すべき所得税の額をいう。

三十六　確定申告書　第二編第五章第二節第一款及び第二款（確定申告）（第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）をいう。

三十七　期限後申告書　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十八条第二項（期限後申告書）に規定する期限後申告書をいう。

三十八　修正申告書　国税通則法第十九条第三項（修正申告書）に規定する修正申告書をいう。

三十九　青色申告書　第百四十三条（青色申告）（第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定により青色の申告書によつて提出する確定申告書及び確定申告書に係る修正申告書をいう。

四十　確定申告期限　第百二十条第一項（確定所得申告）（第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書の提出期限をいい、年の中途において死亡し又は出国をした場合には、第百二十五条第一項（年の中途で死亡した場合の確定申告）又は第百二十七条第一項（年の中途で出国をする場合の確定申告）（これらの規定を第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書の提出期限をいう。

四十一　出国　居住者については、国税通則法第八十九条第二項（納税管理人）の規定による納税管理人の届出をしないで国内に住所及び居所を有しないこととなることをいい、非居住者については、同項の規定による納税管理人の届出をしないで国内に居所を有しないこととなること（国内に居所を有しない非居住者で第百六十四条第一項第一号から第三号まで（非居住者に対する課税の方法）に掲げる非居住者に該当するものについては、これらの号に掲げる非居住者のいずれにも該当しなくなることとし、国内に居所を有しない非居住者で同項第四号に掲げる非居住者に該当するものについては、国内において行なう第百六十一条第二号（人的役務の提供事業に係る対価）に規定する事業を廃止することとする。）をいう。

四十二　更正　国税通則法第二十四条（更正）又は第二十六条（再更正）の規定による更正をいう。

四十三　決定　第十九条（納税地指定の処分の取消しがあつた場合の申告等の効力）の場合を除き、国税通則法第二十五条（決定）の規定による決定をいう。

四十四　源泉徴収　第四編第一章から第六章まで（源泉徴収）の規定により所得税を徴収し及び納付することをいう。

四十五　附帯税　国税通則法第二条第四号（定義）に規定する附帯税をいう。

四十六　充当　第百九十条（年末調整）及び第百九十一条（過納額の充当又は還付）の場合を除き、国税通則法第五十七条第一項（充当）の規定による充当をいう。

四十七　還付加算金　国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）に規定する還付加算金をいう。

2　この法律において、「相続人」には、包括受遺者を含むものとし、「被相続人」には、包括遺贈者を含むものとする。

（居住者及び非居住者等の区分）

第三条　国家公務員又は地方公務員（これらのうち日本の国籍を有しない者その他政令で定める者を除く。）は、国内に住所を有しない期間についても国内に住所を有するものとみなして、この法律（第十条（少額預金等の利子所得の非課税）、第十五条（納税地）及び第十六条（納税地の特例）を除く。）の規定を適用する。

2　前項に定めるもののほか、居住者及び非居住者並びに非永住者及び非永住者以外の居住者の区分に関し、個人が国内に住所を有するかどうか又は居住者が国内に永住する意思があるかどうかの判定について必要な事項は、政令で定める。

（人格のない社団等に対するこの法律の適用）

第四条　人格のない社団等は、法人とみなして、この法律（別表第一を除く。）の規定を適用する。

第二章　納税義務

（納税義務者）

第五条　居住者は、この法律により、所得税を納める義務がある。

2　非居住者は、第百六十一条（国内源泉所得）に規定する国内源泉所得（以下この条において「国内源泉所得」という。）を有するときは、この法律により、所得税を納める義務がある。

3　内国法人は、国内において第百七十四条各号（内国法人に係る所得税の課税標準）に掲げる利子等、配当等、利益の分配又は報酬若しくは料金の支払を受けるときは、この法律により、所得税を納める義務がある。

4　外国法人は、国内源泉所得のうち第百六十一条第二号から第七号まで又は第九号から第十一号までに掲げるものの支払を受けるときは、この法律により、所得税を納める義務がある。

（源泉徴収義務者）

第六条　第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等の支払をする者その他第四編第一章から第六章まで（源泉徴収）に規定する支払をする者は、この法律により、その支払に係る金額につき源泉徴収をする義務がある。

第三章　課税所得の範囲

（課税所得の範囲）

第七条　所得税は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる所得について課する。

一　非永住者以外の居住者　すべての所得

二　非永住者　第百六十一条（国内源泉所得）に規定する国内源泉所得（以下この条において「国内源泉所得」という。）及びこれ以外の所得で国内において支払われ、又は国外から送金されたもの

三　非居住者　第百六十四条第一項各号（非居住者に対する課税の方法）に掲げる非居住者の区分に応じそれぞれ同項各号及び同条第二項各号に掲げる国内源泉所得

四　内国法人　国内において支払われる第百七十四条各号（内国法人に係る所得税の課税標準）に掲げる利子等、配当等、利益の分配並びに報酬及び料金

五　外国法人　国内源泉所得のうち第百六十一条第二号から第七号まで及び第九号から第十一号までに掲げるもの

2　前項第二号に掲げる所得の範囲に関し必要な事項は、政令で定める。

（納税義務者の区分が異動した場合の課税所得の範囲）

第八条　その年において、個人が非永住者以外の居住者、非永住者又は第百六十四条第一項各号（非居住

者に対する課税の方法）に掲げる非居住者の区分のうち二以上のものに該当した場合には、その者がその年において非永住者以外の居住者、非永住者又は当該各号に掲げる非居住者であつた期間に応じ、それぞれの期間内に生じた前条第一項第一号から第三号までに掲げる所得に対し、所得税を課する。

（非課税所得）

第九条　次に掲げる所得については、所得税を課さない。

一　郵便貯金、郵便振替貯金又は政令で定める当座預金の利子

二　学校教育法第一条（学校の範囲）に規定する小学校、中学校若しくは高等学校又は同法第七十二条（盲学校等の部別）に規定する盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部、中学部若しくは高等部の児童又は生徒が、その学校の長の指導を受けて預入し又は信託した預貯金（前号に規定するものを除く。）又は合同運用信託で政令で定めるものの利子又は収益の分配

三　恩給法（大正十二年法律第四十八号）に規定する増加恩給（これに併給される普通恩給を含む。）及び傷病賜金その他公務上又は業務上の事由による負傷又は疾病に基因して受けるこれらに準ずる給付で政令で定めるもの並びに遺族の受ける恩給及び年金（死亡した者の勤務に基づいて支給されるものに限る。）

四　給与所得を有する者が勤務する場所を離れてその職務を遂行するため旅行をし、若しくは転任に伴う転居のための旅行をした場合又は就職若しくは退職をした者若しくは死亡による退職をした者の遺族がこれらに伴う転居のための旅行をした場合に、その旅行に必要な支出に充てるため支給される金品で、その旅行について通常必要であると認められるもの

五　給与所得を有する者がその使用者から受ける金銭以外の物（経済的な利益を含む。）でその職務の性質上欠くことのできないものとして政令で定めるもの

六　国外で勤務する居住者の受ける給与のうち、その勤務により国内で勤務した場合に受けるべき通常の給与に加算して受ける在勤手当（これに類する特別の手当を含む。）で政令で定めるもの

七　外国政府、外国の地方公共団体又は政令で定める国際機関に勤務する者で政令で定める要件を備えるものがその勤務により受ける俸給、給料、賃金、歳費、賞与及びこれらの性質を有する給与（外国政府又は外国の地方公共団体に勤務する者が受けるこれらの給与については、その外国がその国において勤務する日本国の国家公務員又は地方公務員で当該政令で定める要件に準ずる要件を備えるものが受けるこれらの給与について所得税を課さない場合に限る。）

八　自己又はその配偶者その他の親族が生活の用に供する家具、じゆう器、衣服その他の資産で政令で定めるものの譲渡による所得

九　資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である場合における国税通則法第二条第十号（定義）に規定する強制換価手続による資産の譲渡による所得（第三十三条第二項第一号（譲渡所得に含まれない所得）の規定に該当するものを除く。）

十　有価証券の譲渡による所得のうち、次に掲げる所得以外のもの

イ　継続して有価証券を売買することによる所得として政令で定めるもの

ロ　相当数買い集めた同一銘柄の有価証券を、その所有者である地位を利用して、その発行法人若しくはその特殊関係者で政令で定めるものに対し、又はこれらの者若しくはその依頼する者のあつせんにより売却することによる所得として政令で定めるもの

ハ　事業又はその用に供する資産の譲渡に類するものとして政令で定める有価証券の譲渡による所得

十一　オープン型の証券投資信託の収益の分配のうち、信託財産の元本の払戻しに相当する部分として政令で定めるもの

十二　証券投資信託の終了又は証券投資信託の一部の解約によりその証券投資信託の受益証券を有する者に対して支払われる金額とその証券投資信託について信託された金額（オープン型の証券投資信託については、当該金額のうち前号に掲げる収益の分配に充てられるべき部分の金額を控除した金額。次項第四号において同じ。）のうち当該受益証券に係る部分の金額とのうちいずれか低い金額が当該受益証券の取得に要した金額をこえる場合におけるそのこえる部分の金額

十三　法人の法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十四号（定義）に規定する株主等（以下この条において「株主等」という。）がその法人の資本若しくは出資の減少、株式の消却又はその法人からの退社若しくは脱退により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額とその法人の同法第二条第十六号に規定する資本等の金額のうちその交付の基因となつた株式（出資を含む。以下この条において同じ。）に係る部分の金額とのうちいずれか低い金額が当該株式の取得に要した金額をこえる場合におけるそのこえる部分の金額

十四　内国法人（法人税法第二条第六号に規定する公益法人等及び人格のない社団等を除く。以下この条において同じ。）の株主等がその内国法人の解散により残余財産の分配として交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額がその交付の基因となつたその内国法人の株式の取得に要した金額をこえる場合におけるそのこえる部分の金額

十五　内国法人の株主等がその内国法人の合併により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額がその交付の基因となつたその内国法人の株式の取得に要した金額をこえる場合におけるそのこえる部分の金額

十六　皇室経済法（昭和二十二年法律第四号）第四条第一項（内廷費）及び第六条第一項（皇族費）の規定により受ける給付

十七　文化功労者年金法（昭和二十六年法律第百二十五号）第八条第一項（年金）の規定による年金及び学術に関する顕著な貢献を表彰するものとして又は顕著な価値がある学術に関する研究を奨励するものとして国、地方公共団体、外国、国際機関、国際団体又は大蔵大臣の指定する団体若しくは基金から交付される金品（給与その他対価の性質を有するものを除く。）で大蔵大臣の指定するもの

十八　学資に充てるため給付される金品（給与その他対価の性質を有するものを除く。）及び扶養義務者相互間において扶養義務を履行するため給付される金品

十九　相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の規定により相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなされるものを含む。）

二十　損害保険契約に基づき支払を受ける保険金及び損害賠償金（これらに類するものを含む。）で、

心身に加えられた損害又は突発的な事故により資産に加えられた損害に基因して取得するものその他の政令で定めるもの

二十一　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の適用を受ける選挙に係る公職の候補者が選挙運動に関し法人からの贈与により取得した金銭、物品その他の財産上の利益で、同法第百八十九条（選挙運動に関する収入及び支出の報告書の提出）の規定による報告がされたもの

2　次に掲げる金額は、この法律の規定の適用については、ないものとみなす。

一　前項第八号に規定する資産の譲渡による収入金額がその資産の第三十三条第三項に規定する取得費及びその譲渡に要した費用の合計額（以下この項において「取得費等の金額」という。）に満たない場合におけるその不足額

二　前項第九号に規定する資産の譲渡による収入金額がその資産の取得費等の金額に満たない場合におけるその不足額

三　前項第十号イからハまでに掲げる所得の基因となる有価証券の売買、売却又は譲渡に該当する場合を除き、有価証券の譲渡による収入金額がその有価証券の取得費等の金額に満たない場合におけるその不足額

四　前項第十二号に規定する事由により同号の証券投資信託の受益証券を有する者に対して支払われる金額とその証券投資信託について信託された金額のうち当該受益証券に係る部分の金額とのうちいずれか低い金額が当該受益証券の取得に要した金額に満たない場合におけるその不足額

五　法人の株主等が前項第十三号に規定する事由により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額とその法人の同号に規定する資本等の金額のうちその交付の基因となつた株式に係る部分の金額とのうちいずれか低い金額が当該株式の取得に要した金額に満たない場合におけるその不足額

六　内国法人の株主等が前項第十四号に規定する事由により残余財産の分配として交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額がその交付の基因となつたその内国法人の株式の取得に要した金額に満たない場合におけるその不足額

七　内国法人の株主等が前項第十五号に規定する事由により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額がその交付の基因となつたその内国法人の株式の取得に要した金額に満たない場合におけるその不足額

（少額預金等の利子所得の非課税）

第十条　国内に住所を有する個人が、金融機関その他の預貯金の受入れをする者又は証券業者で政令で定めるものの営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下この条において「金融機関の営業所等」という。）において預貯金（前条第一項第一号又は第二号の規定に該当するものを除く。以下この条において同じ。）、合同運用信託（同号の規定に該当するものを除く。以下この条において同じ。）又は有価証券（公社債及び公社債投資信託の受益証券のうち、政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）の預入、信託又は購入（以下この条において「預入等」という。）をする場合において、政令で定めるところにより、その預入等の際その預貯金、合同運用信託又は有価証券につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他必要な事項を記載した書類（以下この条において「非課税貯蓄申込書」という。）を提出したときは、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に掲げるものについては、所得税を課さない。

一　その預貯金の元本と非課税貯蓄申込書を提出して預入した他の預貯金の元本との合計額がその預貯金の利子の計算期間を通じて百万円をこえない場合　その預貯金の当該計算期間に対応する利子

二　その合同運用信託の元本と非課税貯蓄申込書を提出して信託した他の合同運用信託の元本との合計額がその合同運用信託の収益の分配の計算期間を通じて百万円をこえない場合（その合同運用信託が無記名の受益証券に係る貸付信託である場合には、その収益の分配の計算期間を通じて政令で定めるところにより保管の委託をしている場合に限る。）　その合同運用信託の当該計算期間に対応する収益の分配

三　その有価証券につき、その利子又は収益の分配の計算期間を通じて（その有価証券が当該計算期間の中途において購入にしたもの　である場合には、その購入の日の属する計算期間については、同日から当該計算期間の終了の日までの期間を通じて。以下この号において同じ。）、政令で定めるところにより保管の委託をし又は登録を受けており、かつ、その有価証券の額面金額又はこれに準ずる金額として政令で定めるもの（以下この条において「額面金額等」という。）と非課税貯蓄申込書を提出して購入した他の有価証券の額面金額等との合計額が当該計算期間を通じて百万円をこえない場合　その有価証券の当該計算期間に対応する利子又は収益の分配

2　非課税貯蓄申込書は、預貯金、合同運用信託又は有価証券のうち次項に規定する非課税貯蓄申告書に記載されたものについて、当該申告書に記載された金融機関の営業所等に対してのみ、提出することができる。

3　第一項の規定は、個人が、その住所及び氏名、預貯金、合同運用信託又は有価証券のうち同項の規定の適用を受けようとするもの並びにその適用を受けようとするものの預入等をしようとする金融機関の営業所等の名称及び所在地を記載した申告書（以下この条において「非課税貯蓄申告書」という。）を、その金融機関の営業所等を経由し、最初にその預入等をする日までに、その個人の住所地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

4　前項の場合において、非課税貯蓄申告書が同項の税務署長に提出されたときは、同項の金融機関の営業所等においてこれを受理した日にその提出がされたものとみなす。

5　非課税貯蓄申告書には、預貯金、合同運用信託又は有価証券のうちいずれか一のもの及びその預入等をしようとする金融機関の営業所等のうちいずれか一のものに限り記載することができるものとし、一の非課税貯蓄申告書を提出した場合には、政令で定める場合を除き、他の非課税貯蓄申告書は、提出することができないものとする。

6　第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の元本及び額面金額等の計算の方法、非課税貯蓄申込書及び非課税貯蓄申告書の提出並びに当該申告書を提出した者がその提出後当該申告書に記載した事項を変更した場合又は同項の規定の適用を受けることをやめようとする場合における申告に関する事項その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（公共法人等及び公益信託に係る非課税）

第十一条　別表第一に掲げる法人が支払を受ける第百七十四条各号（内国法人に係る所得税の課税標準）に掲げる利子等、配当等、利益の分配並びに報酬及び料金については、所得税を課さない。

2　信託法（大正十一年法律第六十二号）第六十六条